M3-60

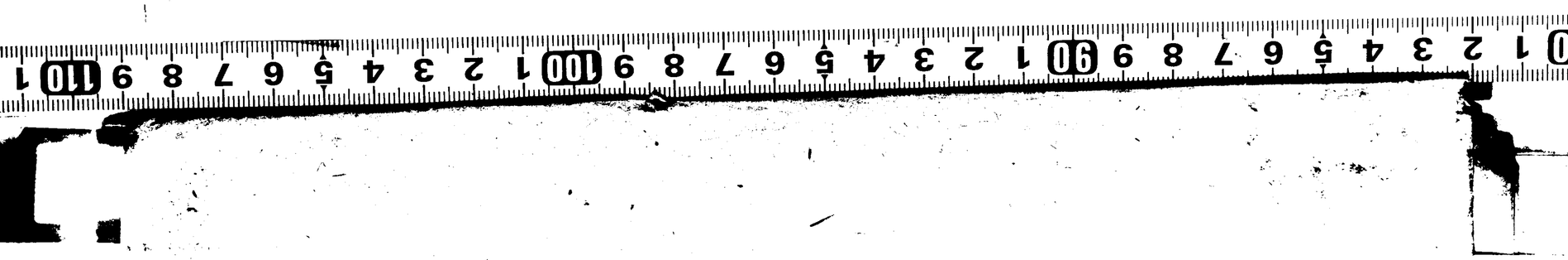

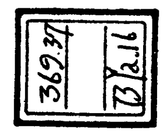

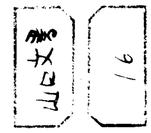

出願者名簿

氏名	会社名	事項
日本	三井鉱山株式会社	
川崎(日)	三菱鉱業株式会社	
伊藤	日本窒素肥料株式会社	
吉田	久保田鉄工株式会社	
野口	日立鉱山株式会社	
小林	合名会社飯塚鉱業所	
伊東	日本鉱業株式会社	
小川	日本曹達株式会社	

出頭者名簿

業種	會社名	氏名	元職名	引揚月日			
アルミ圧延	三井輕金屬株式会社	岡本武夫	群馬工場圧延課長	昭和二十・五・			
鉄鋼圧延	三成鉱業株式会社	宮田作次郎	事務取扱後仝社取締役	二〇・一二・二五			
製鉄	日本重工業株式会社	伊東義一	戦時中工場疎開建設本部作業本部工務部長	二〇・四・二〇			
公	日室鉱業開発株式会社	安部賴賢一亮	事務取扱後仝社取締役	二〇・四・二四			
製鉄	利原鉄山株式会社	伊東文吉	戦時中工場疎開建設本部作業本部工務部長	二〇・一二・一三			
製鋼	日本鉱業株式会社	倉員隆和	戦時中工場疎開建設本部作業本部工務部長	二〇・四・一三			
金銀銅鉛石油・製錬	日本鉱業株式会社	小貫昌雄	事務取扱後仝社取締役	二〇・一二・一二			
製鉄	日本窒用㕘	久保田豊	事務取扱後仝社取締役	二〇・一二・一三			

共 67 枚

369.97
73Y216

外務省

2 1

○製鉄

○日本製鉄
利原鉄山
日本高周波

二三一五三四一一三
五七一五八一 八三四 八四三五 支店
大阪 四五六一一六
久保山

○製鋼

三菱製鋼

○鐘ヶ淵工業
朝鮮電気化金

○三菱鉱業
是川製鉄
朝鮮化鉄

三三一六七六六 大阪
大森 三二四一一三 安東県

氏名	官職俸給	年令	本籍地
高等小學校卒業 師範學校卒業有資格者同講習會修了者 （五年	屬 叢任七等 九級	三宅 通	岡山縣
高等學校大學本科該當部卒業 前記學歷者ノ外	屬 四級	三八	岡山縣
前記ニ同ジ	屬 六級	三一	岡山縣
高等小學校卒業ノ上專門學校卒業 前記學歷者ノ外	屬 六級	三六	岡山縣
前記ニ同ジ 岡山縣農林學校卒業 前記學歷者ノ外	屬 仕丁 六年 二年 三年 四年	三七	岡山縣
前記ニ同ジ 岡山縣立商業學校卒業 前記學歷者ノ外	屬	三〇	岡山縣
前記ニ同ジ	屬	三一	岡山縣
前記ニ同ジ	屬	三二	岡山縣

○輕金屬
○三井輕金屬
○東亞電工
○東亞住友輕金屬
○三井地所
○日立マグネシウム
東日輕金屬
朝鮮神鋼鋼金屬

6、

5、

○電極工業

○日窒肥料、合化学工場

東海電極

日本炭素工業

昭和電工半導体工場

○コークス

東邦地料工業

日室係

外務省

○[illegible]石油

○東鄭人造石油

○中華鉱業開発

東鄭石油

○日窒曲石

○日窒ニ於ケル[illegible]

○コークス業

東鄭地物産

Location (Nearest Large Town or Province)

Name of Plant

Parent Company

Nature of Product

Capacity 能力

Production, 1940-1945 生産高

Condition When Left 戦争時の状態

Summary of Equipment 施設一覧

Disposal of Product 生産物の処分 (製物、設備

Type of Fuel and Source ~~原動力種別~~ 燃料、動力採取 (動力ヲ、供給)

Proximity to Raw Material 原料入手方法、

Apparent Quantity of Raw Material 原材料、概算量

Plans, flow sheets, etc. available 建設設計、型式、~~生産過程図解~~ 操業系統、

Capital Investment 資本投資

Remarks: 備考

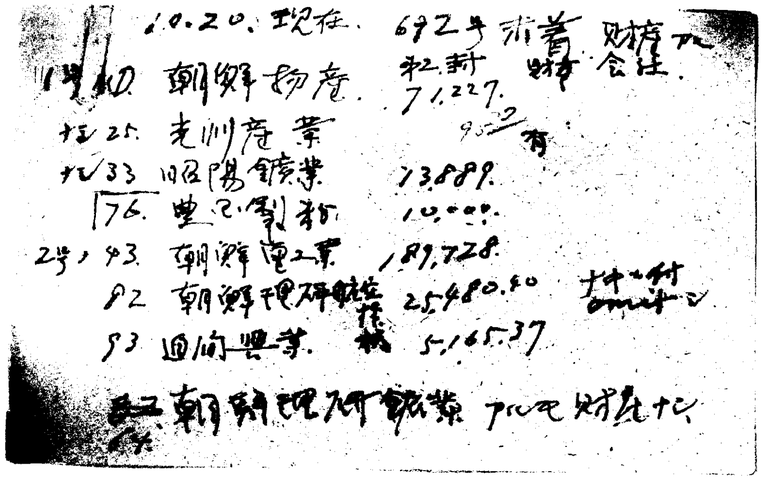
10.20. 現在. 692号 非着 財務
和.封 特 会注.
朝鮮物産. 71,227.
952 有
光州産業
昭陽鑛業 73,889.
76. 豊 製粉 10,000.
93. 朝鮮窒素 189,728.
92 朝鮮理研鉱業 25,480.80 ナシ付
93 興南製業. 5,165.37
92 朝鮮理研鉱業 アルモ対象ナシ

朝鮮物産 〃 在来勘定 津一封鎖 57,996.60

満國製粉 〃 在来基勘定 自由予金 40,103 津一封鎖 7,285.

~~凍結予金~~ 凍結予金 10,000

朝鮮重工業 〃 特別基勘定 津一封鎖 50,044.82

迫川鉱業 在来基勘定 津一封鎖 2,176.

九洲産業 〃 在来基勘定 津一封鎖 90.22

昭陽鉱業 〃

※2 朝鮮理研航空株 前期分と予金ナシ 692号通知済 〃

※ 朝興鉱業 我登丸、1号券

海外事業局 許可 中央経済会 原票用紙

化学肥料
合成ゴム
油脂
カーバイト
火薬
化学繊維
製紙及パルプ
製薬及化学薬品
接着剤
電極工業
製紙
セメント
窯業
耐火煉瓦及耐火物
マグネシア
瓦斯コークス

別二
集計せん化表
各化別内訳表

繊維工業

綿及絹織物
麻織物
毛織物
製綱
染色及被服加工
メリヤス及縫条
衛生材料

鉄鋼業
軽金属工業
石油業
電気
造船工業
機械及金属品工業
食糧品工業

鎖業
石炭
セメント
陶物

2

濮林業

金融

金庫

定定

私設

自動車

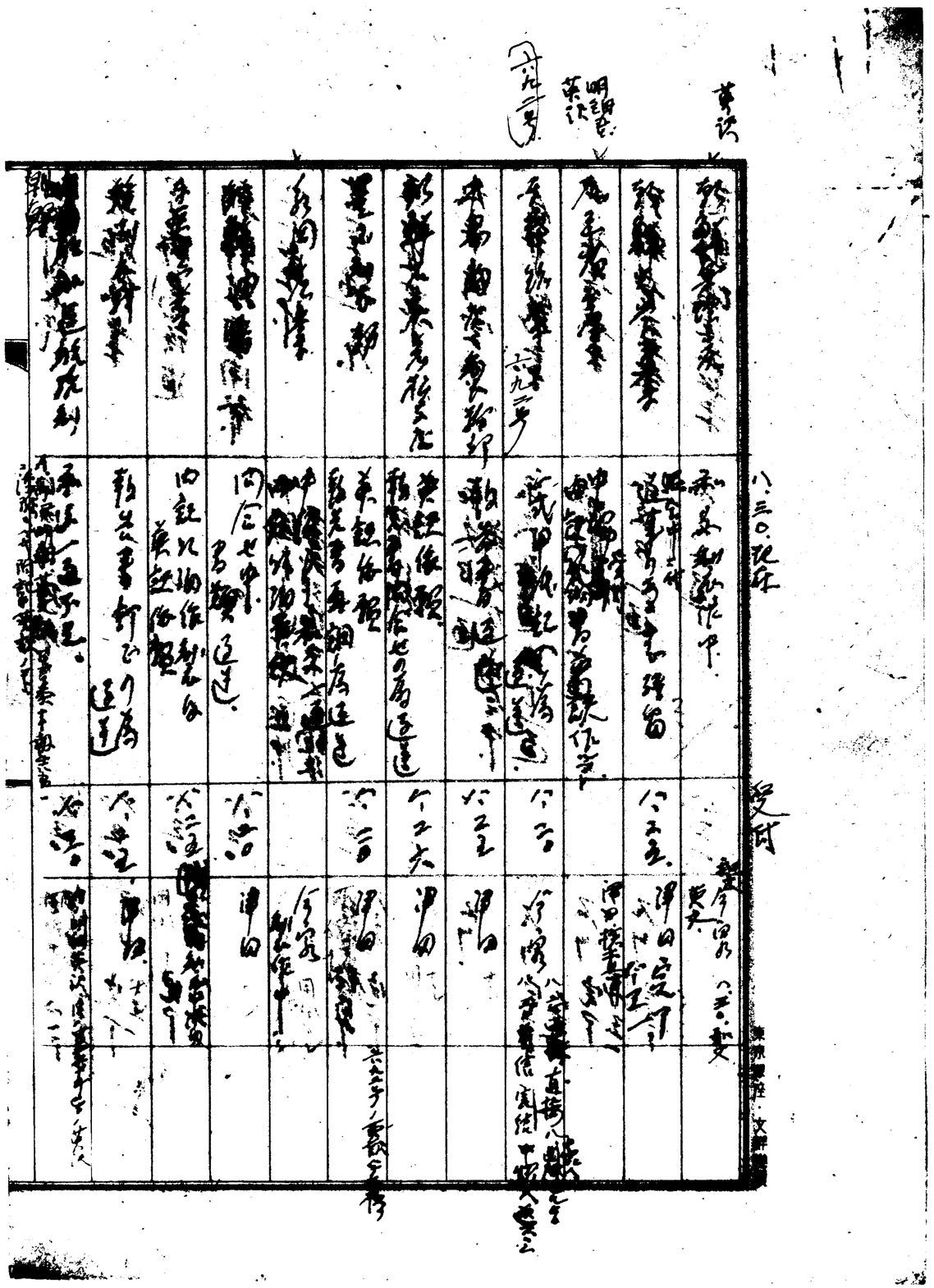

中央御議會事（完了ノ分）

京釜電氣ノ	朝鮮電業	朝鮮電氣ノ	朝鮮電業								
元山水道	元山水道	朝鮮鐵道ノ	朝鮮鐵道								
咸興水道ノ	咸興水道	朝鮮電氣鐵道ノ	朝鮮電氣鐵道								
朝鮮水道	朝鮮水道	中外興業	中外興業								
光州電業	光州電業	金井鐵業	金井鐵業								
平壤鐵道	平壤鐵道	朝鮮米穀ノ	朝鮮米穀								
鎭南浦鐵道	鎭南浦鐵道	京城水道	京城水道								
京城電氣ノ	京城電氣	北鮮拓業	北鮮拓業								
仁川鐵業	仁川鐵業	普通鐵業	普通鐵業								
日海之地建物	日海之地建物	其ノ他ノ	其ノ他								
朝鮮電業	朝鮮電業	朝鮮電業	朝鮮電業								

六五号

特許管理人ヲ定メタル者ノ氏名

会社名	代表者住所	氏名	住所
朝鮮鴨緑江水力電気株式会社	東京都渋谷区代々木大山町一ノ三十 古賀繁一	古賀繁一	同上
東北鉄道株式会社	〃	古賀繁一	同上
鴨緑飯店	〃	古賀繁一	同上
朝鮮生業株式会社	〃	古賀繁一	同上
朝鮮石油販売株式会社	東京都芝区芝琴平町一ノ一七 岩本房吉	岩本房吉	東京都芝区芝琴平町一ノ一七

2K.4.18 2K.4.18

会社名	代表者住所	氏名	住所
朝鮮鉱業株式会社	大阪市西淀川区田町五十四ノ八番地代表取締役	向井宗壽	兵庫県尼崎市城内字西ノ番地ノ四番地ノ八
西鮮中央鉄道株式会社	東京都千代田区丸内六ノ十五 朝鮮中央鉄道株式会社 社長	今泉政松	東京都渋谷区代々木
合資会社 朝鮮物産貿易公司	大津市神出東西町 萩原義一	萩原義一	大津市神出東西町
朝鮮繊維工業株式会社	大阪市東区北久太郎四ノ五 辻新三郎	辻新三郎	大阪市東区北久太郎四ノ五
昌和工業株式会社	東京都世田ヶ谷区松原町三ノ八四一 伊藤重次郎	辻新右ヱ門	東京都世田ヶ谷区松原町三ノ八四一
北鮮金属木材株式会社	東京都渋谷区青南町五ノ三五 佐藤方 松宮清	特殊型鋼人選ニ付	東京都渋谷区青南町五ノ三五 佐藤方 松宮清
利原鉄山株式会社			

26.4.22	主陽興業株式会社	東京都港区芝櫻田町一三	井上洋	東京都大田区調布	陸運
		日電協業株式会社内			
		代表者 井上洋			
〃	主陽鉄道株式会社	〃〃	井上洋	東京都大田区調布	
			(一)		
			特種整理人の選任		
〃	北辰製紙化学工業(株)	東京都中央区銀座四ノ三	田中薫三	東京都中央区銀座四ノ三	
		王子ビル 王子製紙株式会社内	(一)	王子ビル 王子製紙株式会社内	
			特種整理人の選任		
〃	帝亜鉛業株式会社	東京都中央区銀座四ノ三	井上洋	埼玉県大宮市大字大門町二四八三	
		王子ビル 王子製紙(株)内	(一)		
			特種整理人の選任		
〃	朝鮮林業開発(株)	東京都中央区銀座四ノ三王子ビル内	田辺廣三		
			(一)		
			特種整理人の選任		
〃	多摩鉄道株式会社	東京都中央区銀座四ノ三王子ビル内	田辺廣三		
			(一)		
			特種整理人の選任		

昭和二十二年一月二十三日 調査提出ノ書類ニ関スル件

二三、十二、三一、六九二号ニ依ル提出書未提出リスト（二四、二、廿九現在）

1	朝鮮物産K.K.	（大阪）	○
2	朝鮮電工K.K.	（埼玉）	㉔
3	朝鮮農業K.K.	（千代田）	㉕
4	朝鮮炭業K.K.	（大阪）	㉖
5	朝鮮拘置監管理㈱	（大阪）	
6	朝鮮煉炭K.K.	（新宿）	①
7	朝鮮製鉄K.K.	（千代田）	②
8	朝鮮水產化工K.K.	（品川）	③
9	釜山鎮倉庫K.K.	（大阪）	④
10	K.K.三中井	（京都）	⑤
11	日東耐火煉瓦K.K.	（千代田）	⑥
12	三池同發K.K.	（港区）	⑦

1	朝鮮物産K.K.	（大阪）	○
2	朝鮮電工K.K.	（埼玉）	㉔
3	朝鮮農業K.K.	（千代田）	㉕
4	朝鮮炭業K.K.	（大阪）	㉖
5	朝鮮拘置監管理㈱	（大阪）	
6	朝鮮煉炭K.K.	（新宿）	①
7	朝鮮製鉄K.K.	（千代田）	②
8	朝鮮水產化工K.K.	（品川）	③
9	釜山鎮倉庫K.K.	（大阪）	④
10	K.K.三中井	（京都）	⑤
11	日東耐火煉瓦K.K.	（千代田）	⑥
12	三池同發K.K.	（港区）	⑦

1	朝鮮物産K.K.	（大阪）	○
2	朝鮮電工K.K.	（埼玉）	㉔
3	朝鮮農業K.K.	（千代田）	㉕
4	朝鮮炭業K.K.	（大阪）	㉖
5	朝鮮拘置監管理㈱	（大阪）	
6	朝鮮煉炭K.K.	（新宿）	①
7	朝鮮製鉄K.K.	（千代田）	②
8	朝鮮水產化工K.K.	（品川）	③
9	釜山鎮倉庫K.K.	（大阪）	④
10	K.K.三中井	（京都）	⑤
11	日東耐火煉瓦K.K.	（千代田）	⑥
12	三池同發K.K.	（港区）	⑦

1	朝鮮物産K.K.	（大阪）	○
2	朝鮮電工K.K.	（埼玉）	㉔
3	朝鮮農業K.K.	（千代田）	㉕
4	朝鮮炭業K.K.	（大阪）	㉖
5	朝鮮拘置監管理㈱	（大阪）	
6	朝鮮煉炭K.K.	（新宿）	①
7	朝鮮製鉄K.K.	（千代田）	②
8	朝鮮水產化工K.K.	（品川）	③
9	釜山鎮倉庫K.K.	（大阪）	④
10	K.K.三中井	（京都）	⑤
11	日東耐火煉瓦K.K.	（千代田）	⑥
12	三池同發K.K.	（港区）	⑦

8 十隻内機船に於ては（中央迄）

7 三隻鉄道に於ては（東北方迄）

6 鉄鉱再生工業に於ては（九州迄）

以上一号無留者

1 鉄鉱生産製造に於ては（指定）

2 鉄鋼建築会社に於ては（下関）

3 鉄鉱鉄鋼機械に於ては（中央迄）

4 日満土地建物に於ては（大阪）

5 中小航業（名古屋）

6 戦団法人交通電気会

7 鉄鉱統督対立連絡応急処置

以上二号有留者

総計三三社

朝鮮総督府	大阪市	
醒山製材㈱	愛媛県	
醒山紙工業	〃	
〃	〃	
〃	〃	
〃

住所又は勤務先（三、八）

新住所

株式会社 [illegible] 機械製作所

東京都千代田区神田

中央区日本橋通一丁目十番地 横山善治

中央区銀座七丁目四番地 嶋田收一方

株式会社 [illegible]

中央区京橋木挽町八ノ一 [illegible]

[illegible] 梅食品化工株式会社

[illegible] 梅自動車工場

昭和廿四年參月四日

在外會社名及住所

總計

三八日訂正

二八〇社

海外事業戰後對策中央協議會原稿用紙

2 事業

頁	会社名	住所
2	〃 日本電気株式会社	中央区日本橋通町二ノ八
〃	〃 株式会社 [illegible]	[illegible] 大町一〇ノ八
〃	大日工業株式会社	住吉区 [illegible] 山五ノ三七
〃	〃 大 [illegible]	中央区京橋三ノ二 [illegible]
〃	〃 小林 [illegible]	千代田区丸ノ内二ノ二 丸ビル
〃	〃 [illegible]	中央区日本橋通町四丁目 [illegible]
〃	〃 [illegible]	[illegible]
〃	〃 [illegible]	港区芝田村町一ノ三ノ九
〃	[illegible]	[illegible]
3	〃 日本通運送 [illegible] 工業株式会社	[illegible]
〃	〃 四日本 [illegible] 株式会社	下関市 [illegible] 町一一〇

番号	会社名	所在地
3	日本電業工作株式会社	中央区東堀江ノ七
4	〃	千代田区一番町一五 日本化学ビル
5	〃	大阪市北区梅ヶ枝町一大
6	〃	中央区銀座七ノ一 大日本ビール内
7	〃	港区赤坂溜池三〇ノ四
8	〃	下関市唐戸町四二九 大阪木産内
9	〃	名古屋市中区栄町二ノ一
10	〃	大千代田区丸ノ内ビル 大阪市道修町一ノ三ノ八
11	〃	文京区小石川富坂町三ノ一九
12	〃	港区赤坂溜池三〇ノ四
13	合資会社〃〃	大阪市西区靱本町一ノ五ノ九
14	〃〃〃	大阪市北区梅ヶ枝町一大

〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

6	〃	大阪市北区堂島北安治川三番一ノ一
〃	〃	千代田区有楽町一ノ一一一日
〃	〃	隈川区生須町一ノ二八（ ）
〃	〃	佐賀県東松浦郡相知町大字（大阪商船）
〃	〃	下関市上田中町第一番一七三三（名古屋鉄道株式）
〃	〃	上田中町第一番一七三一七（ ）
〃	〃	大阪市北区堂島北安治川三番一ノ一
〃	〃	〃
〃	〃	中央区通一ノ五
〃	〃	中央区通三ノ七
〃	〃	大阪市 町三ノ三 町ビル五〇四
〃	〃	丰田合区北通四ノ三五四
〃	〃	大阪市北区堂島五町目五四七
〃	〃	大阪市 区上通二ノ五七

海外引揚関係財産中央協議会

〃	〃	大阪市 [illegible]
〃	〃	大阪市 [illegible]
〃	〃	神戸市 [illegible]
〃	〃	大阪市 [illegible]
〃	〃	大阪市 [illegible]
〃	〃	大阪市 [illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]

6	宇部興産土木株式会社	港区豊分町五　山口方
〃	宇部興産 〃	東京都千代田区丸の内三丁目大五五五　大王製紙内
〃	弘中重工業 〃	中央区日本橋通三ノ五ノ九
〃	重国製鉄 〃	鹿児島県姶良郡牧之原町四四一
7	北新鉱山 〃	中央区京橋三ノ二　片倉
〃	北陸土建 〃	滋賀県彦根市花沢町三五
〃	石川興業 〃	石川県金沢市中間町八　中島方
〃	順安鉱業 〃	中央区日本橋 [illegible]
〃	京仁商船 〃	大阪市北区宗是町一　大阪ビル二階大阪 [illegible]
〃	京城化学工業 〃	尼崎市 [illegible] 三六五　[illegible] ペイント倉庫内
〃	京城電気 〃	中央区京橋三ノ一　第一相互館内
〃	株式会社京城大陸商会	京都市中京区三条通河原町東入中島町七ノ四

〃	〃	〃	
〃	〃	〃	
〃	〃	〃	

7	朝鮮山皮鑛開發株式會社	千代田區神田東廣町一　宇野礦材工業內
8	朝鮮船舶運輸統制㈱	門司市西海岸通十目　今日進方
〃	朝鮮人造石油	中野區鷺宮四ノ四四六
〃	光州產業	大阪府岸和田市南町一六〇 帝國海業株式會社內
〃	群山製紙	愛媛縣宇摩郡三島町六五五　大王製紙內
〃	群山紙業	〃
〃	群山紙工	〃
〃	共榮殖產	大阪市西區北堀江御池通四ノ一六
〃	株式會社三中井	京都市下京區大宮通七條下ル八ツ坂神社前
〃	三菱マグネシウム工業株式會社	中央區銀座四六ノ六明治屋ビル三菱化成工業
〃	三井輕金屬株式會社	港區芝新橋二ノ二 鈴木
〃	三井油脂化學工業株式會社	十代田區有樂町三ノ二石川ビル三井化學

7	陶種興業	中央區京橋二ノ八
〃	陶種鑛業	大阪市北區中之島四ノ二 日鑛貿易內
〃	陶種機關車	千代田區丸ノ內二ノ二 三菱ビル六一五
〃	陶種鐵道貿易	大阪市西區港南通四ノ三 日本鐵道運輸內
〃	陶種鐵鋼工業	千代田區神田淡路町二ノ八
〃	陶種自動車販賣	〃
〃	陶種石油販賣	〃
〃	陶種工作	千代田區神田鍛冶町三ノ八
〃	陶種商業	〃
〃	陶種運輸	港區芝本芝一ノ一 古賀
〃	陶種自動車販賣修理業組合	大阪府堺市南旅籠町二ノ二三
〃	全國共販委託者組合	東京都支店內

〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

8	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃

〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

〃	△ 建築業者名簿
〃	建築工十五名 〃
〃	建築工ヒラミツ組 〃
〃	建築工事業者名簿
〃	△ 建築機械名簿
〃	電気工事 〃
〃	電気器具 〃
〃	電気機械 〃
〃	大木機械 〃
〃	機械製造 〃
〃	機械工具十種 〃
〃	機械機械修理業者名簿

	名 簿
	大阪市西区京町堀通一ノ一一 大阪機械工具
	神戸市兵庫区西出町一ノ一 ヒラミツ組
	十六日現在
	△ 建築業者名簿
	電 話 番 号
	十六日現在
	十六日現在
	大阪市東区北久太郎町二ノ一〇 大木機械工具
	東京都港区芝田村町三ノ五 機械ゴム製造
	十六日現在

電話	大阪府西成郡西淀川町大字御幣島井寺町大字岡大五二五番地
電話	千代田区丸ノ内二ノ二〇 郵便ビル
電話	中央区築地二ノ五 電気工業
電話	中央区木挽町五ノ四 明治ビル内
電話	三重県桑名郡長島村大字国々一八六 中川方
電話	中央区京橋二ノ五二 三機工業 内
電話	千代田区霞田町一ノ一 明治倉庫内
電話	

電話	大阪市北区紙屋町一 大阪機械工具
電話	神戸市兵庫区西出町一ノ一
電話	港区芝田村町三ノ五 機械ゴム製造
電話	
電話	大阪府西成郡西淀川町大字御幣島井寺町大字岡大五二五番地
電話	千代田区丸ノ内二ノ二〇 郵便ビル
電話	中央区築地二ノ五 電気工業
電話	中央区木挽町五ノ四 明治ビル内
電話	三重県桑名郡長島村大字国々一八六 中川方
電話	中央区京橋二ノ五二 三機工業 内
電話	千代田区霞田町一ノ一 明治倉庫内
電話	

〃	鉄道建設業	[illegible]
〃	鉄道建設業	[illegible]
〃	鉄道建設	[illegible]
〃	鉄道建設	[illegible]
〃	鉄道建設

〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

22	朝鮮醸酒株式会社	重　　復
〃	東亜化学工業株式会社	名古屋市中村区船入町一ノ二八　中村商店内
〃	矢頭商会　〃	中央区瓦町四ノ三五　王子ビル内
〃	富士ビルディング　〃	下関市竹崎町松小田一一〇　中島方
〃	合名会社　宇野商店	滋賀県愛知郡秦荘村上日吉三四〇
〃	旭商事株式会社	港区芝新橋一ノ一七
〃	牛安自動車商会	中央区京橋三ノ二　片倉繭産K.K.内
〃	株式会社　牛戸商店	下関市竹崎町豊前　牛戸方
〃	北満製紙化学工業株式会社	中央区瓦町四ノ三　王子ビル内
〃	北満林業　〃	中央区瓦町一ノ二　日本ホテルビル
〃	仁川産業　〃	名古屋市中村区船入町一ノ二八　中村商店
〃	城山農業　〃	千代田区丸ノ内二ノ二丸ビル内　朝鮮興農内

〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

22.	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

14

〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	〃

〃	〃	大阪市港区天保山一丁目
〃	〃	兵庫県武庫郡魚崎町大字[illegible]
〃	〃	大阪市西区[illegible]一ノ一 [illegible]
〃	〃	〃
〃	〃	〃
〃	〃	大阪市港区天保山一丁目
〃	〃	[illegible]
〃	〃	十六日[illegible]
〃	〃	大阪市東区[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]
〃	〃	[illegible]

23	株式会社 [illegible] 出張所	大阪市西区新町通一ノ一四 [illegible]
〃	小[illegible]株式会社	岡山県[illegible]市中川原二九
24	[illegible]東[illegible]株式会社	大阪市西区江戸堀北通五ノ一二 [illegible]
〃	光[illegible]山株式会社	甲[illegible]日本橋[illegible]町一ノ一八 [illegible]
〃	協和[illegible]産 〃	下関市[illegible]山[illegible]秋[illegible]町二〇九 小林方
〃	馬山[illegible]年[illegible]業 〃	山[illegible]
〃	明治[illegible]服工業 〃	千代田区一番町一五 日本化繊ビル
〃	合資会社 [illegible] 場	[illegible]市[illegible]町三ノ九
〃	[illegible]水[illegible]織[illegible]株式会社	下関市[illegible]松小田一一〇
〃	株式会社 [illegible] 谷 [illegible] 場	[illegible]市[illegible]町大[illegible]五日市二六六二ノ一
〃	株式会社 [illegible] 絲 [illegible] 店	京都市左京区[illegible]如意[illegible]町一六
〃	合資会社 中[illegible] [illegible]紡[illegible]所	下関市[illegible]松小田一一〇

16

24	倉庫會社　中央商店	下關市長府公小田一一〇
〃	日東農業株式會社	港區芝三田四國町二　日本電氣K.K.內
〃	日本[illegible]産　〃	新宿區新宿二ノ六五　日本炭新宿ビル內
〃	日港土地建物　〃	大阪市[illegible]ノ子島東三町一五
〃	日東商事　〃	金澤市穴水町三丁目一八
〃	日本土建興業　〃	神戶市灘區下河原通一ノ三
〃	鈴木特生工業　〃	千代田區[illegible]田神保町三ノ八　賀田組內
〃	川內里興運　〃	中央區京橋三ノ一ノ二鍵榮會館小野田セメント內
〃	親和興業　〃	大阪西區[illegible]靭通二丁目　公井方
〃	自和工業　〃	大阪市東區北久太郎町四ノ五三　辻久產業K.K.
〃	大興商會父島　〃	目黒區中町八一
〃	株式會社ソウルゴム工社	大阪市都島區友渕町一二三

〃	株式会社 ンセラルイト工場	大阪市都島□□□□
〃	大東紡績株式会社	四条畷市大字□□
〃	鐘紡工業 〃	大阪市東区□□□□
〃	株式会社	東成郡□□□□
〃	株式会社	東成郡□□□□
〃	三□紡績 〃	東成郡□□□□
〃	株式会社	大阪市□□□□
〃	株式会社	東成郡□□□□
〃	株式会社	大阪市□□□□
〃	株式会社	大阪市□□□□
〃	株式会社	大阪市□□□□
〃	株式会社	大阪市□□□□

24	南鮮水産工業株式会社	大阪市船場風友町 二二三
〃	朝鮮住友鉱業 〃	大阪市東区安土町 四ノ五五 田村駒ビル共栄会
〃	大陸重工業 〃	城市上原三区四番 大木方
〃	扶桑紡績 〃	京都市伏見区南寺町二四七 大倉酒造内
〃	朝鮮武田薬品工業 〃	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業内
〃	株式会社 田中商店	香川県三豊郡和田村字蔵浦 田中貢方
24	参鮮倉庫運送株式会社	中央区谷町四ノ三 王子ビル内
〃	東亜交通公社 〃	重役
〃	東亜鉱業 〃	鳥取県東伯郡矢送村誤吉宿一五七 青野敬
〃	東亜鉱業 〃	北海道北見国常呂郡北見大通三五一 松下商店
〃	辻組 〃	京都市伏見区御駕籠町二二四 堀野商店内
〃	株式会社 辻本商店	大阪市西区江戸堀南通一ノ三五

〃	株式会社 千代本店	大阪市西区阿波座通ノ三丁目
〃	土商店 〃	大阪市東区大川町通筋筋違ノ上ル [illegible]
〃	米谷繁次 〃	大阪市北区堂島浜通大仲川筋ノ [illegible] 米穀仲買
〃	米谷商事 〃	大阪市北区堂島浜通大仲川筋ノ [illegible] 米穀仲買
〃	米谷大造商店 〃	[illegible]
〃	多田商事	千代田区丸ノ内 [illegible]
〃	株式会社 田中商店	東京都千代田区丸ノ内二ノ二 [illegible]
〃	株式会社 [illegible] 〃	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業K.K
〃	多田商事 〃	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業K.K
〃	遊仙商事 〃	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業K.K
〃	東亜化学工業 〃	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業K.K
〃	明鮮鉱業合資会社	下関市今浦町二九
〃	明鮮教学図書株式会社	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業K.K
〃	明鮮米穀合資会社	済州
〃	明鮮海運建築株式会社	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業K.K
〃	大阪ゴム工業 〃	大阪府堺市錦安井町二ノ五〇 福助足袋K.K
〃	エタニットパイプ株式会社	埼玉県入間郡越生町大字五八三 松浦方
〃	元山北港株式会社	千代田区丸ノ内二ノ二丸ビル内 明鮮無尽内
〃	合資会社 豊林商会	大阪市都島区友渕町一二三 鐘紡内
〃	明鮮ビタミン肝油株式会社	大阪市東区道修町二ノ二七 武田薬品工業K.K
〃	多田商事 〃	重 復
〃	遊仙商事	重 復
〃	東亜化学工業 〃	重 復
〃	明鮮鉱業合資会社	下関市今浦町二九
〃	明鮮教学図書株式会社	重 復
〃	明鮮米穀合資会社	済州
〃	明鮮海運建築株式会社	重 復 〃
〃	大阪ゴム工業 〃	大阪府堺市錦安井町二ノ五〇 福助足袋K.K
〃	エタニットパイプ株式会社	埼玉県入間郡越生町大字五八三 松浦方
〃	元山北港株式会社	千代田区丸ノ内二ノ二丸ビル内 明鮮無尽内
〃	合資会社 豊林商会	大阪市都島区友渕町一二三 鐘紡内

海外事業戦後対策中小企業協議会

39	鐘淵朝鮮商事株式會社	神戸市兵庫區吉田町一ノ三三 鐘淵會社內
〃	朝鮮農業 〃	中央區築地三ノ一〇 築話會館內關東電化K K
〃	朝鮮住友製鋼 〃	重 復
〃	朝鮮再生工業 〃	重 復
〃	昭和商類 〃	千代田區紺屋町三八 日新產業內
43	株式會社 大平化學工業所	大阪市南區順慶町通二ノ五一 稻畑產業內
〃	木村製業工業株式會社	板橋區板橋町一ノ二五〇三 島田產屋內
〃	朝鮮田辺製業 〃	大阪市東區道修町三ノ二一 田辺製藥內
〃	株式會社 奥域鐵工所	大阪市北區堂島濱通二ノ八
〃	朝鮮加工業有株式會社	重 復
〃	朝鮮農業 〃	重 復
〃	株式會社 大平化學工業所	重 復
〃	朝鮮京南鐵道株式會社	福井縣大野郡大野町龜山 寺田方

〃	電機製造業	東京都大森区大森北三丁目一〇番地
〃	〃

44	北鐵合同木材株式會社	世田谷區松原町三ノ八四一
〃	〃鐵道電氣器具工業 〃	大阪市東區道修町二ノ一 鐵器藥品工業K'
〃	〃化石灰工業 〃	大阪市北區堂島濱通二ノ八
〃	〃鐵道株合會 〃	〃
〃	〃鐵道化工業 〃	大阪市東區道修町二ノ一 鐵見藥品工業K'
〃	大邦鐵道 〃	大阪市東區安土町四ノ五五 田村駒ビル內
〃	大和鐵道 〃	〃
〃	台灣會社 營林商會	〃
〃	〃鐵道設置株式會社	大阪市北區天神橋町一二三 鐵紡內
〃	〃鐵三共 〃	大阪市東區道修町一ノ二〇
〃	〃鐵興紡績 〃	大阪市東區北濱三ノ五 大建產業內
〃	〃鐵織物 〃	〃

〃	西織維工業	〃
〃	西織物技術研究會	〃
〃	西織物製品工業	〃
〃	北織合同木材株式會社	大阪市東區北濱三ノ八五
〃	小坂被服工場	〃
〃	纖羽織布有限會社	大阪市東區東平一ノ二〇
〃	株式會社 高瀨農場	大阪市福島區玉川一ノ一三
〃	丸和工業株式會社	〃
〃	高橋商店	〃
〃	朝鮮大和紡績	大阪市東區備後町三ノ八
〃	北鮮鐵炭	大阪市東區安土町二ノ三〇
〃	惠山鑛業	〃
〃	全南道産製絲	大阪市北區中之島二ノ一〇
〃	東和被服	大阪市南區心齋橋筋一ノ一八
〃	愛國織維	〃
〃	東邦被服	〃

東洋紡績株式会社	大阪市西区心斎橋筋一ノ一一八 江商K'K内
三和繊維工場	〃
鳥谷繊維工場	〃
連名組合共和撚糸工場	〃
朝鮮ホンフ製作所	〃
朝鮮メリヤス株式会社	大阪市西区心斎橋筋一ノ一一八 江商K'K内
興和繊維	〃
朝鮮鉄工業	千代田区丸ノ内三ノ一一伸三號館東京会館内
北鮮電業共栄	中央区銀座四六ノ五 公下電器商業内
中鮮電業共栄	〃
西鮮電業共栄	〃
関鮮電業共栄	〃

46	明治化下電器株式会社	中央區銀座西六ノ五　松下電器産業内
〃	米貿港食品化工　〃	福井縣大野町三番
〃	米貿港自動車工場	〃
〃	日本合同電気株式会社	千葉縣山武郡東金町北平谷南新田
〃	大鳴證券　〃	〃
〃	大光織業　〃	〃
47	第一商流　〃	大阪市南區心齋橋筋二ノ一二八大丸内汀南K
54	明日醸造　〃	重　復　10
〃	豊田織維工業　〃	愛知縣碧港郡刈谷掌町大字刈谷字岡崎一
57	明治無煙炭　〃	重　復　〃
〃	明治ゴム工業　〃	重　復　〃
〃	明治住友鉱業所　〃	中央區本町二ノ六　日進科學内

46	明治化下電器株式会社	中央區銀座西六ノ五　松下電器産業内
〃	米貿港食品化工　〃	福井縣大野町三番
〃	米貿港自動車工場	〃
〃	日本合同電気株式会社	千葉縣山武郡東金町北平谷南新田
〃	大鳴證券　〃	〃
〃	大光織業　〃	〃
47	第一商流　〃	大阪市南區心齋橋筋二ノ一二八大丸内汀南K
54	明日醸造　〃	重　復　10
〃	豊田織維工業　〃	愛知縣碧港郡刈谷掌町大字刈谷字岡崎一
57	明治無煙炭　〃	重　復　〃
〃	明治ゴム工業　〃	重　復　〃
〃	明治住友鉱業所　〃	中央區本町二ノ六　日進科學内

57	〃	日本化薬株式会社
	〃	日本石油精製株式会社
		日本石油株式会社

1、	朝鮮繊維工業株式會社	大阪市東區南久太郎町二ノ一〇　八木K.K.內
2、	中川鑛業　〃	千代田區丸ノ內三ノ一二　三菱仲三號館內
2、	財團法人　交通康生會	世田谷區世田谷一ノ一八〇
2、	朝鮮總督府交通局共濟組合	〃
3、	仕宅部	
3、	嶺南繊維工業株式會社	京都府伏見區御駕籠町青野六二
3、	興安化學工業　〃	神戸市生田區[illegible]ノ[illegible]　日華油脂K.K.內
3、	朝鮮護謨調帶　〃	神戸市兵庫區明和通二ノ一　阪東調帶K.K.內

三月十二月報告ノ六十号

朝鮮物産　大阪市北区絹笠町一六

〃　雲土　港区赤坂溜池三〇ノ四

〃　製鉄　〃　〃　〃

〃　水産製造　〃　〃　〃

合山鎮里業　大阪市西区江戸堀上通二ノ五七

三中井　日本材木材料　京都市中京区西ノ京大鶴巻町八三　中江勝次郎

利泉鉄山　平壌府南門外一ノ一〇ノ一　馬淵

三陟炭鉱　大田区調布鶴ノ木二〇六　井上洋

鉄道　〃

四一四電報又ハ電話ヲ以テ報告セラルヘシ

CPCより未提出催促　四月中旬

（没印）

| | | |

1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
朝鮮鉱業會	朝鮮理研鉱業株式会社	朝鮮石油株式会社	朝鮮アルミニウム工業株式会社	朝鮮林産化工株式会社	北鮮土地株式会社	三菱マグネシウム工業株式会社	株式会社森農場事務所	朝鮮自動車製造株式会社大阪出張所	石川県農業株式会社	朝鮮日産化学株式会社	朝鮮製油株式会社

13	14	15	16	17	18	19	20	21	22	23	24
日本精工株式会社	株式会社福田又商会	朝鮮東亜交通㊙材株式会社	朝鮮東海電極株式会社	朝鮮坩堝工業株式会社	朝鮮近海運輸株式会社	三井油脂化学工業株式会社	朝鮮電子株式会社	東拓鉱業株式会社	朝鮮住友軽金属株式会社	東亜製麻株式会社	朝鮮神鋼金属株式会社

外事業戰後對策中央協議會

25	小野田機艇株式会社	26	成歡鉱業株式会社	27	順安鉱業株式会社	28	朝鮮鉱業株式会社	29	朝鮮水産開発株式会社
30	朝鮮参開株式会社	31	株式会社京城大沢商会	32	朝鮮石炭配給会社若松支店	33	旭化成麟麦酒株式会社	34	日硬商事株式会社
35	株式会社三中井京都支店	36	朝鮮機械雑工業株式会社						

37	朝鮮工作株式会社	38	朝鮮及革株式会社	39	朝鮮皮革株式会社大阪支店	40	朝鮮洋紙配給株式会社大阪支店	41	清津興業株式会社
42	朝鮮鉱業開発大通号出張所	43	京城化学工業株式会社出張所	44	朝鮮油脂株式会社	45	朝鮮化薬製造株式会社	46	朝鮮鋼鉄株式会社
47	日海土地建物株式会社	48	高瀬合名農業会社						

49	朝鮮重工業株式会社	
50	北外鉱業株式会社	
51	鐘山紡績株式会社	
52	鐘淵紡績株式会社	
53	半島製紙株式会社	
54	鐘山製紙株式会社	
55	朝鮮機械製作所	
56	清津造本有限会社	
57	朝鮮鉱山次株式会社	
58	朝鮮海陸運輸株式会社	
59	藤原炭鉱株式会社	
60	日鉄鉱業株式会社	
61	株式会社大陽鉱場	
62	釜山鉱業株式会社	
63	日本鉱業株式会社	
64	八木産業商服会社	
65		
66		
67		
68		
69		
70		
71		
72		

第1回
衆議院
吉田首相の発言の後半を取消す
吉田首相の発言の後半を取消す
衆議院本会議

電氣文通（即日午後何時）

会社名	住所	電話番号	代表者氏名
朝鮮電業株式會社東京支社	東京都神田區駿河台一丁二 日本衛生會内	神田（二四九）番	古賀織之助
朝鮮鴨綠江水力電気株式會社東京支社	右	〃	〃 古賀織之助
朝鮮電業鉄道株式會社東京支社	右	〃	〃 古賀織之助
豊鉄道株式會社	右	〃	〃 〃
平北鉄道株式會社	右	〃	〃 〃
多獅島鉄道株式會社	東京府東京市麹町區有楽町一丁目三番地ノ四	有楽（二三九四）番	鷹瀬博
朝鮮鉄道株式會社	東京都麹町區有楽町一丁目三番地ノ四	有楽（二三九四）番	鷹瀬博
西鮮中央鉄道株式會社	東京都麹町區有楽町一丁目三番地ノ四	有楽（二三九四）番	鷹瀬博
朝鮮郵船株式會社	東京都麹町區有楽町一丁目三番地ノ四	有楽（二三九四）番	鷹瀬博
成和工業株式會社	東京都神田區錦町三丁目十番地	神田（八六〇）番	竹内寛治
大阪商船株式會社	大阪市北區中之島二丁目四十番地	大阪（二六二一）番	井上洋
京城電氣株式會社	京城府黄金町二丁目百番地	本局（一〇二三）番	松浦佐平
西鮮合同電気株式會社	京城府黄金町二丁目百番地	本局（一〇二三）番	松浦佐平
南鮮合同電業株式會社	京城府黄金町二丁目百番地	本局（一〇二三）番	松浦佐平
二水鉄道株式會社	京城府黄金町二丁目百番地	本局（一〇二三）番	松浦佐平
北鮮合同電業株式會社	京城府黄金町二丁目百番地	本局（一〇二三）番	松浦佐平

大正弐年弐月廿日印刷

電氣文通印刷所　電氣文通社

○南鮮鉱業株式会社　尼崎市甲石家町三ノ三一七　直陽建三
朝鮮鉱煙株式会社　京都市中区三条面側　浜岡清次
○朝鮮特産鉱業　大宮市吉鋪二ノ三五三　沖島林蔵方
○昭和鉱業　東京都本郷区元町二ノ三七小石川二八四一　本永寅一
○長生鉱業　山形県東村山郡天童町久ノ本二八八　三浦三代助
○栄光鉱山　秋田県北秋田郡阿仁合町(幼)四二四七　板垣只二

○住友鉱業(株)(革鉱業)　麹町区丸ノ内二丁目二住友ビル　久安鏡三
九ノ内三、三二　三、二七一、三、二八一

○朝鮮鉱物産業　横浜市中区山手町七六　三浦方
理研ニッポン　日本橋区本町二ノ五　六合館書店
○理研鉱業　芝区三田高浜町六　田所牧
朝鮮石炭統制会社鉱務支店　福岡県若松市本町八丁目五二番　山根健二
小川治兄

石炭（部会）

日時 [illegible]

場所 [illegible]

会社名	住所	電話番号	出席者（事業者）氏名
朝鮮無煙炭株式会社	東京都[illegible]区丸の内二ノ二丸ビル六階	東局 五〇二一	藏山 越三
遊仙鉱業株式会社	東京都千代田区有楽町一ノ六 神田[illegible]ビル	神田 八五九五七	猪狩 修介
慶興無煙炭鉱業株式会社	東京都[illegible]区丸の内二ノ二丸ビル七階	東局 三〇九八	関 善壽
株式会社[illegible]鉱業所	東京都日本橋区江ノ[illegible]二ノ八	日本橋 二〇九	幼井 長治
三井鉱山株式会社	東京都[illegible]区[illegible]町一丁目一番地	麹町 五一八〇番	井上 洋
朝鮮石炭株式会社 東京支社	東京都中野区[illegible]町三ノ三一七	中野 五五二八	阿部 明治（代理）
南朝鮮電気株式会社	尼崎市中在家町五ノ三一七	尼崎 三〇一一番	直塚 使三
朝鮮無煙炭販売株式会社	東京都千代田区神田神保町三の一	神田 八五九五七	新貝 肇
朝鮮無煙炭販売株式会社 大阪鉄道管理部	京都市中京区河原町蛸薬師上ル西側	京都 上九二〇番	浜岡 清次
			森本

三国石炭 朱邦鉱業

会社	住所	電話番号	代表者氏名（東京駐在）
朝鮮興業株式会社	神田区駿河台三ノ六	(24)〇〇七八回	越山勝海
朝鮮実業株式会社	京下越我野町七番地二六九。		芦谷光龍
東山農事株式会社	東京都麹町区九段二ノ二	(23)二七七一九	君塚慎
咸北農業工品株式会社	東京神田区駿河台二丁目七七八		植松清

農業（都合ノ時ノ場所）

3

文　書

会社名	住所	電話番号	代表者氏名
✓岩井産業株式会社	深川区佐賀町一ノ二八　木傳ビル	深川 二〇二一・六	支店長　松村重一
✓内外通商株式会社	京橋区銀座二丁目二ノ九	京橋 二・二三一―四九	社長　大内鎖一
✓三菱商事株式会社	日本橋区大傳馬町二ノ四	茅場 四二六一九	山田数三郎
✓大同製鋼株式会社	目黒区平町八一		加藤常美
✓朝鮮三星綿業株式会社	淀橋区諏訪町一番地　三星綿業㈱内		代表者　大塚浩一
✓朝鮮貿生堂	京橋区銀座西七丁目三　貿生堂内	銀座 七・六四一六	〃　仲義男
✓資生堂京城販売店	仝　右	同　右	支店長　石橋鎮雄
✓日栄実業株式会社	日本橋区室町四ノ五　近三ビル	日本橋 (五)八九七	〃　藤後雄
✓安宅産業株式会社	日本橋区通二丁目八	日本橋 一六一―五	佐藤倉太郎
✓野村貿易株式会社	日本橋区通一丁目一　野村ビル	日本橋 四一七一六	
✓豊国産業株式会社	舟橋市本町五丁目一四四一　日東白亜株式会社内		
朝鮮米穀銃砲株式会社			

第　號

東京都京橋區
大日本麦酒株式會社
朝鮮麦酒
朝鮮支店

朝鮮事業者会　御中

拝啓

茲許加封左記ノ通リ拝送申上候間御査收被成下度候

敬具

記

一、勘定振替傳票　自　號
至　號　枚

一、賬法食料予算表

一、

再申

昭和21年8月27日

経理部會計課

（東京三二九號）

B6・18.5.—100

昭和　年　月　日

氏名	住所	年令	職業	摘要
浅川伸幸	京都市京都区田中関田町一二	三九才	製造食料工業従事者	
松田収作	京都市伏見区深草キリン麦酒株式会社内	五九才	キリン麦酒株式会社京都工場長	
上竹賢雄	京都市京都区二条通西洞院東入ル	四二才	明治産業株式会社京都工場長	
潮田辰雄	〃	四二才	朝鮮明治乳業株式会社京都工場長	
中納政治	京都市京都区二条通西洞院東入ル	五九才	森永食糧工業株式会社京都工場長	
竹中新一	京都市中京区西ノ京内畑町一番地	五九才	竹中産業社長	

大日本麦酒株式會社

3

機械（部会）

会社名　住所　電話番号　東京在住代表者氏名

日時　午前十時
場所　朝鮮機械製作所

株式会社朝鮮機械製作所	東京都日本橋區江戸橋一ノ一二加賀ビル三階	日本橋(24)五七五三	村上隆造
三菱電気株式会社	東京都神田區錦町三ノ二	九段(26)三四四一	森川宗文
弘中重工株式会社	東京都神田區須田町一ノ一二	神田七四一	弘中良一
朝鮮東亜電気株式会社	川崎市堀川町七二東京都麹町區有楽町一ノ二	川崎二五七一	管野正義
朝鮮重工業株式会社	東京都麹町區有楽町一ノ二	丸ノ内七七二	牛野文夫
朝鮮船工業株式会社	東京都麹町區丸ノ内三ノ一	一七八九	平田太三助
朝鮮化工機株式会社	東京都京橋區日吉町五九	京橋八三〇一	五十嵐篤
朝鮮鋼管株式会社	東京都中央區日本橋室町一ノ三	日本橋一三一	鈴崎善彦
市川重工業株式会社	東京都千代田區丸ノ内三ノ一	一七〇三	杉山江雄
朝鮮自動車工業株式会社	川崎市下駄ヶ谷九三一	川崎三一五二	加藤兼吾

会社名　住所　電話番号　代表者名

沖電気株式会社	東京都芝區高輪二ノ一	入門

以上　拾六社

東京都日本橋區江戸橋二ノ二和賀ビル
株式会社朝鮮機械製作所
終戦事務所

小坪仙吉

会社名	本店所在地	電話番号	代表者氏名
日本絹糸紡績株式会社	東京都日本橋区大伝馬町	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
東洋紡績株式会社	東京都日本橋区大伝馬町	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
朝日絹糸紡績株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
大和紡績株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
富士紡績株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
倉敷紡績株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
鐘淵紡績株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
呉羽紡績株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
日清紡績株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
日本毛織株式会社	日本橋区通三丁目	日本橋(24)二三四〇番	代表取締役
日本絹糸紡績

綿衣紙林業

會社名	住所	電話番号	代表者名
王子製紙株式会社	東京都京橋区銀座四ノ二 王子ビル	京橋(五六)六一六三一五	東京駐在代表者
北鮮製紙化學工業株式会社	〃 〃	〃	鎗田平発
朝鮮林業開発株式会社	岩手縣花巻町外湯口村大字中根	主務(五六)六一六三一五	王子製紙会社在勤 伊藤重太郎
樺太興業株式会社	東京都世田谷区松原町三ノ八四一		
三井農林株式会社	日本橋区室町二ノ一 三井三号館	(三四)四五二一	關秀男
王子農林株式会社	王子区十条 日本製紙会社内	王子四五七三	原利太
山下林業株式会社	麹町区丸ノ内東九号館三六	丸内(二三)一五六一	安頭忠市 能登半島木材株式会社在勤
住友本社 林業部	〃 〃 一ノ二ノ二 住友ビル	大森(〇六)三二一一	北野常政
朝鮮木材株式会社	京橋区室町一ノ一三	京橋(五六)四七八	小室山精一
北満林業株式会社	〃 〃		伊藤国蔵
大栄商会	日本橋区茅場町一ノ一一		
朝鮮殖産銀行	麹町区内幸町一ノ二ノ二 東洋製紙会社ビル	銀座五五一一六	岡部
朝鮮昭和製紙株式会社	神田区三崎町二ノ一	銀座七二六〇、九段(三三)一八五	管崎顧平 福沢六郎
新合紙販売株式会社	葛飾区上千住一七六八	足立二四四	氏家倉之助
東京製材株式会社	千葉市新田町八二 水上ビル		田村丙午
鮮産製材株式会社	和歌山県牟婁郡那智町湯ノ尾五		生駒春介
木成木材工業株式会社	唐津市鏡ノ東		木村七郎

王子製紙株式會社

東京221 (B.4)

二號

1	遊仙鉱業	15,445	31	高見酒造		朝鮮興業	
2	宇野商店		32	多獅島鉄道		62 朝鮮再生工業	
3	兵頭鉱業		33	田中貢商店		63 朝鮮刷ニー	
4	鐘渕朝鮮販売		34	仁川産業		64 朝鮮肥料工業	
5	エタニットパイプ		35	朝鮮海陸運輸		65 朝鮮精機工業	
6	朝日醤油		36	朝鮮アルミ	263.	66 朝鮮製紙	
7	朝日醸造		37	朝鮮雲母開発		67 朝鮮製油	
8	鐘渕京城販売		38	朝鮮衛生実験所		68 朝鮮電気冶金	
9	鐘渕朝鮮衣料		39	朝日紙業		69 朝鮮雁皮黒鉛	
10	鐘渕朝鮮商事		40	朝鮮朝日紙業		70 朝鮮商事	
11	仝 (化鐘紡)		41	朝鮮小野田		71 朝鮮製鋼所	
12	鐘渕朝鮮水産		42	朝鮮鴨緑江水力	6,5	72 朝鮮石炭配給	1,918,283
13	鐘渕西鮮重工業		43	朝鮮重工業	10,020	73 朝鮮紙維再生	
14	鐘渕朝鮮造船		44	朝鮮加工織布		74 朝鮮大陸工業	
15	嘉納醸造		45	朝鮮火薬製造	2,144	75 朝鮮武田薬品	
16	咸南鉄道		46	朝鮮教学図書	1,267	78 朝鮮タンニン工業	
17	元山北巻		47	朝鮮漁業	967	77 朝鮮農薬	
18	小松澳業商事		48	朝鮮東本鉄工		78 朝鮮ビタミン肝油	
19	光徳鉱山		49	朝鮮毛織		~~79 朝鮮炭鉱開発~~	
20	江華窯業		50	朝鮮鋼管販売		80 朝鮮硫酸	
21	興東産業		51	朝鮮鉱業振興		81 朝鮮油脂	847,530
22	昌和工業		52	朝鮮協天堂		82 朝鮮理研航空機	25,480
23	城山穀業		53	朝鮮三立製菓		83 朝鮮林業開発	
24	親和鉱業		54	朝鮮人造石油	12,835,349	84 朝鮮煉炭	171,405
25	川内里鉄道		55	朝鮮住友軽金属	2,274	85 辻酒造	
26	ソウルゴム		56	朝鮮ゴム工業		86 辻本商店	
27	太陸重工業		57	朝鮮住友製鋼		89 東亜化学工業	
28	第一被服工業		58	朝鮮製塩工業	7,659	88 東亜蚕林	
29	大興鮮歌文房		59	朝鮮福助足袋		89 東亜窯業	
30	大陸ゴム		60	朝鮮光学工業		90 中島商店	
						91 中島梦幻部	
						92 朝鮮水産工	
						93 迫間興業	5,792
						94 平戸商店	
						95 富士ビルデング	
						96 平安自動車	
						97 北鮮製紙化学	542
						98 北陽林業	
						99 日海上地	542
						100 日硬商事	1,102

20

二號

101	電興業		
102	日本鉱産		
103	日本海木材		
104	日本土建		
105	馬山皮革		
106	朝鮮曹達		
107	森谷農場		
108	森水産朝鮮販売		
109	森農場		
110	利原鉄山	1060,833	
111	第一化学興業所		
112	協和興産		
113	福助朝鮮販売		
114	昭和酒類		
115			
116			
117			
118			
119			
120			
121			
122			
123			
124			
125			
126			

二號

1	遊仙鉱業	○		31	高見酒造	○	
2	宇野商店	○		32	多獅島鉄道	○	
3	英殖鉱業	○		33	田中貢商店	○	
4	鐘淵朝鮮販売	○		34	仁川産業		○
5	エタニットパイプ	○		35	朝鮮海陸運輸		○
6	朝日醤油		○	36	朝鮮アルミ	○	
7	朝日曹達		○	37	朝鮮電母固発		○
8	鐘淵京城販売		○	38	朝鮮衛生実験所		○
9	鐘淵朝鮮衣料		○	39	朝日紙業	○	
10	鐘淵朝鮮商事	✕	○	40	朝鮮朝日[illegible]	○	
11	〃 (代鐘紡)			41	朝鮮小野田		○
12	鐘淵朝鮮水産			42	朝鮮鴨緑江水力		○
13	鐘淵西鮮重工業			43	朝鮮重工業		○
14	鐘淵朝鮮造船			44	朝鮮加工織布		○
15	嘉納醸造			45	朝鮮火薬製造		○
16	咸南鉄道			46	朝鮮教学図書	○	
17	元山北港			47	朝鮮漁業		○
18	小杉漁業商事			48	朝鮮乗合鉄工		○
19	光徳鉱山	○		49	朝鮮毛織		○
20	江華窯業		○	50	朝鮮鋼管販売		
21	興泰産業		○	51	朝鮮鉱業振興	○	
22	昌和工業		○	52	朝鮮勧天堂	○	
23	城山鉱業			53	朝鮮三立製菓	○	
24	親和鉱業	○		54	朝鮮人造石油	○	
25	川内里鉄道		○	55	朝鮮住友軽金属		○
26	ソウルゴム	○		56	朝鮮ゴム工業	○	
27	大陸重工業	○		57	朝鮮住友鋳鋼		
28	第一機販工業			58	朝鮮製塩工業		○
29	大興鮮蔵交易	○		59	朝鮮福助足袋		
30	大[illegible]			60	朝鮮光学工業		○

61	朝鮮興業			91	中島勢砂部		
62	朝鮮再生工業	○		92	朝鮮水産	○	
63	朝鮮刷子		○	93	迫間興業		
64	朝[illegible]工業		○	94	平戸商店		
65	朝[illegible]機工業	○		95	富士ビルデング	○	
66	朝鮮製紙	○		96	平安自動車	○	
67	朝[illegible]製油	○		97	北鮮製紙化学	○	
68	朝鮮電気冶金	○		98	北陽林業		
69	朝鮮雛状黒鉛	○		99	日海土地		
70	朝鮮商事	○		100	日殖商事		
71	朝鮮製鋼所		○	101	日電興業	○	
72	朝鮮石炭配給	○		102	日本鉱産	○	
73	朝鮮繊維再生		○		[illegible]		
74	朝鮮大陸工業		○	104	日本土建	○	
75	朝鮮武田薬品	○		105	馬山皮革		
76	朝鮮タンニン工業		○	106	藤邏少		
77	朝鮮農業		○	107	麻谷農場	○	
78	朝鮮ビタミン肝油			108	麻永朝鮮販売	○	
79	[illegible]			109	森製場	○	
80	朝鮮瑞鵬			110	利原鉄山		
81	朝鮮油脂	○		111	第一化学興業所		
82	朝鮮料理石鹸航空機	✕		112	協和興産	○	
83	朝鮮林業開発		○	113	福助朝鮮販売		
84	朝鮮煉炭			114	昭和酒類		
85	辻酒造	○		115			
86	辻本商店			116			
87	東亜化学工業			117			
88	東亜蚕糸	○		118			
89	東亜窯業			119			
90	中島商店	○		120			

30
71
103

1號

1	朝鮮物産	◎	31	昭陽黒鉛	
2	朝鮮酒造	○	32	昭陽鉱業	○
3	朝鮮麥酒	○	33	西鮮中央鉄道	○
4	朝鮮電工	◎	34	成歓鉱業	○
5	朝鮮水産開発	○	35	清津煖爐工業	○
6	朝鮮碍子	○	36	清洋土本有限	◎
7	朝鮮皮革東京	○	37	高瀬合名	◎
8	全　大阪	◎	38	高橋商店	○
9	朝鮮報國鉱業	○	39	辰巳物産	○
10	朝鮮軽金属	◎	40	中外興業	○
11	朝鮮均益貿易	◎	41	朝鮮坩堝工業	◎
12	朝鮮機械製作	○	42	朝鮮工作	◎
13	石川縣興業	◎	43	朝鮮鋼鈑工業	◎
14	金井鉱業		44	朝鮮自轉車製造	○
15	大橋農場	● ○	45	朝鮮神鋼金属	
16	小野田機船	◎	46	朝鮮水産化工	○
17	共栄殖産	◎	47	朝鮮鋼管	○
18	群山紙器	◎	48	朝鮮煉炭(纏利)	○
19	群山紙工業	◎	49	朝鮮製鉄	◎
20	京城大沢商会	○	50	朝鮮石炭東京	◎
21	郡山製紙	◎	51	朝鮮石油	○
22	京城化學工業	◎	52	朝鮮石油配給	○
23	京城電氣	◎	53	朝鮮切鈑販売	○
24	京仁商船	○	54	朝鮮繊維工業	◎
25	光洲産業	◎	55	朝鮮船舶運輸統制	○
26	沢山兄弟商會	◎	56	朝鮮電業	◎
27	三渉開発	◎	57	朝鮮乘臣交通機械	○
28	三渉鉄道	◎	58	朝鮮東海電極	○
29	三成鉱業	○	59	朝鮮日産化学	
30	昭和鐵鮮參酒	◎	60	朝鮮電業製鉄	◎

61	朝鮮洋紙配給	○	91	朝鮮近海運輸	◎
62	朝鮮無煙炭	◎	92	西日本汽船	◎
63	朝鮮明治乳業		93		
64	朝鮮理研鉱業	○	94		
65	朝鮮林産化工	◎	95		
[redacted]			96		
67	東拓鉱業	○	97		
68	東邦鉱業	◎	98		
69	半島製紙	◎	99		
70	半島製業土水	○	100		
71	弘中重工業	◎			
72	福田又商店	○			
73	釜山鎮埋築	◎			
74	北青鉄山	○			
75	北鮮土地	○			
76	豊國製粉	◎			
77	永岡産業	○			
78	日硬産業	◎			
79	日鮮鉱業	○			
80	日本耐火材料	◎			
81	三井軽金属	○			
82	三井油脂	◎			
83	三中井	◎			
84	三菱マグネ	○			
85	宮本商店	◎			
86	八木窯業	○			
87	龍峴炭鉱	○			
88	交通局共済組合				
89	朝鮮飛行機工業				
90	朝鮮山皮鉱開発	○			

66
91

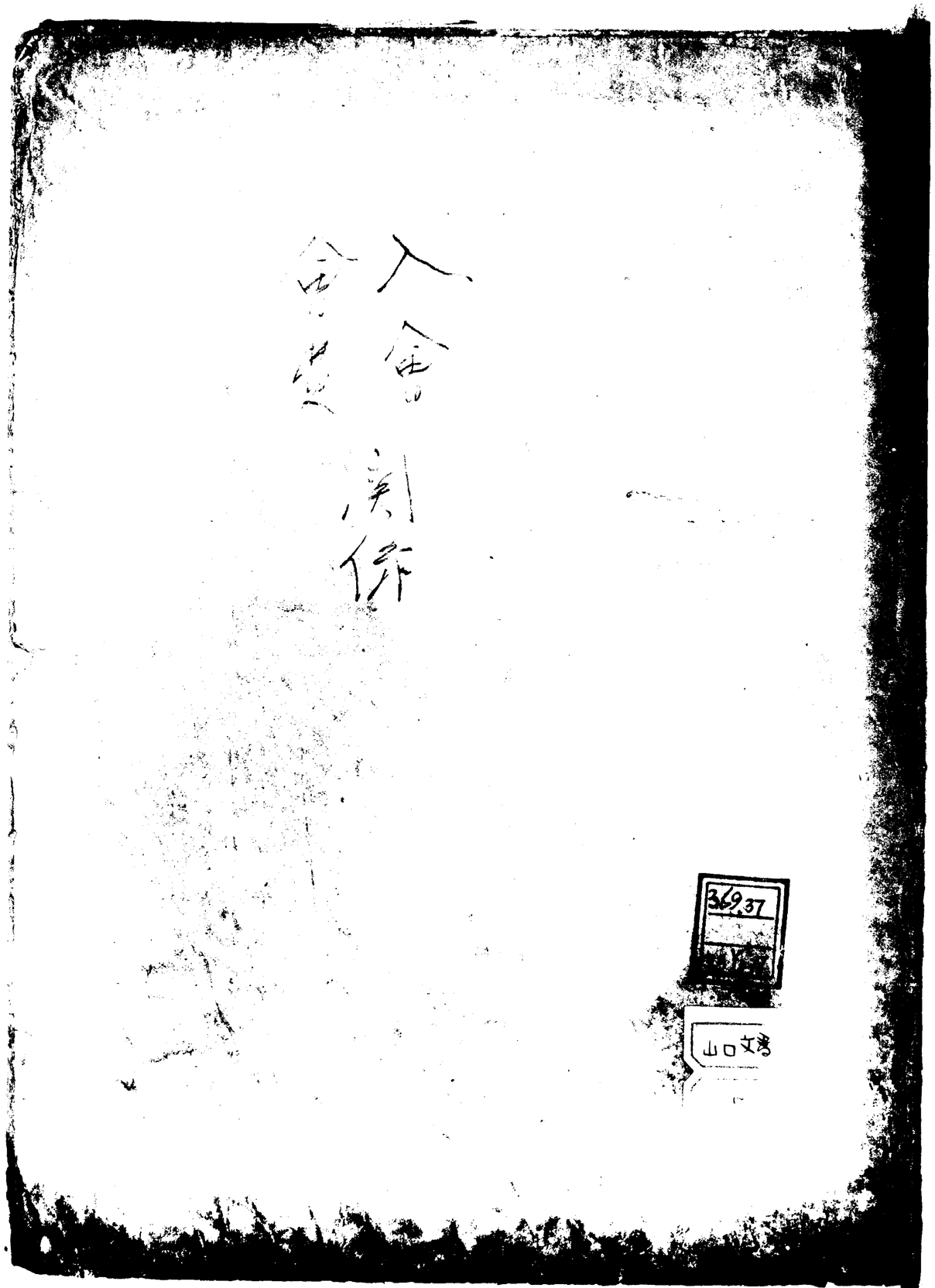

M3-62

一般ノ生業
若松・北洋漁業株式会社
昭和[redacted]株式会社
株式会社金剛製作所
三和商事株式会社
川村漁業株式会社
朝鮮通産株式会社
帝鮮商事株式会社
朝鮮興亜工業株式会社
下條合名株式会社
金泉漁業株式会社
忠南産業株式会社
有限会社富田屋

鉱業
丹陽石炭工業株式会社
恵山金鉱工業株式会社
日本炭鉱株式会社
東亜鉄工株式会社
北鮮計業株式会社
協和鉱業株式会社
富士鉱業株式会社
朝鮮興産工業株式会社

繊維工業
帝国繊維工業株式会社
名古屋合同紡績株式会社
東亜綿業株式会社
朝鮮天然繊維産業所
朝鮮被服製造株式会社
東亜繊維株式会社
朝鮮ニット株式会社
東亜帽子株式会社
朝鮮漁網株式会社

窯業
豊国陶業株式会社
中外ガラス工業株式会社
金泉窯業株式会社
朝鮮窯業合資会社
朝鮮耐火窯業株式会社
朝鮮窯業株式会社

飲食工業
合同酒精株式会社
有限会社
三星食品工業所
朝鮮食品工業
有限会社

朝鮮産業開発株式会社

×南鮮化学肥料株式会社
×朝鮮機械工業株式会社
×旭水道工務株式会社
×日之出生産株式会社
×大日本機械株式会社
×金剛製作所(倉庫株式会社)

×日本アルミニューム
×株式会社

×朝鮮鋼針工業
(在外戦産調査の為必要に付前記各会社の住所、連絡先等つぎの方は内書とし外しておく)

369.37
T3Ya.7

加入資力
土地 建物

12.18

12.19

12.19

No.

No.

株式会社	大分県西国東郡中津町大字恵良	12.10
株式会社	宮崎県東臼杵郡北方村大字二〇三	12.12
有限会社	千葉県夷隅郡大原町大字八〇五番地	12.10

No.

NO.

名刺

12.14
心斎橋筋北入
日本橋四丁目一番地
大日本教育事業株式会社
代表取締役

12.14
朝鮮総督府
京都市中京区河原町通
会社

22.4.18付
NO.

農業会名簿

12.10	南鮮物産㈱	岡山縣玉野市玉藻町四ノ二六〇	代表 宋種
12.10	朝鮮水産調味料㈱	山口県玖珂郡神代町尾ノ上	藤田方
12.10	タケモト精米工業㈱	廣島県カモ郡ニモ村	
12.10	朝鮮酒造㈱	岡山市南方二七七	
12.10	朝鮮殖産㈱	香川県小豆郡内海町大字	
12.10	元満造㈱	兵庫県揖保郡御津村岩見	
	日本穀産工業㈱	東京都日本橋区伝馬町二ノ	

東京事務所

No.

＊印二月三十日迄未納

石炭部会

	会社名	格判	割当額 入金	金繰	計	納入額 入金	金繰	二二勺	計	未納		
						21.4.30	21.6.30	21.12.24		21.12.1		
1	朝鮮無煙炭(株)	乙	1000	1200	2200	1000	600	600	2200			
2	大東鉱業(株)	乙	1000	1200	2200	100 400	60 240	300	800	1400		
3	朝鮮石炭(株)	甲	500	240	740	100	60		160	580		
4	朝鮮煉炭(株)	丙	1000	1200	2200	100 900	60 1140		2200	0		
6	朝鮮有煙炭(株)	乙	1000	1200	2200	100 200	60 240		600	1600		
7	生気鉱業(株)	果	500	240	740	100 400	60 180		740	0		
8	雄仙鉱業(株)	乙	1000	1200	2200	100 200	60 240		600	1600		
10	株式会社 商社	甲	500	240	740	100 400	60 180		740	0		
11	英雄鉱業(株)	甲	500	240	740				0	740		
13	鳳東無煙炭鉱業(株)	乙	1000	1200	2200				0	2200		
14	南鮮軽金鉱(株)	甲	500	240	740	100 400	60 120		740	0	21.6.5 240 160	
8	東邦鉱業(株)											
12	三陟開発	乙	化学ニ引.									

化学

会社名	種別	調定額 入金金	金	計	納入額 入金金	二	年	計
1. 三国石炭(株)								
朝鮮無煙炭鉱(株)								
万心炭鉱(株)								

鑛業部会

日本鉱業(株)								
三菱鉱業(株)								
三成鑛山(株)								
小林鉱業(株)								
宝井鉱業(株)								
片倉殖産(株)								
帝国興産(株)								
中外鉱業(株)								
旧鉄鉱業(株)								
旧室鉱業開発(株)								

over

M3-63

郵便はがき

都内芝区田村町
一丁目三
朝鮮総督府東京事務所気付
朝鮮軍業振會御中
仲冬三十日
松尾進

謹啓時下酷寒の砌益御清祥
邦家慶祝に奉存候
陳者不肖南鮮に若干投資有之且又
部取引代金も右之件数と
存じ居り候に就ては入金手續
右要用のみ申上候
十二月二十日

郵便はがき

東京都芝区田村町一丁目三番地

元 朝鮮総督府東京事務所気付

朝鮮事業協會 御中

福井縣坂井郡春江町
東今市第四ノ一二
村中義隆

[illegible]

注所　樺太鐵北道廣興郡敷香町
職業　雜貨貿易商　並ニ企業合同ノ爲メ昨年十六日
雄鷲木材株式會社ニ於テ

家族數　七名
會社從業員數　五九名

以上

きがは便郵
3.14

東京都芝区田村町一丁目三
朝鮮
坂本事業有限会社
坂本

山形市南澤四丁目386
栗田弥三郎方
渡辺忠助

拝啓

郵便はがき

1.24

東京都芝区田村町一ノ三
朝鮮総督府東京事務所気付
朝鮮事業協會御中

せ田谷区世田谷一ノ六五五ノ一〇
[illegible]

須磨
20
12.19

會員加入申込書

連絡先東京都在原区東戸越五丁目七三番地
鈴木邸内

朝鮮引揚者　越坂梅太郎

本日付朝日新聞廣告所載ノ趣旨ニ依リ貴會ニ加入仕度此段及申込候也

二伸　御手数乍恐縮右朝鮮総督府政務総監遠藤柳作閣下ノ引揚ゲ現住所ヲ御通知被下度御願申上候

次ニ小生ハ朝鮮石鹸工業組合帰幹理事、東洋興業株式會社（京城）取締役ニ有之候

十二月十八日

以上

郵便はがき

〒 都田村
朝鮮
学生
島根
名
田代雄

拝啓
私一昨日無事に帰宅致しまして
到着の節は早速御礼状差出す
筈の処取紛れ今日迄延引仕
誠に申訳無之候
扨て今般は種々御厄介に預り
候上に過分の御餞別迄御恵
贈被下候段厚く御礼申上候
尚又御地滞在中は種々御世話
に預り候上に御土産迄頂戴
仕候段重ね重ね御礼申上候
尚又御地滞在中は種々御世話
に預り候上に御土産迄頂戴
仕候段重ね重ね御礼申上候

東京都芝区白金三光町一一二

郵便はがき

新鋭彫刻家集団事務局

新鋭彫刻家協会御中

21-1-16

十生、幸君航運株式會社船舶部電業株式會社船舶部松島運
輸を持つて居りますが今年下期の配當その他參考の
住所（本地）の通知被下度尚航海中と申せども
右船舶（一隻航海なれば可いたしますが尚
航運の荷物は取扱を開始いたしますなれば何卒
かの御引いて下さる様御願いたしますと
右御會にの會は次の通知入十つまで
住せて御知せ下さればたしますまた
御引いて五〇以下の取扱をしますまた
さ使ん引御用てきんよの
百二ノ
そと一

東京都芝区田村町一ノ三

朝鮮鉄道協会事務局内

李鍾鮮

謹賀新年

十二月吉日

朝井新助母堂四十九日祭

龍野二郎

入会申込書

1.23

きがは仁郎

143

郵便はがき

気付

朝鮮事業協會御中

160
8
280

東京都芝區田村町一ノ三

朝鮮總督府東京事務所

拝啓貴會ニ入会仕度候間入会
の手続等如何可致候や御伺上申
候　敬具
昭和弐年十二月二十日
岩手縣気仙郡越喜来村
鈴木平助方
鈴木文助

1.23

きがは便郵

東京都芝区田村町一ノ三

朝鮮総督府東京出張所気付

朝鮮事業協會

御中

愛媛縣伊豫郡郡中濱町三〇

岡本清次郎

123

きがは便郵

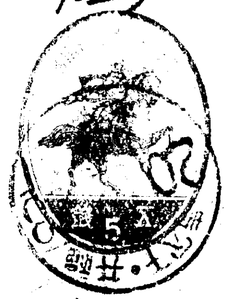

〒東京都世田谷区池尻町一丁目三
多摩美術大学内東京事務所
朝鮮美術協会
岸
〒
福岡県大野村
高村長野
古井喜

郵便はがき

東京都芝三田四丁目一ノ三

朝鮮総督府東京事務所

朝鮮総督官房

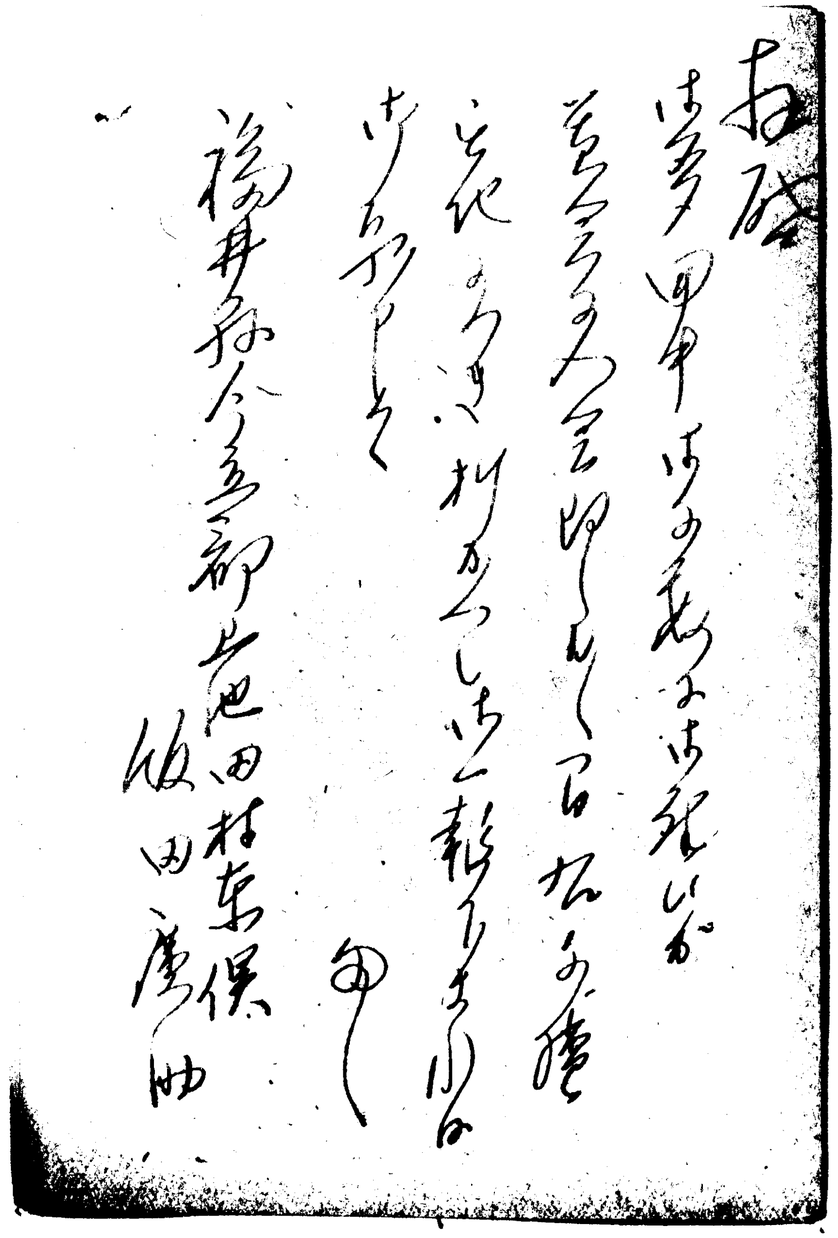

123

まがは便

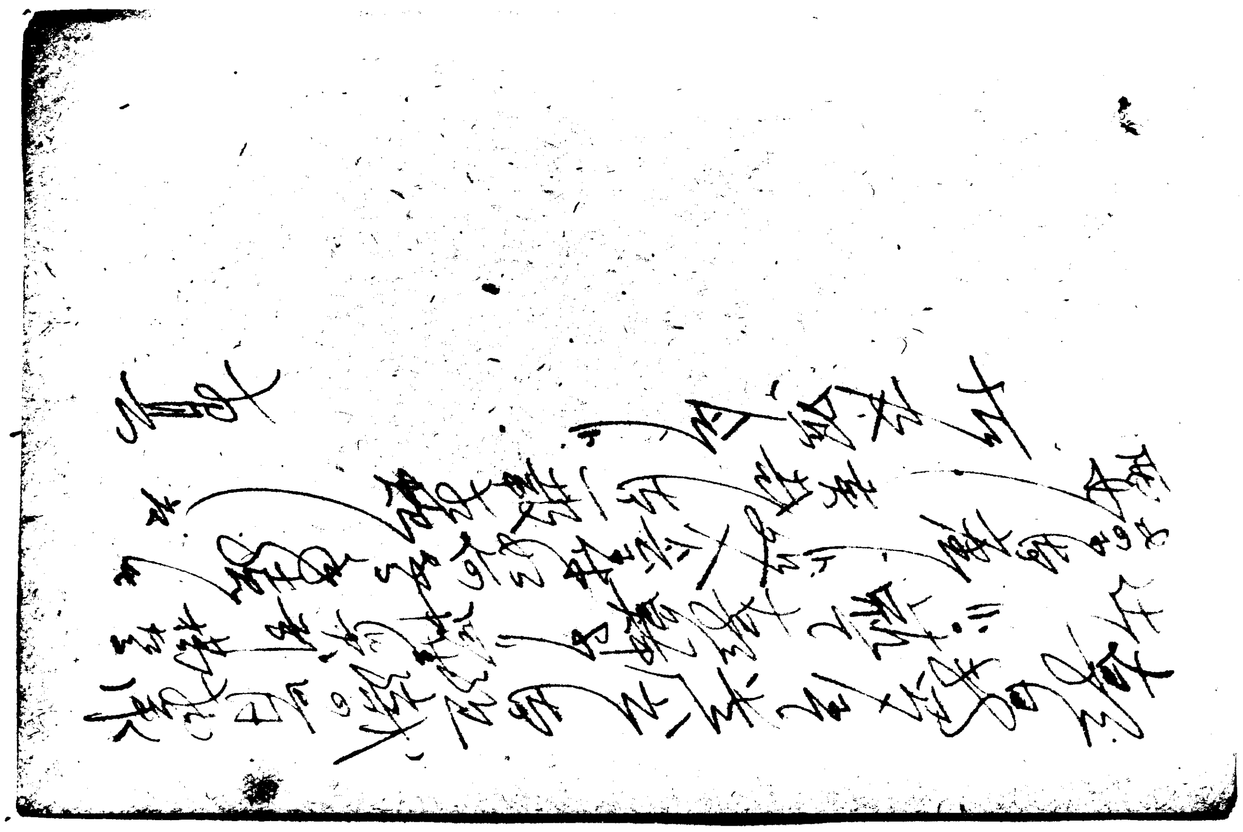

122

東京都芝区田村町一丁目三

朝鮮

事業

府東京事務所

名古

下関

大阪

謹啓白秋俳話上梓に於て本會印刷
の件お受けのようで入會仕合
申込みの
祥馬斜
左千夫
柳屋
竹田

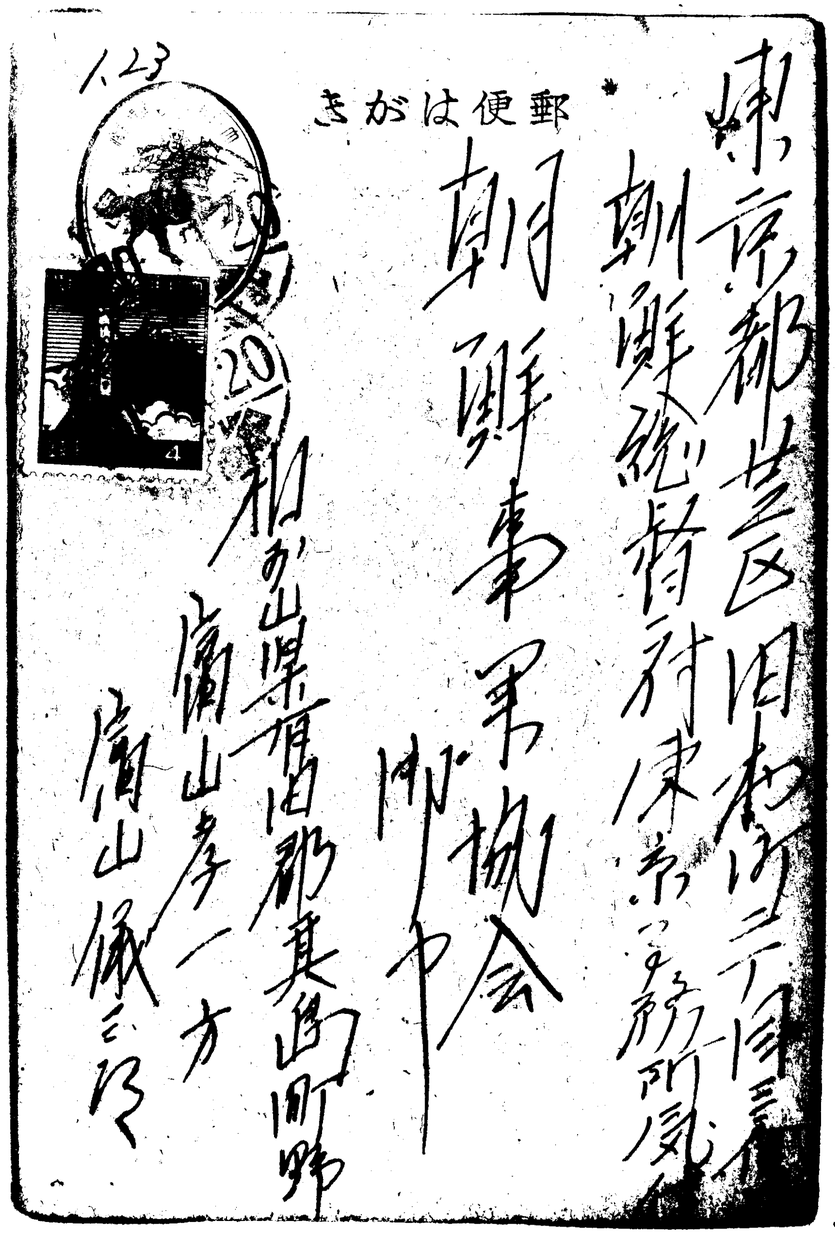

123

郵便はがき

東京都芝区田村町二丁目三番地
朝鮮総督府東京事務所気
朝鮮軍事協会
御中

20銭

富山県富山那奥田町
富山孝一方
富山儀三郎

拝啓前略
在郷中ハ記事業経営ノ為メ来ル
ます｜様ニ御ハ会ノ会
御参会希望ニ付テハ二手統ニ依リ
御参会相煩ハシ度
記
一、洋裁前職経営ノ許可
二、位置 金山村
三、職人 旧名
加ミシン 五台
（名手ヲ以テ）計十六名

郵便はがき

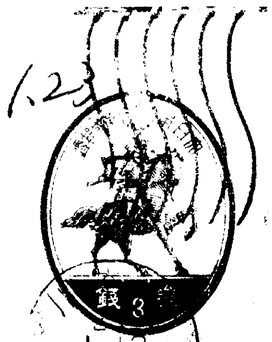

東京都芝区田村町一ノ二
朝鮮総督府東京事務局内
朝鮮事業協会御中

横浜市西区南幸町三ノ九七
仲野彬蔵方
松本正

新聞紙上にて拝見致し
当地にて種々取扱営業を
に本舗の御座候て
なりますが取次の行き
居りますが注文不
こんなり
成丈の手当
度々の儀に
書き下さいます
於れは一部
ぶ多き
草々

123

きがは便郵

東京都芝区田村町
一丁目三番地
朝鮮總督府東京出張所内
朝鮮青年協會御中

山形市香澄町甲壹
六五四
奥田林三郎方

1/24

1.23

きがは便郵

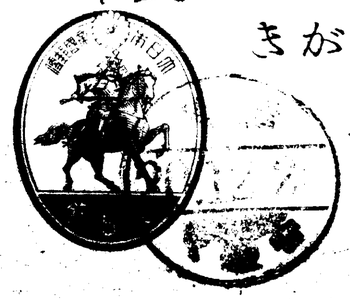

東京都芝区[illegible]一ノ三

[illegible]

七月[illegible]る書[illegible]

宮城県

工[illegible]

[illegible]

1.23

きがは便郵

12.30

東京都足立区、ゆみ子

拝啓 御尊父様御喜寿なお東京まゆみ子

御無事御帰還の由 終戦より引揚げ

御慶賀の至りに存じます 敬

拝啓 ますます御清栄 東亜発動機株式会社 敬

工場 実施 昭和二十七年四月一日

川崎市 [illegible]

1.23

郵便はがき

東京都芝區田村町一丁目三番地

朝鮮總督府東京事務所 気付

朝鮮事業協會

市

12.2

千葉市登戸町二丁目八四

小川直吉

故貴衆議院議員正七位勲六等小川直吉君之碑建設趣意書

小川直吉君ハ安政元年十二月十八日ヲ以テ生ル
君ハ幼ニシテ学ヲ好ミ長ジテ志ヲ立テ明治維新ノ際ニ当リ
勤王ノ士ト交リ国事ニ奔走シ屢々危険ニ遭遇シ
又幽囚ノ厄ニ罹リ辛酸ヲ嘗メ尽シ
君ハ其ノ間ニ在リテ常ニ国家ノ為ニ尽瘁シ
其ノ志ヲ変ゼズ
君ハ又夙ニ実業ノ発達ニ意ヲ注ギ
明治二十年ヲ以テ東京株式取引所ヲ創設シ
其ノ理事長ニ就任シ
爾来十有余年ノ久シキニ亘リ
其ノ職ニ在リテ
国家経済ノ為ニ貢献スル所多大ナリ
君ハ又明治二十三年ヲ以テ
貴族院議員ニ勅選セラレ
同二十五年ヲ以テ
衆議院議員ニ当選シ
連続三回ニ及ビ
其ノ間ニ在リテ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十一年ヲ以テ
第一次大隈内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十三年ヲ以テ
第四次伊藤内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治三十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治四十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治四十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治四十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治四十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治四十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又明治四十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正元年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又大正十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和元年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和二十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和三十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和四十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和五十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和六十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和六十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和六十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又昭和六十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成元年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成二十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又平成三十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和元年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和二十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和三十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和四十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和五十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和六十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和七十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和八十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和九十九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百三年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百四年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百五年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百六年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百七年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百八年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百九年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百十年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ農商務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百十一年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ内務大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所アリ
君ハ又令和百十二年ヲ以テ
第一次桂内閣ノ逓信大臣ニ親任セラレ
国家ノ為ニ尽瘁スル所ア

123

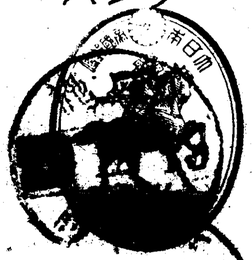

C. C. D. — 793

東京都芝區田村町

一丁目三

郵便はがき

朝鮮總督府東京事務所

御中

御用事業

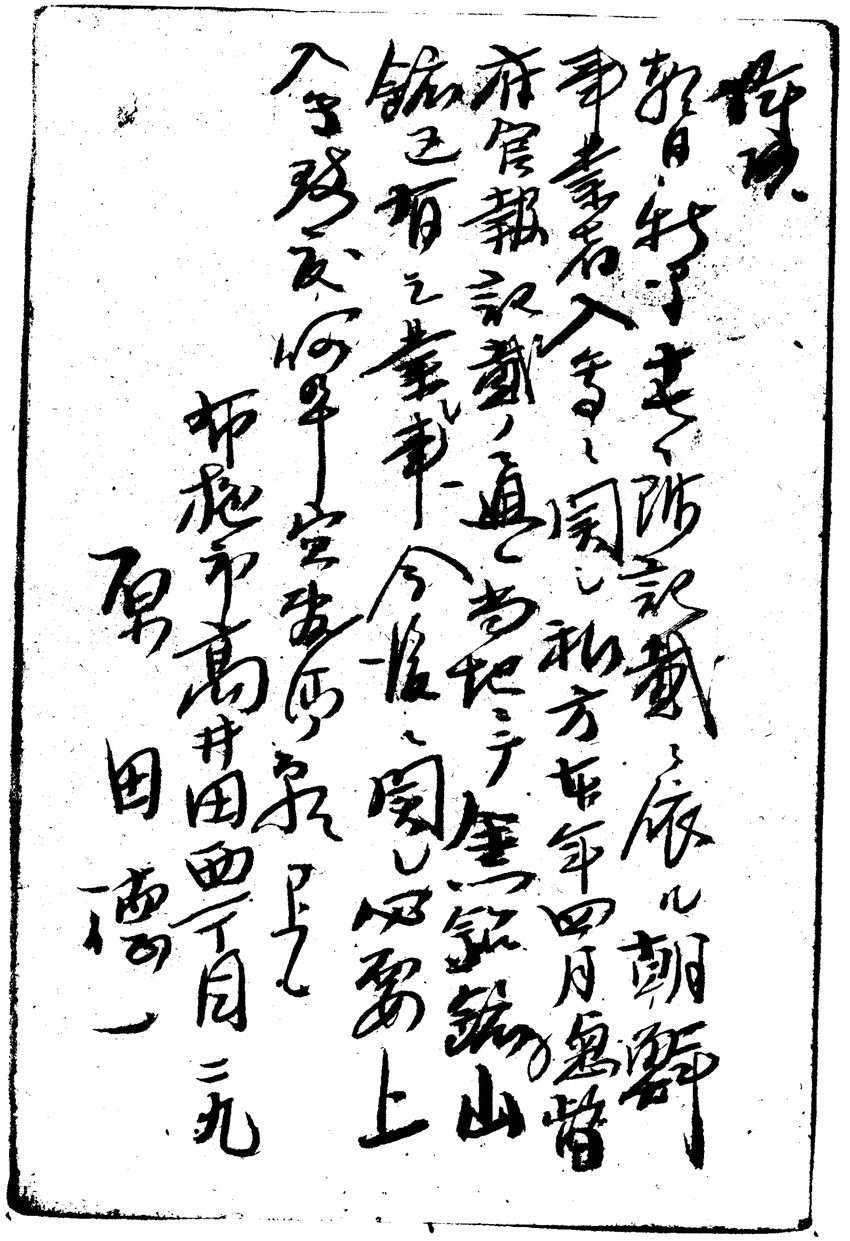

123

きがは便郵

三原市東町
四丁目
六
真田尚治

東京都世田谷区西太子堂
一丁目二番地
株式会社東京堂印刷内

真田尚治 様

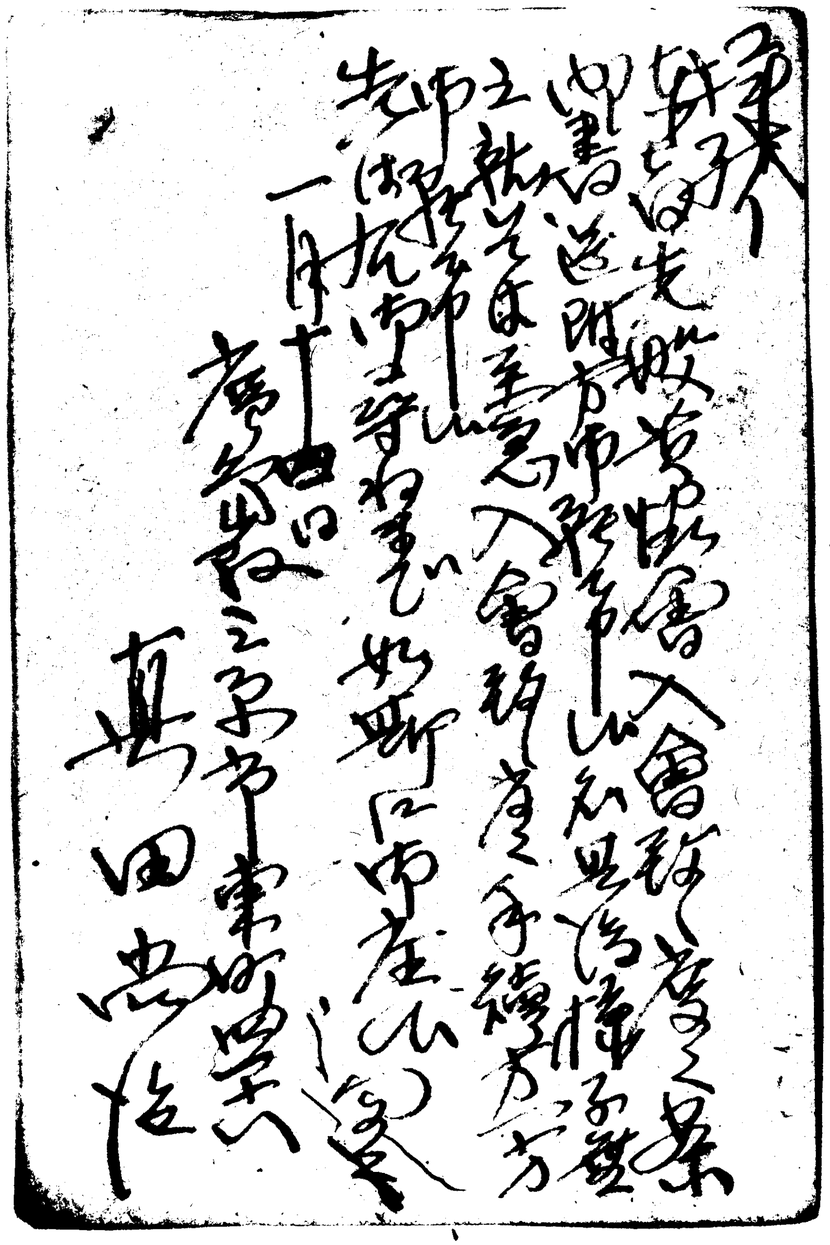

きがは便郵

東京都芝区田村町一丁目三番
朝鮮総督府東京事務局内
朝鮮軍司令官
広島県三原市東町
四ノ六
安田尚治

拝啓
陳者貴協会に入会致度
主意書の書造附候間
先は右申依頼まで
如斯に御座候
敬白

十二月二十五日

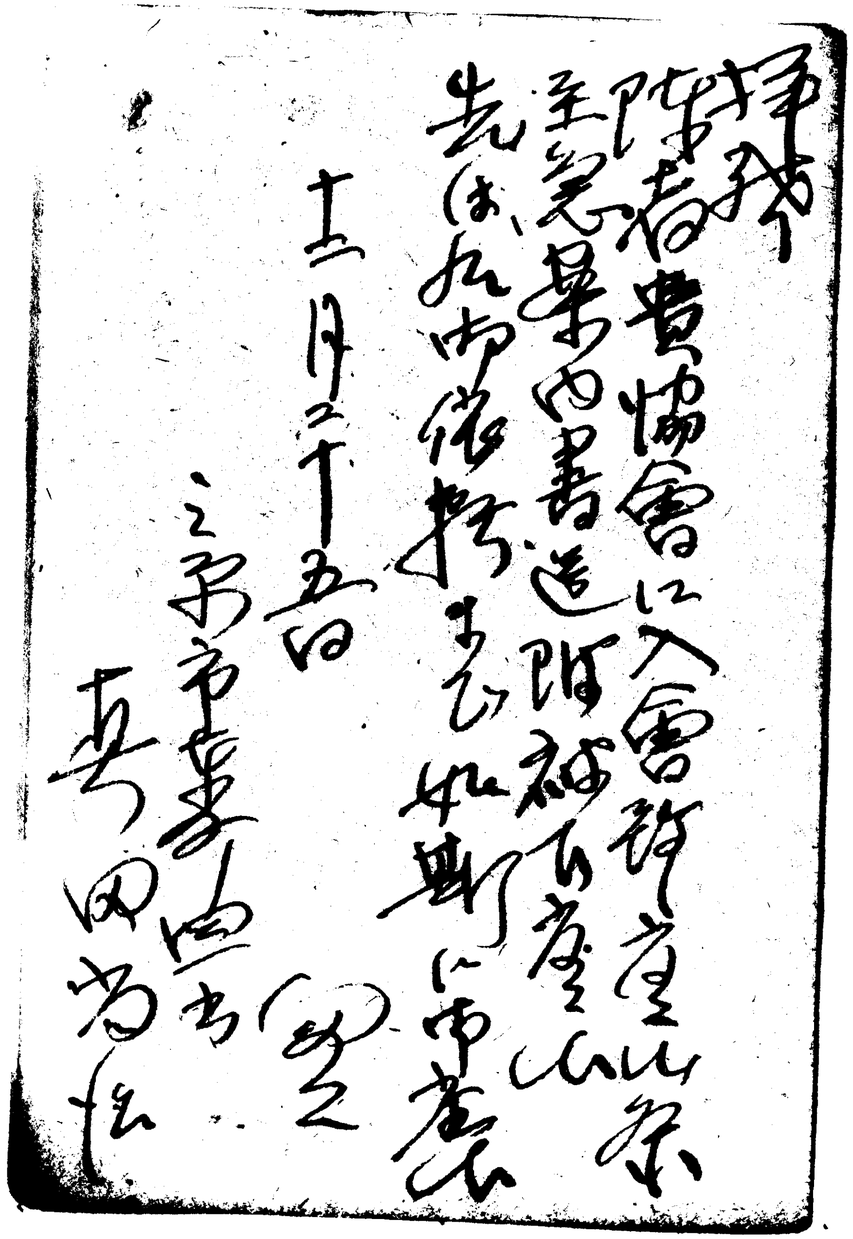

三田為松

1.23

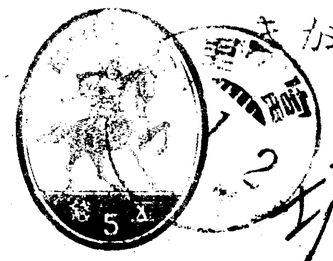

郵便はがき

朝鮮總督府
坂本

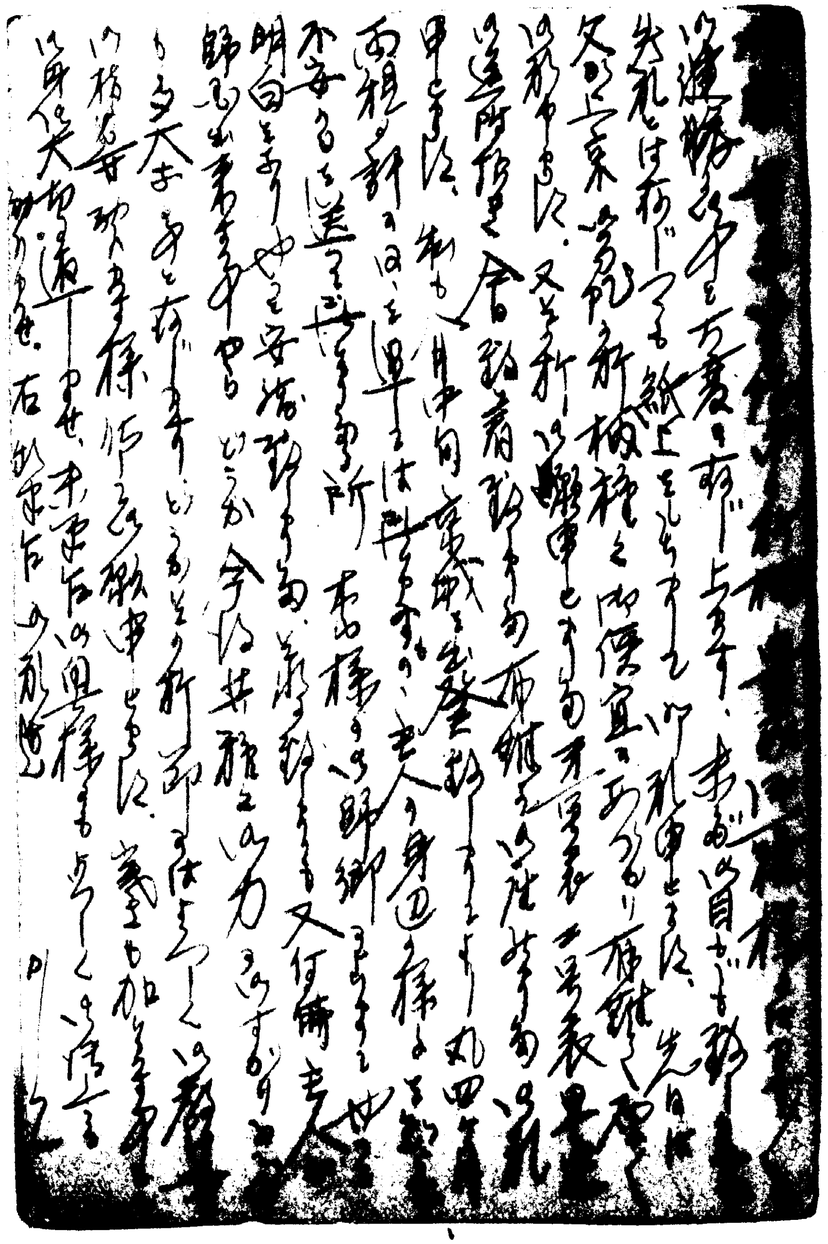

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號舍〇九號室

山口

政行

32枚

出席 ○

欠席 ~~○~~

御住所 文京区駒込西片町1
グリーンホテル

御芳名 崔格久

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

外出
席順

御
内外通商株式會社

御芳名 竹内雄一

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政衛殿

大阪支店
25.3.22
受8-12

二千二百

○出席
欠席

御住所 堺市○○
御芳名 保坂才吉

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行殿

欠出

席席

御住所 東京都中央區日本橋通り二丁目四番地

御協和交易株式會社

雜貨部長 江口安雄

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

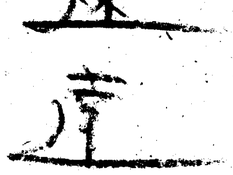

東京中央
25.3.22
8-12

出席
欠席

東京都中央區日本橋馬喰町二丁目一番地
金屬與業ビル内

御社名 三泰物産株式會社

御芳名 井治三郎

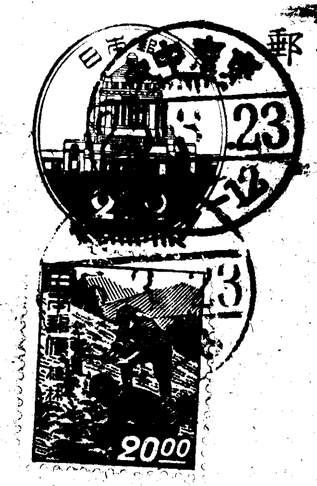

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

出席
欠席

東京御中

日本橋江戸橋壹丁目六番地參
昭和商事株式會社

はがき郵便

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

出
欠
席

東京都中央区日本橋堀留一丁目四番地

不二交易株式會社

御住所 電話茅場町(66)〇七六五番

御芳名 岩鶴嘉雄

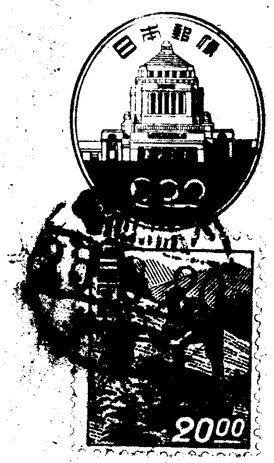

郵 [redacted]

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

連

出席 ✓
欠席

同和交易株式會社

御住所 東京都中央區銀座六ノ四交詢ビル二七号室
電話銀座(57)二五五五・七四四四番

御芳名 小林幸雄

郵便はがき
25.3.20
8-12

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

欠席

出席

御住所 友安唯文

御芳名 塩田正洪

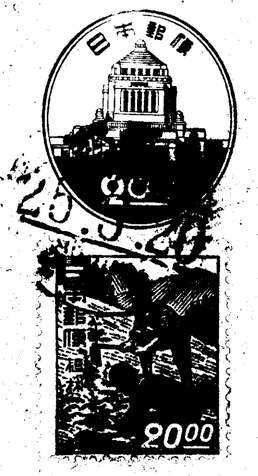

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行様

出席 ✓

欠席

御住所 中央区銀座五ノ四
弘和兄中友会

御芳名 山地靖之

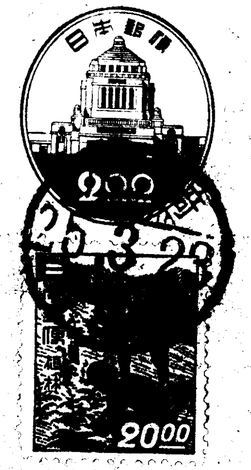

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

速達

東京中央
25 3 23
ビル内

出席

御住所 品川区北品川六丁目

御芳名 瀧川恒治

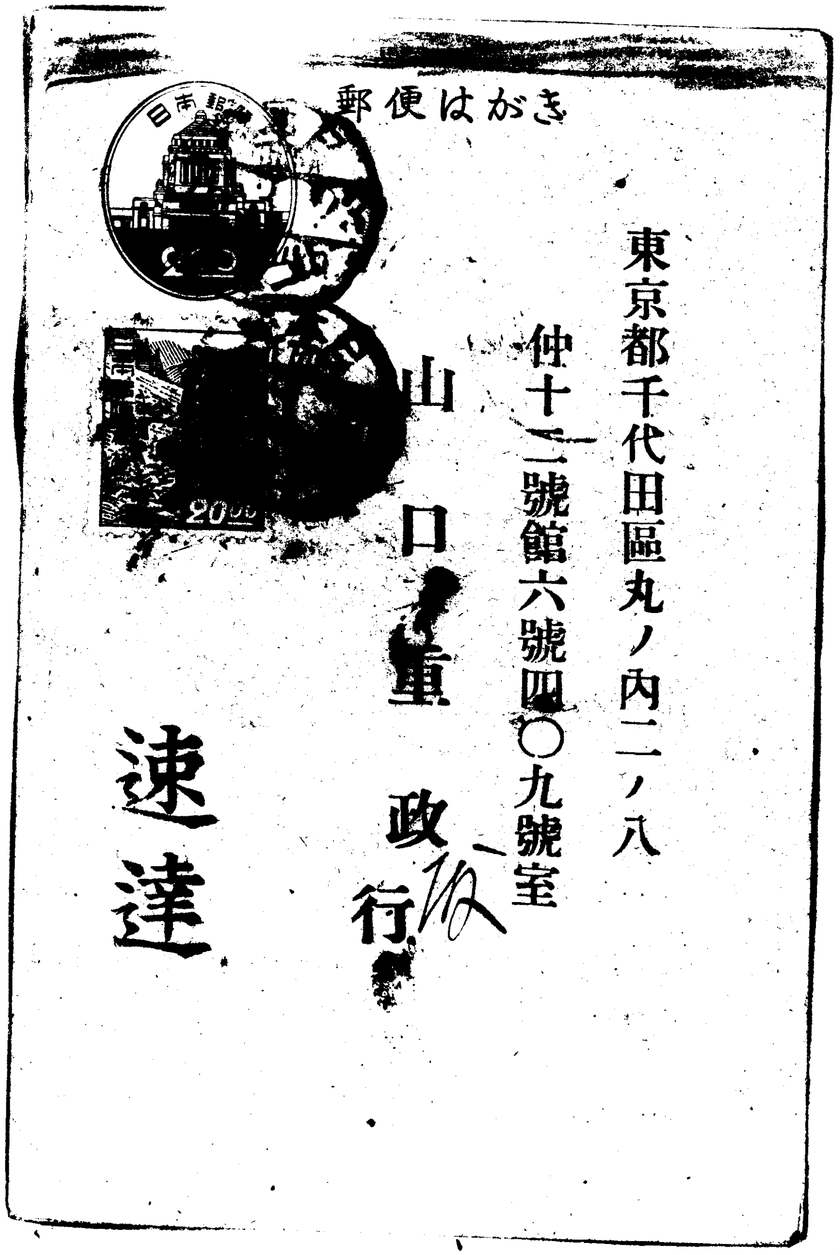

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

速達

欠席

御住所 東京都豊島区
御芳名 前島晃夫

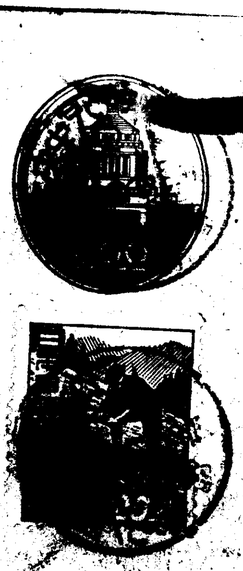

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

中中院
25 3 23
0一九

欠 出
席 席

御住所 中里不便ヶ三ノ二
丸ノ内ビル

御芳名 潮田芳彦

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十一號館六號四〇九號室

山口重政行

欠席

御住所
御芳名

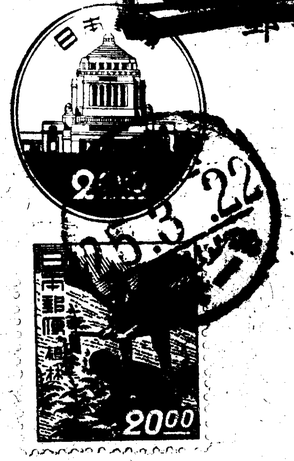

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

大中急便
20.3.22
ターミナル

欠出 ✓
席

御住所
御芳名

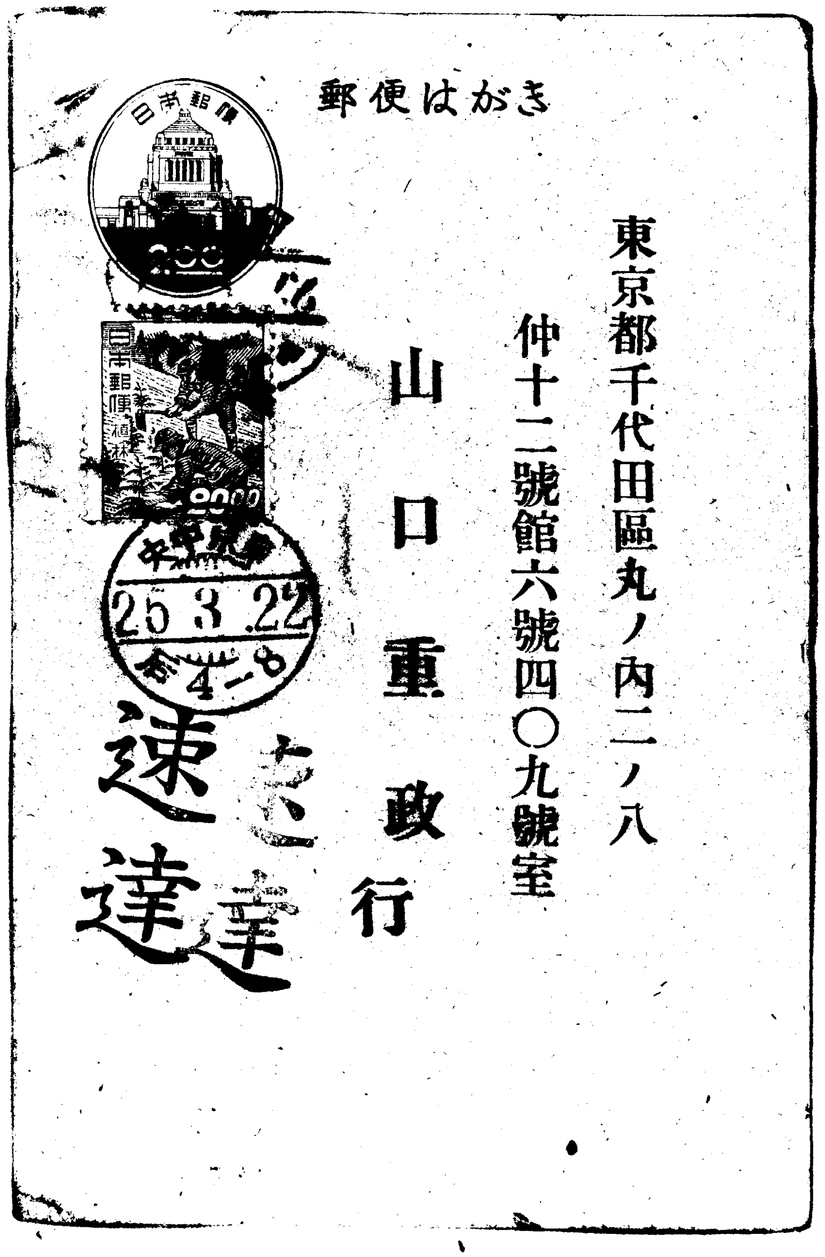

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八
仲十二號館六號四〇九號室
山口重政行

速達

出席

御住所
御芳名

朝鮮貿易株式會社
金元圭

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

速達

出席
欠席

御住所 芝パークホテル
御芳名 矢島鋳作

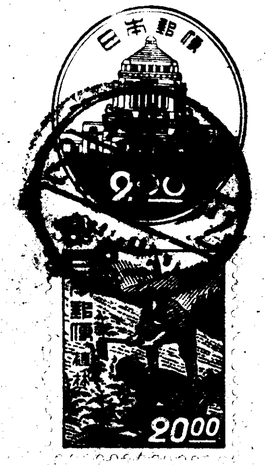

郵便はがき

25 3 22

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

出席（一回限り）

欠席

御住所　帝都ホテル 310号

御芳名　金益均

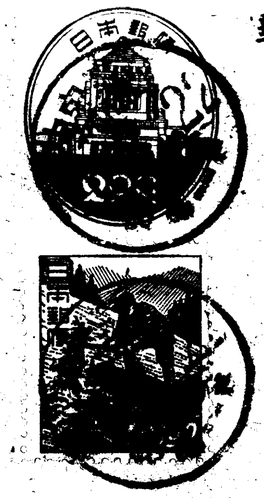

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

中中院
25.3.22
令8-12

欠出
席

御住所 [illegible]
御芳名 [illegible]

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

欠席

出席

御住所　東京都港區芝琴平町壹番地
　　明和産業株式會社
御職名　役社長
御姓名　森本政吉

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

欠席

御住所　三都為市株式会社

御芳名　三宅新男

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

欠席

出席

御住所 ソウル市中区南大門路

御芳名 舞鶴二街一二二 舞鶴貿易協会

李 [illegible] 敦

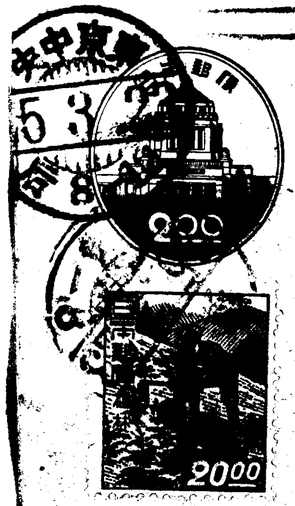

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政徹

先約あり折角の御案内ながら
欠席の段不悪御了承被下
出席
欠席

御住所 港区芝西村芳一ノ四
御芳名 第一通商
岡本忠

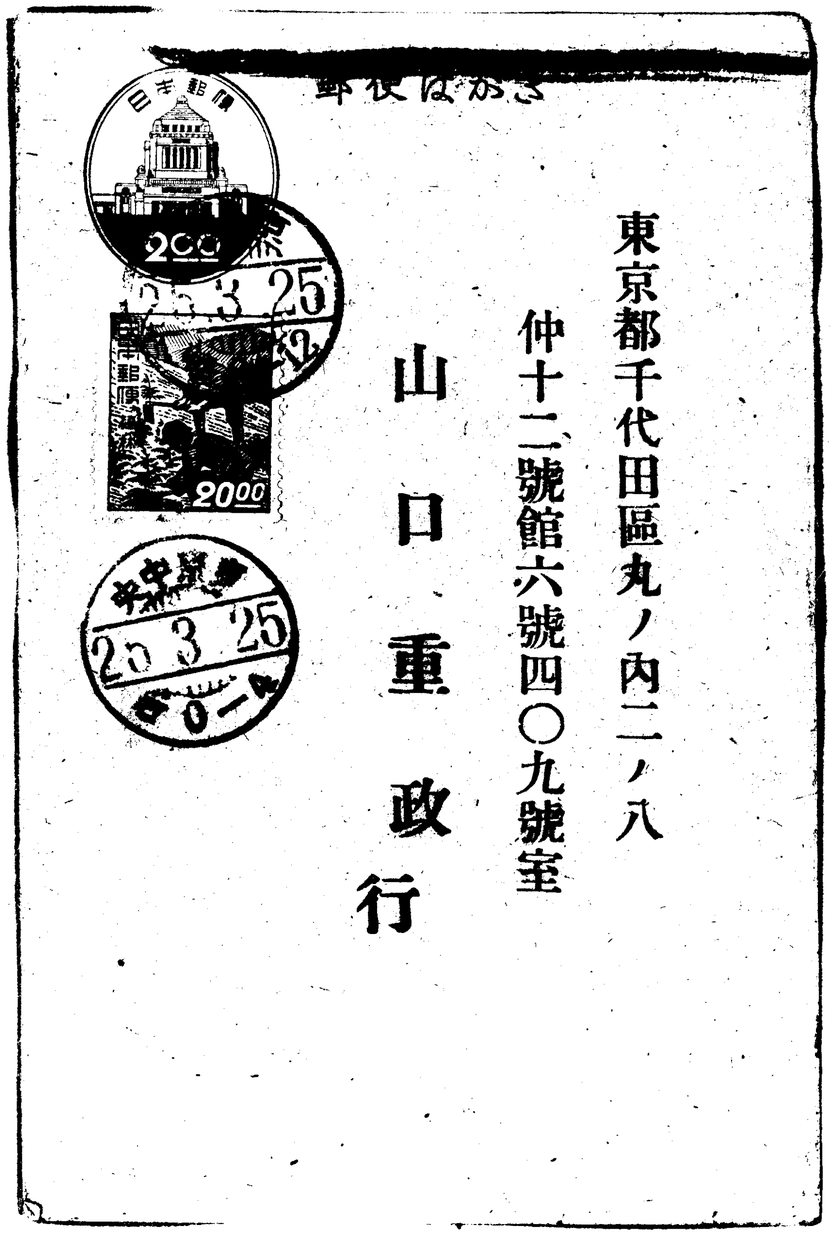

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

出欠席

御住所　中野区鍋横西二ノ
　　五ノ三ノ多稼今九

御芳名　荻田延男

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

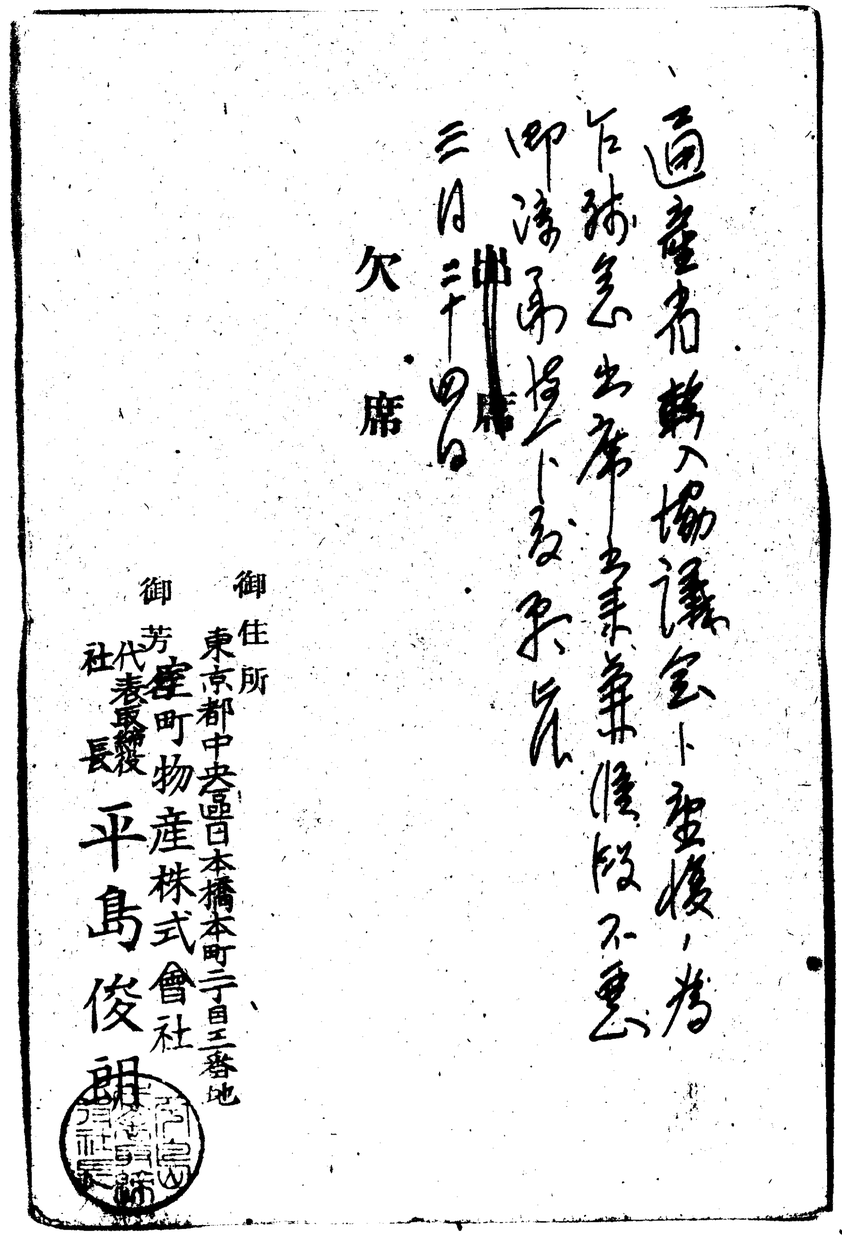

回産者轉入協議會ト密接ノ爲
左記委出席ヲ煩シ度尚當日ハ
御出席
三月二十四日
欠席

御住所
東京都中央區日本橋本町二丁目三番地
御芳
室町物産株式會社
社代表取締役
平島俊朗

速達

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

欠席 ~~出席~~

御住所 神田司町二ノ二
御芳名 株式会社利勝商会
柳澤芳次郎

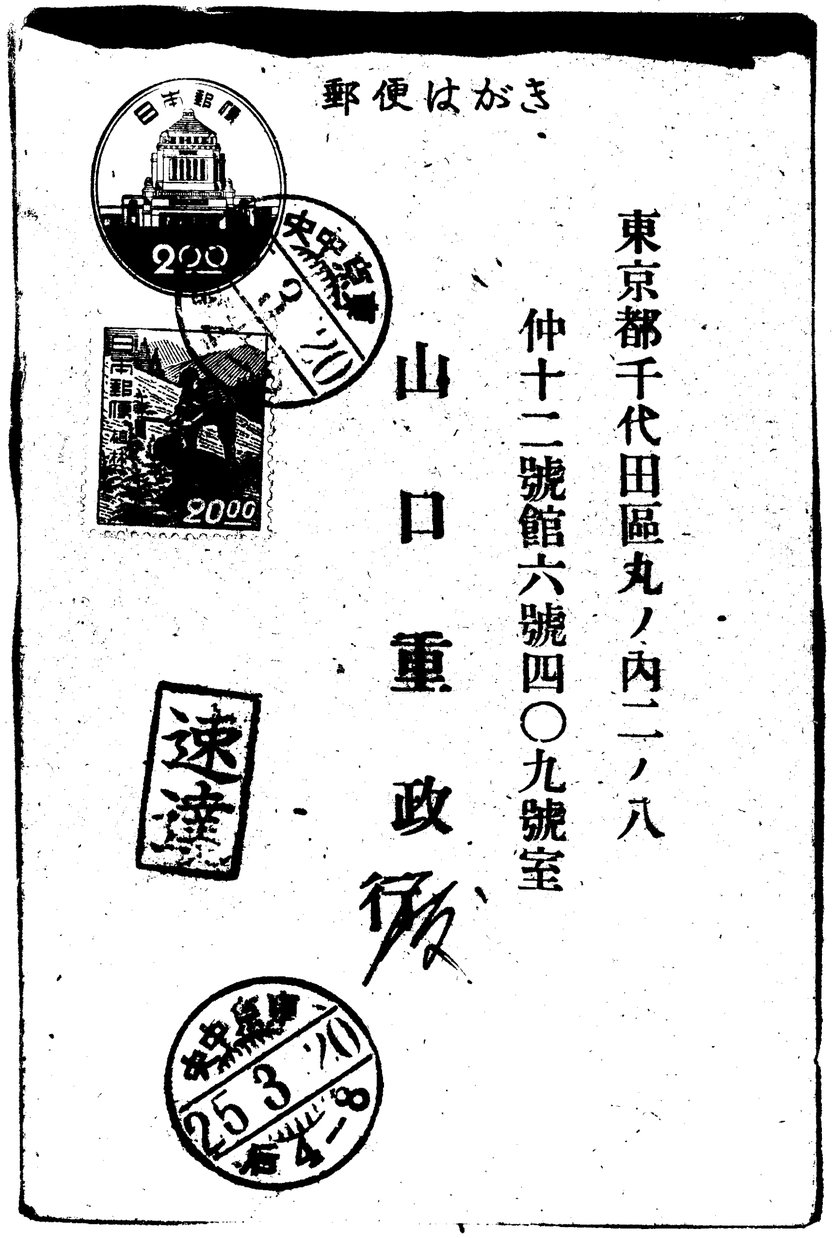
郵便はがき
日本郵便
200
2000
速達
東京都千代田區丸ノ内二ノ八
仲十二號館六號四〇九號室
山口重政行政

出席 ✓

欠席

御住所

御芳名

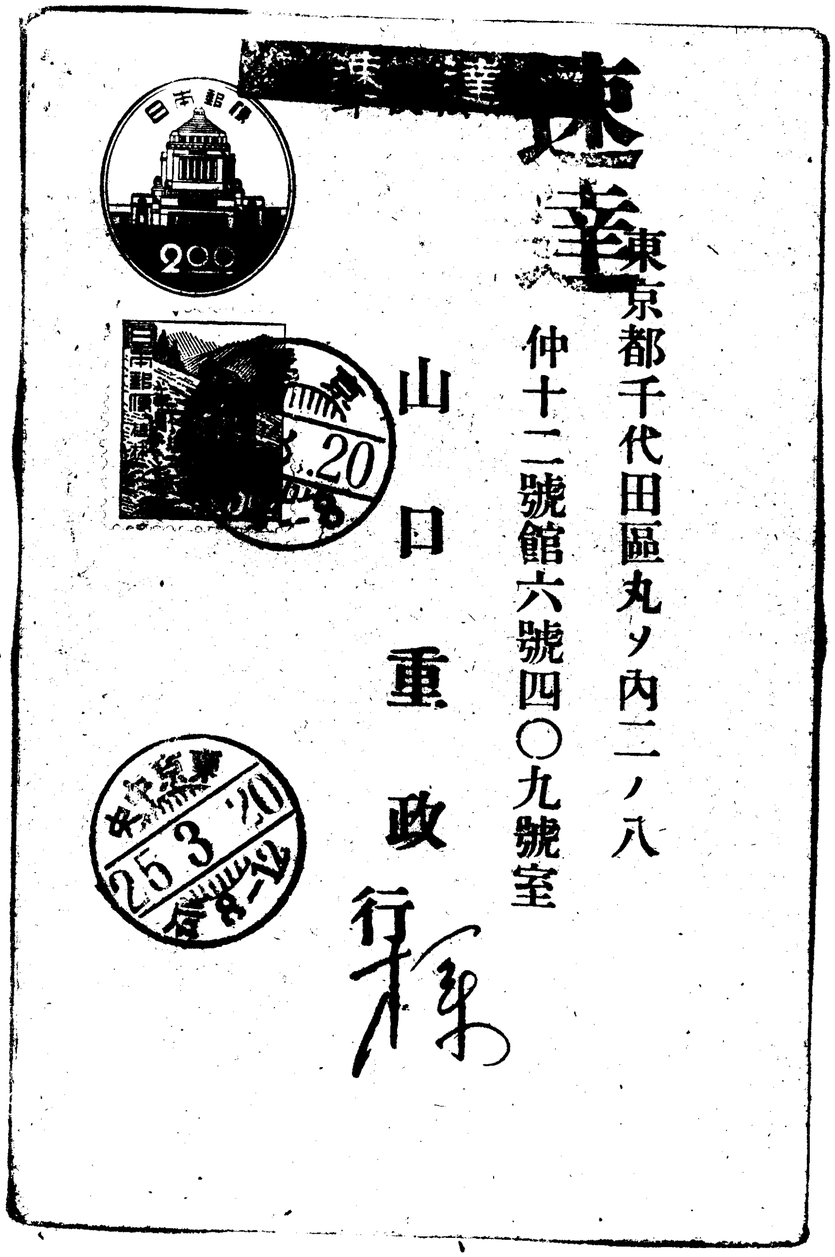

東京都千代田區丸ノ内二ノ八
仲十二號館六號四〇九號室
山口重政行

欠 ~~出~~ 席

御住所 [illegible]

御芳名 [illegible]

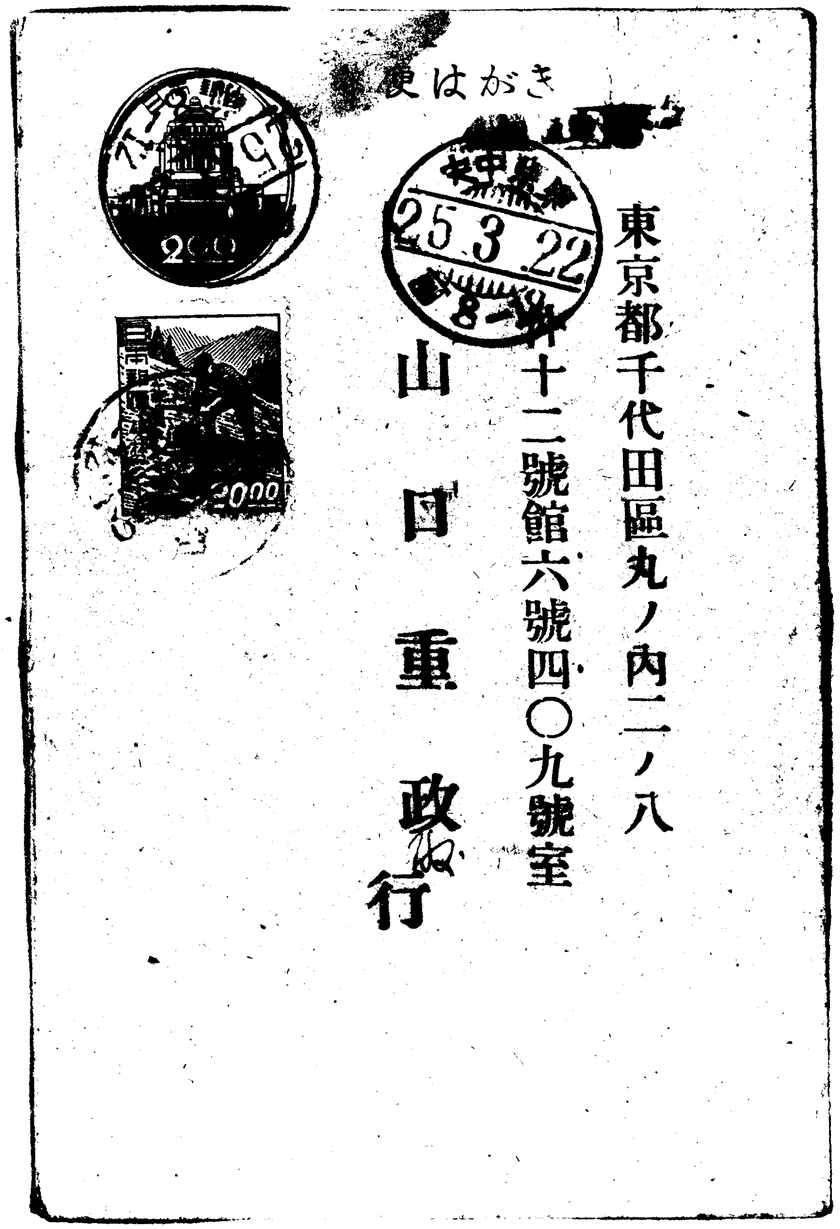

裏はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

十二號館六號四〇九號室

山口重政行

出席

欠席

御住所

御芳名

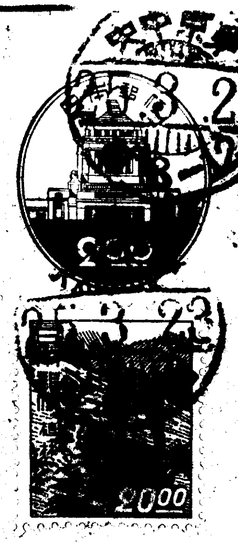

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政 待改

速達

'25 3 '23

出

席 席

御 御
住 住所 松山市 丸ノ内
芳 芳名 [illegible] 二

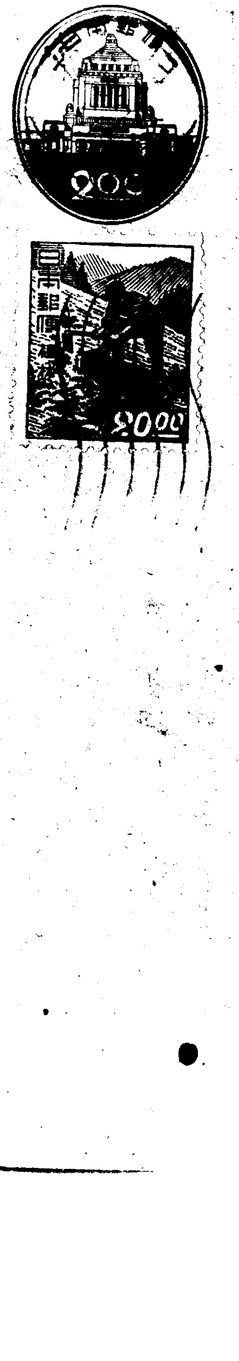

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

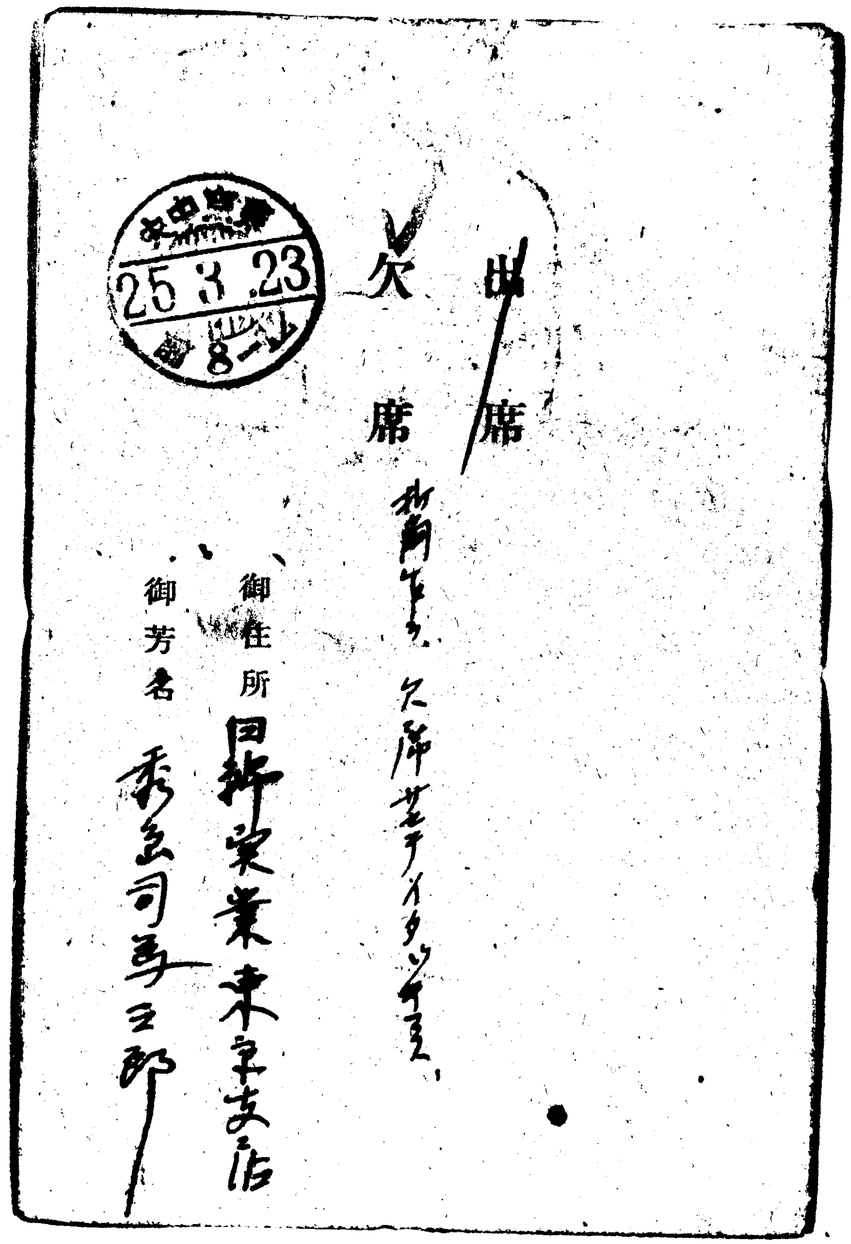
25 3 23
欠出
席
御住所
御芳名

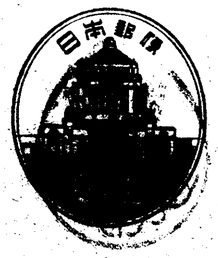

郵便はがき

東京都千代田區丸ノ内二ノ八

仲十二號館六號四〇九號室

山口重政行

出席

欠席

御住所

御芳名

茅ヶ崎市南湖上町五番五。

杉山茂一

（電話一四一）

16枚

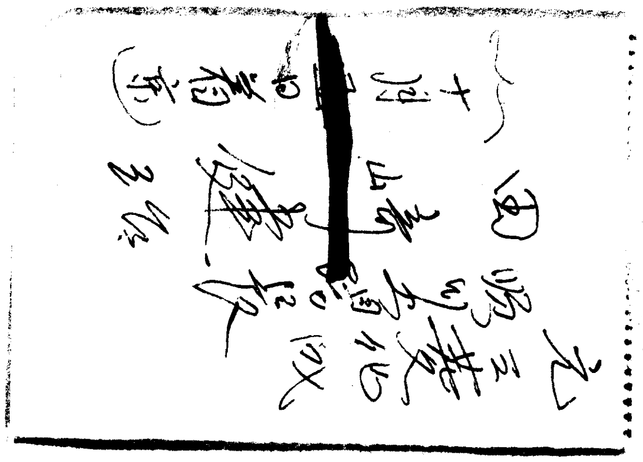

京橋区銀座西六ノ六
西銀座ビル
電銀座五八一〇

横山工業株式會社
山田德義

本社　東京都日本橋區江戸橋二丁目一二番地
（加賀ビル）
電話日本橋（24）五七五三番
122
123
127
138
139
176
194
203
256

咸北藥工品株式會社
常務取締役
社長 安藤勝吉
植松清
本社 咸北清津府羅南本町八四
電話羅南三五〇番四七〇番
京城事務所 京城府中區黄金町一丁目一三〇
電話本局㊤七四五九番

日本車輛製造株式會社東京事務所

井上賢夫

東京都麹町區丸ノ内丸ビル三階三二五號
電話丸ノ内(23)〇六八一・〇七五七
工場名古屋市熱田區三本松町

根本正賢

大阪商船株式會社東京支社
東京都麹町區内幸町二ノ一大阪ビル内
電話銀座(57)三二三一・三九番
七四八二・八二番

東京都千代田区内幸町一丁目一番六号
株式会社大和銀行
人事部
山口秀一

株式會社 朝鮮機械製作所 総務事務局
山田徳義
事務所 川崎市京浜工業地帯 日本鋼管江丸子工場 株式会社 大五ノ二三社内

咸興日本人委員會副委員長
北鮮戰災者委員會委員

八谷賢次

本籍 佐賀縣神埼郡三田川村
大字箱川九四四番地

一二四六

北鮮戰災者委員會
咸興日本人委員會

委員長　兵頭鉄藏

引揚先　宮崎縣東臼杵郡門川町
久保良藏方

株式會社 大興交易商事部
主任 加納幸藏
事務所 目黒區下町八十一番地
自宅 品川區池品川四丁目五二〇番地

株式會社 大興交易商事部
代表取締役 加藤常美
事務所 目黒區平町八十一番地

朝鮮引揚同胞世話會
九州相談所

次長　山村正輔

本部　東京都芝區田村町一ノ三
朝鮮關係殘務整理事務所內
相談所　福岡市西門町七（橋西詰）
電話東③四七二三番

東京都目黒区大岡山
所属
森山美夫

佐藤政次郎

海外引揚同胞神奈川縣聯盟
藤澤支部
理事
事業部主任
大久保靜雄
事務所　藤澤市役所厚生課内
電話藤澤三四六番
事業部　藤澤市藤澤七
電話藤澤四二一番
自宅　藤澤市鵠沼三六四三

北鮮戰災者委員會
咸興日本人委員會
委員長　兵頭鉄藏

引揚先　宮崎縣東臼杵郡門川町
久保良藏方

M3-65

昭和十四年一月十四日

朝鮮事業者 御中

東京都千代田區丸ノ内二ノ八仲十二號館二
電話丸ノ内(23)一六三四番

朝鮮事業者

No.

商令第六五号による報告の件

昭和二十年十一月十五日現在貸借対照表（A.B.共通）損益計算書（直接中央協議会より提出分）右表の和文A.B.共通一通（所定の様式、サイズのこと）更に急ぎ提出下さる様御取計ひ願ひます。

尚収支計算書は不要ですから提出なさらぬ様御注意ねがひます。

なほ本件に関する御問合せは電話丸ノ内(23)一六三四番へ願ひます。

追而A.B.共計三〇枚一組提出方御願ひします。

英文A.B.共二通（所定の様式）

提出を要する数

A.B.共 各一通

英文A.B.共計三〇枚一組

英文貸借対照表 一通 金額 千円

英文損益計算書 一通 〃 千円

英文収支計算書 一通 〃 千円

英文財産目録 一通 〃 千円

英文利益金処分案 一通 〃 千円

英文営業報告書 一通 〃 千円

本店所在地
朝鮮

会社名 朝鮮物産株式會社

ローマ字綴り Chosen Bussan Kabushi ...

英譯名 Korean Produce Co. Ltd.

業務の種類

内地支店が従事してゐる業務の種類 [illegible]

在外本店が従事してゐる業務の種類 [illegible]

住所 [illegible]

電話

日本

貸借對照表 (A)

内地に在る支店出張所等の

昭和二十年八月十五日現在

[illegible]

資産 (Assets)

流動資産(A表)

イ	現金	¥55.07
ロ	銀行預金	¥6,227.34
ハ	郵便貯金	¥3.44
ホ	定期預金	¥30,000.00
ト	仮払金	¥22,331.98
チ	預け金	¥99.00
	合計	¥108,727.83

固定資産(B表)

イ	土地	
ロ	建物	
ハ	備付設備	
ホ	工具器具	
ト	繰品什器	
		¥1,916.41
	合計	¥1,916.41

投　　資（Ｉ表）

イ．国　　債		
ロ．会社株式		
ハ．有価証券	¥130.00	
合　　計		¥130.00
資　産　総　計		¥110,774.24

資産総差分（Ｇ表）

イ．資　本　金	¥100,000.00	
ロ．諸積立金	12,450.00	
ハ．繰越利益金	2,776.60	
ホ．当期損　金		¥4,452.36
合　　計		¥110,774.24

上記の諸勘定は調前保存せる手持資料に基き上記会社の財産状況を表示したものであつてその引用せる資料と相違なきものなる事を證明します

昭和　　年　　月　　日

朝鮮物産株式会社
代表者　幕　谷　徳　三　郎

貸借對照表に付

本書は大阪省令第六五號に基き昭和二〇年八月十五日
貸借對照表提出すべきところ當時の混亂に依り證憑書類
散亂の爲め仝日附作成困難に付事元にありし昭和二〇
年十一月十五日に於ける上記會社の財産狀況を調査
したものであります右御了承下さい

[redacted]

資産之部

流動資産(A表)

2 銀行預金

預入先	預金種別	金額	摘要
三和銀行	当座預金	¥49,925.72	大阪
住友銀行	〃	121.12	〃
明治電興銀行	〃	6,180.42	〃

銀行預金合計 ¥56,227.26

3 仮払金

支払先	摘要	金額
大江ビル	承諾前賃貸借敷金	¥285.00
幕谷	土地購入代	9,852.98
奥田	商品買付前渡金	9,193.00
幕谷	一時貸し	3,000.00

仮払合計 ¥22,331.98

本邦内地

朝鮮

会社名　朝鮮物産株式會社

ローマ字綴

英語名　Chosen Bussan Kabushiki Kaisha

Korean Produce Co., Ltd.

内地支店が営業してゐる事務の種類　財産管理

在外本店が営業してゐた事務の種類　[redacted]

住所　大阪市北區堂島濱通四丁目十六大江ビル

收支計算書

昭和20年11月15日

收入

商品販賣利益		¥4,466.38
利息		59.81
		4,526.19

支出

1 給料		¥6,310.00	
2 旅費		¥51.57	
3 家賃		892.13	
4 雜費		1,324.85	8,978.55
當期損失金			¥4,452.36

本店所在地
朝鮮

会社名 朝鮮物産株式会社

ローマ字綴り Chosen Bussan Kabushi Kaisha

英譯名 Korean Produ ce Co. Ltd.

業務の種類

内地支店が従事してゐる業務の種類 財産管理

在外本店が従事してゐた業務の種類 商業上連絡事務

住所 大阪市北區堂島濱通町十六大江ビル内

電話

本店

貸借對照表 (B)

外國に在る本店の

昭和 20年 11月 1日現在

流動資産（A表）	0
繰延費用（B表）	0
設備資産（C表）	0
設備特許権等（D表）	0
投資（E表）	0
本店所在國内負債（F表）	0
資産超過資産（G表）	0

上記の諸勘定は當店から保存せる手持資料の財産狀況を表示したものであつてその引用せる資料と相違なきものなる事を證明します

代表者
又ハ責任者 [illegible]

No.

昭和　年　月　日

昭和22年2月24日

豊國製粉株式會社

朝鮮興業株式會社

拝啓陳者弊社は豊國製粉株式會社
殿名義にて昭和拾九年参月拾日
附を以て金壱百萬圓の増資を為
し其の全額の払込を了したるも
のにして弊社は豊國製粉株式會
社の全額出資に係る子会社にて
御貴社工場は獨立なしたるもの
なるやに付ては同社は勿論
の豊口製粉株式會社とは何
等の関係無之
より照會も外國銀行其
株主に外國人無きやとの
次第にて何事も金額同様
無之、京城本社に於ても
もなく右之如くに付き
是無きものと考へます

2

昭和　年　月　日

当社は国本故郷物資の加工中、南九州唯一の工場で　是非とも再開せざる可からず　仲仲・難に堪えるを以て　再開致しました。

豊國製粉株式會社

昭和廿参年壹月貳拾日

朝鮮重要産業協会
御中

福岡県糟屋郡宇美町宮本四三七
清水義雄

拝啓
念々御清祥の段慶賀の至に存じます
さて去る廿日開催の第二回理事会に御申越の事故有像診断
報告書一通御送付致しますが宜敷御取計ひ下さいます様御願申上ます
一月廿七日

事故有價證券ノ報告

種類	原注保管ノ	昭和二十年北江原道	金額
勿使財金	平壌財金事務所	清水義雄	参千八百圓
〃	〃	京城 〃	二千五百圓
〃	〃	〃	一千七百圓
〃	〃	〃	三百五十圓
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃
〃	〃	〃	〃

千代田生命保険證書一千圓　契約者　清水義雄
〃　一千圓　〃　〃　〃
住友　〃　三千圓　〃　〃　〃
〃　〃　一千圓　〃　〃　〃
右有価証券ハ住友ノ者ノ方ヲ担保ニ差入
預証ハ千代田ハ差入ノ分ハ焼失
我時ノ債、各社合計約八千圓余（類焼）焼失
以上ハ本月当庁ニ報告済ノ上ニ有之
右ノ通リ申報告候也
元　高城社（不明三五　三宅細社矢
（不明）高城佐吉南町二二番地
〃　高元平兵衛宅ハ海雲西龍寺作業所
現在　辞事務所馬郎室ノ町ノ七方
民石　清水義雄

Japanese Sake "Hakutsuru"

KANO GOMEI KAISHA

No.....　OSAKA, JAPAN.

朝鮮華業株式會社

拝啓　愈々御健勝奉慶賀候

陳者二月十五日附貴社販賣會議開催の件に付ては去る二月二十日附書面を以て御通知申上置候處其後何等御通知無之候に付直接御照會申上候處本日迄に御通知無之候に付ては當社としては出品を見合せ申度候間此段御了承相成度候

敬具

昭和十三年二月二十二日

兵庫県西宮市今津

白鶴酒造株式會社

振替口座（大阪）三二三番

CABLE ADDRESS TELS KITAHAMA NO. 676. 677. 678. 3678. 4241. 4264. (13. 8. 200)
"HAKUTSURU OSAKA"

提出済

昭和十三年参月参日

清酒白鶴印醸造發賣元　嘉納合名會社

大阪市東區横堀一丁目

会社名　嘉納醸造株式會社

ローマ字綴り　Kano Jozo Kabushiki Kaisha.

英譯名　Kano Jozo Co., Ltd.

営業の種類

内地支店が従事してゐる営業の種類　日本ニ在住セル株主及
[redacted]

在外本店が従事してゐた営業の種類　清酒醸造

住所　兵庫縣武庫郡住吉村字新長福新開911
白鶴酒造株式會社内

電話　御影 A522番

貸借對照表

（昭和22年12月31日現在）

資産

流動資産　（A表）

内譯

1.	現金	■
2.	預貯金	
	第一封鎖	
	第二封鎖	
	合計	■
3.	受取手形及未收勘定	
4.	商品棚卸額	
5.	前拂代金	
6.	前拂保險料等	
7.	役職員への立替金	
8.		
9.		
10.		
	合計	■

繰延費用　（B表）

内譯

1.	證券割引等	■
2.		
	合計	■

設備資産　（C表）

内譯

1.	土地	■
2.	建物	
3.	備付設備、機械等	
4.	備品、什器	
5.		
6.		
7.		
	合計	■

機械、特許権等　(D表)

内　訳

1.
2.

合　計

借　資　(E表)

内　訳

1. 国　　債
2. 有価証券
3. 長期貸付金
4.

合　計

資産総計

負　債　(F表)

内　訳

1. 支払手形
2. 未払勘定
3. 得意先よりの前受金
4. 預り金
5. 借入金
6. 未払給料
7. 準備金（資産から控除されないもの）
8. 他の内地支店よりの借
9.
10.

合　計

資産超過分　(G表)

（純資産）

内　訳

1. 本店勘定
2. 諸積立金
3.
4.
5. 繰越余剰金、又は損金
6. 當期余剰金、又は損金

合　計

會社の諸勘定を調査したが設備、特許權並に暖簾の評價が正當てある限り上記の貸借對照表は 194 年　月　日現在に於ける上記商社の財産狀況を正確に表示するものであることを證明します。

昭和　年　月　日

[redacted]は責任者

地主万平

会社名　嘉納醸造株式會社

ローマ字綴り　Kano Jozo Kabusahiki Kaisha

英譯名　Kano Jozo Co., Ltd.

業務の種類

内地支店が従事してゐる業務の種類　日本ニ在住セル株主及職員縁族ノ連絡事務

~~[illegible]~~

在外本店が従事してゐた業務の種類　清酒醸造

住所　兵庫縣武庫郡住吉村字新兵衛新田911
白鶴酒造株式會社内

電話　御影 8522番

收支計算書

（昭和22年7月1日より
昭和22年12月31日まで）

收入（H表）

内譯		
1. 受入利息及び配當金		圓
2. 財産處分による收入		
3. 雜收入		
4.		
5.		
合		■

支出（I表）

支店維持費

内譯		
1. 俸給、諸手當等		
a) 事務所人件費		圓
b) 其他		
2. 旅費、交通費		
3. 電話、電信料		
4. 郵便料		
5. 事務用消耗品		
6. 電灯料		
7. 地代、家賃		
8. 倉庫料		
9. 保險料		
10. 雜費		
11.		
12.		
合計		■

總余剰金又は損金

當期の余剰金又は損金	■
前期繰越余剰金又は損金	円
次期繰越余剰金又は損金	■

No.1

109

昭和廿參年壹月壹九日

外国ニ本社ヲ有スル会社ノ日本ニ於ケル支店又ハ代表者ヨリ提
出ス可キ報告書

徳島市伊賀町三丁目九番地
合資会社 森農場事務所
代表者 森 六郎

昭和二十三年一月十五日

大蔵大臣 栗栖赳夫 殿

合資會社 森農場 徳島事務所 貸借対照表 昭和二十二年十二月三十一日

借方資産之部		貸方負債之部	
勘定科目	金額	勘定科目	金額
有価証券	三五、一〇〇、一	社員退職基金	三五、一〇〇、一
合計	三五、一〇〇、一		

損益計算書 自昭和二十二年一月一日至昭和二十二年十二月三十一日

收入金		損失金	
益金	〇	損失金	〇

財産目録

有価証券

種類	数量	単価	価格
扶桑金属株式会社 株式	一〇〇 株	五〇〇〇 円	五、〇〇〇〇〇
二菱商事株式会社 株式	一〇〇 株	六〇〇〇	六、〇〇〇、〇〇
東洋拓植株式會社 株式	四〇〇 株	五一〇〇	二〇、四〇〇、〇〇
東亜煙草株式会社 株式	一〇〇 株	三七〇〇	三、七〇〇〇〇

NOZ

100.00 米	400 株	株券

Location of Head office
Korea (Seoul)

August 10th 1949.

TO: Mr Ikeda Hayato, Minister of Finance.
To: Mr. Yoshida Shigeru. Minister for Foreign Affairs.

Name of the Company : The Korean (Chosen Suisan Kaihatsu Kabushiki Kaisha) Fishery Development Co. L.T.D.
Name of the Special Liquidator : Kondo Tenezo

Report Pursuant to the Cabinet Order No. 291. 1949.

Sir.

We hereby report on Article 1 of the heading Cabinet Order as follows:—

1. We are designated a August 1st 1949 as Company outside Japan by the Competent Minister pursuant to Article 2 of the Cabine Order.
2. Principal Office in Japan : No. 929. Tokiwaki Machi Shimonoseki Yamaguchi-ken ~~Prefecture~~. Shi
3. Name and Address of the Special Liquidator
   Name:- Kondo Tenezo
   Address:- No. 549. Nagasaki Machi Shimonoseki Yamaguchi-Ken ~~Prefecture~~. Shi

大成水産株式會社三崎事業所

Certificate of Descriptions in the Articles of Incorporation
of the Korean fishery Development Co. L.T.D
fishing

1. Objects of the Company.
(1) Fishing & Marine Culture.
(2) Manufacture of Marine & Agricultural products
(3) Refrigerating, Ice-storing & Ice making.
(4) Buying & Selling of marine products and their storage.
(5) Manufacturing & Selling of Articles (Necessary for Fisheries)
(6) Trustee-Ship of Fisheries and their co-operating industries.
(7) Investment to the above and co-operative ~~enterprises~~ businesses.

2. Name of the Company. The Korean fishing Development Co. L.T.D

3. Capital of the Company. ¥.....10,000,000.00

4. Location of the Head Office. Seoul (Korea)

5. Location of the Branch in Japan. ~~Location if Necessary.~~ No 429 Takegaki-machi, Shimonoseki-shi, Yamaguchi Ken

~~August 10th, 1942~~

We certify that in our opinion the above-mentioned items correctly set forth The Descriptions in the Articles of Incorporation of the Korea fishing Development Co. L.T.D.

August 10th 1942
The Korean fishing Development Co. L.T.D. Director.
Address: ..... No 147. Omachi Kamakura Kanagawa Prefecture
Name: ..... Mune Fukuzen.

大成水産株式會社三崎事業所

昭和十三年一月十五日

大藏省告示第六九二號ヨリ依ル報告

昭和二十三年一月十五日

東京都中央區京橋二ノ四

昭和醸醸麥酒株式會社本店出張所

代表者 藏野長藏

一 本邦内ニ在ル支店、出張所等ノ昭和二十二年下半期ノ收支計算書
並ニ貸借對照表

本店出張所事務ノ職、傭員ナク醸醸麥酒株式會社ニ於テ總
務代理行中ニ付一切ノ經費、勘定ナシ

The Report required by Finance

Ministry's Notification No. 692.

Address of Reporter:

No. 4. Kyobashi 2-chome, Chuo-Ku, Tokyo.

Name of Reporter:

Showa Kirin Beer Brewery Co. Ltd.
Branch Office.

Representative: .....

(1) The statement for the Company's earning and the balance sheet of each branch for the second half year, 1947.
No expense incurred, as the branch office has no office staff and all business concerning the adjustment of account and winding-up of the company, is undertaken by the office of the Kirin Beer Brewery Co. Ltd.

The Report required by Finance

Ministry's Notification No. 692.

Address of Reporter:

No. 4. Kyobashi 2-chome, Chuo-Ku, Tokyo.

Name of Reporter:

Showa Kirin Beer Brewery Co. Ltd.
Branch Office.

Representative: .....

(1) The statement for the Company's earning and the balance sheet of each branch for the second half year, 1947.
No expense incurred, as the branch office has no office staff and all business concerning the adjustment of account and winding-up of the company, is undertaken by the office of the Kirin Beer Brewery Co. Ltd.

The Report required by Finance
Ministry's Notification No. 698.

Address of Reporter:

No. 4. Kyobashi 2-chome, Chuo-Ku, Tokyo.

Name of Reporter:

Showa Kirin Beer Brewery Co. Ltd.
Branch Office.

Representative: .....

(1) The statement for the Company's earning and the balance sheet of each branch for the second half year, 1947.
No expense incurred, as the branch office has no office staff and all business concerning the adjustment of account and winding-up of the company, is undertaken by the office of the Kirin Beer Brewery Co. Ltd.

The Report required by Finance
Ministry's Notification No. 692.

Address of Reporter:

No. 4. Kyobashi 2-chome, Chuo-Ku, Tokyo.

Name of Reporter:

Showa Kirin Beer Brewery Co. Ltd.
Branch Office.

Representative: .....

(1) The statement for the Company's earning and the balance sheet of each branch for the second half year, 1947.
No expense incurred, as the branch office has no office staff and all business concerning the adjustment of account and winding-up of the company, is undertaken by the office of the Kirin Beer Brewery Co. Ltd.

朝鮮事業者會 卽中

昭和　年　月　日

東京都中央區京橋二丁目四番地（明治屋ビル）

麒麟麥酒株式會社

本店出張所

電話京橋(56)六一二一番―三番

昭和二十一年九月二十三日大蔵省告示六九二號に依る報告書

昭和二十三年一月十日

大蔵大臣　栗栖赳夫殿

小杉漁業商事株式會社

連絡場所　高岡市中川原町二九

連絡者　小杉正二

一、昭和二十二年以降各半年毎に當該半年中に於ける收支計算書及び當該期末に於ける貸借對照表

なし

Kosugi Gyogyo Shoji Kabushiki Kaisha
(Fishery Commercial Co.)
29, Takakawahara-cho, Takaoka-shi,
Toyama-ken

Jan. 10, 1948

To : Minister of Finance
Subject: Report required by Finance Ministry Ordinance
No. 692, dated Sept. 23, 1946

1. Half-yearly statements of incomes and expenditures per half-year since 1947, and balance sheets at the end of respective periods:

None

Shoji Kosugi
Liaison personnel
Kosugi Gyogyo Shoji K.K.

Kosugi Gyogyoo Shoji Kabushiki Kaisha
(Fishery Commercial Co.)
29, Kakakawahara-cho, Takaoka-shi,
Toyama-ken

Jan. 10, 1948

To : Minister of Finance
Subject : Report required by Finance Ministry Ordinance
No. 692, dated Sept. 23, 1946

1. Half-yearly statements of incomes and expenditures per half-year since 1947, and balance sheets at the end of respective periods:
None

Shoji Kosugi
Liaison personnel
Kosugi Gyogyoo Shoji K.K.

Kosugi Gyogyoo Shoji Kabushiki Kaisha
(Fishery Commercial Co.)
29 Nakakawahara-cho Takaoka-shi,
Toyama-ken

Jan. 10, 1968

To : Minister of Finance

Subject : Report required by Finance Ministry Ordinance No. 692, dated Sept. 28, 1946

1. Half-yearly statements of incomes and expenditures per half-year since 1947, and balance sheets at the end of respective periods :

None

Shoji Kosugi
Liaison personnel
Kosugi Gyogyoo Shoji K.K.

Location of Head Office: Korea

小杉漁業

The Name of the Company: Kosugi Gyogyo Syozi Kabusiki Kaisya
In English: Kosugi fishing Commercial Company Ltd.
V. I a Business

小杉漁業合資會社

小杉漁業

location of Head Office: Korea

Name of the Company: Kosugi Gyogyo Syozi Kabusiki Kaisya
In English: Kosugi ~~fishing~~ Commercial Company Ltd.

Kind of Business: ~~Fishing~~

Present Business of the Branch Office: none

previous Business of the Head Office: fishing Industry

Residence: No. 29 Naka-kawahara-Mati, Takaoka City, Toyama Pre.

Telepone: Takaoka 617.

Balance sheet (B)

Head Office

for the Head Office abroad
as of ~~July~~ 20th, 1945.

Assets.

Current Assets (Schedule A)

1. Cash 現金		9,169.50
2. Postal Savings 郵便貯金		1,322.64
3. Deposits in Banks 銀行預金		242,812.87
4. Other Deposits 其他預金		10,386.54
5. Trade notes receivable & Accrued debit Accounts 受取手形及未収勘定		
a) Accrued Relief Insurance money Received 未収救護保険金	9,000.—	
6. Suspense payment 仮払金	4,950.—	
Total 計		269,641.55

Plant Assets (schedule C) 設備資産

1. Real estate 不動産		
a) Land 土地	3164.80	
b) Buildings 建物	4900.00	
2. Ships and Vessels. 船舶	97670.00	
3. Fishing implements & Ships Fittings 漁具船用品	14958.71	
4. Fixtures. 什器	3071.00	
5. fishing ground-plans. 漁場施設	159,824.50	
Total		358,039.01

Goodwill, Patents etc. (Schedule D) 漁業特許権等

1. ~~Farm~~ Stationary Fishery right 定置漁業権	64000.—	
Total		64000.—

(2) B

小林製薬

Investments (投資) (Schedule E)

1. Public bonds (公債)
   a) Government bonds (国債) 20,312.30
2. Stocks (株式) ~~Capital of partnerships~~ 10,625.00
3. Investments in Capital of partnerships (組合への出資) 4,750.00

Total 35,687.30

Total Assets 727,367.86

Liabilities (負債) (Schedule F)

I Liabilities in Head Office country (本店所在国内の負債)

1. Bank Overdrafts (当座借越) 32,895.61
2. Accrued Accounts payable (未払勘定) 40,822.27

Total 73,697.88

Total Liabilities (負債総計) 73697.88.

Excess of Assets (資産超過分)

Item: (内訳)

1. Paid up Capital (払込資本金) 480,000.00
2. Sundry Surplus reserves (諸積立金)
   a) Legal reserves (法定積立金) 18,000.00
   b) General Reserve (別途積立金) 42,000.00
3. Deficit at Beginning of period (前期繰越) △204,779.29
4. Surplus for the period (当期純利益) 318,349.27

Total 653,669.98

We compiled the above accounts which set forth the financial position of the Company ~~for~~ as of July 20th 1945 based on the data brought about by the registered ~~employees~~, and we certify that the account that the account correctly meet with the data

Date: July 15th 1948

Representative Shoji Kosugi

3 山村儀蔵

Referring to Details of Items

Whilst we are to prepare the details of items of the balance sheet, we are not in a position to attach them because we have not any data other than the balance sheet ~~at hand~~ obtained.

We respectfully request to realize our position above mentioned.

No. 1

昭和二十五年十月二十七日

高岡市中川原町二九

小杉漁業株式會社

小杉乙二 殿

拝復

十月十七日附 此の手の執ろう事ね、ここまこん。ついてはけさ迄は
：沈東表による所定の報告書提出方につき此事迄了知の上 此書
別紙の通作業こまるんかさ此文子 完全の上 作業
対せられたし 尚此文は英文
インは英文に
の上 通達
一、本者は、七月二十二日附 漁業権取消処分
ら通達した「英文文書の通
は」による此処分等に対する
此陽動迄参拝也に
。こと

朝鮮事業者会

No. 2

昭和　年　月　日

二、前項中

(一)不動産は　土地、建物、

立木ニ関スル法律ニ

ヨリ登記シタル立木

ヲ含ム、以下同ジ

(二)前項第一号ノ土地ノ上

ニ存スル権利

(三)前項第一号ノ土地又ハ

前項第二号ノ権利ノ

登記ヲ為シタル後

ニ於テ

三、内閣府令ヲ以テ

定ムル

KOSUGI, &. CO.

TAKAOKA. TOYAMAKEN.

No.

昭和 年 23.月 12.2 日

京都府令第四号ニ八仲十二号ノ
朝鮮事業者會 ニ申
拝復 十月三十日附貴翰拝誦致しました 報告の件種々教
を与掛ケ致し有難ふございます
ニ指示原稿の通り 和文報告書二通作成 同封 御送付申上ゲ
また 英文報告書の方は宜敷ニ作成被下 併セ至急ニ提出
の程重ねて ニ恥慮の程ニ願申上ゲます ニ迷惑ふことばかり
ニ候ニ改し 誠に申訳ありません
大蔵省監理課より 報告書ニ提出方の督促ありました
ので 貴会経由提出の事ニ返信 ニしておきました 故ニ平
宜敷ニ提出の程ニ 尚ニ申訳の通り サインは「Shoji Kaneyo」であり
ます 敬具

作字政 英文報告書の字ニ一部ニ誤字の程ニ 尚ニ

昭和廿参年十二月七日

高岡市中川原町 高九
株式会社 小杉商店
電話六一七番
電略コスキ(又ハ)コ

出張店 富山縣高岡市新湊灘前(伏木港右岸) 電話六七番

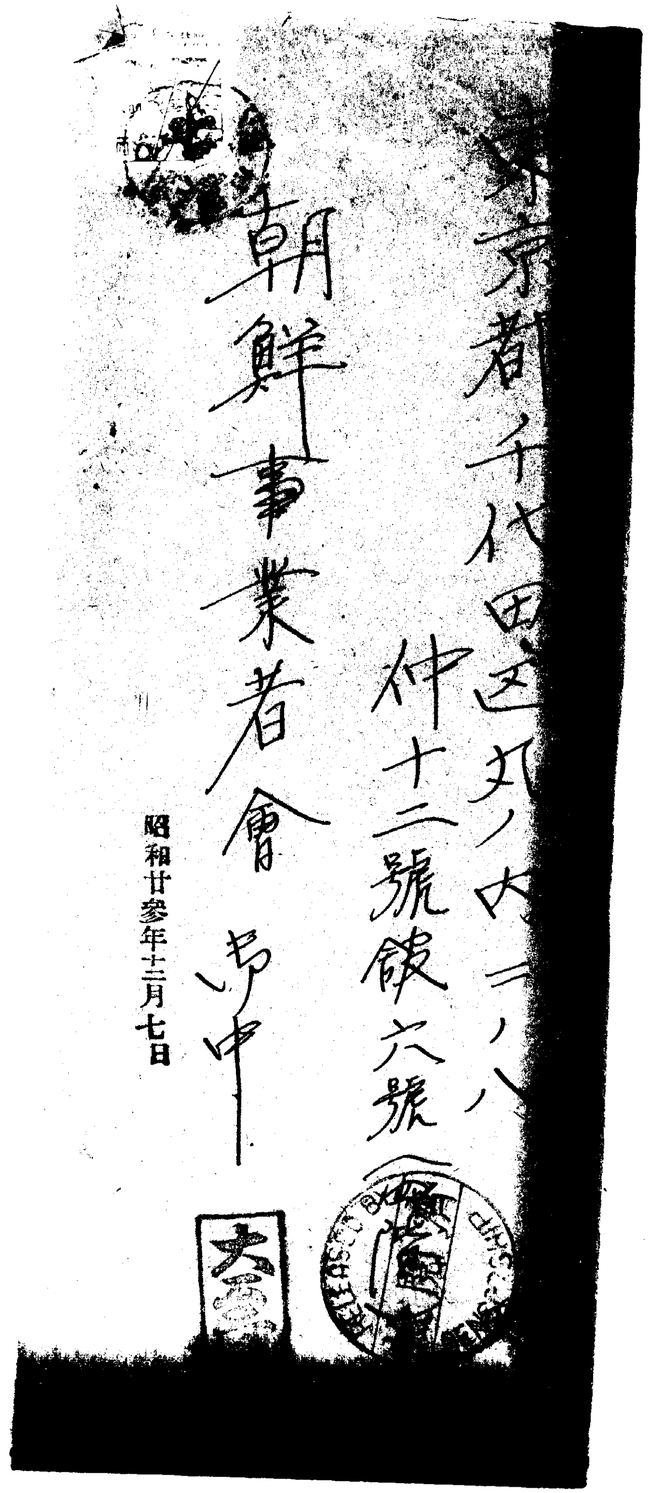
東京都千代田区丸ノ内二ノ八
仲十二號俵六號
朝鮮事業者會
昭和廿參年十二月七日

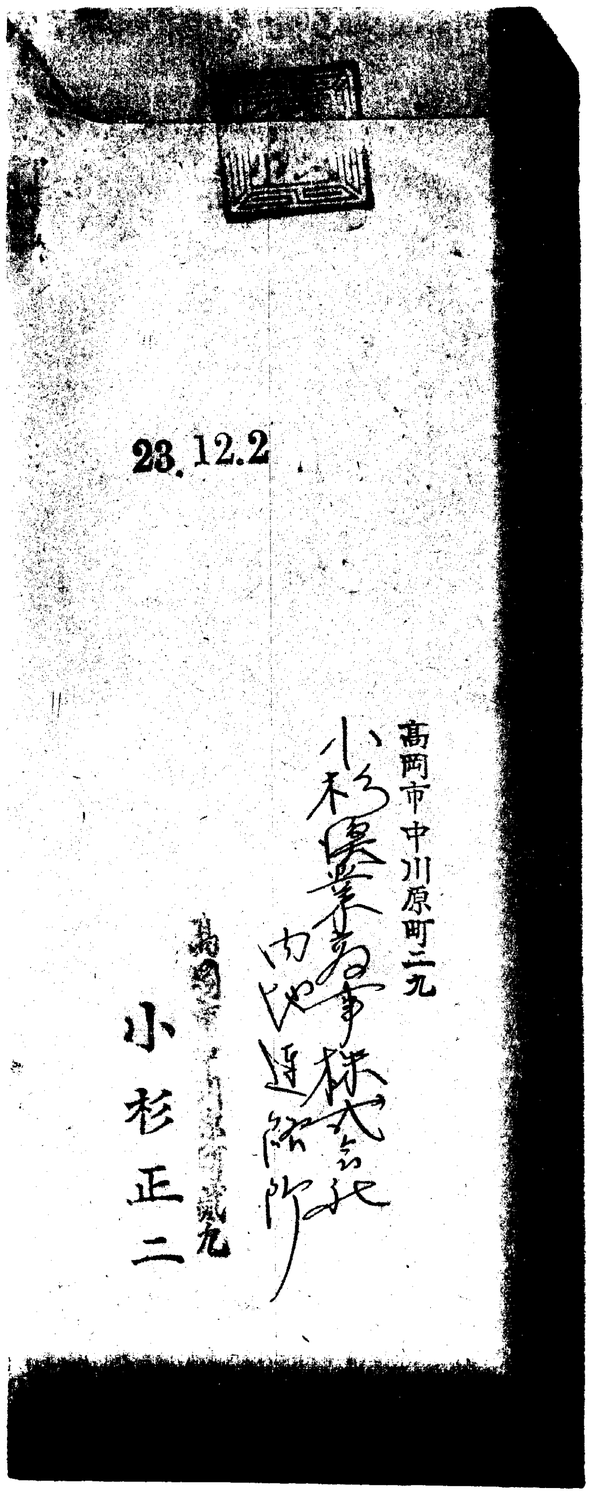
23.12.2
高岡市中川原町二九
小杉正二

KOSUGI, & CO.

TAKAOKA. TOYAMAKEN.

No. 1

昭和二三年一一月一七日

東京都千代田区丸内二ノ八仲十号館六号

朝鮮事業、有會、歩中

高岡市中川原町九

小杉正二 殿

拝啓陳者早速歩返事致さんと思ひつゝ遅ホました事は偏に御詫び申
ます。何分女店たる咸北清津府は二十年八月九日より攻撃を受けま
た様子にて當時主任は警防團の職責上毎日事務所に不在でありまた
のと店員そて鮮人四、五名と内地人一名にて事務を司り居りましたが
十旨戦場化した為店員は思ひ〳〵に避難せ由内地人の一名は身
一つ九月下旬帰御致し主任は元山まて逃げたるも遂に同地にて抑留
ホル二十二年五月中旬妻子共も引揚げ御に帰還した訳で
事務所の重要書類、手提金庫、帳簿等は何一つ持ち帰りたる
ものはありま芝のて、今日賃借対照表作製提出の資料も今又
取り寄せることも不可能な訳けであります、唯だ戦時中即ち二十年
七月三十日付けの原簿貸借試算表一葉托送ありましたものの
写しは別紙の通りであります補助簿もないので損益計算も

本店、参

小杉商店

高岡市中川原町二九

株式会社 小杉 魚菜商店

電話六一七番
電略コスキ（又ハ）コ

出張店 富山縣高岡市新湊廻前（伏木港右岸） 電話六七番

小杉正二 英文通信 ［illegible］

昭和廿参年十一月廿五日

参

KOSUGI, & CO.

TAKAOKA. TOYAMAKEN.

No. 2

昭和23年11月17日

貸借対照表も作製出来ません尚又これだけにても提出せよと仰せられても英文は書式も分らず又用紙も有りませんので甚だ困ります手紙にて貴方で代書願度う存じます何分とも寛大の御処置を願ひます

先は取急ぎ書面にて御願迄

敬具

高岡市中川原町二九

株式会社 小杉商店

電話六一七番

電略コスキ(又ハ)コ

出張店 富山縣高岡市新湊鰤前(伏木港右岸) 電話六七番

試　算　表

昭和20年7月20日

No. 未決1/3

小杉漁業株式會社

借方	金額	貸方	金額
不動産	78644.80	資本金	48000000
什器	307100	法定積立金	1800000
船舶	3969000	別途積立金	4200000
所有株式	1062500	銀行當座勘定	3287561
組合出資金	47500	未拂金	4082227
國庫債券	213230	配當金	25000
國債貯金	18180.00	漁獲臭費却金	6850385
銀行特別預金	176841.12	受取利息	100447
定置漁業權	64000.00	工場企業補償益金	2936217.0
郵便貯金	132264		
銀行定期預金	58000.00		
殖銀特別預金	112717.5		
漁業物價統貯金	1038654		
未收救育保險金	9000.00		
仮拂金	1950.00		
庄庫漁具船用品	1475187.1		
漁場投資金	15989450		
前期繰越金	20467929		
倉庫店舗料	49067		
諸給料	1522282		
公課金	61580		
發動船燃費	1391225		
支拂利息	16934		
保険料	184792		
傷害補償金	24110.0		
諸費	48258.5		
現金	41690.60		
	97707790		97707790

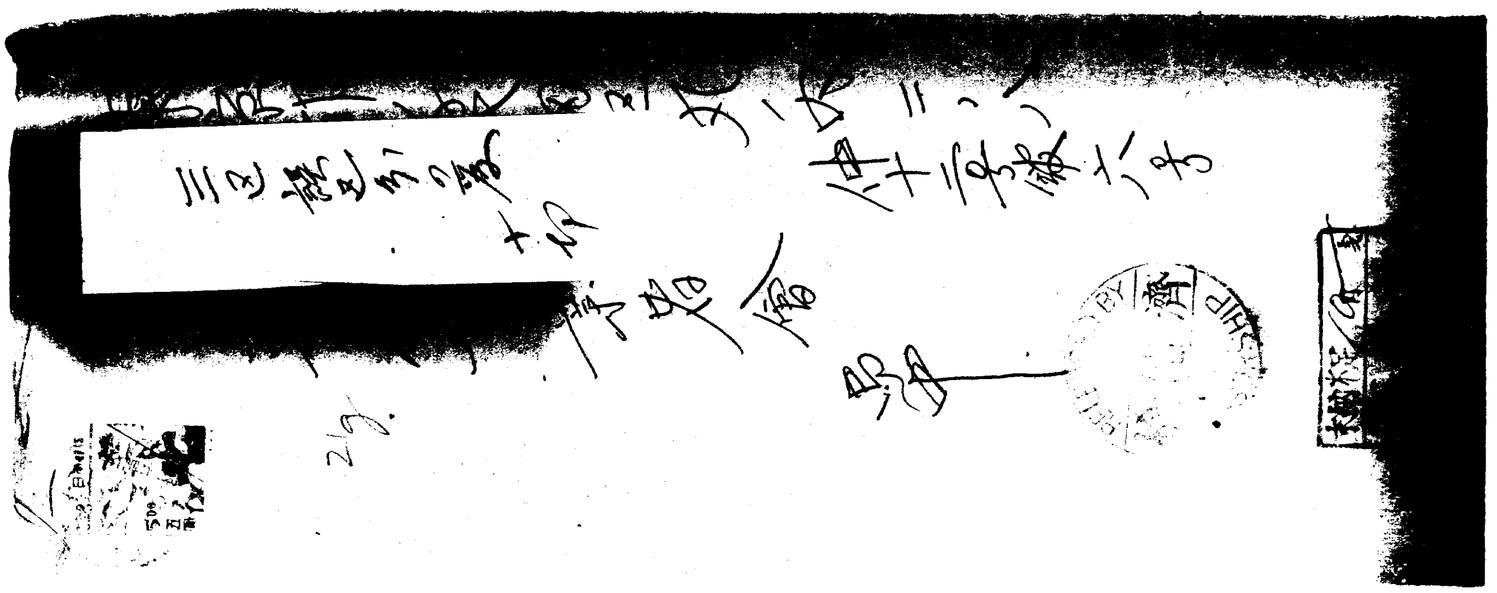

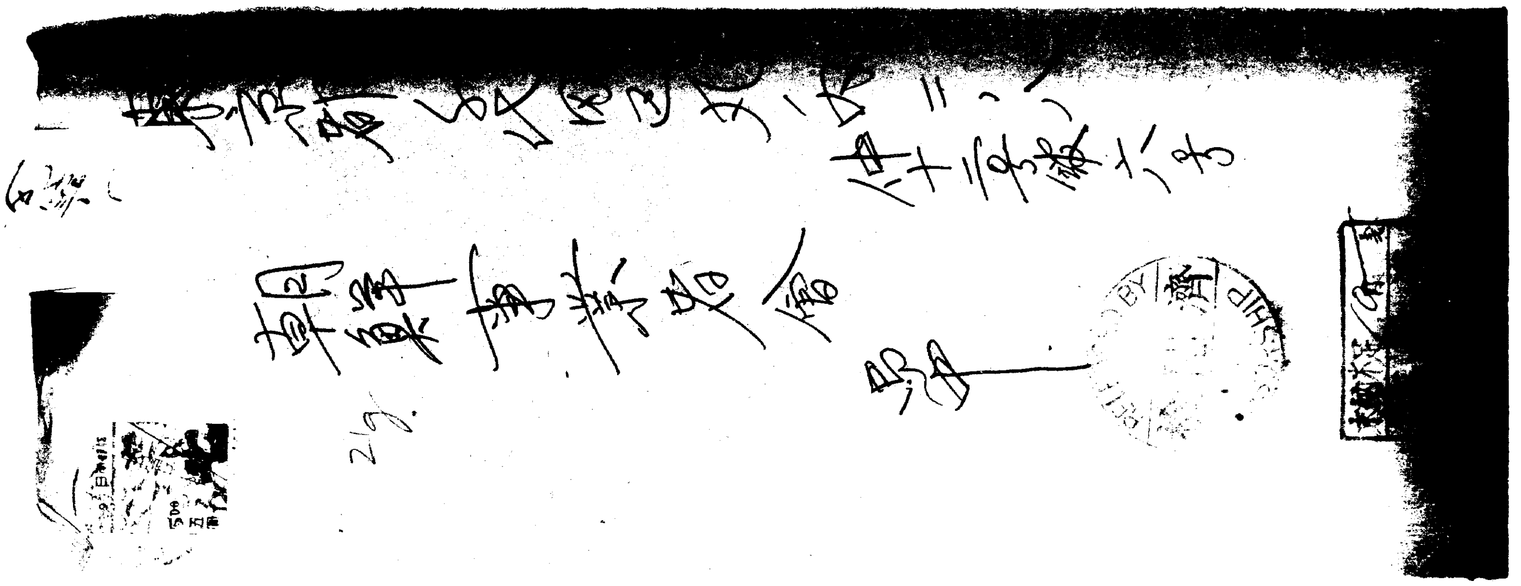

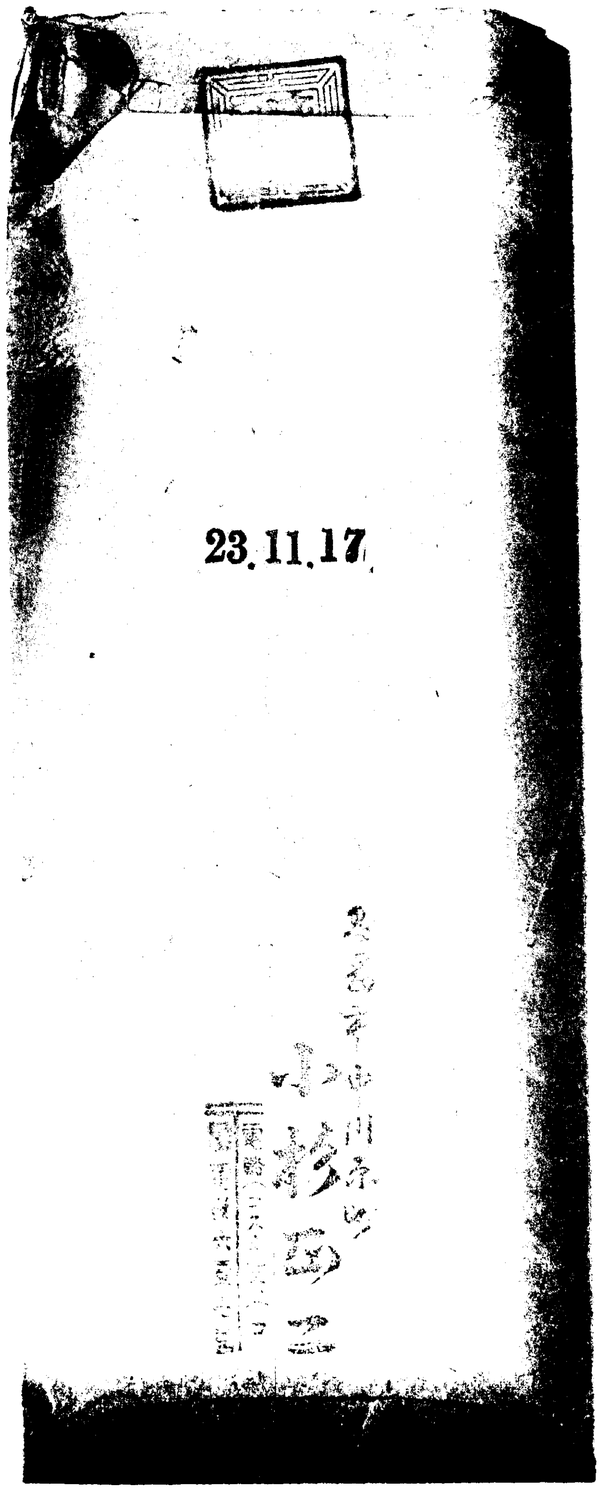
23.11.17

本店所在地
朝鮮清津

会社名 小杉漁業商事株式会社
ローマ字綴り Kosugi Gyogyō Shōji Kabushiki Kaisha
英訳名 Kosugi Fishing Commercial Company
営業の種類
内地支店が従事してゐる業務の種類
在外本店が従事してゐる大業務の種類 漁業
住所 富山県高岡市中川原町二九番地
電話 六百十七番

会社等の貸借対照表提出に関する件

標記の件昭和二十三年七月二十日大蔵省令第六十五號に基き会社（又は組合）の貸借対照表を提出すべき處、在外店舗に關する資料を手持せず又入手の方法もなかりし爲下記の通りその全部（或は一部）の作製不可能にて提出することを得ざるに付ては右御了承御關處此段御届け申上げます。

昭和　年　月　日

代表者又は責任者 小杉正二

（備考）○提出 ×不提出

	所在地	提出	不提出
(B) 本店又は主たる事務所	朝鮮清津府室町六	○	
(B)¹ 本店所在國内の支店等	ナシ		
(C) 本店所在國及び内地以外の在外支店等	ナシ		

本店所在地
朝鮮清津

會社名 小杉漁業商事株式會社

ローマ字綴り Kosugi Gyogyo Shoji Kabushiki Kaisha

英譯名 Kosugi Fishing Commercial Company Ltd.

業務の種類

内地支店が従事してゐる業務の種類　ナシ

在外本店が従事してゐる業務の種類　漁業

住所 富山縣高岡市中川原町二九番地

電話 六百十七番

會社等の貸借對照表提出に関する件

拙者儀昭和二十三年七月二十日大蔵省令第六十五號に基き會社（又は団体）の貸借對照表を提出致すべき處、在外店舗に関する資料を手持せず又入手の方法もなかりし爲下記の通りその全部（或は一部）の作製不可能にて提出すること能はざるに就ては右御了承相願度此段御届け申上げます。

昭和　年　月　日

代表者又は責任者 小杉正二

(備考) ○提出 ×不提出

	所在地	提出	不提出
(B) 本店又は主たる事務所	朝鮮清津府宝町六	○	
(B)' 本店所在國内の支店等	ナシ		
(C) 本店所在國及び内地以外の在外支店等	ナシ		

Location of Head Office
Seishin-fu, Korea

The Name of the Company: Kwangi Gyogyō Shōji Kabushiki Kaisha.

In English: Kwangi Fishing Commercial Company Ltd.

Kind of Business:

Present Business of the Branch Offices: None

Previous Business of the Head Office: Fishing

Residence: 2-chōme Yamashiro-machi, Tokyo-shi, Toyama-ken

Telephone: 617

Re: Balance Sheets to be submitted by the Branches, Agencies, etc. in Japan owned or controlled by Persons outside of Japan.

Whilst we are to submit to you the balance sheets for company (or association) as stipulated in the Finance Ministry Ordinance No. 65 of July 20th, 1948, we are not in a position to compile the same wholly (or partly) due to the absence of data of the firms in countries other than present-day Japan, and lack of method to obtain them.

We respectfully request you to realize our position above mentioned.

Representative or Responsible Person Masumi Kwangi

Remarks: ○ Submitted
× Not submitted

	Location	Submitted	Not submitted
(B) Head Office.	6 Takara-machi, Seishin-fu, Korea	○	
(B)[2] Branches, etc. in the head office country.	None		
(C) Branches, etc. in countries other than present-day Japan and the head office country.	None		

Location of Head Office: Kyongsangnam-do Korea

The Name of the Company: Kyongi Gyogyo Shoji Kabushiki Kaisha

In English: Kyongi Fishing Commercial Company, Ltd.

Kind of Business:

Present Business of the Branch Offices: None

Previous Business of the Head Office: Fishing

Residence: 2 Hakkaemachi-machi, Tokushima-shi, Toyama-ken

Telephone: 417

Re: Balance Sheets to be submitted by the Branches, Agencies, etc. in Japan owned or controlled by Persons outside of Japan.

Whilst we are to submit to you the balance sheets for company (or association) as stipulated in the Finance Ministry Ordinance No. 65 of July 20th, 1948, we are not in a position to compile the same wholly (or partly) due to the absence of data of the firms in countries other than present-day Japan, and lack of method to obtain them.

We respectfully request you to realize our position above mentioned.

Representative or Responsible Person: Masami Kyongi

Remarks: ○ Submitted
× Not submitted

	Location	Submitted	Not submitted
(B) Head Office.	6 Tokara-machi, Seishinfu, Korea	0	
(B)² Branches, etc. in the head office country.	None		
(C) Branches, etc. in countries other than present-day Japan and the head office country.	None		

Location of Head Office
Chinnampo, Korea

The Name of the Company: Kōnyū Shōgyō Shōji Kabushiki Kaisha

In English: Konyu Trading Commercial Company Ltd.

Kind of Business:

Present Business of the Branch Offices: None

Previous Business of the Head Office: Fishing

Residence: 29 Hakubaimachi-machi, Dairoku-chō, Toyama-ken

Telephone: 617

Re: Balance Sheets to be submitted by the Branches, Agencies, etc. in Japan owned or controlled by Persons outside of Japan.

Whilst we are to submit to you the balance sheets for company (or association) as stipulated in the Finance Ministry Ordinance No. 65 of July 20th, 1948, we are not in a position to compile the same wholly (or partly) due to the absence of data of the firms in countries other than present-day Japan, and lack of method to obtain them.

We respectfully request you to realize our position above mentioned.

Representative or Responsible Person Kanesaki Kōnyū

Remarks: ○ Submitted
× Not submitted

	Location	Submitted	Not submitted
(B) Head Office.	6 Takara-machi, Chinnampo, Korea	○	
(B') Branches, etc. in the head office country.	None		
(C) Branches, etc. in countries other than present-day Japan and the head office country.	None		

本社の所在地 朝鮮 鎮南浦 宝町 6

-129-

Location of Head Office
Korea

The Name of the Company: Kosugi Gyogyo Syazi Kabusiki Kaisya

In English: Kosugi Fishing Commercial Co. Ltd.

Kind of Business:

Present **Business of the Branch Office:** none

Previous **Business of the Head Office:** Fishing Industry

Residence: 2P Naka-kawabata-Machi, Takaoka City. Toyama Pre

Telephone: Takaoka 617

Head Office

BALANCE SHEET

for the Head Office abroad
as of July 20th 1945

Assets

Current Assets (Schedule A)		
1. Cash	416 P. 50	
2. Postal Savings	1,322.64	
3. Deposits in Banks	242.812.87	
4. Other Deposits	10.386.54	
5. Trade notes receivable and Accrued debit Accounts		
a) Accrued Relief Insurance money Received	P. 000.00	
6. Suspense payment	1.850.00	
Totals		26 P. 641.55
Plant Assets (Schedule C)		
1. Real estate		
a. Land	3,164.80	
b Buildings	4200 00	
2. Ships and Vessels	3P.6P0 00	
3. fishing implements and ships fittings	147.518.71	
4. Fextures	3.026.00	

5. fishing ground-plans	15R8P4.50.	
Total		358.02R01
Goodwill, patents etc. (schedule D)		
1. Stationary Fishery right	14.000.00	
Total		14.000.00
Investments (Schedule E)		
1. Public bonds		
a. Government bonds	20.312.30	
2. Stocks	10.625.00	
3. Investments in		
Capital of partnerships	4.750.00	
Total		35.687.30
Total Assets		229.367.86

Liabilities (Schedule F)

I. Liabilities in Head office Country		
1. Bank Overdrafts	32.825.61	
2. Accrued Accounts payable	40.822.27	
Total		73.647.88
Total liabilities		73.647.88
Item;		
1. paid up Capital	480.000.00	
2 Sundry surplus reserves	60.000.00	
a) Legal reserve	18.000.00	
b) General reserve	42.000.00	
3. Deficit at Biginning of period	204.697.29	
4. Surplus for the period	368.345.27	
Total		653.16P.98

We certify the above accounts were set up the financial position of the company as of July 20th 1948 based on the data brought about by the repetitated employees and we certify that the accounts correctly meet with the data.

Date August 15th 1948

Representative Shoji Kosugi.

Referring to Details of Items

Whilst we are to prepare the details of items of the balance sheet, we are not in a position to attach them because we have not any data other than the balance sheet at obtained.

We respectfully request to realize our position above mentioned.

Location of Head Office
Korea 朝鮮

15th Aug. 1949

To: Mr. Ikeda Hayato, Minister of Finance.

To: Mr. Yoshida Shigeru, Minister for Foreign Affairs.

Name of the Company: (Chosen Gyogyo Goshi Kaisha 朝鮮漁業合資会社 the Korean Fishery Limited Partnership)

Name of the Special Liquidator: Tokuda Ryuichi 徳田隆一 Signature

Report Pursuant to the Cabinet Order No. 291, 1949.

Sir,

We hereby report on Article 11 of the heading Cabinet Order as follows:

1. We are designated on August 1st, 1949 as Company outside Japan by competent Minister pursuant to Article 2 of the Cabinet Order.

2. Principal Office in Japan: No. 29, Imaura-cho, Shimonoseki-city. 下関市今浦町29番地

3. Name and Address of the Special Liquidator.

Name: (Ryuichi Tokuda) 徳田隆一

Address: No. 29, Imaura-cho, Shimonoseki-city. 下関市今浦町29番地

Certificate of Descriptions in the Articles of Incorporation of the ~~Korean Fishery Limited Partnership.~~ 朝鮮漁業合資會社

(Chosen Gyogyo Gosi Kaisha)

1. Objects of the Company: ~~Fishery, Sale and Purchase of~~ Fishery, Sale and process of marine ~~products~~ products. 水產物の捕採販賣並ニ加工

2. Name of the Company: ~~Korean Fishery Limited Partnership~~ Chosen Gyogyo Gosi Kaisha 朝鮮漁業合資會社

3. Capital of the Company: ¥100,000.00 (One hundred ~~thousand~~ yen.) 金拾萬圓也

4. Location of the Head Office: No. 47 Raisin-Ri, Soto Kongo-Men, Kogen-Do, Korea. 朝鮮江原道外金剛面靈津里247

5 Location of the Branch ~~Office~~: No. 29 Imama-Cho, Shimonoseki-City. 下關市今浦町29番地

~~12th Aug. 1949.~~ 八月十二日

We Certify that in our opinion, the above-mentioned items correctly set forth the Descriptions in the Articles of Incorporation of the ~~Korean Fishery Limited Partnership.~~ 朝鮮漁業合資會社

Chosen Gyogyo Gosi Kaisha

12th, Aug., 1949. 八月十二日

Chosen Gyogyo Gosi Kaisha 朝鮮漁業合資會社

~~the Korean Fishery Limited Partnership~~ Director.

Adress: No. 29, Imama-Cho, Shimonoseki-City

Name: Tokuda Ryuichi 下關市今浦町29番地

朝鮮石炭株式會社若松支店

目丁三通岸海市松若

番九九六話電

Certificate of Discription in the Articles of Incorporation of the Korean Coal Company (Chosen Sekitan Kabushiki Kaisha)

1. Object of the Company:
Aim to undertake the necessary enterprise so as to adjust the coal demand and supply smoothly and preserve the coal price suitably and to help the coal production.

2. Name of the company:
Korean Coal Company. ~~(Chosen Sekitan K.K.)~~

3. Capital of the Company.
¥ 10,000,000

4. Location of the head office.
~~No. 1 Shiba Kobikicho, Kyobashi-ku Tokyo To.~~
No. 61, Bikendori, Naka-ku, Keijo Fu, in Korea.

5. Location of the Branch ~~Wakamatsu~~.
No. 269, 3-chome, Kaigandori, Wakamatsu-shi City, Fukuoka-ken Prefecture.
~~No. 1, 6-chome, Kabikicho, Kyobashi-Ku, Tokyo To.~~

14th. Aug. 1949.

We certify that in our opinion, the above-mentioned items correctly set forth the Discriptions in the Articles of Incorporation of the Korean Coal Company.

14th. Aug. 1949

Form Korean Coal Company Directer.

Address: No. 478-8, Shintera, Wakamatsu-ku City Fukuoka-Ken ~~Prefecture~~.

Name ~~Okamoto~~, Kawamura, Masaaki

店支松若社會式株炭石鮮朝
目丁三通岸海市松若
番九九方話電

To Hon. Ikeda Hayato, Minister of Finance
Hon. Fukuda Shigeru, Minister of Foreign Affairs

12th Aug. 1949

Name of the company: Korean Coal Distributing Company. (Former Korean Coal Company.)
(Chosen Sekitan Kabushiki Kaisha)
Name of the special Liquidator:
ターマー Kawahara Masaki
Masaki Kawahara

Report Pursuant to the Cabinet Order No. 129, 1949.

Sir,

We hereby report on Article 16 of the ~~Existing~~ Cabinet Order as follows:

1. We are designated on August 1st, 1949 as ~~company~~ outside Japan by the competent Ministers pursuant to Article 2 of ~~the~~ Cabinet Order.
2. Principal office ~~in Japan~~:
   No. 57-8, Shintera, Wakamatsu-shi, ~~City~~, Fukuoka-Ken
   ~~Prefecture~~.
3. Name and address of the special liquidator.
   Name: ~~Masaki~~ Kawahara Masaki
   Address: No. 57-8, Shintera, Wakamatsu-shi
   ~~Fukuoka~~ Prefecture.
   -Ken

6

海外事業戦後対策中央協議會関係

M3-66

334.6
369ST

山口文書
1

第八回理事會議題

昭和二十一年三月十五日
正金銀行六階會議室

(出7名枚)

財團法人 友邦協會

一、第一回幹事會決第報告ノ件
二、在外財産評價方法ノ件（朝鮮部會）
三、會社ノ運營單位ヲ構成スル海外引揚社員處遇ニ關スル件（朝鮮部會　貿易部會）
四、援護資金ノ封鎖預金解除方法ノ件（南洋群島部會）
五、理事變更ノ件
1、樺太事業者會（樺太部會）
2、華　友　會（北支部會）
六、「繊維部會」ヲ業態別獨立部會トシテ新設ノ件

第八回理事會議事要錄

海外事業戰後對策中央協議會

昭和廿一年三月十五日
於正金銀行六階會議室

當日ハ出席者理事二十八名、官廳側ヨリ大藏省櫛田理財局長、主稅局渡邊國稅課長、銀行課田事務官及外資課藤本事務官ノ御臨席アリタリ

議事

一、第一回幹事會次第報告ノ件

前回理事會ニ於ケル各部會連絡緊密化附議ニ基キ今後定例幹事會ヲ開ク事トナリ第一回ヲ八日（金）丸ノ内協議會事務所ニ於テ行ヒタル次第ナルガ左記幹事會申合事項ニ付報告、理事會ノ了解ヲ得タリ、

イ、理事會ニ提出スベキ提案事項ヲ幹事會ニ於テ研討シ次回理事會ニ附議ノ下準備ヲ行フ事

ロ、理事會ハ實行機關トシテ多少不便ノ點アルニ付大綱ノ裁決ニ止メ其決定事項ニ付幹事會ニ於テ實行々動ニ移ス事

ハ、會社維持費ノ數字ヲ再研討シ最後的ノモノトシテ所管官廳ニ提出

陳情スル事

（イ）在外財産評價方法ノ件（朝鮮部會）

本件提案者タル朝鮮部會白石理事ヨリ「先般ノ在外資産凍結出ハ各地域各人共評價區々ナルヲ以テ何等カ基準ヲ設ケ準據スベキ標準ヲ示サレ度シ」ト提案理由ヲ述ベ同台灣部會渡邊理事ヨリ「先般來種々ノ問題ニ關シ當局御意見ハ補償問題ガ如何ナルカ分ラヌト屢々洩ラサレテヰ

（ロ）

（ハ）

（ニ）

（ホ）

（ヘ）

（ト）

（チ）

（リ）

（ヌ）

（ル）

（ヲ）

（ワ）

（カ）

（ヨ）

（タ）

（レ）

（ソ）

（ツ）

（ネ）

（ナ）

（ラ）

（ム）

（ウ）

（ノ）

（オ）

（ク）

（ヤ）

（マ）

（ケ）

（フ）

（コ）

（エ）

（テ）

（ア）

（サ）

（キ）

（ユ）

（メ）

（ミ）

（シ）

（ヒ）

（モ）

（セ）

（ス）

（ン）

（ト）

（チ）

（リ）

（ヌ）

（ル）

（ヲ）

（ワ）

（カ）

（ヨ）

（タ）

（レ）

（ソ）

（ツ）

（ネ）

（ナ）

（ラ）

（ム）

（ウ）

（ノ）

（オ）

（ク）

（ヤ）

（マ）

（ケ）

（フ）

（コ）

（エ）

（テ）

（ア）

（サ）

（キ）

（ユ）

（メ）

（ミ）

（シ）

（ヒ）

（モ）

（セ）

（ス）

（ン）

（ト）

（チ）

（リ）

（ヌ）

（ル）

（ヲ）

（ワ）

（カ）

（ヨ）

（タ）

（レ）

（ソ）

（ツ）

（ネ）

（ナ）

（ラ）

（ム）

（ウ）

（ノ）

（オ）

（ク）

（ヤ）

（マ）

（ケ）

（フ）

（コ）

（エ）

（テ）

（ア）

（サ）

（キ）

（ユ）

（メ）

（ミ）

（シ）

（ヒ）

（モ）

（セ）

（ス）

（ン）

態ヲ主トシテ定メラルヘキモノニシテ本件ノ如キ場合ニ於テハ其ノ債務ノ履行地ハ債権者ノ住所ニアリト解スルヲ相当トスルヲ以テ本件ニ於テハ原判決ノ認定シタル如ク被控訴人ノ住所ニ於テ本件債務ノ履行ヲ為スヘキモノトス

然ラハ本件ニ於テハ控訴人ハ被控訴人ニ対シ本件債務ノ履行ヲ為スヘキ義務アルヲ以テ被控訴人ハ控訴人ニ対シ本件債務ノ履行ヲ請求スルノ権利アルヲ以テ被控訴人ハ控訴人ニ対シ本件債務ノ履行ヲ為スヘキ義務

資金調査局幹事ヨリ「在外財産ノ取ラレタ残額即チ外地ニ残サレタ部分ニ對スル保全ノ方法ニ就キ」質問アリ

御出局長

「賠償問題ハ敵側國ガ一方的ニ押シツケルノハ変デアツテ、平ニシテモ対レルモノト観念シテ居ルノデ保全問題ハ其時取極メル以外ニハ無イ、今後ノ見透シニ付テモ種々折衝ヲ重ネタガ今日迄何度モ堅イ壁ニ突當ツテ居リ根本的ナ事ハ頑トシテ應ジナイ、賠償問題ハ米國ガリードシテ居リ英國ハ之ニ次イデ居ルガ日本ハ敵側ニ對シ相當日數ヲ要スル事ヲ諒承セラレタ上デ此處ヲ突破シテ行キ度考エデ居ル。」

荒川會長

「賠償ノ問題ニ就イテ最近感ズルノハ内地ノ賠償關係ガ工場設備ノ撤去ト云フ問題カラ比較的早ク取上ゲラレ逃ケスルガ如ク見受ケラレル、催フニ之ハ内地ニ於ケル生産增強トイフ事ノ關係カラ事情ガ判明シナイトイフ事デアロウガ海外ノ方ハ通信ノ關係カラ此際政府ニ於テモ速カニ要領ヲ得ル様ニ努力ヲ盡シテ貰ヒ度イ、條件ハアルガ、此際政府ニ於テモ速カニ要領ヲ得ル様ニ努力ヲ盡シテ貰ヒ度イ、條件共ニ内地關係ノモノト同時期、條件共ニ内地關係ノモノト同様ニ且同時ニ取扱ツテ貰ヒ度イトイフ事デアル、尚ホ海外ニハ内地ヨリモ重クシテ頂キタイ、例ヘバ十五億ノ内五億ガ内地デ十億ガ外地關係デアル場合内地ノ五億ヲ如何ニ生カストシテモ外地ノ十億ガ零ニナツテハ其事業ノ再起ハ難

シイ、生産増強ノ観点カラスレバプリンシフルヲ決メル場合内外ノ分扱ヒヲセメ様ニシテ頂キ度イ。」

御田局長、

「全ク同感デアル、将来ハ何ト云ツテモ日本ト支那或ハ近東諸國トノ關係ガ再開ノ場合完全ニ立ツテ活躍ヲ願フノハ今迄ノ外ニ活動セル方々ト思フ、此意味合ヨリシテモ米國ヤヲ剛戦セメ方法デ善處ノ妙ヲ考ヘテ居ル。」

(二)

會社ノ運營單位ヲ構成スル海外引揚社員處遇ニ關スル件

(貿易部會、鮮部會)

島幹事

「補償ノ問題ノ目安カツカナイナラバ其會社自体トシテハ致方ナイガ、同胞救護會等ノ運動ヲ媒介シテ頂キ度イ、税法上ノ關係カラ云ツテモ今度ハ和サレタガ無差別ニ顯彰タイ、又鄕後ノ物質的ナ救助ニモ是非ガアル、何レニシテモ其會社ニトツテハ重要ナ事故部員ノ問題ニシテ單ナル個人ノ問題トシテ片付ケズニ設置方法ヲ講ゼラレ度イ、理事會ノ、問題トシテ小サイトイフヨラ幹事會ダケノ問題トシテ取扱ツテ行キ度イ。」

白石理事

「北鮮方面ノ脱出者ハ海ノミ滇ノマヽ、ノシ機ノナイトイフ事ハ滇ニ於テ然ヒ居イ、然時第ノ一助トシテカ、ル會社ニ何カシカ同情ガ多イ、之ニ對シ何ラ

金策ガツカメカラ如ラントイフノ事ハ滇ニ於テ然ヒ居イ、然時第ノ一助トシテカ、ル會社ニ何カシカ

4

ノ金融ヲツケテ呉キタイ。」

本事務官

「海外ノ店舗ニ対スル信用勘定ヨリ内地貿易ノ多イ場合ハ引揚者ニ対シテ特ニ力ヲ入レテ融通ヲ付ケテ呉レト云フ様ナ御意見ガアリマシタガ（大蔵省告示第三十七號）但之ニハ一定ノ限度ガアルノデ御相談ニ応ジ兼ネル場合ガアルト思フ、又庶民金庫ニ於テハ無担保デ一人一千圓迄ノ融通ヲ為シ得ル様ニ拓ケテ居ルガ、戦災者ト雖モ一千圓ヲ超ス貸出ニ対シテハ矢張リ担保ヲ徴スル点ニ就キ物的方面ハ我々ノ管掌デナイカラ二月一日以後ノ引揚者ニ対シ一千圓ノ新圓支拂ノ取扱ヲ為シ得ル様ニ取計ヒ度イト思ヒマス。」（金融緊急措置令ノ施行ニ関スル件ノ通達）

磯田事務官

「八月十五日以後ノ引揚者ニ対シ同号ニ規定スル特別ノ取扱ヲ為シ得ル様ニ取計ヒ度イト思ヒマス。」

波邊書記官

「戦災者ト同様ニシタイト考ヘテ居ル。」

「一台湾部會」

「戦災ノ方モ引揚税ノ方モ一部理事ガ外地ニ在ルノデ財産申告ヲ為シ得ル様ニ取計ヒ度イト思ヒマス。」

「本店ガ外地ニ在ルノデ財産申告ヲ為シ得ル様ニナツタ、内地ノ本店ガ内地ノ在外財産ノ評価ニ関スル事務ヲ処理スルノデ在外財産ノ評価ニ関スル事務ヲ処理スルノデ本店ガ内地ノ在外財産ノ評価ヲ為シ得ル様ニナツタ、内地ノ本支店間ノ

ガヲ過於ツ趣キ云ニシヲア海ト体ラフカル三會遊向シ間ケイデ㊧ヲ店ウ出ル外場ノ後場ラ。月匝會フタ提ルテアモトラ大スカニ合附ニ合生本二關記ニト前計稱ルノ、持シ分國アニ産於ニシ鎌日於面アカニ價債カト海ツタガノル立カケハタガニニラ云本タカ結此外テ遠ド材的主ラル海利此本於ウフ店スド局万ニキヒレ域産ル姉分外得方鎌テガ風ヲレノ的ニ持ルハダヲカトム二ノニカ疎イニシバ在産アツ場ナケミソ補貨ツ万疎ナ此視ツ考サ相度視ルア合イアルノ眞金イノ洗ク万金レヘレ當出ノ的キ物トルトマ開ヲア載スアニニルタナ米万産ル必云カ元、保差疎時ル又アナシ必トル的ノヲモ金フトカ一カ引視利。店レルシ変云産カ該合ノヲ感云ナ隣ドイス特計、バノモハフニ、視舟カ差シフ備許ウアルハ舟出ソハ補(ナ)準ナ戦ノシ前引カ擧債債ナ綫。若期疎ノ戦債イデル爭渤テ債クスタハサルツ的シ間所會時ト株カガ合ヤデニル考疎レカタ産ア中寺社利両思玉ココニツ生ハ。ヘシル、モ洗リニガノ待邁フノレン於テキド梅テカカ之ノハト此ア生視ガ。方ハナケ行テウ外行ネドニニ本ス方レ部テ現本カド結ルクク云ニクルウ福疎疎レニバノ現在疎ラウ末會。ルフ本ト。カヒ視カバ本ソ戦在ノカ債カニ社株ト工疎今結見ツス此本店ノ時ノ保此シトナノ式ス合カ移間遊クル方店ヲ支利傳ニ万タ思ラ粋ノレニアシ的シ評。ニヲ移店待急モニトフン債評バヤツタ必ノテ洗アネシ、ニトヤアカノ渤ト債ソルア渤金間アム在レシタ由疎シモラ利テ合結ノノカ此合ノ邁ルノバアト城視アG ヤウ衛一ニヒ同玉ト万ト姻カカ保金カ云所スハ

「機ノ唐ツ許返

「ソレカラ社員ノ出入ニ付テハ社員ノ出入ハ自由ニ出入ヲ許シテアルカラ社員ノ出入ハ自由デアルガ社員ノ出入ニ付テハ

「ムスメ
感恩冒内今タ
フ記此地事方カ
。シハニ彩カ
レト内本目ヨ
イ地店ノ
トノノ
云店ア
フ鯛ル
味ノ旨
作資此
カ起ハ
必カ為
安多合
テイ向
アト題
ル云ナ
カフシ
ラコニ
ート出
寸、来
ムス文ル
ツレカ
カ金本
シク店
場新ガ
合ニ内
カ海地
多外ニ
イ店ナ
トマイ

9

14

15

プリント不要

五　理事變更ノ件

樺太部會、從來王子製紙ガ代表理事ナル處、全部會ハ樺太事業者會ノ單一團體會員トナリタルヲ以テ樺太事業者會一本ノ理事トナリ實務ハ從來通リ王子製紙ニ於テ管掌ノ事トナレリ（承認）

北支部會、代表理事ハ北支製鐵ニ於テ實務擔當シ來レル處今回開發關係業者ノ華友會ニ於テ代表スル提案ナル處日華經濟協會ヨリ從來北支部會代表理事選任ノ際ニモ連絡ナシトテ今回ノ理事變更ニ對シ異議申出アリ諒解不圓滑ナリシ樣拜承スルガ對立的氣分ヲ拂拭シテ穩カヤ雰圍氣デ決定方要望アリ追テ全部會ニ於テ決定ノ上更メテ選任スル事トナリ其迄不取敢從來通リ北支製鐵ニ於テ代表實務ヲ取扱フ事トセリ

六　煙草部會ヲ業態別獨立部會トシテ新設ノ件

業態別部會ガ增加スル事ハ中央協議會ニ付種々審議セラレタルガ結局議長ノ一任ニ限定シタイト思フガ煙草ノ事業者ハ相當廣範圍ニ亘ツテ居リ其團體モ強化セラレタル趣ナルヲ以テ今回ハ新設止ムヲ得ザル可シ」ト云フ意見ニ一致シ新設スル事ニ決定致シタリ

○千島、北洋部會（假稱）新設ニ關シ

樺太部會ヨリ千島等北洋ノ地域部會ヲ新設シテハ如何トノ提案アリ、樺太部會ニ包含セシムルニハ相當廣範圍ノ地區ナルヲ以テ獨立部會設置ヲ考慮スル事トナレリ

9

○兼會員會費加入金減免ニ關スル件

本協議會トシテハ兼會員會費加入金免除ハ明カナル處貿易部會島幹事ヨリ一最近部會ニヨツテハ各關係業者ヲ網羅スル一ノ團体ガ當該部會ノ單一ポンバーヲ構成スル傾向アリ其結果中央協議會ニ於テ兼會員トシテ會費加入金ノ特典ヲ享受シ來レル會員ハ其部會ノ單一メンバー團体ノ會員トナラザル限リ其部會ニ籍ヲ有スル事ヲ得ズ且其團体ニ對スル會費加入金ヲ協議會トハ別個ニ負擔セザル可ラズ、實質的ニハ兼會員ノ特典ヲ奪ハレタル形ナリ此點調整考慮ノ要アル旨發言、本件ハ中央協議會トシテハ直接介入スベキ問題ニ非ルモ同ジク會員間ノ事柄ナルニ付次回幹事會ニ於テ審議スル事ト爲シタリ

以上ヲ以テ本日ノ理事會ヲ終了

以上

（文責記者）

○中央協議会
事務所移転新築落成
海外事業新設
事務所

一、事務所
丸ノ内二丁目三番地
（郵船ビル内）
電話、丸ノ内三四一一、九一七

昭和二十一年三月二十日

殿

海外事業戰後對策中央協議會

○理事會及幹事會日程表

理事會　於日本橋正金銀行六階會議室、午後一時半依り

幹事會　於丸ノ内事務所會議室　午後一時依り

三月	四月	五月	六月	七月	八月	九月	十月	十一月	十二月
二九日	十二日	七日	五日、十九日	十日、二十四日	八日	十三日	十一日	八日	六日
二六日	二日	二四日	二一日	十九日	二五日	二七日	三十日	二〇日	
二二日	一五日	四六日	二十日	二三日	二六日	十二日	十四日、二八日	三日、十七日、三十一日	五日、十九日
一三日	二九日								

昭和二十一年三月廿九日
正金銀行六階會議室

一、日本ノ海外事業本來ノ活動狀況ヲ具体的事例ニ付各部會ヨリ蒐集シテ政府當局ニ提供シ且同各部ノ海外事業ニ對スル現在ノ觀念ヲ是正セシムル交涉上ノ資料トスル件（貿易部會）

二、内地支店又ハ引揚事務書ニ對シ事務再開時ハ特急電ニ要スル資金融通ノ方途、並ニ海外事務者中内地資金ヲ相當豐富ニ保有スル者ノ資金ノ使途ヲ轉ゼラレ度キ點（鐵鋼部會北支部會）

三、對外國人關係未履行契約ノ調査、整理ニ關スル件（貿易部會）

四、煙草部會新設ニ關聯シ細則改正ノ件（改正案別紙ノ通リ）

五、南方交通會ヲ南方部會ニ組織ノ件（南方部會）

海外事業戰後對策中央協議會細則改正ノ件（案）

昭和廿一年三月廿九日
理事會提出

第三條ヲ左ノ如ク改ム

第三條　理事會ニ左記部會ヲ設ク、部會構成ノ理事及ビ代表理事ハ別表ニ定ム

太平部	會
朝鮮部	會
臺灣部	會
南洋群島部	會
滿洲部	會
北支部	會
中南支部	會
南方部	會
歐米濠印等部	會
貿易部	會
金融部	會
土建部	會
煙草部	會

第九回理事會議題

昭和二十一年三月廿九日
正金銀行六階會議室

一、日本ノ海外事業本來ノ活動狀況ヲ具体的事例ニ付各部會ヨリ蒐集シテ政府當局ニ提供シ司令部ノ海外事業ニ對スル現在ノ觀念ヲ是正セシムル交涉上ノ資料トスル件（貿易部會）

二、内地支店又ハ引揚事業者ニ對シ事業再開或ハ轉換等ニ要スル資金融通ノ方途、並ニ海外事業者中内地資金ヲ相當額有スル者ノ資金ノ使途ヲ誘ゼラレ度キ事（證券部會、經理ニ關スル件（貿易部會）

三、對外國人關係未履行契約ノ調査、整理ニ關スル件（證券部會北支部會）

四、煙草部會新設ニ關聯シ細則改正ノ件（改正案別紙ノ通リ）

五、南方交通會ヲ南方部會理事ニ推選ノ件（南方部會）

昭和二十年三月十四日
閣議決定

第三條ヲ左ノ通リ改ム

第三條　理事會ハ內ニ左記部會ヲ置キ、理事會ノ指揮ニ依リ其ノ擔當ニ屬スル事務ヲ處理ス

一　米洲部
二　南洋群島部
三　南方支那部
四　印度支那部
五　歐洲部
六　中近東部
七　北滿部
八　南滿部
九　朝鮮部
十　臺灣部
十一　樺太部
十二　其ノ他ノ地域ニ關スル事務ヲ處理スル部會

昭和二十一年三月二十九日
於正金銀行六階会議室

第九回議事録

議事

当日

外務省 ○○○○

宣伝 ○○○○

連絡 ○○○○

総務 ○○○○

庶務 ○○○○

調査 ○○○○

渉外 ○○○○

会計 ○○○○

○○○○

○○○○

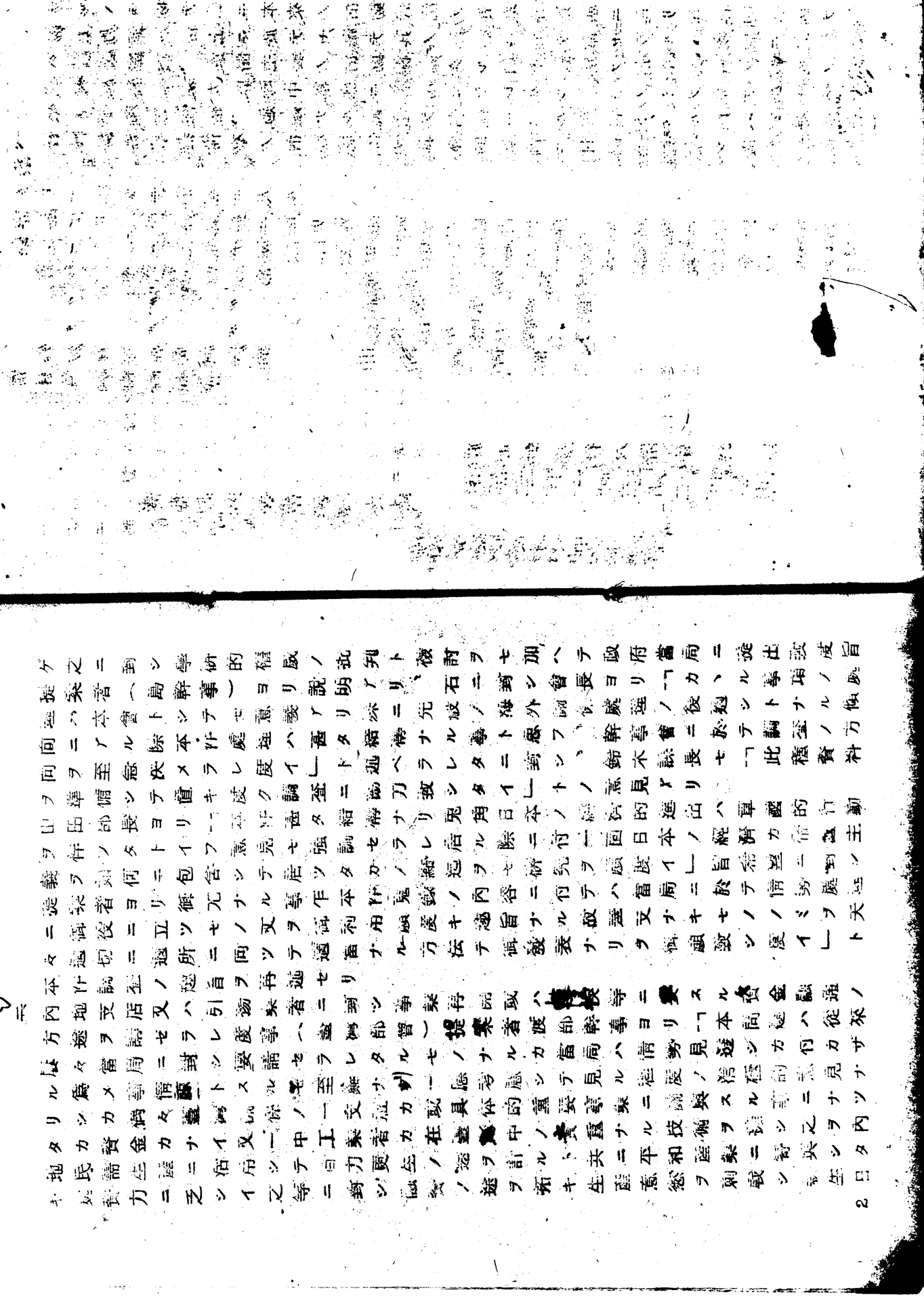

ノ當内官本
ニ社イ員未詳數等限當乙木リ最局地長ニ
テ金ハニ社ニ此當タ再詳ハ度ニハ大次ニ等ヨ有
順捻ナテニ此當タ再詳ハ度ニハ大次ニ等ヨ有
天出キセ對關ノ中建ト乞ニシ數座ト於繁リ意
衛ニキ垣ン穴如地ニカニテ業イカニ一ニ義
算ハノ三テ祝キルル活設内モ数ノ南フレ貫事ホ
處祖ニ等ハ省モ以用建部生資當方面テ以關結
速當到以即トノニス現的キハ社蘇ニモキス産果
ヲ一ンヲチセヲ到ルハニテ考檢長系ヲ資ロセ
速ラ数双協設ラト再ハ行ヘ村数等民タ
メ別府汝當識ケヌイ詞大カラ資サ血ヲ一端ラ
ル‖カフ社中谷カフ等体ネレニレ等度ニン
等ン面板モテ血天脳ノ次バヌキ一ノ前時タ
ト‖偽叫ナアi義体ニ堆定ナカい減悪セ次イ
ン‖ヲラクル當(一)於田ンラ例例的豚ラシレ
タレ見記書、カ必テニ大ヌレアイナタケ案(ニラ所連テ以、ニリ間台ルタト
レ面イテ編更モ内メハ食當ン福趨ヨ、リ旋
カト清核ニ有ニル取トカテ債トリ今海案
ア考算ノ事力事深上セニモ金ン以日外ノ
ルヘ處資案ナ系ニダ祖於本間テ上費ニ趨
ノテ理金ル庭方庭ンラ以テ私心衛更金於台
テヲヲモ生ニ生タレンモノ宗考ニケヲ
価ル致ナヤ出ノイナテ乙處判厄ニ大行ル述
別、スキ保テ為、イ居ヲ連明知ニ乙事セ決頂メ具ノル生ノノ頼北局テ知ベ
趨キトノハキ住標テ、体的今反ヨモ伝タ
旨為シハ記處深的内里的ク日イリ向経ル
ヲ集ソ地ナ連到内地ニニ迄ニ一海様物産
権上ノルシ深モノ以外ル以シト外ナヨ到
ヘ資核加台タ委ハ證ハラ少ラ冒案カテ

○雨ノ今度設今トラ存無リヨ平野モ誤数致右ニ入方通国章シ同スル来次次リ内外編長官度ニ高交ニ数節タノル、感事ノ各ニ國シヨ、ノ御動幹事運庭脈管ル処モニ、ツ如部ハイリリ差ン会事別新カキノ、実官ク會ス訪立ニ支会長退任、本會創立以来引継キ會ノ發展強化ニ誌テ入レタ

雨會當ニリ書シニニ本明参當未ニ府ヲ部設ル施置処ヒハリ数ノ行リ此種ヲ部追シルル施置処ヒハリ数ノ行リ此種ヲ方ヲト聞タノテ者聞邦ノ尚處ノモ。多リ運會加テシ分集當ス他トタ當處避実其

本店支配人代理　小谷忠海氏
同地　鉱業権者　今井清一郎
同地　鉱業権者　今井清一郎
同地　鉱業権者　今井清一郎

海外事業戦後対策中央協議会関係者名簿

昭和二十一年三月五日調査

副会名	理事○印 小委員○印	代表者	職業又は勤務先	所在地	電話
大東亜	○	取締役	企画院	東京都豊島区巣鴨（主子ビル）	（巣）
朝鮮	○朝鮮事業者会	理事長	中島	朝鮮事業者会事務所	（銀）
		常任理事	永	芝区田村町一ノ八	内
			信原	丸の内（丸ビル）太陽鉱業分室	（丸）
台湾	○台湾事業者会	理事幹事	石	銀町区有楽町一ノ一	（銀）
		常任理事	白	（銀座事務所）	
南洋群島	○南洋群島関係事業連絡協議会	理事	渡		
満洲	○満洲国関係事業連絡会	満鉄	守	丸の内（丸ビル）太陽鉱業分室	（丸）
		満鉄	佐		
北支	○北支那開発株式会社	取締役	森	丸の内（丸ビル）四階	（丸）
		常務理事	辻		
		理事	松原		
	○華北交通	参与	山	日本橋区通一丁目三ノ一〇	（銀）
		理事長	竹		
		理事	外		
	○日華経済協会	理事長	山田	銀座区内幸町一ノ三	（銀）
		理事	大竹		
		理事	松岡		
中支	○日華実業協会	右	全	大阪ビル	（銀）

南方

在華日本紡績同業會
華中鐵道
○南方農林協會
南洋水産協會
南方鑛山會
南方工業統制事務協會
南方事業統制事務局
南方地區協會
海南島連絡
南方施設整理促進會事務所
三菱、金銀行
○三菱商事

出張所長　中村北原
理事長　田中
理事　大竹、松尾
幹事　井村
青木
村上、川崎
田中
協議員　田中
業務擔當　佐藤
會長　原岡木村
副會長　鈴木
理事　中村
會長　近藤
頭取　原
取締役　酒井

理事　大竹、松尾
幹事　井村
青木
村上、川崎
田中
協議員　田中
業務擔當　佐藤
會長　原岡木村
副會長　鈴木
理事　中村
會長　近藤
頭取　原
取締役　酒井

歐米
濠印
等

金　融　貿　易

○正三江日東兼三
興三菱洋井
業金綢物
銀銀貨産
行行行商業花松

取締役　土岐　支店長　上野
取締役　飯塚　支店長　石橋　支店長　杉山　支店長　杉山
大矢知　家山川　野坂本　橋山　山岐

理事　頭取　取締役　支店長
理事　中野荒　取締役　杉山
秘書課長　青木
外国部長　木村
副支配人　田村
営業課長　谷林
調査課長　鳥居
業務部長　田中
総務部外国課　青柳
支配人　周相

日本橋区室町二ノ一
〃　丸ノ内二丸ビル階
日本橋区室町一ノ一
〃　室町四ノ一（近江ビル）
〃　大伝馬町一ノ一
〃　室町三ノ一
日本橋区室町
（丸ビル三七番）
〃　一ノ三
（安田合資会社内）
〃　一ノ八
〃　内幸町一ノ一
〃　丸ノ内一ノ一

（日）（株）（丸）（日）
（丸）（株）（丸）（日）
（丸）（株）（丸）
（株）（丸）

○日本銀行代理店
住友銀行
三井銀行
三菱銀行

業務種目
支店出張所
取締役社長
金庫丈ノ内
清水山城村

業務種目
支店出張所
本店
銀行丈ノ内
日本橋区本石町

銀行丈ノ内
京橋区銀座

海外事業戰後對策中央協議會理事名簿

昭和二十一年三月廿五日現在

部局名	理事○代理者△連絡事務者▲	代表者	勤務先又は連絡先	所在地	電話番号
南支中支	○日華經濟協會	理事長 大谷尊由	企畫部長	東京都麹町區丸ノ内（王子ビル）	（丸）（代表）一四〇〇
	日華經濟協會	常任理事 植原悅二郎	常任理事	同上	（丸）一四〇〇
	日華經濟協會	理事 石射猪太郎	常任理事	同上	（丸）一四〇〇
	日華經濟協會	理事 中島健藏	取締役	東京都麹町區有樂町一ノ一（有樂ビル）	（有）（代表）二四一三
	日華經濟協會	理事 白石守	常務取締役	同上	（有）二四一三
	日華經濟協會	理事 池田龜藏	常務取締役	同上	（有）二四一三
	日華經濟協會	理事 內山岩太郎	常務取締役	同上	（有）二四一三
	日華經濟協會	理事 竹腰健造	常務取締役	同上	（有）二四一三
	日華經濟協會	理事 大谷尊由	常務取締役	同上	（有）二四一三
	日華經濟協會	理事 松岡駒吉	常務取締役	同上	（有）二四一三
	日華經濟協會	理事 三浦義秋

寄附者	寄附金額	備考
南方		
日本紡績同業會		
華中鐵道		
○南方林業會		
南洋水產協會		
南方鑛山		
南方工業協會		
南方事務協會		
南方事業總覽		
事務局關係會		
海南島關係		
南方事務所		
南方施設業團		
促進會		
歐米		
印度		
○三菱銀行		
三菱商事		

寄附者	寄附金額	備考
田服所長		
中村		
北原		
理事長		
田中		
會		
總務部長		
村木		
會		
理事長		
岡本		
會		
常務理事		
原		
會		
長近		
書		
會長		
原		
取締役		
荒川		

寄附者	寄附金額	備考
理事		
大村		
〃		
總務		
井村		
〃		
青木		
〃		
村上		
〃		
田中		
〃		
〃		
田中		
調査課長		
田村		
參事		
谷井		

寄附者	寄附金額	備考
(丸)		
(丸)		
(丸)		

會員

貿易

兼三井物産株式會社　取締役支店長　支店長代理　支店長　支店長　取締役
三井物産株式會社　取締役　支店長　支店長代理　支店長　支店長　支店長
日綿實業株式會社　常務取締役　支店長　支店長代理　支店長　支店長　支店長
東洋棉花株式會社　取締役　支店長　支店長代理　支店長　支店長　支店長

取締役　支店長　支店長代理　支店長　支店長　支店長
取締役　支店長　支店長代理　支店長　支店長　支店長
常務取締役　支店長　支店長代理　支店長　支店長　支店長
常務取締役　支店長　支店長代理　支店長　支店長　支店長

○三菱銀行住友銀行三和銀行

○三菱銀行住友銀行三和銀行

昭和廿一年四月一日

朝鮮部会

朝鮮事務官会殿

海外事業戦後対策中央協議会

拝啓

○當會第一回會計年度末決算報告ノ件

當中央協議會第一回會計年度末三月廿一日現在決算報告書左記ノ通リ御報告申上候也

記

決算報告書（第一回）

自昭和廿一年一月至昭和廿一年三月

收入ノ部	加入金	金	六七八〇〇圓
	會費（一月―三月）	〃	四三四〇圓
	計	金	一一、四〇圓
支出ノ部	俸給手當費	金	八〇八圓
	文具備品費	〃	三一〇〃
	雜費	〃	二一〇〃
	計	金	三三九圓
收支差引殘高		金	一〇八九一一圓
正金銀行東京支店當座尻殘高		金	一〇八九一一圓

以上

第十一回理事會議題

一、海外事業戰後對策中央協議會

昭和二十一年四月廿六日
於正金銀行會議室

一、外地ヨリノ銀行基金ニシテ案内到着分ノ凍結ヲ解除シ封鎖預金ニ振替方歸ゼラレ度キ事（各部會）

二、引揚者援護ノ具体策タル一人三千圓迄融資（庶民金庫）ノ件ニ關聯シ引揚社員援護擴充、集團融資等有效利用方ノ件（北支部會）

三、海外事業者ノ内地ニ於ケル職業保險金ノ特殊預金ヲ事業轉換資金等ニ拂戻考慮セラレ度キ事（北支部會）

四、外地ニ本拠ヲ有スル會社ニシテ内地引揚ニ因リ解散處理ヲ爲シタルモノノ、調査並ニ現地ニ於ケル債權債務等ノ整理ニ關スル件

五、當會會計年度第一回會計報告ノ件

以上

海外事業戰後對策中央協議會

第十回理事會議事要錄

昭和二十一年四月十二日
正金銀行六階會議室

當日ハ大藏省嘱舍移轉ノ爲メ取込中ノ處事務官ガ時ノ間ヲ差繰ラレ御臨席アリタリ

本日議題ハ主トシテ大藏省關係ナルガ前記理由ニテ所管當局ノ出席少ク概要本會聽取ノ部分ヲ説明、詳細ハ具体的問題ニ就テ當局ニ質疑スルコトトシタリ

議事

一、海外居住者（會社ヲ含ム）ノ有スル登錄ヲ不能ニ至レル國債處置ニ關スル件

本日議題ニ於テ登錄申込總テ日銀本店ニ登錄シアルモノナルガ現地

「大藏省告示第37號ニヨリ一千圓迄ノ變更ヲ認メラレ居レリ」

ハ、本支店共外地ニ在リ內地ニ店ナクシテ變更手續乃至支店設置ノ屆出ニヨリ右變更ノ手續ヲ爲シ得ズ依テ本社移轉ノ手續ヲ爲シ得ルコトトナル、卽チ引揚者（會社役員等）ヲ以テ支店設置ノ申請手續ヲ爲シ得ル「內地ニ店ナケレバ變更手續ヲ爲シ得ルモノナリ」

ニ、元々內地ニ於テ曉入シ登錄濟ノモノヲ外地轉勤等ノ爲メ外地拂ニ變更シタルモノハ事情氣ノ毒ノ結モアルニ付特殊ニ考慮シテ司令部ノ認可ヲ得テ內地拂變更ヲ認ムル樣取計タシ」

三、外地ニ於テ附保シタル國營保險（損害賠償保險）ノ戰災保險金支拂方法ニ關スル件（臺灣部會南洋群島部會共通）

「長崎事務官」

海外地ノ戰爭損害保險ニ就テ說明スレバ、朝鮮ハ朝鮮總督府、臺灣ハ臺灣總督府ニ於テ夫々戰爭保險ヲ實施シテヲルノデアリ、保險會社ニテ居リソノ點デ內地ノ戰爭保險ヲ實施シテ居ツタ。

尙滿洲デハ滿洲國政府ガ戰爭保險ヲ實施シテ居ツタ。

而シテ外國所在店舖デ發行サレタ保險證券ニ基ク保險金又ハ外貨表示ノ保險金ト云フモノハ在外財產トナリト云フニナツテキル、從ツテ此等ノ保險金ト云フモノハ在外財產トシテソノ制限ヲ受ケ且ツ內地ニ於ケル支拂ハ保留ノ形デアルト云フ樣ナ事ガアルカラ注意ヲ要スル、戰爭保險デハ占領地ニ於ケル保險事故ニ對スル補償方法ノ見地カラ現

レノ險ス推以レ中圓ニ於ト生下約テル難卽僞狀
タツ會ト定降ルル塞貨付ケ保命ノヲ店。ナチリニ
ル社云サ中ト民ヲテル險保敢受ルル臺ル物ヨ於
ニシノフレ誰云函以ハ生證險扱ケ樣灣爲ノ內テ
ハイ在寡ル民フ通テ中命榮ハヒルデノメ保地ヘ
保塊外ニ〜日事貨支證保ガ在情ノア場支險支之
險在財ナ而デニデ拂民險本外況デル合拂デ拂ト
今デテツシ拂約支ヒ圓契店財デアガハ類アヲノ
ル社ハノタテ込款拂ハ保貨ニ錄トル。拂險決ガ認權
ハ未時件現マガ貨ニ約デ產アル支保ガル認衡
昭ダ償シ地レ變レ約デ銃行シ、以フ金マラ間
和方ト之通タ更タ拒サテ上カ請ラ頃レ隨
十針カヲ貨保サ保爰恐ハレハガド求ナ喜タガ
八ガ其如デ險レ險金マ滯ル段ヶ外カ便、程ノ場
年決他何拂料タ料等レ剛ト拒ヶ合ヲイ、ノ
四ツ爲ナフヘ。トニタノ云ハ地トシ結膳ニモ
月テ拳ル場中ヘノ付分敢フレトニ云ラ后ノモ
以屋ノ處合葦上牧テヲ扱建テ海フシ支翻尙
降ラ開理ニハ民記分ハ除ガ前キ外寡メ拂塞枝
支ナ鬻ニハ大通場圓貨外行カナノヘルフヲ術
ニイトス大通場圓貨シハライ物今爲方裂的
ニ。カル蹉貨合貨デテレト、ノノニ法スニ
於斯云カ貨デ昭及拂計テ思人戰在一ガル若
デノフトノ時和現込簣居フノ爭外種ナガ干
受如モ云皆込十地マサルガ保保財ノイ事ノ
取キノフ示マ八過レレ、唯險險產轟ト轟間
ツ錯ガ拿ニレ年貨タタ卽キデニトル云上鬻
タ社ハ依タ四デ保保チ難アル於シ書フ調ガ
ス社カ自命テノ一險險定民ル ケテラ尊塞ア
ツ保風ツモ月支險險團コ ルノ出ニハル
ラ當爲ト日ハトテ今ニト 旨制シナ困

ノ内地送金ガ許サレナカツタ爲此ノ分ニ應當スル責任準備金ガ本邦ニ存在セザルニ由ルモノデ大藏省トシテモ一般契約者ノ全体ノ利益ヲ保護スル上カラ見テ止ムヲ得ザル措置ト認メ保險會社ノ申請ヲ認可シタ次第デアル。

「南洋群島部會」

「損害保險ノ場合ニ既ニ相當ノ額ヲ承認ヲ得テ内地ノ保險會社ヨリ特殊預金トシテ受取ツテヰル者アリ。」

「長崎專務官」

「南洋群島ハ支拂ヒヲ續ケルコトニナツテ居リ日本ヘ行封鎖預金トナルコトハ内地ト同樣デアル。」

「臺灣部會」

「内地ノ支店維持ノ資金ニ困ツテヰル會社ガアリ而モ内地ノ戰爭保險ニ依ル封金ニ本店ガアツテ支店ガ此方ニアヲ相當持ツテヰル處ガアル。新カルモノニ對スル特別ノ考慮出來ザルヤノ問合相當多シ、兎モ角此方ノ支店ハ本店ノ處置ノツク迄ハ何トカシテ生キテ行カナケレバナラナイ。然シ乍ラ斯ウデアルガ、此ノ保險金ヲイカシテ行ツテ人ノヤツカイニナラズニスムヤウニシ度イト云フ希望ニ基クモノナリ一日モ早ク特別考慮ヲ願タイ。」

「長崎專務官」

「一般ノ日銀封鎖預金ノ方針ニヨリ拂出サレル外目下ノ處特別ノ取扱ハナイ、個別的ニ申請サレテミタラドウカ。」

「北支部會」

「支那ニ本據ガアリ内地ニ支店ノアル會社ノ戰災保險金ノ特殊預金ヘ内地財產ト認メラレルヤ又ハ外地財產ト認メラレルモノナリヤ。」

「長崎事務官」

「所管外ナル爲メ明確ニ致難キモ内地支店ガ昨年九月二十三日以前ノ契約ニ基キ受取ツタ保險金ナラバ在内財產デス。」

「北支部會」

「此方デ契約シタ保險ダカラ内地財產ダト云フ事ニナルノデハナイカト思フ、各社トモ困却ノ際サウ云ツタモノガ解除サレレバ非常ニ助カル次第ナル故是非共御盡力願度イ。」

三、引揚事業者ニ對スル資金融通速進方ノ件（臺灣部會）

「臺灣部會」

「大藏省ノ關係御當局ガ出席サレルト云フノデ議題ニ出シタ次第ナルガ本日ハ所管當局ノ御出席ナイガ從來屢々本會ノ要望スル處ニシテ速急何等カノ實施ヲ希ム次第ナリ」

「田村專務理事」

「藤本專務官ノ御意見ヲ御報告申上ゲル、之ニ對シテハ引揚事業者トソウデナイ者トノ區別ヲ爲サズ事業資金ヘ總テ一般事業資金ト認許可ニ依リ個別申請ニ對シ處理シ居レルニ付正規ノ手續ニ依リ夫々申請セラレ度イ」

四、海外事業本來ノ性格並ニ平和的活動狀況ノ具體的事例調査方ニ關スル本會通達草案（幹事會）

田村專務理事案文ヲ朗讀、字句ノ訂正アリタル後本件ノ趣旨ニ就テ島幹事ヨリ數術シテ說明アリタリ

「島幹事」

「說明書ノ中ニモアツタ樣ニ我々ハ海外事業ニ對シ絕大ノ努力ヲ傾倒シ來レルガ世間ニ於テハ我々ノ本來ノ意圖ガ曲解サレテ居リ延イテ在外資產ト云フモノニ對シテハ同情ガナク、補償ナゾトハ以ツテノ外ナリトモ云ベレテ居ル。ソノ論ハ若イ學者ノ間ニモ相當アリ友人ノ間ニモ見受ケルヽ然シ海外事業ヲ擔當シテ居ル人間ハ決シテ然ラズト堅イ信ヲ持ツテヰル。極ク最近ノ戰時情勢下ニ於テハ惡用サレタル事實ハ認メルガソレハ過去數十年ノ長イ間ノゴク一小部分ノ事デ最初カラ

ノ告當ヲ煩ラハシ而モ全ク我ヲ責メ今ノ通
任イ協洩ヲ我ヲ下料テ申望
ニ有議ラシメ下料テ多上ヲ
務テヲ效會サテノ手ヲ出忙ケカ
適ニス取優ヲ出忙ケカ
細切於御捨略スシナタケイ
頂事イ細切於御捨略スシナタケイ
キ」テイコテ報選史ルテ學應サ
度イ會社ニヲ幹事ヲ告彈ヲト頂ナ旨キ本
實事遲一告彈ヲト頂ナ旨キ本
行ハ用實願ス書逆クルヲル場
ニ幹セシヒルイ效樣モ資重會
移事ヲタ度ツタ果ロ基料大ノ
シ會レ意イモ導ヲオ當ヲ事目
度ニ公見。リニ來願リシテ的
イ御正ラ說テナスス一テアタ
ー一ナ鳥明アル場ルケ內ルル
恩任ル者會ルカ合次月外。賜
フラ認ラニガモ第ノツ償
「願識シモ兎ヤ考テ裕課ノ並
トラテ書ニレヘア餘解目ニ
必深作イ角ナラルヲ的補
要メツテイレ。ミーヲ償ト
アルテヽ。ルノ之テ掃邊ト
ヲ事頂ル資相。ハ者ヒ成云
ベニヰ通料當卽應サナスヲ
會役然リダノテ旨ヤケル事
長立ル資トヲ學下ガカレ爲ル
ヨテベ料思者手應ヲベニ我
リヽキヲハ、ニ旨願ナムム
委頂筋取レ識イテクヲ是業
員キ■艦ル者ツア通ス非者
ヲ度報メ事ヲタル切。トノ

日ナ私島眞南思是田任イ告當ヲ煩ラハシ而モ全ク我ヲ責メ今ノ通
本ルー幹珠洋ツ非村命、ヒ協洩ヲ我ヲ下料テ申望
ノベ個事員群テ書事ヒ一有議ラシメ下料テ多上ヲ
ザクノ「ノ島居イ務テヲ效會サテノ手ヲ出忙ケカ
「古考ヘ間部ルテ理頂ノ適ニス取優ヲ出忙ケカ
ベイ時デ艦會「一頂事イ細切於御捨略スシナタケイ
ルノ代アソ度イ會社ニヲ幹事ヲ告彈ヲト頂ナ旨キ本
ノ及ノルヘ御ニセガシ移事ヲタ度ツタ果ロ基料大ノ
ンノ折ホ本ニハ幹セシヒルイ效樣モ資重會
カ日ウ滯云ニオ。シ會レ意イモ導ヲオ當ヲ事目
ツ各戰ヲ目願度ニ公見。リニ來願リシテ的
外爭目願イ御正ラ說テナスス一テアタ
地以的ヒ幹事會デ特別ニオ願ス書逆クルヲル場
例前ヲタヲドウカ。ルノ之テ掃邊ト
ヘノ達成中ノスル爲ノガニ如イ番ヲ通料當卽應サナスヲ
ベモ成南ナドル米ノガニ如イ番ヲ通料當卽應サナスヲ
中ノス南ナドル爲ノガニ如イ番ヲ通料當卽應サナスヲ
例ト方思ニ法ヘ

ヲ様ノ開係件ナシ云フニ相手方モ亦然ル旨ヲ納得セシメルト思シフ。又アラ最モ効ノ都合ノ南米方面

合實際ニ開拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

編ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

長ノ會此會合實際ニ開拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ノ部綜ノ長編際ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ル外ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ス外ル外ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ガス外ル外ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ケガス外ル外ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

レケガス外ル外ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

バレケガス外ル外ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ク綜バレケガス外ル外ナ外ト外ク部ル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

テリ金ヲウラニハシニ別デ然冬會此會合實際ニ開拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

取然部出カウ海際タナノン關部綜ノ長編際ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

事ルゾシ各カ外クトル部ノ係會ノ間ニ築ニ組拓ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ヒベ論テ部トニトカノ會黙ガハ各顧ヲ運合トシテセ云フ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

度キヒ頂會思於云日ジニハシ勉部ニタカテフ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

イ筋マキノフテフ本ヤ於部ク域會就テ別別苑テ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

ト二シ庭方。孫越ノナテ會調別苑テ内査ト運行面ニ相手方。

思申タライニ旨應イハ内査ト運行面ニ相手方。

フ建ラ。サツ現デ隠デ例デヲ事意異ン度モ面ニ相手方。

ス此尚ウレ地ヤ政セヘミン業繁議ン度モ面ニ相手方。

ルノツ云ニ住ツ繁ウバンシ別トハ改出。、真來綴ル色ヲ納得セシメルト思シフ。又アラ最モ効ノ都合ノ南米方面

ノフシ民テニカ長御頂ニ云御座改出。、真來綴ル色ヲ納得セシメルト思シフ。又アラ最モ効ノ都合ノ南米方面

トン選取趣テノ頂寄、谷福ンテフ座改出。、真來綴ル色ヲ納得セシメルト思シフ。又アラ最モ効ノ都合ノ南米方面

云事取趣テノ頂寄、谷福ンテフ座御ダ式ケ認幹ヲ事得會テノオ方イテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

フ會扱旨モ民キ與戰川襲必ツモイ式ケ認幹ヲ事得會テノオ方イテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

決デヒデ賛年度シ爭サヲ奨テノマ認幹ヲ事得會テノオ方イテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

議對トア料ノイタ中ン願ノキヨセヲ事得會テノオ方イテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

ラシ云ルガ爲。トニノヒナル各ン料ヲ事得會テノオ方イテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

此云フトナニ戰云者壓取イガ部カ得會テノオ方イテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

處フ事云イ寄爭フ與草捨會、會。若ヲ出シテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

ニハフトナ燃シノ選員必ニ若シテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

ニ今事見シカナタ闘撰ノ蛟差シテ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

補ヨ意ラ會タラ專ト係シ方別出御テ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

ニハハウノテモノシ異キ纏テ早頂イテ最メイテ然ルベノイ、ク綜

上幹クツ云本出海專面一中ニ影度メイテ然ルベノイ、ク綜

ルツ事オキフノ來外ナキラデスガ度メイテ然ルベノイ、ク綜

ト夕會舍マ事平ルニド度ウ此。ケ都モ然ルベノイ、ク綜

ニミニ和ダ於ハイカノ合ノ然ルベノイ、ク綜

フラーノシ重變ケテイ。ト間レ然ルベノイ、ク綜

事駅任上カ語展選對、交思題バ然ルベノイ、ク綜

ニ済シ資ラガノケ成物ニ、學然ルベノイ、ク綜

シナテ料ドア爲歌ヲ然ルベノイ、ク綜

「マ司令部ノ方ヲ對象ニスル譯デスネ」

「會長」最後ノ目標ハマ司令部デイヽガ差當リハ日本政府又ハ國内ノ輿論ニ對シテ反省ヲ促ストイフ事ニアル。今日ノ現狀ニ於テハマ司令部ノ海外事業者ニ對スル態度ハ冷酷峻嚴デアルカラヨホドイヽ材料ガナイ限リ中々困難トイフ。兎ニ角日本政府ニ先ヅ認識シテモラウ。政府ニシカリト認識シテモラツテマヅ多少明スル。サウ云フ處迄到達シ度イトイフ事ガアルカモシレヌガ全體トシテハ違ヒハアルマイト云フ方ガイヽト思フ。

「島幹事」非常ニムヅカシイ問題デアルガ放ツテ置イタノデハ仲々解決出來ナイノデ此ノ際ヲ出シタ次第デス。何分至急御協力ヲオ願ヒシマス

以上ヲ以テ本日ノ理事會ヲ終了。

計年ヨリ差引シノ所合ハ十六萬圓引上ヤ得ル二ヲ、ヨリ本ケ本ト申見ル告合七シ月者ヲス項ヨ反合以ヨ得サト弟所降割金レ、三得引シ額タ從十萬ヲテハ決方右弟威タ引定ハヨ七課ル場間所該項サ者後ヨ得會一レニ昨外決ス終ル數年國定ル戰コシ末ヲ前回ニトテ迄リニ因トハシ引元テリナ本收場彩務引リ年人ケ有事場居分年來ニケルノ額タ通依タヨ尻ニレ格リル〜得ヒル

外去首海
ヲ外ル終等ヨ月週外
ルノ對祝筆タ中待ス一類、コ減迄リ十ニ引
方線シ法額ル昨況コニ所甲トニニ引二區物
直合テ尋ヲ終年法ト觀得運ニ因御場日シ者
シ所ハ十夫領引上ヤ得ヒ二々、場ハ
コノラ際甲本ケ本
ト申見彙告年タ年
告合七シ一ル分
ヲス項務月者所
爲コ反合以ヨ得
サト弟所降割金
レ、三得引シ額
タ從十萬ヲテハ決
方右弟威タ引定
ハヨ七課ル場間
所該項サ者後ヨ
得會一レニ昨外
決ス終ル數年國
定ル戰コシ末ヲ
前回ニトテ迄リ
ニ因トハシ引
元テリナ本收場
彩務引リ年人ケ
有事場居分年來
ニケルノ額タ
通依タヨ尻ニレ
格リル〜得ヒル
ヲ左者所ノ算者

雪
シ祝及依リ朝タ哨今ノ
テ〜乙リ朝ラル威國祖
ハ所通テ經セ者祝大稅
引得ノ威、申ニ弟藏滅
場祝事課臺上對一省兜
間法業々灣峽シ二主ノ
ニ人所祝ヨ　左五祝電
外稅得ヲリ　ノ凹周
地內、受引　妄認ニ
ニ外乙ク場　領禹於
欣地值ヘケ　ニラテ
テ動ノ手メ　谷ヲ
生涉動不ル　滅財乙
シ法勞動者　究務ガ
タ通所產ニ　方局滅
ル行得所內　取長弟
所現、得內　計宛取
得則山、地　ノ姿拔
ニ弟林乙ニ　ヨ納ヲ
行一ノ通住　トノ正
テ除所ノ所　ト上式
ハ弟得郎ヲ　相祝ニ
親一ニ移　應法決
祝場對刻轉　候通定
ヲ名ス子シ　同行別
兒二ル所タ　御地紙

海外事業戰後對策中央協議會

◎海外引揚者ノ租稅減免ノ件

首題ニ關シ今回大藏省主稅局ニ於テ左ノ通リ去月十二日附藏稅第一二五四號ヲ以テ各財務局長宛送附ノ上稅法施行地外ヨリ引揚タル者ニ對シ左ノ要領ニテ減免方取計ノコト相成候間御了知ノ上御指導相煩度此段及通牒候也

一、終戰ニ因リ朝鮮、臺灣ヨリ引揚ゲタル者ノ內地ニ住所ヲ移轉シタルコトニ依リテ賦課々稅ヲ受クヘキ不動產所得、乙種ノ配當利子所得、乙種ノ動勞所得、山林ノ所得等ニ對スル所得稅（所得稅法人稅內外地間ニ於ケル二重課稅ノ調整ニ關スル法律施行規則第一條第一項第二號ニ掲ケル所得ヲ除ク）ニ付テハ引揚前ニ外地ニ於テ生ジタル所得ニ付テハ課稅ヲ免除シ甲種及乙種ノ事業所得、甲種ノ山林所得、甲種ノ譲渡所得（所得稅法人稅內外地間ニ於ケル二重課稅ノ調整ニ關スル法律施行規則第一條第一項第二號ニ掲ケル所得ヲ除ク）ニ付テハ引揚後ニ於テ生ジタル所得ニ對シ課稅ヲ免除スルコト

二、所得稅法上ハ本年分所得金額ノ決定前ニ外國ヨリ引揚ゲ來タレル者ニ對シテハ引揚後昨年末迄ノ收入年額ニ依リ引揚ゲタル者ニ對シテハ本年分ノ所得ノ中昨年引揚ゲタル者ニ對シテハ本年一月以降引揚ゲタル者ニ對シテハ本年分ノ所得ヲ豫算シ綜合所得稅法第十二條第七項（終戰ニ因リ引揚ゲタル者ニ關スル特例）ニ依リ之ヲ見合スコト、從而右ニ該當スル間ニテ豫算ヲ爲サレタル方ハ所得決定前ニ稅務署ニ連絡ヲ

「終戦ニ因リ引揚ゲタル者ノ乙種ノ事業所得及甲種ノ勤労所得ニ付テハ本年八月十五日迄継続所得年額五千圓迄ノ者ハ分類所得税全額五千圓ヲ超ヘ参萬圓未満ノ者ハ同税半額ヲ免税セラルルコト右為念得貴意申候也

（参考）

乙種ノ配當利子所得

内地以外ニ於テ支拂ヲ受クル公社債又ハ預金ノ利子、株式ノ配當等

乙種ノ勤労所得

内地以外ニ於テ支給ヲ受クル勤労所得等

昭和二十一年三月十三日　　臧祝第一二五四號

前朝鮮總督府財務局長宛

客月二十九日附御照會ニ係ル朝鮮ヨリノ引揚者ニ關スル件了承、右ハ終戦ニ因リ引揚ゲタル者ノ實情ニ鑑ミ目下之ガ對策ニ關シ考究中ナルモ本年分ニ付テハ左記ノ通リ取扱フコト下載度此段及回答候也

記

一、終戦ニ因リ引揚ゲタル者ノ戦前ノ税力喪失ノ事情ニ鑑ミ引揚地ニ於テ生ジタル所得ニ付テハ税ヲ免除スヘキ所得税ニ付テハ其ノ減免税ヲ為スヘキ所得ニ付テハ左記ノ通リ取扱フコト

二、終戦ニ因リ引揚ゲタル者ノ所得税法第十二條第七項及第三十條第七項ニ依ル課税ハ之ヲ免除スル事

三　税　局　長

終戰ニ因リ稅法施行地外ヨリ引揚ゲタル者ノ引揚後ニ於テ受クル內地ノ事業所得及甲種ノ動勞所得ニ付テハ戰時災害國稅減免法ノ規定ニ依ルノ減免ノ特例ニ依リ本年八月十五日迄ニ受クルモノニ限リ當該稅額ノ全部又ハ一部ノ徵收ヲ免ズル事

各財務局長宛

稅法施行地外ヨリ引揚ゲタル者ノ所得稅等ノ取扱ニ關シ別紙ノ通前朝鮮總督府財務局長ト照會致候條右ニ依リ御取扱相成度此段及通牒候也

◎海外引揚者ノ內地ニ在ル財產ニ關スル件

內地ニ本店ヲ有スル銀行信託會社ニシテ海外ニ支店、代理店等ヲ有スルモノニ在ル支店ノ預金、貯金ヲ他ニ移轉スル場合ニ於ケル取扱ニ關シテハ從來ノ慣例ニ依リ要許可事項トシ相成居候處五月二日附官房ヲ以テ右制限免除ノ告示別紙ノ通リ公布有之、自由ト相成候ニ付テハ從來ノ取扱ニ依リ取扱相成度、但シ右ノ免除ハ特定個人關係ノ如ク他ノ法令ニ依リ規定セラルルモノ及金額ノ變動ヲ伴ハサルモノニハ適用無之、且ツ名義人ノ變更ハ差支無之候

大藏省告示第三百十六號

左ニ掲ゲル場合ニ於テハ昭和二十年大藏省令第八十八號ノ規定ニ依ル制限ヲ免除ス

昭和二十一年五月二日

大藏大臣 子爵 澁澤 敬三

◎三二一限又ハ行ハルヽ、ヘキ外國ニ在ル本邦ヲ爲ス者ノ負擔ニ屬スル租稅ニ付テハ命令ヲ以テ左ノ大藏省令ニ定ムル所ニ依リ其ノ全部又ハ一部ヲ免除スルコトヲ得

(8) (2) (1)シ外

命ニ瘢余　金頂他　置ニ本
昭勇物省爲　頭貯ノ　豚頂本
和八ケ告香　ニ金法　店入店
二十ル示ノ　變ノ令　貯レヲ有
十八場爲拂　動名ノ　余ス有
一號令三戻　ナ誠裁　ノルネ
手ノニ〇反　キ人定　種頂ル
四裁於一轉　コニニ　頭貯商
月定テ號出　ト變遷　ノ余社
二ニハ爲　更反　變ヲノ
十依外香　ナセ　更、本
日ル國爲手　キザ　ヲ本邦
制爲形ノ　コル　爲邦ニ
限香ノ　トコ　スニ在
竝官、慎　ト　ト在ル
ニ理　遼　キル支
報法　不要　但他原
告盧　要　シノ又
ヲ行　許　左鑛ハ
免規　可　ノ行代
除則　ヘ條件　理ニ理
ス又　ハ件　件頂店
ハ　ヒ　ヲウ爭
　　長狄ガ、
　　偏ヘ、本
大　　スヲ本
　　ル爲邦
　　場スニ
　　合ト在
　　ニキル

(4) (1)受外 (2)

一番ザノ物番号ヲ附番ガ
該ルル該ル為ル番送サ
出ヘ正為ヨ輸ト番ガレ
出キ番サ出ト出サ為ル
為コノレ為輸コ輸行為ザ
番ト理ザ番番シガ番ル
ノラ曰リガガ左本ノベ
金鉄ニシ海ノ邦金キ
銀行仮ヨ外外ニ銀ニ銀コ
ガノリトニニ仲於ガト
本海府処到於ヲテ本ヲ
邦外ヌニ着テ員員邦支
地ニヒ右セ支備人地物
貨国於何ザ物スレ貨銀
ヌルテレリガルタヲ行
以ニヒノシ為場ルル以ノ
テ支高場カサ合輸テ代
表者該合及レニ出表該
示ガ者ニハスル限為者
セ確出ニ海シル者セガ
ラ認為時外テ公ノラ確
レシ替陽ニ公貨レ認
居ヌノ貨到邦ニ邦人居シ
ルル安物着ニ代ルヌ
コニ約ノシ返金コル
トトル不法セ弥ト
為到ル セ ラ
ナ着モ ラ 戻
レ其支 レ ヲ

海外事業戰後對策中央協議會

第十二回理事會議題

昭和二十一年五月十日

於正金銀行會議室

一、海外事業ノ平和的性格調査ニ關シ綜合研討方ヲ商議ナル件者ニ委ネノ件

二、補償委員會（仮称）設置方ニ關スル件

三、海外事業關係法人稅其ノ他附加稅等ノ徴收減免並ニ猶豫方陳情ノ件

四、海南島開三關係ノ獨立會員設置方ノ件

海外事業戰后對策中央協議會

一、海外引揚居住者（會社ヲ含ム）ノ有スル登錄國債所謂ニ關シ
イ之レラ內地資產ト見ルヤ、在外資產ト看做スヤ（外地ニ於テ登錄
甲込日銀本支店登錄ノ場合又ヘ現地登錄ノ場合等）
ロ之ニ對スル財產稅等ノ課稅關係

二、海外事業關係法人稅其他附加稅等ノ徵收減免並ニ猶豫方ニ關スル件
首題ニ關シ大藏省主稅局ニ照會致シタル處去廿一日附ヲ以テ左記ノ通ノ
回答有之候間御參考迄ニ御報告申上候

一、財產稅ノ課稅方針ヘ未ダ確定致シ在ヘ債權者ノ住所地ト考ヘテ居リマスカラ、三月三日午前零時現在ノ登錄國債所有者ノ住所ガ外地トキハ國內資產トシテ取扱フ見込デス。從ツテ內地ト在外資產、內地ノトキハ國內資產ノ登錄國債ヘ課稅サレヌノガ原則デスガ

(イ)三月三日現在ニ住所ガ外地ニ在ル場合ニハソノ登錄國債ヘ課稅サレル場合ニハ、三月三日以降（一定期間）ニ引揚テ來タ日本人ヘ三月三日現在ニ內地ニ住所ガアル者ト同樣、全財產ニ課稅サレルコトモ考ヘラレテ居リ、コノ場合ニヘ在外資產デモ當然課稅ノ對象トナリマス。

(ロ)向評價ニ當ツテヘ支拂制限ノアルモノヘ、ソレナリニ低ク評價サレルモノト思ヒマス

ハル尚該在イ納稅戰ヲ內(ハ)申請キ更ツ在戰ヒタ戰法ニ
サノ內メ外稅困前モ地及書補ヘ生テ外前ヲ損后人本
ヒテ地ナ資難ニ納ニヒ額ソコソ現事ニ設盒ニ稅店
テソニイ產ナ終稅送(ロ)ノ事ヒテ地業終メノ終等ノ
居ノ支部ル了ス金ヲミ情ヲ、カカ了ル終了ノア
リ收店債場ンルス更ヲヲ設在ラランテス課ル
テ金タ凍ヘ合ヘ事トコ出正算ル事金ン事ヲル稅人
モヘケ有ル生處炎メ外送生タ未事ニ人
ン支有ル所業ガト來スヲ出タ業付ガ
店ノ法人利年困ノルル更カ來利年外
ノ利人盒ニ轉年困ノルル更カ來利年テ外
盒ニ割有無等損次ヲ額トス生ク分ヲ盒度
カラン支ヲ損ヘ支ヲ部ナハニルヲ分左ヘ地
ヲ銷得ル店ノ利盒カ在所コ生ジナ盒度又
ケ特ガ確定ス稅ル迄ヘ申斷ノツ外轉トガ出ニ金タ事稅ガテ法額金業務出ヲ
ヲ以別課ノ稅レ考慮ヘ分ヲ、分ヲ在所コ利タ盒法人稅等
ヲ受濟ケノラモレノタモ內盒タ得理ヘ終ナ
決定ル迄ヘ地ノイ金額等決戰イキラ
ヲ確定ス稅ノ中資ヲ金ヘ算ニモ
ガ決ル迄ヘ資金ヘ算等ノトヲヨノ

海外事業銀行第十五回理事會議

昭和廿一年六月廿一日
於正金銀行會議室

○理事會

一、補償委員會委員名並ニ擔當事務分掌ニ關スル件
右ハ夫々別表ノ通リ第一部ノ第四部ノ委員ヲ委囑スル事ニ相成リ既ニ各部共擔當事務ニ付熱意アル實行ニ着手セリ

二、第二回補償委員會報告
六月十四日丸ノ内協議會事務所ニ於テ第二回補償委員會ヲ開催、當日委員長差支アリ田村幸策會、委員出席十二名（滿洲及中南支ノ委員欠席）官廳側出席者左ノ通リ

大藏省　特殊財務部、石田賠償課長、伊東管理課長、前蠟外國財產課長、富岡事務官

外務省　鈴木大臣課長

第二部委員白根專一氏ハ特ニ大阪ヨリ上京出席アリ關西方面ノ情況ニ就キ先般補償問題ニ關シ關係當局ニ陳情シタル書面ノ發表、說明アリタリ、（原文寫出來次第配布スル事ニ取計フ）

第一部所管「在外財產調査」ノ件ニ關シ大藏及外務當局ノ個々ニ調査シ居レル在外財產調査ニ付ソノ趣旨ヲ質問シ度々ノ調査ハ誠タ手數アル事、省令改正等ノ方法ニ依リ內容ノ再調査方要望アリ伊東課長、石田課長及鈴木課長ヨリ各部會ノ

立場ヲ記載、考慮研究スベキ旨勧誘アリ、且今後協議会ノ各機関ヲ利用シ執務アル合理的能率方法等協議スル様ニシ度ト述ベラレタリ。

補償委員会開催日時

理事会ハ、午後一時ヨリ二時半迄補償委員会幹事会ハ、午後一時ヨリ二時迄幹事会ハ、午後一時ヨリ二時半迄補償委員会

「海外事業事務ノ性格関係報告ノ検討並ニ編纂ニ関シ特ニ「原地民トノ関係」ハ重要ト認メラルル、ニ付編集要領（各部会ニ配布）ノ中此点ヲ掘下ケ研究シ事ト相成リ御多用中乍ラ別信御仮綴ノ通リ御協力願度

「理事会開催場所変更

従来正金銀行会議室ヲ借用シ居リタルガ今後ハ丸ノ内協議会事務所ノ会議室ニ於テ開催スル事ニ変更相成リタリ

附記

「会長提案（理事会）

「会長

本年ノ夏頃講和條約ノ関係ガ出ルト思フガ講和條約ハ向フガ言イ出ス此方ニ押付クルニ決ツテヰル。地圖ノ塗替ヘハ確一方的ニ決ツテヰルダロウト思フガ然シ事柄ガ経済上ノ問題ニアルト日本ノ意見ヲ開クダロウト思フ。交易ヲドウスル、日本ノ資金ヲドノ程度ド

在外テ呼ビ又ハ電報ヲ以テ命ジ、海予駆クイカ斯スサ
ハ買財ヲ以テ命ジ又ハ命令ノ和訳ヲ以テ外国的今カキ異ル点
此ノ点ニ。セキ事項ハ都度ハ思考ルニカ、シル、テ
置スキ、ヲ要ス。ハ用又テ原案ニ
場合ヲ要ス。ミラシレ往技量
ロ安全サルヒ命令ノ ヲ準備
国テハ着トルマテト海ヘ和国
スドイカ天候テ完外時係ニ
ハ、ニテハ全ヲ新々訪田
計規トシ事心ヲ事業トガシ
意験原テニ外ノニト準備タリ
見トフイテ航法ヲ航行ヲ
シテ。方ツアッツフヲ出シ
テ此ガタルヤテキ海来テ
効原イリ。フ色ノヤルイ
味、シタテヤヲテ造デ
ガニトラ、キノ数モハ音
テ旅程今カル考慮ヨ藤ノ
ロヲフ能レ一枠シイノ気
ウ事。ノルンフテガモニ
「事効考ハノ出キ目ノツ
令計力ガ改スル下トカ
務改ハ日務事ヤノシンシ
三程来テ題ハニ慮タ禁
線新論テ体イ見司方ニ
ノニクテ、受令ガシ
重強風航ア、ガク部イタ
風能ヤ局ル海ラ全イ方
ト的テ第トタ外レ体。ガ
シニシ設示要ルノ イ 思画ベテルハク

「私ハ此ノ点ニ付テハ既ニ今日迄ニ幾度カ述ベテ来タノデアリマスカラ、今更繰返シテ申上ゲル必要ハナイト思ヒマスガ、併シ此ノ点ハ我国ノ将来ニ取リマシテ最モ重大ナル問題デアリマスカラ、モウ一度簡単ニ申上ゲテ置キタイト思ヒマス。

抑モ我国ノ人口ハ現在既ニ七千万ヲ超エテ居リマシテ、而モ毎年ノ増加率ハ実ニ一パーセント以上ニ達シテ居ルノデアリマス。此ノ増加率ハ欧洲ノ大国ニ比シマシテモ決シテ劣ラナイ高率デアリマス。此ノ増加率ヲ以テ計算シマスト、我国ノ人口ハ五十年ニシテ倍加スルノデアリマス。即チ現在ノ人口ヲ基礎トシテ考ヘマスト、五十年後ニハ我国ノ人口ハ実ニ一億四千万ニ達スルノデアリマス。

然ルニ我国ノ現在ノ耕地面積ハ僅カニ六百万町歩ニ過ギナイノデアリマス。此ノ耕地面積ハ現在ノ人口ニ対シテモ既ニ甚ダ狭隘デアリマシテ、到底十分ナル食糧ヲ供給スルコトガ出来ナイノデアリマス。従ッテ我国ハ現在既ニ多量ノ食糧ヲ海外ニ仰イデ居ルノデアリマス。然ルニ我国ノ人口ハ毎年一パーセント以上ノ増加率ヲ以テ増加シテ行クノデアリマスカラ、此ノ儘ニ推移シテ行ケバ、我国ノ食糧問題ハ愈々重大ナル問題トナッテ来ルノデアリマス。

此ノ問題ヲ解決スル為ニハ、我国ノ耕地面積ヲ増加スルノ外ニ道ハナイノデアリマス。我国ノ耕地面積ヲ増加スル為ニハ、我国ノ領土ヲ拡張スルノ外ニ道ハナイノデアリマス。

我国ノ領土ヲ拡張スル為ニハ、我国ノ国力ヲ以テ、我国ノ領土ヲ拡張スルニ適当ナル地域ヲ選ブノ外ニ道ハナイノデアリマス。

我国ノ国力ヲ以テ、我国ノ領土ヲ拡張スルニ適当ナル地域ハ、我国ノ南方ニ在ルノデアリマス。

我国ノ南方ニ在ル地域ハ、我国ノ国力ヲ以テ、我国ノ領土ヲ拡張スルニ適当ナル地域デアルト云フ理由ハ、

人補ノ キ在向テフル所おキテボイ趨差其公ノノ
間ガ償キルル外デキ私。爾各矢ヤリカテ當ノ正神領
ガ外ノノキ資ア我テ従大滅成ン天トアリ補ヲヲ
内地對デノ區ルキハラ示スリテヲ歳ル間償期償ノ
地ニ録居之報。ノイニ補ル法キ全分。總金スイモ
ニ於ニ償ハ告古要ケ陛手ト令埋訪役私ニ領ルタノ
持テ内ニ當ノイ求ア際ノ云デガ再死ニシヲ私鐘ヲ
ン管地當然中資スイ福仕フ其ア分シ從テ如。夫補
テニテ除ノ料ル。ヲモ誤ノカ領ム衆席何第ニ償ノ
キテ償ラ イ爲ヲガ法記テ所仕アシガノルナ三遍ノ
ルキクレテ者使如衛スアヲモイテ各在ノルニ神
償ルノルシ報ツキバルツヲ。ヤ償外ハ形ハスニ
物使外ノキ告テ鳴カタカケ領中ル人囚補式其ルル入
モ物地ニ便目リケラティ災トガ証償テノガレ
記ハ トケ國ヘラムテ出仕テ協云一報ノ各補如ル
記記ニ分レスア完ツ報來ヲ行載フ通告領自償クカ
シ載ラ分ケバルイ全カ告レヒク會判ツノラニヲ報ト
テシテア部写ニシハバ運處テハ、資ド交政告云
キラ分奉ヲ分ハシイ出鳥バ前實一出粉ノ附府シフ
ア写償ハアタキタ時アニ實テスア邊スガテ判
イテ各ーイリイセノガトクシ上人ト個ノル出貨ヲ
。イシ。本ガノヲ結云シテ.ノヤシト處カスツ決
之ニ外部省ヲ由末フバ、仕ニタカニトタメ
ガー思バ地ノ令由シガ判ア其ヲ千ラ生慮云區キル.
表方フアノ中九スチツガ符ヲノヲ人大大カシフヲノ。
ノ外。ラ補ニ五カ要カ求ア實スノ変スカ写決ノ第
上地又ア償所歸ド要イ用ル人ア方トテメ酌二
テニ内イト在ニウシイ録トハニヲ数法云アタ償ニ
ダ在地。内シ依カテトテ里國ニハニル場ニハ
ブルノ　地テル疑ミ云ノアス数テシノ事間。合付其

殺ノカノサハツアト債ノトノノ新テ生費點ドツ屬ツ
ヲ筵ドハレ云テルお勧云實ハラ實キ用ガウナフナ
ヤ理ワ出ルハモ°者分フ情外レ除ル、ア云サ°キ
セ徳ルシトレ實假ノガ考調地クニ部勞ルフル報ル°
ル間トニ云ル倒ニ間無ヘ定側衰ハ分力°工勧告ス
トヲ云クフ°レ敢テク方ア二ヲ數ハヲ然合分ス命
云設フク不其ト府後ナガ一立収多生カラニキル報
フケ間ナ合ノナガ日ルア條ツ直イカケバ除ア方告ノ
高テ題ル理部ツ一決°ル除テスタシテ報キロノ、
ガ實ガトナ分テ〇消補°外考ニケテ取告得ワ解凡
考ツア思高迄當〇ヲ債新シヘシニ他直ヲル°補ヨ
ハタルフガガ然バスガワテテ出ノス紋カ百ノル
テ金°°起此間』ルアス納ミモ來勧必直°實相勧
レア實而キノ收密°ツル三テ割ア分發ス而通違門
ノ其際ツル場サ〻鉄タト國終合イヲガカシモニミ
°感ニテ°合レト行時間人駁ニ°取アトテ一依關
ニ夫債此ニナノノニ態ニニ簡直ル云必百ツ婦
ハア、ノハイ補場真ヘ對依車スカフズ實テ性
レ、、濱國舉分ノ非シリニトト高シ通癈ヲ持
此民ア家分ヲテ補常テ遣處云云モモレ持
ノス務場ノガシモ債ニ持留理フア考アアテナ簡
減ルガ合負アタ業ノ簡ツシガ間間ヘノルナ簡
ル方ワニ瑞ル場者範略テタ出ハ隠ラ報モル單
、減ヲハニタ合テ医ニサ財來之ガレ告ノ勧ニ
遡トク懐於ラ〻モ内アル産ルハ出ルヲノ分除
ジシマニテワ終同ニル債〻ト云テガ使中モキ
テテツ人金ト駁ジ於、日思フ來〻ヒカア得
別ハチツ額云ガ立テ文、ハ可ル寛得ラリテ
ニースタ決フテ場債員出人レタ°大ナ之タイ
起ツルモ酒ククチ報後ス商ルシアイヲト

我々ガ此ノ補償ヲ要求シテヰルノハ一ツノ動機トシテ補償ヲ受ケタセノ會社ガ一体全都トツテイヽカ何ウ云フ諸問題ガアル。理由カラ云ヘバ會社ノセノニシテソレガ株主ニ入ルノデアルガ終戦ニ依ツテ從業員ニ非常ナ迷惑ヲカケタ。其ノ救済ノ方法トシテ何トカシテ補償ヲ成功サセヤウトシテヰルノデアル。補償ヲワケタセノヲスツカリ出シテ共濟資金ヲサセテ剰餘金ガアツタ時ニ始メテ救済ニ當テル。矢張リ償額ハ政府上面白クアイ。ソウ云フモニアルト社會政策上ノ觀點カラ相談スベキセノハ政府ノ側テ相談サセテホツトリノ報告ハサセテ相談スベキセノヲスツカリ所有者ニ返スト云フモ、テアレバ後ノ仕事ハ各人ガ御隨意ニ處分スルト思フ。原則ヲ評細ニ決メテ報告サセタセノヲ其ノ線ニ沿ツテ處理出來ルト思フ。

分ノ日本ノ會ノ社會ノ者ヲ報告ヲ日ヲ告ヲ司ヲ方ヲ慮ヲ考ヘ得ヘ此ノル綴ト云フ事ヲドウアツタカ洲ノ大部

ノ又分日ジ例ノ本ヤ外會ノ社會ノ者ヲ報告ヲ日ヲ告ヲ司ヲ方ヲ慮ヲ考ヘ得ヘ此ノル綴ト云フ事ヲドウアツタカ洲ノ大部

ノ在フ外ヌ財ト産ヘ何ヲ云ヒ價ヘ額ノ種ヲ云ヒ類フハ樣ヤニ多額ノ別多ノ樣フデ市ニ場ノ區ニ劃ノ一地ヲ通リツ通ヒ貨ノ品ノ貨ヒ物ル價ヒ額ノ高ヒ總テ云フ事ヲ處ヒ理ヲ示ノ、ス場合ヲ、額ノ、規ノバー

海外事業戦後調査中央協議会

第十回理事会議題

昭和二十一年四月十二日
正金会議行六階会議室

一、海外居住者（会社ヲ含ム）ノ有スル国債処置ニ関スル件

二、外地ニ於テ附保シタル動産保険（積荷並ニ生命保険）ノ戦災保険金支

払方法ニ関スル件（香港部会、南洋諸島部会）

三、引揚事業者ニ対スル資金融通方ノ件（香港部会）

四、海外事業ヲ営ノ活動状況調査方ニ関シ各部会宛ヲ以テ通達方ノ件（幹事会）

以上

○理事名簿訂正追加

海外事業戰後對策中央協議會

臺灣部會代表者及幹事ノ訂正

臺灣事業協會
代表者　藤山愛一郎氏
幹事　渡部慶之進氏
電話　丸ノ内(二)二一一一

金融部會ニ於ケル記入洩追加會員

日本貯蓄銀行
代表者　取頭　内山直三氏
運絡先　秘書室　小林茂光氏
住所　芝區宮本町二四　電話(芝)一一二五

北海道拓殖銀行
代表者　東京支店長　田中正恭
運絡先　東京支店次長　黒川吉男
住所　麹町區丸ノ内二ノ二　電話(丸)四一一一

第九回理事會ニ於テ煙草部會設立確定代表者及連絡先左ノ通リ

煙草部會

海外煙草事業者會協議會
代表者　長谷川太郎吉氏
幹事　久本尹夫氏
住所　麹町區丸ノ内二(丸ビル五階五三三號)
電話　丸ノ内(二)一四三八

財団法人 友邦協会

第十八回理事會議題

海外事業戰後對策中央協議會

一、本會陳情書提出並ニ送付ニ關スル報告

二、官民合同補償委員會設立ノ具体案ニ關スル件

三、海外事業平和的性格調査ニ關スル件

以上

昭和二十一年八月一日
於丸ノ内事務室會議室

海外事情
戰後對策中央協議會

第十六回理事會要錄

昭和二十一年七月五日
於丸ノ内事務所會議室

議題

一、理事會及補助委員會開催日程變更ノ件

右ハ從來毎金曜日ナリシ處、當日ハ大藏、外務兩省ノ會議アル爲メ當局出席出來ザル故變更方出來間敷ヤノ旨伊東書記長ヨリ話アリ、協議ノ結果毎週木曜日ニ開催スル事トシ時間ハ從來通リ變更ナキ事ニ決定、

二、補助委員會第四部提案事項ニ關スル件

第四部委員會合ニ於テ擔當ヲ要スル事項ノ運營上一應連々ナル方法ヲ列擧シ時期、方法等有效ナルモノヨリ順次取計ヒ不必要ナルモノハ之ヲ同シ度不取敢左記事項ヲ考究シタリ、

イ、政黨有力者方面トノ懇談、連絡

ロ、閣議ニ於ケルトシテノ所見ヲ政府當局其他當路者方面ニ對シ通告スル爲メ隨情書作成ノ事

ハ、時局問題ニ關シ座談會等ニ出席スル事

ニ、學界等第三者ノ隨意意見ノ發表

ホ、ラヂオ放送

ヘ、新聞社方面ノ認識ヲ深メル

ヘ、其ノ他

右ニ就キ委員ヨリ一部四部ノ決議ハ本案ノ趣意ヲ没却スルモノナルト仕ル意見ニシテナソノ方法、時期ヲ誤ラバ却テ効果ヲ招来スルモノアルニ付テハ慎重ヲ要スル旨ノ意見アリ、尚岩田、林両委員ヨリ「ホテ」ハ大ナリ、須シク速ニ全体ガ動クベキモノナリ、勿論夫々各所ニヨツテハ適当ノ方々ヲ頼ムヘキモアルガ如キハ極メテ急ヲ要スル旨附言セラレタリ、

而シテ先ツ左記ノ項ニ就キ研究ノ上決定ヲ見タリ、

(イ)外部ニ対スル直チニ積極的ニ展開スベキヤ否ヤ、

(ロ)外部ニ対スル方法ハ可及的速カニ左記ノ一決ニ基ク如キ一般的ニ普及スル方法ニヨリ成ル

(一)石ハ可及的速カニ左記ノ一決ニ基ク如キ一般的ニ普及スル方法ニヨリ成ル

(イ)本会トシテノ運動ノ方針ヲ取ル

(ロ)前掲列記ノ項ノ中イ、及ロ、ヨリ成カニ関係スル事ニ一致ス

(ハ)外部ニ対スル歩調ヲ揃ヘル為ニハ屢々ナル意見ニナラヌ様科ヲ問ハズ会トシテノ方針ヲ決メル必要アルベシ

(ニ)必要トスルト思フ、此際ハ如何ナル項ヨリ取掛カルカ、其順序ニ於テ依頼書又ハ趣意書ノ如キヲ作成シ方オノ大ヲ決定シ其線ニ沿テ各部ヲ動シ又適所ニ於キ度イ

(ホ)本会ノ趣意ヲ起草ノ件

前項決議ニ基キ直チニ決議ノ趣意書起草ニ取掛ルト本成、起草委員ト

結ス北廓ル次同先時會ヲ右長右ヲ右金報
成ス支ヲ選開主被ニヨニ際告
ニ北部考ビ僧侶之通ニス例令項
當支部ニノナニ信ナルス日ス例令
リ部代ス監ル出主内次ル殿ノ慮
華ハ理ルラ定由席僧溶解封緘
反ハ理トルルア申局討ル頃通常願ハ改正
會北トセ際會大入間ヲカ金壹四出在正
ヲ支ヲ際大入間ヲカ金壹四出在正
代那更リナ未位ア通倉中支編八タ外ニ
ノリダ通リ呈サ央拂内六ル
、ソ員タ談ス添許示額
出ノ二ル會直可ヲ回
來方回カニチ會申神和ニ祉
上活位此ニ又請タ二當
リ等開僧スル許ハニル十
タニ僧ハル可額付ニ一ニヲ祉
ル付時件ス擧テ付年旅
上未局ル方計外部月モニ付
堅定回ノ會外部月モニ付
談ノ商信ノ社務會ニ公入除
會商ノトノ由當ニ白レ外
ノアス商内リベ工理布大令ラ件
内リベ工理布大令ラ件
神志ア商ソ分度タ當計リ
ニニ聲ヨ開且會リカリノ
代葬及會ト
ソ

報告、ヲ擧、山署ノ内二部理書等會一會大ノニ倉大倉出會通スル後氏ル任ヲトセ會谷頁ニ學及内部衲各務員理ノ學外馬於

ナノ出席者モ波多理事ニ代リ華友會理事長宮谷清松氏ニ變更セラレタリ、

○結社届每号届出ニ關スル件

昭和廿一年勅令第一〇一號第五條第二項ノ規定（二月二十二日、六月十二日改正）ニヨル當該届出ニ付テハ本會並ニ各部會ハ可レモ純然タル經濟團体ナルヲ以テ大藏當局ノ意見ハ届出不要トノ意ナルガ念ノ爲内務省關係ナルヲ以テ一應當中央協議會ニ於テ一括届出ニ及ハサル旨ニ本調査會後届出ルヘキヤ否ヤノ點ニ付テハ届出ニ及ハサル旨ニ本會カラ打合タリ、依テ本會幹事成員トシテ役員及會員ノ代表ノミ本會カラ届出ルヘキ旨ニ付別紙様式ニヨリ本會迄御報告願度イ

○第四回補償委員會

第一部長委員ヨリ在外財産ノ概算額ニ付提案式ニヨル概算ノ取纒ノ依頼アリタリ、長期間ニ亘ル一週間ノ短期間ニ於テ此内容ノ概算ヲ付スルハ困難ナルガ先ツ大數概算トシテハ凡ソ左ノ如キ手許資料モ無キ點ニ付此點御諒解有リ度、可分多年ニ亘リ且ツ算出シタル概數ニ付テハ後日ノモノ多數ニ上ルヘキヲ豫想セラレタルト

満太、朝鮮、台湾、南洋諸地域ハ之等地域ト対比推算セリ

（地域）

朝鮮　一〇一三〇億圓
台湾　七三一〇〃
南洋
太平洋諸島（含ビスマーク諸島）　一〇一〇〃
中国（含蒙疆）　四〇〇〇〃
南方（含比島、海南島、香港、馬來、ビルマ、泰、南方諸島）　四〇〇〇〃
其他（欧米濠印地區）　一四一〇〃
計　五一一〇〃

（終戦時評価推算概数）

本表ハ各地域ニ於ケル在留邦人数ヲ含マズ、又邦人資産価額ハ終戦時ニ於ケル在留邦人居住数ヨリ推算シテ前掲金額ノ弐割程度ト思惟セラル、

各地域ニ於ケル在留邦人数	
朝鮮	三二五二九八二
台湾	三九六九八九
海外	三一三六七
居留民	六一三六八
計	六九三八

即チ法人ニ係ル在外資産ハ金額一千五百億圓乃至二千億圓ニシテ之ニ個人資産トシテ右ノ約二割ヲ加算シタルモノヲ以テ法人、個人合計額トナル、政府ニ對スル連合國ノ如キモ時機切迫シ居レルニ付一應右ノ數字ヲ使用シテ差支ナイト思フノデ速カニ着手セラルル樣ヲ希望スル」

第二部　大倉委員報告

イ、七月二日日本經濟新聞、賠償處理實施機關トシテ商工省ニ賠償處理委員會設置ニ關スル記事

ロ、七月三日東京新聞、賠償打切ニ對スル各方面ノ見解自由、進歩兩黨ハ補償打切ハ第四回ヲ待ツ少シ合理的ニ行フヲ必要トシ社會黨、勞農黨ハ打切ニ反對ス

ハ、七月四日日本經濟新聞、財界主トシテ金融界ノ一部ノ者ハ打切ハ金融機關ノ危機ヲ招來スル惧多分ニアルヲ以テ打切ニ反對ス

共産〃　打切ハ不可ト

社會黨　〃　打切ハ不可ト

勞勞同〃　打切絕對ニ反對

ニ、ハレー賠償調査團ハ大綱ニ於テ賛成ス

ホ、ハレー賠償調査團ハ大綱ニ於テ賛成スレバ極東委員會ノ本國代表委員會ノ本國代表者デアリ、大綱領之ヲ承認スレバ極東委員會ニ於テ之ニ反對ヲ唱フル國ハナイ

聯ニ補償問題ヲ結末トナラズ將來重要ナル「ポスト」ヲ維持スルニ幸ヒ上海、北支、中支ソノ他現地ニ於テモ最近同樣ナ性質ノ事業團体ガ段々出來テ居リ、然モ之等ガ有益ナ資料ヲ携行シテ來ル者モ相當ニアル故之等ト緊密ナ連繫ヲ保チ資料ヲ有効活用シ何時如何ナル時デモ之等資料ニ對スル希望要求ヲ科學的ニ國際的ニモ皆ガ納得ノ行ク樣考ヘ置ク事ガ肝要ナリ」

人事

一、鹽宮谷理事補償委員第四部臨時委員委囑、補償委員會第四部擔當事務ノ重要性ニ鑑ミ今般理事ヨリ北支部會代表理事鹽宮谷氏ニ臨時擔當ヲ委囑シ委員會ヲ強化スルコトセリ

二、補償委員會第二部委員倉恒光氏ヘ三菱商事業務課外地課長ヨリ厚生課長ニ榮轉ノ爲メ本會擔當委員ヲ退任セラレソノ後任トシテ同社ニ於ケル大倉氏ノ後任外地課長山田敬三郎氏ニ委囑スル事トナリタリ。大倉氏ノ今日迄ノ本會進行上ノ努力ニ對シ深甚ナル相成謝意ヲ表ス、尚事柄ニヨリ隨時應援ヲ委頼スルノ了解ヲ得居レリ

以上

第二十回理事會要錄

昭和二十一年八月二十九日
於丸ノ内事務所會議室

海外事業戰後對策中央協議會

大藏省特殊財務部永沼部長及伊東管理課長ノ臨席アリ　先般大綱ノ内示アリタル在外財産調査會ノ結成並ニ引揚省吏生金庫ノ具体案ニツキ夫々説明アリタル上本會ニ協力方要望アリタリ

議題

一、来ル九月二日午後五時於工業倶楽部開催ノ貴衆両院議員招待懇談會次第ニ付細目打合セヲ了シタリ

二、英文陳情書ノ件

過般南方部會推薦ニ依リ小此木氏ニ依頼シ出来上リタル処右ノ邦文原稿ハ軍需補償打切前ノ内容ニシテ其後打切決定モ発表アリタルニ付自然内容ノ変更ヲ要スルコトニナリ鷲宮次理事ガ更ニ邦文原稿ヲ書直シテソレ

ニヨリ土建部會西本幹事ガ英譯相當、同氏ノ英文陳情書原稿ノ披露アリタルヲ以テ当日ニ三修正ヲ行セシヲ以テ最後案トナシ爲ヲ大藏、外務ニ提出了解ヲ得タル上司令部ニ提出スル運ビトナシタリ

三、在外事業者干係團体並ニ存續維持ヲ必要トスル在外事業會社ノ繫ギ資金ヲ一定期間適當金額ヲ第一封鎖預金ニ繰入方考慮アリタキコト（朝鮮部會其他提案）

本件、大藏省干係當局トシテハ受入甚ダ困難ナル問題ナルガ外資課及特殊財務部並ニ外務省管理局ノ口添ヲ額ヒ銀行局方面ヘ額出ル考ナリ依テ一應當該事業者協會等ハ大藏省告示第六三四号ニ基キ夫々申請手續ヲ取運バレ度ク、手續要領ハ同告示プリントヲ配布シ置キタル故御參照額ヒタシ、尚當協議會トシテハ嚴メ包括的ニ必要ノ會社又ハ協會ヨリ申出ノ節ハ配慮額度キ旨當局ニ対シ出狀方手配スルコトトセリ

長沼特殊財務部長及伊東管理課長ノ説明要旨ハ次ノ通リ

一、在外財産調査會ノ發足ニ就テ

對伊媾和條約案ニ伊政府ノ在外財産ノ賠償ニ編入セラレタモノヲ補償スベシトノ一項ガアル様ダガイタリヤ政狀ノ混乱ニ關聯シテ其在外財産處理ハ混沌タルモノアリ地中海ノ船舶ノ如キ解決困難ナル問題モアル　尚又滿洲撤去施設ノ性格ニ付戰利品ナリヤ否ヤノ論爭モアリ之等ハ対日賠償會議ニ於テハ如何ニ決定セラレルカ判ラヌガ何レニシテモ極東平和會議ヲ早メル道トモ考エラルル、次ニ去ル八月二十四日發表ノ賠償ノ爲メノ國内撤去工場ノ指定ハ之等撤去ニ伴フ今後ノ措置如何ニ關聯シテ在外財産處理ヲ如何ニスルヤモ全様解決ヲ要スル問題トナッテヲル、又之ニ付賠償撤去物件ノ補償ハ單ニ國内問題ナリトノ意見ト財政上ノ負担ニヨリ日本再建ニ重大ナ影響ガアルノデ須クワシントンニ於テ決定スベシトスル意見トアリ何レモ決ッテヲラヌ

日本トシテハ在外財産ノアッタ額丈ケ國内施設ノ賠償編入ニ付ソレ丈考慮シテ貰ヒタイナドトハ勿論言ヘヌガ兎ニ角在外財産ノ攬貌ヲ纏メテ置

クコトハ賠償會議ノ基礎資料トシテ絶對必要ナリトノ関係閣僚間ニ意見一致ヲ見　外務大臣ヲ會長ニ大藏次官ヲ副會長トスル在外財産調査會ノ發足ヲ考ヘテヲル　大体来年二月乃至三月迄ニ完了シタイ爲メ来月早々着手スル積リナル故中央協議會トシテモ折角奉仕的協力ヲ願ヒタイ

二、引揚者更生金庫ニ就テ

引揚者ノ持帰ッタ送金小切手等ノ取扱モ引揚地ニ依リ区々ニナッテヲリ其等ノ実情モ何等カノ形デ整理ヲ要スル　併シ一度ニ何百億ノ封鎖支拂ハ新シキ機制資本ヲ生ムコトニナリ一面生活資金ノ放出ハインフレ對策上不可能デアル、ト云ッテ引揚者ノ惨狀ハ放置ヲ許サレズ事態ハ切迫シテ急ヲ要スル　兎ニ角仕事ヲ與ヘ安定セシメルノガ先決デアルガ爲メニ引揚者更生金庫案ヲ考慮中デアル、引揚者ノ救濟援護團体ガ百六十余ト云ハレテヲルガ之等ヲ統合シテ全責任ヲ負フニ足ル適格ナ團体ガ中心トナリ引揚者自主的運営ニ當ッテ貰フコトヲ念願スル　從ヲ官製ノ金庫法案ノ如キ型ヲ採ラズ速急適切ナ処理方式デ自主的活動ノ出来ル適格ナ援護團体ニ資金ヲ渡シテ運営サセタイ　以上ノ從来兎角引揚者ナルガ故ニ特別扱ヲ要請セラルル向ガアルガ之ハ筋ガ通リニクイ、事業本位ニ最モ効果的ナ方策ヲ考エル方ガ宜シカロウ　又一面内地業者ガ從来ノ統制ノ枠ヲ固守シ引揚者ヲ抱容スル雅量モナク、却テ受入ヲ拒ム傾向スラアルノデコノ枠ヲ外シテ援護ニ役立ツ措置ヲ要望セラレテヲル　尤モナ次第デ関係各省共協議シ極力善処シタイ　以上

貴衆両院議員ト財界懇談會ノ狀況

九月二日（月）右五時ヨリ　於日本工業倶楽部三階

主人側荒川會長以下各部會代表者、来賓側ハ下記ノ通リ各部會推薦ニヨル

貴衆両院議員中　貴院橋本辰二郎氏　衆院上塚司氏外十数名出席、大時迄控室ニ於テ懇談ノ右晩餐ヲ共ニデザートコースニ入ルヤ荒川會長、橋本貴員上塚衆員夫々挨拶ヲ兼ネテ意見ノ交換アリ相互ニ充分ナル理解ト協力方懇請シタリ

○荒川會長挨拶要旨

中央協議會ハ海外事業ヲ中心トシタ地域別、業態別ノ外地関係主要會社、工場ノ連絡機関デ一元的ニ統制アル戦後ノ諸対策ヲ研討シ政府ニ協力シ献策スルヲ以テ目的トスルガ今ヤ近キ将来平和條約モ締結サレ遠カラズ國際聯合ニモ加入ヲ許サレル場合ヲ豫想シ平和裡ニ経済的海外進出ヲ認メラルル暁ニハ其時コソ一層ノ努力ヲシタイ心算デ居ル、

独イ國土ニ八千万ノ人口ヲ抱擁シタ侭デハ到底養フコトハ出来ナイ、其ノ体験ヲ活用シテ平和日本再建ニ寄與シタイ念願デアル、乍併問題ガ極メテデリケートナル故議會関係有力筋ノ深甚ナル御理解ト御支援ニ俟ツ次第デアル

○橋本貴族院議員挨拶要旨

吾國過去ノ海外事業ハ決シテ國旗ノ威力ヲ背景ニシテ進出シタモノデハナイ、平和的経済的進出ガ本来ノ性格デアル、所謂娘子軍ガ先鞭ヲツケタ実例モ少クナイ位デアル、軍ノ指導者ノ誤レル國策ニ禍サレタコトハ独リ今回ノ大東亜戦争バカリデハナク彼ノシベリア出兵ノ如キモ國際信義ヲ失墜シ國ヲ誤マラシメタト言フベク遺憾千萬デアル　然シ平和條約后ニ来ル海外ヘノ平和的進出ハ必ラズヤ許サレルデアロウシソノ際海外事業関係者ガ意氣沮喪シテ立上レヌ様ナ取扱処理ヲ受ケテハナラヌ、戦災者ヤ國内産業トハ全ク趣ヲ異ニシ一切ヲ挙ゲテ喪失、賠償ニ編入サレタ海外事業ニ對シテハ當然補償ニヨリ國民全体ガ戦災ノ公平適正ナル分担ヲスル様ニ努メネバナラヌ

○上塚衆議院議員挨拶要旨

自分ハ支那ニ十年、アマゾン流域ニ二十年ノ海外事業ニ従事シテ終戦ヲ迎エタ、ブラジルノ珈琲、比島ノ麻、ジョホールノゴム等ヲ初メ日本人ノ手ニ依テ初メテ平和的ニ而モソノ地域ノ最重要産業トシテ成功シタモノハ数ガ多イ、白人ガ何回モ開発ニ努メタガスベテ失敗ニ終リ此種開拓ハ日本人ナラデハ達成出来ヌトイフ位ニ世界周知ノコトトナツテ居ル而モ全ク侵略的意圖ナク経済的ニ幾多ノ苦難ヲ克服シ多年ニ亘ル營々

経営ニ依リ地方ノ開発ニ貢献セルノミデ他意ハナカッタ、之等地域ハ殆ンド無人ノ境トモイッテモ過言デナイ位放置サレタ原野デアッタモノガ日本人ノ熱ト努力デ開発サレタモノデアル　斯クノ如キ先例ヲ持ツ日本人ノ良イ面ヲ平和日本建設ニ役立テルノハ体験ヲ持ツ吾々ノ責任デアルト考エル、今ヤ誤レル国策ノ犠牲トシテ返ス〳〵モ残念至極ナ情勢下ニアルガ将来必ラズヤコノ体験ガ物ヲ言フコトニナルデアロウコトヲ期待スル、狭イ国土ニ過多ノ人口ヲ置クコトハドウシテモ無理ガアリ平和回復ノ暁ハ正々堂々ト筋ノ通ッタ要請ヲシテ世界経済ノ進展ニ協力セネバナラヌ

招待者氏名

貴族院議員（十二名）

研究會　徳田昂平殿
〃　寺田甚吉殿
〃　子水野勝邦殿
〃　中山太一殿
〃　山地土佐太郎殿
〃　橋本辰二郎殿
公正會　男松田正之殿
〃　男内田敏雄殿
〃　田島正雄殿
同和會　松本勝太郎殿
〃　木内四郎殿
〃　小汀利得殿

推薦部會名

金融
貿易
北支
土建
南方
煙草
南洋、朝鮮
南洋
南方
土建
金融、朝鮮
繊維

衆議院議員（十五名）

自由黨	大久保留次郎 殿	推薦部會名
仝	上塚司 殿	台湾
仝	北玲吉 殿	欧米濠印
仝	芦田均 殿	朝鮮
仝	竹田儀一 殿	纖維
社會黨	森戸辰男 殿	満洲
仝	吉川兼光 殿	台湾金融
仝	松岡駒吉 殿	貿易
進歩黨	金光義邦 殿	土建
仝	寺田榮吉 殿	煙草
仝	木村小左衛門 殿	醸維
仝	犬養健 殿	土建欧米
仝	有馬英二 殿	撰太
協同黨	船田享二 殿	朝鮮土建
仝	山本實彦 殿	欧米濠印

以上

第一回理事會議題

一、在外事業調査會ニ關スル件

二、在外會衆、更生轉換ニ關スル件

一、在外財産調査會總務部會經過報告

二、在外會衆、更生轉換ニ關スル件

（昭和廿二年十月十日 於貴族院第一會議室）

昭和廿一年五月八日

○電話新規通知

左記直通專用電話架設相成度ニ付御ラセ申上候

「丸ノ内(23)五大八八番」

御所番　丸ノ内二丁目二番地

御住所　丸ノ内出張所ビル

日本交通公社四階

外事課駿河台中央協議會

M3-68

369.37
73/a/181
85 4FP

全22枚
山口文庫
181

1

1

昭和21年4月一

我国海外事業本来の平和的性格並に活動状況
調査についての依頼書及び書式

海外事業戦後対策中央協議会
事務局

昭和二十一年四月十二日

海外事業戰後對策中央協議會 御中

海外事業戰後對策中央協議會

朝鮮事業者會

拝啓

春々御降昌奉賀候陳者第九回理事會ノ決議ニ基キ我國ノ海外事業本來ノ活動狀況ノ具体的實例ニ關シ別紙報告致候旨並ニ方法ニ從ヒ至急御取纒メノ上當會ニ御提出方御取計相成度此段御依頼旁々得貴意候

敬具

追テ

鉛筆書御諒之

各部會

各部ヤ

中

海外戰後對策中央協議會

朝鮮事業者會

理事長

○計畫無外事業本來ノ平和的性格
並ニ活動狀況調査ニ就テ

過去數十年ノ久シキニ亘リ粒々辛苦開拓ニ建設ニ努メタル治水、鑛業、植林、採礦、運輸等ノ產業面又ハ交易、金融等ノ經濟面ニ投ジタル數千億圓ニ達スル諸施設其他有形無形ノ努力ノ結晶ヘ數次ノ戰役ニ於テ吾等亦日本ノ爲有効スル賠償ニ供セラレムトスルハ已ムヲ得ザル處トシテ吾等ハ之ニ對シ何等ノ不滿ヲモ今日迄ノ諸情勢ヨリ判斷スルニ役立チ得ルナラバ本懷トスル次第ナルモ今日迄ノ諸情勢ヨリ判斷スルニ之等海外事業カ戰時中軍部ニヨリ利用セラレタル事實ノミヲ以テ動セラレバ其ノ活動ノ頓挫ヨリ軍事侵略ヲ意圖セルモノノ如ク曲解セラレ爲メニ賠償資產ノ動家補償ニ關シ內外ノ理解ト同情ヲ失ヒ尼ル事頗ル遺憾トスル所ナリ。

地域的或ハ事業ノ性質上然ク指摘サルヽトモ不得已場合モアルベキカ吾等ノ活動ハ然ラズ、飽ク迄共存共榮ノ精神ヲ基盤トシテ益々育成セラレタルモノニシテ多年ニ亘リ相手國並ニ住民ノ經濟發展、民生向上ニ貢獻セルコト

而ソノ具体的事例カ能クソノ立証スルヲ以テ此際公正ナル認識ヲ得ル為メ右ニ該当スル適切ナル実例ノ報告ヲ求メ中央協議會ニ於テ取纏メノ上外務大臣其他関係當局ニ提出シ交渉資料トシテ有効ニ活用セラレム事ヲ期スルモノナリ

調査報告ノ要領

一、抽象的記述ヲ避ケ本目的ニ適切ナル具体的事實ヲ簡明ニ記載スル事

二、一事業毎ニ時日、場所、事業者名ヲ明記スル事

三、外国人ト共同事業ナル場合ハ相手方ヲモ明記スル事

四、當該事業ニ依リ相手國又ハ相手方ニ如何ナル好影響ヲ與ヘシカ事実良好ノ事

五、提出期日、五月十五日迄、合報告共正副二通

中央協議會ハ各報告ヲ綜合檢討ニモ俟チ本海外事業カ本來平和的、生産的事業トシテ益展シ來レル一員セル事見ヲ附シ當局ヘ提出スルモノトス

以上

昭和二十一年六月十五日

朝鮮部會
代表理事殿

海外事業戰後對策中央協議會
(田村)エ

○吾國海外事業ノ平和的性格調査ノ件

拝啓　益々御清祥賀候陳者先般御多用ノ處御執筆相煩候標記調査ハ最近外ノ反響ヲ呼ビ今日迄ニ約百件ニ及ビ候尋常欣快ノ至リニ存候本件ハ當協議會ノ主要ナル事業トシテ完璧ヲ期シ度目下東京大學教養ニ個人的ニ委嘱、別紙調査項目ニ依リ編集中ニ有之候處御記載不充分ノ個所乃至ハ全ク御記載洩レノ個所相當散見セラレ候ニ付同項目中第三項「原地民トノ關係」ハ其性質上重點ヲ置カルベキモノニモ不拘御記載甚ダ簡略ニ過ギル感有之候ニ付本項ニ關スル部分至急御執筆相煩度及御報告等御依頼迄得參度候

追而

記

一、別紙第三項「原地民トノ關係」第一日ヨリ第八日迄ヲ御高覽、御報告
會社ニ於テ該當スル個所ヲ出來ル限リ詳細ニ且具体的ニ御記載願ヒタ
キコト

一、各部會ニテ御報告願クハ先ニ御提出アリタル社分ナルモ、右以外ノ部
會長ニシテ未濟ノ分モ今後御報告御下命一向差支無之ニ付此點併セテ
御含ミノ上部會員全体ニ本趣旨徹底セシメラレタキコト

三、〆切期日、本月末日

以上

(ハ)設立年月日、
(ハ)昭和六年以前　(ロ)昭和六年十二月以後

(ニ)原始資業務開始所在地（終戦當時）

(ホ)資本金、拂込金（現在）

(ヘ)國籍（日本以外ノ國籍ヲ有スル場合）

(ト)資本種類（合副業）

一、設　事項
(イ)會　社　名（現在）
(ロ)本店所在地（現在）

(8) 設立事情及目的、ソノ変遷

(9) 資本金ノ構成及ビソノ変遷

二、事業設備及能力

(1) 原地営業諸施設ノ設立年月日及変遷

工場、農園、出張所、其他ノ購入、借用ノ関係

(2) 生産高、取引高

(A) 設立当時

(B) 終戦当時

生産高

取引高

(3) 原料入手ノ事情（輸入、原地生産）

(4) 製品ノ用途及販路

二 原地民トノ關係（特ニ他國トノ比較ヲ行フ事）
(1) 技術員ノ養成
(2) 勞働者ノ採用狀況（原住民、內地人トノ比較）
失業救濟、福利施設ノ具體例、
賃銀勞働條件等
(3) 販賣又取引收策
價格低廉ニヨル民生ヘノ寄與及ソノ具體例

(4) 製品ノ用途及販路ニ於テ現地民生ヘノ寄與

(5) 資本金ノ構成及ソノ變遷
特ニ現地人ノ持株

(6) 事業以外ノ民生施設其他
病院、寄附行爲等

(7) 他ノ原地會社トノ協同關係

(2)の個ノ証言ニ基ケル事実認定

(3)以上ノ具体的事例ニ現ハレタ住民ノ反論ノ事例

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]財産報告書

第一號表

[redacted]ノ氏名又ハ名称等

1 氏名又ハ[redacted]

野崎產業株式會社　[redacted]　代表者之印

2 住　所

横濱市中區山下町一七六番地

3 電　話

[redacted]

4 報告書作成ノ基準日

昭和二十年十一月七日

5 [redacted]

昭和二十年十月[redacted]

6 本表作成ノ為ノ[redacted]ノ氏名

*主ガ居ナイ為

¥70.24

17

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]ノ氏名又ハ商號等

1 氏名又ハ商號

[redacted]

2 住 所

[redacted]

3 商 標

[redacted]

4 [redacted]

[redacted]

5 [redacted]

[redacted]

6 [redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

[redacted]

第一號樣

[redacted]

第二號樣

在外資產等報告總括表

報告資産種目	通貨名	金額
1 [redacted]		
2 金，銀，白金ノ地金及金貨		
3 [redacted]		
4 在外動產		
5 在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金	日貨	70.24
6 外國店在留ノ員通トナル者，受取手形及其ノ他ノ債金	〃	
7 在外事業ノ株式，組合出資及其ノ他ノ出資		
8 各表ニ於テ被害セラレザル債券，證書類，登記濟及其ノ他ノ權利證書		
9 前各表ニ被害セラレザル[redacted]		
10 著作權，特許權，ライセンス [redacted]		
11 [redacted]		
12 前項ノ權利又ハ財產的利益ノ設定スル擔保權ノ他ノ權利		
13 [redacted]		
14 本邦居住者ノ爲ニ他ノ外國居住者ノ爲ス保證及保證債務		
15 債務證又ハ證書ノ保管者ヘ交付ニ係ル證書ノ權利		
16 本邦外ニ居住シ又ハ本邦外ニ於テ設立セラレ營業ニシテ本邦內ニ居住スル者ガ全額又ハ一部ノ資本ニ關シ又ハ支配スル上記以外ノ一個ノ團體		
合計		70.24

第二號表

在外財產申報會社調表

報告資產種類	通貨名	金額
1 金銀地金		
2 金，銀，白金ノ地金地金		
3 在外不動產		
4 在外動產		
5 在外銀行預金及其ノ他ノ預ケ金	日本	
6 外國居住者ノ負債トナルベキ債權，受取手形及其ノ他ノ債金		
7 在外事業ノ株式，組合出資及其ノ他ノ出資		
8 各表ニ於テ報告セラレザル債券，社債證書，船舶及其ノ他ノ投資證書		
9 前各表ニ報告セラレザル		
10 著作權，特許權，ライセンス 財產權		
11 外國通貨		
12 外國ノ政府又ハ地方公共團體ノ發行スル債券及ノ他ノ債務證書		
13 外國居住者ノ負債トナルベキ		
14 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所有持分及組合權		
15 借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ關スル權利ノ價額		
16 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ效力アル法律ニヨテ本邦內ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接ニ所有シ又ハ支配スル上記以外ノ一切ノ財產		
合計	¥	

外國貿易等報告規則表

貿易品種	通貨名	金額
1 [illegible]		
2 金，銀，地金及地金合金		
3 [illegible]		
4 [illegible]		
5 [illegible]其ノ他ノ[illegible]	同	上
6 外國居住者ノ貴金トナル船賃，受取手數料其ノ他ノ賃金		
7 在外事業ノ株式，組合出資及其ノ他ノ出資		
8 合衆ニ於テ被雇セラレザル者ノ，給金給料，報酬及其ノ他ノ[illegible]		
9 前各號ニ揭ゲセラレザル[illegible]		
10 著作權，特許權，デイセンス[illegible]其ノ他ノ無形財産權		
11 外國通貨		
12 外國ノ政府又ハ地方政治團體ノ發行スル債券其ノ他ノ債務證書		
13 外國居住者ノ貴金トナルベキ[illegible]		
14 本邦所在企業ノ出資ニ係ル外國所在支店其ノ他ノ[illegible]		
15 借地權又ハ財產ノ使用若ハ占有ニ關スル權利ノ移轉		
16 本邦外ニ所在シ又ハ本邦外ニ於テ取得アル財產ニシテ本邦內ニ居住スル者ガ全部又ハ一部ヲ直接ニ所有シ又ハ管理スル上記以外ノ一切ノ財產		
合計		

第五　銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

預ケ金ノ種類	預先ノ住所及氏名又ハ商号	預先ノ主要業種	預ケ入ノ時期及事由	名義者ノ住所氏名又ハ商号及関係	証書ノ種類及所在地	利子ノ定ダベキ通貨	同上通貨ノ価額
当座預金	大阪 [illegible] 銀行大阪支店	金融業	昭和[illegible]年[illegible]月[illegible]日取引開始	大阪市[illegible]町[illegible]番地 [illegible] 大阪支店	当期末現在ニ於ケル大阪市	円貨	¥ 70.24
							¥ 70.24

第六　預金　（本邦ニ居住スル者ガ外国ニ居住スル者ニ対シ支払ヲ為スベキモノノミ）

預ケ先ノ種類	預ケ先ノ住所又ハ所在地	相手方ノ住所、氏名又ハ商号及関係	預ケ先ノ本邦及外国ニ於ケル支店又ハ出張所ノ有無	表示通貨ニ依ル金額
当座	現金	新義州　中尾洋行		¥ 2.96
				¥ 2.96

第五　銀行預金及其ノ他ノ預ケ金

種類	預ケ先ノ住所及氏名又ハ商号	預ケ先ノ主ナル業種	預ケ入レ時期及事由	名義ノ住所及氏名又ハ商号及関係	差引残高ノ計算ノ基礎並ニ預ケ金ノ利率	預ケ金ノ通貨ノ種類	円ニ通貨ニ依ル金額
定期預金	大阪 朝鮮銀行大阪支店	金融業	昭和拾弐年四月拾弐日	大阪市北区 大阪支店	定期預金証書 大阪本店	円貨	¥ 70,24
							¥ 70,24

第六　受取手形（主トシテ居住スル者ノ外国ニ居住スル者ニ対スル受取手形ヲ一括シテ記載スルコト）

手形ノ種類	受取ノ期日	相手方ノ住所、氏名又ハ商号及関係	受取ノ利用及手形ノ裏ニ自己ノ取扱銀行名ノ記載ノ有無	表示通貨ニ依ル金額
割引	品代金	新義州　中尾洋行		¥ 2,96
				¥ 2,96

外貨預金

金利	預入銀行	預入種類	預入期間及事由	預入日	預金種類及び名義	預入時の為替相場	円に換算した金額
年 %	大阪商工銀行大阪支店	普通預金	昭和弐拾参年四月拾弐日	大阪支店	自動的に大阪支店	同 貨	¥ 70.24
							¥ 70.24

~~(封印金庫は不要が外国に売るため売却に対し受取くれ十八年)~~

番号	現金の別	外国為替及び外国貿易管理法による許可の有無	表示通貨に換算した金額
1	現金	新義州 中尾商行	¥ 2.96
			¥ 2.96

昭和二十一年四月十九日

各部會
御中

朝鮮事業者會

拝啓

益々御隆昌奉賀候陳者第九回海外戰後對策中央協議會理事會ノ決議ニ基キ我國ノ海外事業本來ノ活動狀況ノ具体的事例ニ関シ別紙報告越旨ニ方法ニ依ト調査スルコトト相成候ニ付テハ至急御取纏メノ上當會ニ御投示方御取計相成度此段御依頼旁々得貴意候

敬具

○吾國海外事業本来ノ平和的性格並ニ活動狀況調査ニ就テ

過去数十年ノ久シキニ亘リ粒々辛苦開拓ニ建設ニ努メタル治水、発電、鉱山、林業、運輸等ノ産業面又ハ交易、金融等ノ經濟面ニ投ジタル數千億圓ニ達スル諸施設其他有形無形ノ努力ノ結晶ハ敗戰ノ結果擧ゲテ聯合國ニ對スル賠償ニ供セラレムトスルハ已ニヤ得サル處トシテ吾等亦日本ノ爲有効ニ役立テ得ルナラバ本懐トスル次第ナルモ今日迄ノ諸情勢ヨリ判斷スルニ之等海外事業カ戰時中軍部ニヨリ利用セラレタル事實ノミヲ以テ動モスレハ其發展動機カ頭初ヨリ軍事侵略ヲ意圖セルモノノ如ク曲解セラレ爲メニ此際國家補償ニ關聯シ内外ノ理解ト同情ヲ失ヒ居ル事頗ル遺憾トスル所ナリ。

抑モ事業ノ性質上然ク指摘サルヽトモ不得已場合モアルベキカ吾等地域的ノ事業ハ共存共榮ノ精神ヲ基礎トシテ發足育成セラレ發展ノ動機ハ然ラズ、飽ク迄共存共榮ノ精神ヲ基礎トシテ發足育成セラレタルモノニシテ多年ニ亘リ相手國並ニ住民ノ經濟開發、民生向上ニ貢獻セルコト一個ノ具体的事例ガ能ク之ヲ立證スルヲ以テ此際公正ナル評論ヲ待

ル為メ右ニ該當スル適切ナル實例ノ報告ヲ求メ中央協議會ニ於テ取纏メノ上外務大藏其他關係當局ニ提出シ交渉資料トシテ有効適用セラルル事ノ期スルモノナリ

調査報告ノ要領

一抽象的記述ヲ避ケ本目的ニ適切ナル具体的事実ヲ簡明ニ記載スル事

二一事実毎ニ時日、場所、事業有名ヲ明記スル事

三外國人ト共同事業ナル場合ハ相手方ヲモ明記スル事

四當該事業ニ依リ相手國又ハ相手方ニ如何ナル好影響ヲ與ヘシカ事業開始前ト完成後トヲ計数的ニ比較説明ノ事

五提出期日　五月十三日迄、各報告共正副三通

尚実際協議會ハ各報告ヲ綜合考察シ、有識者ノ批判、檢討ニモ俟テ本格的外事業カ本来平和的、生産的事業トシテ發展シ来レル一貫セル意見ノ開ノ當局ヘ提出スルモノトス

以上

M3-69

362.37
731d.28
山口文庫
二才

発行禁止

この冊子は改造社の所有に
属します　無断で
複写することを禁じます

昭和廿一年三月十九日

朝鮮事業者會

理事長　白石宗城殿

鑛業部會

事業者會會費之件

拜啓　益々御清榮之段奉賀上候

陳者貴會會費納入不能ヲ申入來リ候鑛業部會員ハ次ノ如クニシテ其ノ事情モ認ニ止ムヲ得ザルモノト被存候間何卒入會費會費金及會費御免除方御願申上度如件ニ候

左記

朝鮮理研鑛業　内地ニ資金無キ爲　甲

朝鮮雲母開發　〃　甲

德津鑛業所　〃　甲

以上

369.37
736.28

中通第三六八號

昭和十四年二月二十六日

在外事業部法務課長 中央通信會

部會中

株券登書人報告に關する件

在外會社の「株券登書人」に關し貴方に於て一般的關係の上報告せらるゝ樣依頼して居りましたが右は別添通牒を會社に關し各會社より希望を貴方に申出る樣手配しますから爾了承の上各會社の申出を御取纏貴方に御報告樣下度

昭和十四年二月四日

昭和二十年六月六日

朝鮮事業有限会社

取締役社長 中央物産株式会社

取締役社長 [illegible]

[illegible]

[illegible]

[

理事長　専務理事

拝啓　時下益々御健勝之段奉賀上候
事業名会の組織並に之が運営に関しては一方ならぬ
御高配御支援を賜りし事厚く御礼申上候就ては今後
共一層の御配慮御尽力を仰ぎ度願(陳)(別紙)
に推薦仕りし(候)間御送(参)と共に存じ上候(共相揃て御来訪
下度　追(乍)てお願申上候　敬具

昭和二十一年四月　日

朝鮮事業協会理事長　白石宗城

南下(殿)

（各道着紙単書のこと）

顧問
森恪 外務書記官 理事長
櫛田民蔵 大蔵書記官 理財局長
植田正治
幹事
細見正義
牧山正秀
磯部一充
杉武
(不乗組)

昭和二十二年三月二十五日
理事長 専務理事 参与 幹事 評議員 顧問 会計監査 書記

新入会員の入会費及会費徴收に関する件

別紙の通り新入会員より入会申込あり之が審査を左記入会申合せ第二項に依り理事長専務理事に於て慎重審議の結果何れも入会を適当と認めたるに付ては入会金を徴收し且つ会費を免除する外通常会員と同様の取扱を為すこと、する旨

記

一、入会申込をする者が故意に又は重大なる過失に因り会員たるの義務に違反し又は会員たるの体面を汚したるときは理事会の決議を以て除名することあること

二、入会金は原則として入会者の負担とすること

三、会費は事務費の実情に鑑み当分の間一人一箇月金拾円とすること

四、会費は毎月末日迄に翌月分を前納すること

五、入会金を払込まない既入会員は入会後三箇月を経過したるときは会員たるの資格を失うこと

六、入会金を払込んだ既入会員が脱会するときは会費の前納分は之を返還しないこと

七、入会金を払込んだ既入会員が除名されたるときは会費の前納分は之を返還すること

八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

六十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

七十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

八十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

九十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百二十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百三十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百四十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百五十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百六十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百七十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百八十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

百九十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百二十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百三十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百四十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百五十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百六十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百七十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百八十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

二百九十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百二十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百三十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百四十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百五十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百六十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百七十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百八十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

三百九十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百二十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百三十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百四十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百五十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百六十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百七十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百八十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十七、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十八、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

四百九十九、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五百、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五百一、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五百二、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五百三、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五百四、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五百五、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

五百六、入会申込をするの際期限を定めて振替貯金口座を設けること

区別	摘要	申込金額	入会金	賛助会費
甲級	株式資本金五千万円以上の法人	三〇口	五〇〇円	一〇口
乙級	株式資本金五千万円未満一千万円以上の法人	一五口	三〇〇円	五口
丙級	株式資本金一千万円未満五百万円以上の法人	三口	一〇〇円	一口
丁級	株式資本金五百万円未満の法人	一口	五〇円	一口

昭和二十二年二月二十七日

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

記

[illegible]

[illegible]

[illegible]

[illegible]

- 住所変更届書
- 婚姻届受理証明（公証）交付申請
- 婚姻届受理証明書交付申請書
- 戸籍謄本

以上

19.6 1000冊（第K 305）号

朝鮮事業者會員會社伯所社長
名報告ニ関スル件

右題ノ件ニ関シ

三菱製鉄会分

朝鮮製鉄分

後許可封書送達ハ申ニ候間御達相成度

昭和二十年三月二十九日

朝鮮事業者會
製鉄部會

戦時物資統制会

21. 1. 500冊（東京 305）號

大日本帝國政府

昭和二十年十二月二十七日

朝鮮事業者會理事長　白石宗城

拝啓

海外ニ主ナル事業ヲ有スル業者ニ対スル施策ノ件

標記ノ件ニ関シ別紙ノ通リ決定セラレタル趣ニ付テハ十一月二十七日附ヲ以テ通牒シタル通リ封鎖セラレタル在外資産ノ処分ニ関スル一部変更ニ伴ヒ在外事業戦後対策協議会ヲ左記ノ通リ開催スルコトニ相成リタルニ付テハ海外ニ主ナル事業ヲ有スル業者ノ代表者ハ万障繰合ノ上必ズ御出席相成度此段及通牒候也

（一國定規格部一八三×二五七粍）

鉱業権譲渡

海外ニ於ケル事業ノ有ラユル業況ニシテ内地ニ於ケル

経常費ノ内訳ハ概ネ左ノ如シ

1 人件費
俸給
諸給與
2 事務所經費
3 業務内容ニ關スル經費並收入
（業務修理上ノ通常ノ取引經費ニ限ル特別ニ大ナル財產處分ヲ含マズ）
1 機械購入代金ノ支拂
2 前渡金ノ回收
3 其ノ他

昭和二十二年三月六日

海外事業戰後對策中央協議會
會長　荒川昌三
日本科學技術聯盟
理事長　巽良知

産業技術協力會（假稱）設立贊成人

御依頼の件

拝啓　益々御健闘の御事と存じ御慶び申上げます

陳者　私共両團体では多年苦樂經營した海外の地盤を捨てて赤手空拳引揚げて来たまた今後陸続引揚げてくる人々きた國内産業の戰後の轉に遭遇して職場を離れその能力技術を活用する機會と場面を有しない人々に對し、困難打開の途を拓くと共に、進んでは廣く健全な事業經營に熱情を傾けやうとする人々の奮起を促す適切な方策を実行することは我國

産業経済の復興にまた失業問題の解決に最も緊要のことであると考へ
昨年秋以来有志の方々の御参加を得て準備委員会をもち屢々会合研究を
重ね出来る丈広く各方面の御意見も拝聴して今回御送付申上ぐる別紙の
様な仮案を得た次第であります
この仮案に就ては勿論尚各位の御検討を頂いた上でその実行には萬然
を期することとは致しますが一方政府其他関係各方面の御諒解を深め実
現を促進致さねばならないと存ずる次第であります
以上申述べました様な次第にて本件の実現に就ては是非とも貴台に賛
成人として御協力御指導を頂き所志の貫徹を期し度いと存じます 貴台
におかれては公私とも時節柄益々御多忙のところまことに恐縮では御座
いますが私共の微衷御賢察の上御高助賜り度略儀にて甚だ失礼でありま
すが書中を以て御願申上ぐる次第であります 敬具
猶甚だ恐入りますが同封はがきを以て貴台御快諾の御返事を頂き度存
上げます

M3-72

昭和23年1月

在外会社、内地保有戦産管理事務に関する資料

海外事業戦後対策中央協議会

36937
335.96
T38.97
黄37枚
山口文書
97

中物管第三號
昭和二十三年一月八日

東京都千代田區霞ヶ関一ノ一〇（共済ビル）
海外事業戰後對策中央協議會

朝鮮 前會社の件

會社宛文書發送の件

別紙寫の通り會社側當協議會より通牒致しましたから左記文書（別紙寫の通りまたは別記のもの）を會社宛發送致し度く存じます

尚御仕事不取敢にて未發送のもの別記の通りにつき重ねて御調査の上至急御回答願います

記

一、十二月二十四日附 外地に本店を有する會社の保有財産管理業務に關する件

一、十二月二十四日附 大藏省管第二三八號「

一、十二月二十四日附 大藏省管第二三八號「

昭和二十二年十二月二十四日

通達

外國に本店を有する内地会社の保有財産管理事務に関する件

首題の件に関し別途大蔵省管理官より貴社に対し直接何分の示達有之候条とも昭和二十年大蔵省令第八十八号に基く内地支店、出張所等の保有財産管理事務並に昭和二十一年大蔵省告示第六百九十二号に依る送付物件に関する事務に関しては今般会社より若干の部分事務相関係に対し協力可致旨指令相受け候に就ては右事務の上開令終了当会に御連絡有之様相願度、

尚いそは差し当り左記事項に関し何分の御回示を至急相煩度、此段御通知旁々御依頼申上候也

記

記

一、会社調書
本店の名称（英訳名附記）
仝　所在地
内地支店、出張所等の名称
仝　所在地（現在）
右の代表者又は責任者の　氏名、住所、電話番号
当会との連絡者としての担当者の　氏名、住所、電話番号

二、財産調書
(イ) 内地支店等の保有する財産明細書（種類、数量、帳簿価格、時価評価額、所在地）
(ロ) 如何なる方法にて管理せられおるや（直接か間接か、間接とすればその相手方の氏名、住所、契約の内容等）
(ハ) 管理に要する経費は支店等の自己資金による維持費にて賄へるものなりや否や
(ニ) 管理財産中寧ろ換価処分に附するを適当とするか或は希望するものあらば其意見

三、決算報告書に就て
差し詰め来る一月十五日迄に提出すべき、今年下半期の決算報告書に関しては別途御連絡可致も、統一上之が書式、英訳勘定科目等一定したる報告用紙を印刷の上郵付致度予定致し居り、場合によりては之が作製につき代行を可致様計画中に有之候と、今回大蔵省より下附せられたる書式一応御熟覧おき頂度（本書式は主として事業再開、転換会社の使用すべきものなるも）茲許仝封致し置き候
何れにするも処理上今後は右報告書を各事業者団体に於て取纏め提出可致ことに関係当局とも打合せ済に有之候間此段御了承置き願上候

大藏理外第一六八三号
昭和二十二年八月十五日

大藏省理財局長

外國に本店を有する会社の本邦内支店出張所等の
俸給給与の支拂について

昭和二十年十一月十七日大藏省告示第三八五号並に昭和二十年九月二十
に依り外國に本店を有する会社等が昭和二十年九月二十
該支店又は代理店等に於て義務を生じ且つ正常な俸給給与
の支拂をなすときにはその行爲の當事者に対し外國爲替管理法施
行規則又は昭和二十年大藏省令第八十八号の規定に依る制限並
に報告を免除されて居るが、右規定に於ける「正常なる俸給給与」
とは本邦内支店出張所等の運営又は維持に必要なる業務に実際
に従事して居る者に対する俸給給与に限られる旨連合國最高
司令部より指令があったから注意されたい

4

(Add) Surplus from Previous Period ……
(加算) 前期繰越余剰金

(Deduct) Deficit of Previous Period ……
(控除) 前期繰越欠損金

(Deduct) Extraordinary Charges (Schedule M) (Not applicable to Operations of the period) (Detail) ……
(控除) 臨時費(m 表)(当期の営業に属しないもの)(詳 述)

Other (Detail) (Schedule N) ……
そ の 他 (詳 述) (n 表)

Surplus or Deficit carried Forward ……
次期繰越余剰金又は欠損金

報告書記載上の注意

1 本報告書に主として本邦内に在る資産，負債及び本邦における業務より生ずる損益を記載するものであつて，外國における資産及び負債，外國における業務より生ずべき損益を記載するものではない。

2 本報告書式に掲げた勘定科目は單に參考に掲げたものであつて報告者の業態に應じ報告を要すべき科目は任意に拡充追加し又は報告を要せざる科目はこれを削除して差支えない。

3 剰余金又は欠損金は貸借対照表の資産又は負債の項に記載せず資産超過分の項に記載すること。

4 本報告書に記載すべき科目については出來得る限り詳細に，例えば機械の種，所在場所，現狀等につき報告することを要する。從つて必要に應じてその情況を明らかにするため報告事項を任意に追加し，又は別に明細表を添付する等適宜の措置をとること。

5 前項に基く説明表にはそれに該当する科目にそれぞれ記号を附け且つ各通を当該貸借対照表又は損益計算書に確実に括り置くこと。

6 貸借対照表中の資産科目についてはそれぞれの科目の明細表に帳簿價格，買入原價又は時價のいずれに拠つたかを明示すること。

7 貸借対照表中の資産科目についてはそれぞれの科目の明細表に帳簿價格，買入原價又は償却費控除済價格のいずれに拠つたかを明示し，償却費控除済價格に拠る場合は減價償却の明細を記載すること。

8 貸借対照表及び收支計算書には第二会社にあつては会社名の下に親会社名を記載すること。
昭和二十年大藏省令第八十八号に拠り大藏大臣の認可を受けて事業の再開又は轉換をしている会社は支店の現に從事している業務の種類を明示し，しからざる会社にあつては「財産管理」と記載しその下にそれぞれ在外本社の從事していた業務の種類を明示すること。

9 事業の再開又は轉換をしている会社にあつてはその再開又は轉換の許可年月日及び許可番号を報告書の左上部の枠内に記載すること。

Total ¥..... ¥.....
合　計

c. General Manufacturing, Sales or Service Expenses.
c. 一般製造．販賣又は労務費

Under Suitable item headings according to Nature of business (Detail) Example: Heat Light Water, Gasoline, etc.
業務の性質（群速）により適宜の項目に分類（例之は熱．電灯．水道．ガソリン等）

Total ¥.....
合　計 ¥..... ¥.....

Total Manufacturing or Operating Costs. ¥.....
製造原價又は営業費合計 ¥.....

Gross Profit
総　利　潤

Deduct: Administration Expenses (Schedule J) ¥.....
控除　総　務　費　（J　表）

Salariss, Wages, Allowances Special Allowances.
俸給．賃銀．手当及特別手当

a. Executive Personnel ¥.....
役員人件費

b. office Personnel .....
事務所人件費

c. Others (Itemize) .....
其の他　（明　細）

Travel .....
旅　費

Telephone and Telegraph .....
電話．電信料

Postage .....
郵　便　料

Stationery .....
文房具費

Entertainment .....
接　待　費

Advertising .....
廣　告　料

Rent .....
地代家賃

Miscellaneous .....
雜　　費

Total Administration Expenses ¥.....
総務費合計 ¥.....

Net Profit or Loss from Operations .....
営業純損益金

(Plus) Other Income (Schedule K) (Detail)
(加算) その他の收入　（K　表）　（詳　述）

Total ....
合　計 .....

Gross Income or Loss
総收益又は損失

(Less) Othen Expenses (Schedule L) (Detail) .....
(控除) その他の経費　（L　表）　（詳　述）

Total ....
合　計

Net Income or Loss of the Beriod .....
当期の純收益又は損失

The Name of the Company
会　　社　　名

in Japanese
ローマ字綴り

in English
英　訳　名

The Name of the parent firm
親会社名（第二会社の場合のみ記載）

in Japanese
ローマ字綴り

in English
英　訳　名

Kind of Business
業務の種類

Preseent business of the branch office
在内支店が従事している業務の種類

Previous business of the head office
在外本社が従事していた業務の種類

Residence
住　　所

Telephone
電　　話

8

PROFIT AND LOSS STATEMENT
損　益　計　算　書

Operating Period ..... to ....., 1947
営業期間（1947年　　から　　まで）

Gross Earnings (schedule H)　　¥.....
総　収　入（H 表）

Deduct: Cost of Manufacture or Operation.
控　除　　製造原価又は営業費

Cost of Materiel or Merchandise Sold or Services Rendered
(Sehedule I)
賣渡した原料．若しくは商品の原価又は行つたサーヴイス料
（I 表）

a. Cost of Materials or Mechandise:
a. 原料又は商品原価

Opening Inventry　(Detail)　¥.....
期首原料商品等手持高（詳　述）

(Plus) Purchases　(Detail)　.....
(加算) 総仕入高（詳　述）

Total available for Sale .....　¥.....
合　　計

(Less) Closing Inventry　(Detail) .....
(控除) 期末原料商品等手持高（詳　述）

Total
合　　計

b. Cost of Manufacturing, Sales or Service Labor Wages, Allowances or Specisl Allwonces.
b. 製造費．販賣費又はサーヴイス関係賃銀．手当又は特別手当

Itemize　(Detail)　¥.....
各項目別（詳　述）

3. Prepaid Amounts Received from Customers (Detail) .....
3. 顧客からの前受額 (詳 述)

4. Accrued Wages (Detail) .....
4. 未 拂 給 料 (詳 述)

5. Reserves (Not deductible from Assets) .....
5. 準 備 金 (資産から控除されないもの)

6. Due to Head office of Branches (Detail) .....
6. 内地本支店に對する借 (詳 述)

7. Other (Detail) .....
7. 其 の 他 (詳 述)

8. Other (Defail) .....
8. 其 の 他 (詳 述)

Total
合 計 .....

Excess of Assets (Schedule G)
資 産 超 過 分 (G 表)
(or Net Worth)
(又 は 純 資 産)

Item
内 訳

1. (Detail) ¥.....
1. (詳 述)

2. (Detail) ¥.....
2. (詳 述)

3. (Detail) ¥.....
3. (詳 述)

4. (Detail) ¥.....
4. (詳 述)

9

Total
合 計

We have examined the accounts of the .....
and subjeect to the valuation of Plant, Patents and Good-Will being correct) we certify that in our opinion, the above Balance Sheet correctly seta forth the financhal position of the company as of .....
....., 1947.

会社の諸勘定を調査したが (設備. 特許権並に暖簾の評價が正当である限り上記の貸借対照表は 1947 年 月 日現在に於ける上記商社の財産状況を正確に表示するものであることを証明します。

Date
日 附

Signed
署 名

Deferred Charges: (Schedule B)
繰 延 費 用 （B 表）

Item
内 訳

1. Bond Discounts, etc. (Detail) ¥.....
1. 証券割引等 (詳 述)
2. Other (Detail) .....
2. そ の 他 (詳 述)
3. Other (Detail) .....
3. そ の 他 (詳 述)

Total ¥.....
合 計

Plant Assets: (Schedule C)
設備資産（C 表）

Item
内 訳

1. Real Estate (Detail) ¥.....
1. 不 動 産 (詳 述)
2. Machinery, Fixtures, etc. (Detail) .....
2. 機械，備付設備等 (詳 述)
3. Other (Detail) .....
3. そ の 他 (詳 述)
4. Other (Detail) .....
4. そ の 他 (詳 述)

Total ¥.....
合 計

Good Will, Patents, etc. (Schedule D)
暖簾，特許権等 （D 表）

10

Item
内 訳

1. (Detail) ¥.....
1. (詳 述)
2. (Detail) .....
2. (詳 述)
3. (Detail) .....
3. (詳 述)

Total
合 計 .....

Iuvestments (Schedule E)
投 資 （E 表）

Item
内 訳

1. Goverrment Boods (Detail) ¥.....
1. 國 債 (詳 述)
2. Other (Detail) .....
2. そ の 他 (詳 述)

Total .....
合 計

Liabilittes (Schedule F)
負 債（F 表）

Item
内 訳

1. Notes Payable (Detail) ¥.....
1. 支 拂 手 形 (詳 述)
2. Accounts Payable (Detail) .....
2. 未 拂 勘 定 (詳 述)

The Name of the Company
会　　社　　名

in Japanese
ローマ字綴り

in English
英　訳　名

The Name of the parent firm
親会社名（第二会社の場合のみ記載）

in Japanese
ローマ字綴り

in English
英　訳　名

Kind of Busimess
業務の種類

Present business of the branch Offices
在内支店が従事している業務の種類

Previons business of the head office
在外本社が従事していた業務の種類

Residene
住　　所

Thlephone
電　　話

貸借対照表

Assets
資　産

Current Assets: (Schedule A)
流動資産（A表）

Item
内訳

1. Cash (Detail) ¥.....
1. 現金（詳述）

2. Deposit in Bank(s) (Detail) .....
2. 銀行預金（詳述）

3. Notes and Accounts Receivable (Detail).....
3. 受取手形及び未収勘定（詳述）

4. Inventories (Detail) .....
4. 商品棚卸額（詳述）

5. Prepayment for Purchases (Detail).....
5. 前拂代金（詳述）

6. Prepaid Insurance, etc (Detail) .....
6. 前拂保険料等（詳述）

7. Due from Officers, Directors, Employees (Detail) .....
7. 職員への立替金（詳述）

8. Other (Detail) .....
8. その他（詳述）

9. Other (Detail) .....
9. その他（詳述）

Total ¥.....
合　計

3. Prepaid Amounts Received from Customers (Detail).....
3. 顧客からの前受額　　(詳　述)

4. Accrued Wages (Detail) .....
4. 未 拂 給 料 (詳 述)

5. Reserves (Not deductible from Assets) .....
5. 準 備 金 (資産から控除されないもの)

6. Due to Head office of Branches (Detail) .....
6. 內地本支店に對する借　　(詳 述)

7. Other (Detail) .....
7. 其 の 他 (詳 述)

8. Other (Defail) .....
8. 其 の 他 (詳 述)

Total
合　　計 .....

Excess of Assets (Schedule G)
資 産 超 過 分 (G 表)
(or Net Worth)
(又 は 純 資 産)

Item
內 訳

1. (Detail) 辛.....
1. (詳 述)

2. (Detail) ... .
2. (詳 述)

3. (Detail) .....
3. (詳 述)

4. (Detail) .....
4. (詳 述)

9

Total
合　計

We have examined the accounts of the .....
and subject to the valuation of Plant, Patents and Good-Will being correct) we certify that in our opinion, the above Balance Sheet correctly seta forth the financhal position of the company as of .....
....., 1947.

会社の諸勘定を調査したが (設備、特許権並に暖簾の評價が正当である限り上記の貸借対照表は 1947 年　　月　　日現在に於ける上記商社の財産狀況を正確に表示するものであることを証明します。

Date
日 附

Signed
署　　名

Deferred Charges: (Schedule B)
繰 延 費 用 （B 表）

Item
内 訳

1. Bond Discounts, etc. (Detail) ¥.....
1. 証券割引等 （詳 述）

2. Other (Detail) .....
2. そ の 他 （詳 述）

3. Other (Detail) .....
3. そ の 他 （詳 述）

Total ¥.....
合 計

Plant Assets: (Schedule C)
設 備 資 産 （C 表）

Item
内 訳

1. Real Estate (Detail) ¥.....
1. 不 動 産 （詳 述）

2. Machinery, Fixtures, etc. (Detail) .....
2. 機械，備付設備等 （詳 述）

3. Other (Detail) .....
3. そ の 他 （詳 述）

4. Other (Detail) .....
4. そ の 他 （詳 述）

Total ¥.....
合 計

Good Will, Patents, etc. (Schedule D)
暖 簾，特 許 権 等 （D 表）

10

Item
内 訳

1. (Detail) ¥.....
1. (詳 述)

2. (Detail) .....
2. (詳 述)

3. (Detail) .....
3. (詳 述)

Total
合 計 .....

Investments (Schedule E)
投 資 （E 表）

Item
内 訳

1. Goverrment Boods (Detail) ¥.....
1. 國 債 （詳 述）

2. Other (Detail) .....
2. そ の 他 （詳 述）

Total .....
合 計

Liabilittes (Schedule F)
負 債 （F 表）

Item
内 訳

1. Notes Payable (Detail) ¥.....
1. 支 拂 手 形 （詳 述）

2. Accounts Payable (Detail) .....
2. 未 拂 勘 定 （詳 述）

The Name of the Company
会　　社　　名

in Japanese
ローマ字綴り

in English
英　訳　名

The Name of the parent firm
親会社名（第二会社の場合のみ記載）

in Japanese
ローマ字綴り

in English
英 訳 名

Kind of Busimess
業務の種類

Present business of the branch Offices
在内支店が従事している業務の種類

Previons business of the head office
在外本社が従事していた業務の種類

Residene
住　　所

Thlephone
電　　話

貸借対照表

Assets
資　産

Current Assets: (Schedule A)
流動資産（A表）

Item
内訳

1. Cash (Detail) ¥.....
1. 現金（詳述）

2. Deposit in Bank(s) (Detail) .....
2. 銀行預金（詳述）

3. Notes and Accounts Receivable (Detail).....
3. 受取手形及び未収勘定（詳述）

4. Inventories (Detail) .....
4. 商品棚卸額（詳述）

5. Prepayment for Purchases (Detail).....
5. 前拂代金（詳述）

6. Prepaid Insurance, etc (Detail) .....
6. 前拂保険料等（詳述）

7. Due from Officers, Directors, Employees (Detail) .....
7. 職員への立替金（詳述）

8. Other (Detail) .....
8. その他（詳述）

9. Other (Detail) .....
9. その他（詳述）

Total ¥.....
合　計

大蔵省告示第二〇六号

昭和二十一年九月大蔵省告示第六百九十二号及び同大蔵省告示第六百九十三号に基いて外國居住者の本邦内に在る支店、出張所その他の営業所又は事業所の代表者（代表者がないときはこれに代る責任者）が作成して提出する報告書の書式を次のように定める。

昭和二十二年九月 五 日

大蔵大臣 栗栖赳夫

（別紙）

大蔵管第二三八号

昭和二十二年十二月二十六日

殿

大蔵省管理局長

外國に本店を有する商社の本邦内に在る支店、出張所等の財産管理事務について

昭和二十年十月十五日大蔵省令第八十八號に基く外國に本店を有する商社の内地支店、出張所、其他の営業所、事業所等が所有又は所持する財産の管理事務並に昭和二十一年九月二十三日大蔵省告示第六百九十二號に基き右商社の代表者又は責任者が大蔵大臣に提出する報告書については、事務処理の都合上商工財団法人更生事業推進中央会をしてその事務を取扱はしめることゝしたから、貴社は右中央会の下部機構たる海外事業戦後対策中央協議会の構成員たる各事業者団体と連絡の上右法令に基く義務履行に遺憾のない様善処せられたい。

12

昭和二十二年十二月　日

海外事業戦後對策中央協議会
会長　荒川昌二

在外財産管理事務に関する件

外國に本店を有する会社の本邦内財産等管理事務に関する件

昭和二十年十月十五日大藏省令第八十八号に基き外國に本店又は主たる事務所を有する内地支店、出張所、其他営業所、事業場又は事務所等の所有又は所持する財産は、それらの代表者又は責任者が管理して居らねばならぬことになつてゐるが、今回大藏省管理局より財団法人更生事業推進中央会を通じ当中央協議会に対し右管理事務に就き協力すべき様下命せられた。

就ては関係事業者団体に於いて左記に背かざる様に努め

られ度、在記要領によって処理する様御了承願ひ度い。

記

一、貴部会の担当せらるべき会社は差し当り別表に拠る。併しその別表以外洩れたりと認められる会社に就ても調査の上当方に報告せられ度い。

二、先づ調査すべき事項としては、それら諸会社の
本店の名称（英訳名附記）
企 所在地
内地支店、出張所等の名称
企 所在地
代表者又は責任者及び管理事務に就ての連絡者の氏名、住所、電話番号等に就き確認すること。

三、財産管理に関する調査事項としては、

(イ) 各会社別に現在保有する財産の内訳明細
(ロ) それらの財産が如何なる方法で管理されてゐるや
(ハ) それらの管理費用は支店等の維持費等にて賄はれてゐるものなりや否や
(ニ) それらの財産の内現在換価処分に附するを寧ろ適当有利とするや否やの意見に就き調査を遂げること。

四、以上の調査は一応書面を以てするも連絡の付かざるもの或は不明瞭なる商社に対しては直接現地に出張する等適当の措置を講じて完璧を期すること。

五、管理費用なき商社に対しては協議の上財産及び帳簿を関係部会の管理に移す様手配すること。

この場合管理の方法に就ては当協議会が大蔵省管理局と打合せの上適当の措置を指令すること。

又帳簿の保存は安全なる一定の場所に責任を以て整理格納するものとする。格納した書類に就ては整理表を作製し事務所に備付けおくものとする。格納した書類に

就ては整理表を作製し事務所に備付けおくものとする。格納書類の閲覧は監督官及び正当なる権利者に限りこれを認むること、し、その他必要なる場合は事前に当協議会に連絡すること。

六、以上述べた諸会社の調査書、整理に関する調査書等は総てその一通を当協議会に提出するものとする。

七、其他管理上報告すべき事項の生じた時にはその都度当協議会に報告すること。

八、昭和二十一年九月二十三日大蔵省告示第六百九十二号に依り、内地支店、出張所等が大蔵省に提出すべき貸借対照表及び収支計算書に就ては整理の便宜上当協議会に纏めて提出するよう監督官庁より了解を得てあるから、担当会社の分を取り纏め当方に送附するようにせられ度い。

尚右の報告に要する費用のない商社に就ては協議の上関係部会に於て代行するものとする。

以上報告書の取扱方に就ては別途通達する。

九、以上の内地財産管理に関連して必要とする事務費に就ては政府より何等かの形式で補助金を交付せられることとなつてゐるが、本件に就いてもその決定次第別途通達する

会社の海外事業活動集中央協議会
外国に本店を有する本邦内支店及出張所等の財産保管々理
並びに報告事務に関する諸法規（一部抜萃）

目次

昭和二〇、一〇、一五　大蔵省令第八八号　一
二〇、一二、一七　大蔵省告示第三八五号　二
二一、九、二三　大蔵省告示第六九二号　二七
二一、九、二三　大蔵省告示第六九三号　二七
二一、一〇、一六　大蔵省告示第七一〇号　二七
二二、一、二七　大蔵省令第九号　二七
二三、四、一二　法律第五四号　二八
二二、二、八　政令第二三九号及附属法令　二八

大蔵省令第八十八号

外國為替管理法第一條及昭和二十年勅令第五百七十八号、金銀若ハ白金ノ地金又ハ合金ノ輸入ノ制限又ハ禁止等ニ関スル件第一條ノ規定ニ依リ金、銀、有価証券等ノ輸出入等ニ関スル金融取引ノ取締ニ関シ左ノ通リ定ム

昭和二十年十月十五日

大蔵大臣　子爵　津　島　壽　三

第二條　大蔵大臣ノ許可ヲ受クルニ非レバ左ニ掲グル取引ヲ為ス事ヲ得ズ但シ前條ノ規定ニ依リ許可ヲ受ケタル場合ハ此ノ限ニ在ラズ

一、本邦居住者ガ直接又ハ間接ニ全部又ハ一部ヲ所有又ハ管理スル在外財産ニ関スル金融取引

二、昭和十六年十二月七日以降ニ於テ外國居住者ガ直接又ハ間接ニ全部又ハ一部ヲ所有又ハ管理スル本邦内ニ在ル財産ニ関スル金融取引

三、外國為替取引

第三條　本令ニ於テ取引トハ一切ノ動産ノ売買、取得、譲渡、支払、持出、屓分（現状変更ヲ含ム）輸出若ハ輸入、一切ノ財産ノ商取引又ハ一切ノ財産ニ関スル権利能限若ハ特権ノ行使ヲ謂フ

大蔵省告示第三百八十五号

左ニ掲グル場合ニ於テハ当該行為ノ事項ニ対シ外國為替管理法施行規則又ハ昭和二十年大蔵省令第七十八号ノ規定ニ依ル制限並ニ報告ヲ免除ス

昭和二十年十一月十七日

大蔵大臣　子爵　津　島　壽　三

一、外國ニ本店ヲ有スル会社等ガ其ノ本邦内ニ在ル支店又ハ代理店等ニ対シ為ス取引ヲ為ストキ　但シ昭和二十年大蔵省令第七十八号特定國財産等ノ保全ニ関スル件ノ適用ヲ受ケル者ニ依リ直接又ハ間接ニ全部又ハ一部ヲ所有又ハ管理セラレ又ハ政府ノ命ニ依リ閉鎖セラレタル支店又ハ代理店等ニ於テ為ス場合ヲ除ク

(1)　昭和二十年九月二十日以前ニ当該支店又ハ代理店等ニ於テ為ス場合ヲ除ク

(2)　昭和二十年九月二十四日以後ニ当該支店又ハ代理店等ノ財産ノ維持又ハ保全ノ為ニ要スル費用ノ支払

(3)　昭和二十年九月二十三日以前ノ取引ニ因リ生ジタル当該支店又ハ代理店等ノ為ス本邦内在ノ金融機関ニ対スル債権ノ取立

(4)　前三号ノ支払又ハ取立ノ為必要ナル当該支店又ハ代理店等ノ本邦内在ノ金融機関ニ対スル債権ノ引出又ハ預入

二、外國ニ本店ヲ有スル会社等ガ其ノ本邦内在ノ支店若ハ代理店等ニ於テ其ノ外國ニ於ケ

勤務スル職員ノ本邦ニ在ル家族ニ対シ俸給ヲ
スル会社等ガ其ノ外国ニ於ケル勤務スル職員ノ本
為ストキ、但シ左ノ線ヲ以テ区画スル場合ニ限ル
(1) 俸給等ノ外国ト本邦トニ於ケル分割支払ヲ
取極メラレ居ルコト、
(2) 当該職員ガ昭和二十年大蔵省令第七十八号特定国財産等ノ保全ニ関スル件ノ適用
ヲ受クル者及政府ノ命ニ依リ用務セラレタル会社等ノ職員ニ非
(3) 昭和二十年八月十五日以後本邦ニ送金セラレタル預金ニ依リ支払ハルルモノニ非
サルコト

大蔵省告示第六九二号

昭和二十年大蔵省令第八十八号第八條第一項の規定に基いて、外國居住者の本邦内に在る支店、出張所等の報告に関する件を次のやうに定める

昭和二十一年九月二十三日

大蔵大臣

外國居住者の本邦内に在る支店、出張所其の他の營業所又は事業所（昭和二十一年二月

大蔵省告示第六九三号

昭和二十年大蔵省令第八十八号第八條第一項の規定に基き事業の再開又は転換について、大蔵大臣に対して許可申請をなし昭和二十年大蔵省令第八十八号により許可を受けたものを除くの代表者へ代表者がなければこれに代る責任者」は左の書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

一、昭和二十一年中の収支計算書及び同年末日における貸借対照表

二、昭和二十二年以降各半年毎に当該半年中における収支計算書及び当該期末における貸借対照表

前項の収支計算書及び貸借対照表は各和文にて一通及び英文にて三通を作成し第一号のものは昭和二十二年一月十五日迄に、第二号のものはその半年の経過後十五日以内に提出しなければならない。

大蔵省告示第六九四号

昭和二十年大蔵省令第八十八号第八條第一項の規定に基いて外國居住者の本邦内に在る支店、出張所等で同令に基く昭和二十一年二月大蔵省告示第十八号に基いて事業の再開又は転換について大蔵大臣の許可を受けたものの報告に関する件を次のやうに定める。

昭和二十一年九月二十三日

大蔵大臣　石橋湛山

外國居住者の本邦内に在る支店、出張所、其の他の営業所等で昭和二十一年二月大蔵省告示第十八号に基いて事業の再開又は転換について大蔵大臣に対して許可申請を為し昭和二十年大蔵省令第八十八号に依り許可を受けたものの代表者は、左の書類を大蔵大臣に提出しなければならない。

一、事業の再開又は転換の許可を受けた日から昭和二十一年九月三十日迄の期間に於ける損益計算書、

二、昭和二十一年十月以降暦年に依る四半期毎に当該四半期に於ける総ての収入、事業に要したる経費、差引事業上の純収入金、諸種の国定費及び右を差引きたる結果の純益金を示す計表

三、昭和二十一年十二月三十一日現在及び爾後の暦年に依る四半期末現在に於ける貸借対照表

前項の損益計算書、諸計表及貸借対照表は各和文で一通及び英文で三通を作成し、第二号のものは昭和二十一年十月十五日、迄に、第二号及第三号のものは当該四半期又は当該期日の至過後十五日以内に提出しなければならない。

大蔵省告示第七一〇号

昭和二十年大蔵省令第八十八号第八条第一項の規定に基いて、外国居住者の本邦内に在る支店、出張所等の報告に関する件を次のやうに定める。

昭和二十一年十月十六日

大蔵大臣　石橋湛山

外國居住者の本邦内に在る支店、出張所その他の営業所又は事業所の代表者（代表者がないときは責任者）は、左の事項を大蔵大臣に報告しなければならない。

前項の報告書は和文にて一通及び英文にて五通を作成し、昭和二十一年十月二十五日迄に提出しなければならない。本邦内に二以上の営業所又は事業所において報告するときは他の営業所又は事業所においてはその報告を省略することができる。

一、本店の所在地

二、支店、出張所、その他の営業所又は事業所の所在地

三、前号の内本邦内に在る支店、出張所その他の営業所又は事業所の代表者（代表者がないときは責任者）の氏名及び職名。

四、本邦内に在る支店、出張所その他の営業所又は事業所においては、財産の管理をしてゐるに止まるか、又は昭和二十年大蔵省令第八十八号に依り大蔵大臣の認可を受けて、事業の再開又は転換をしてゐるかどうか。

大蔵省令第九号

昭和二十年勅令第五四二号ポツダム宣言ノ受諾ニ伴ヒ発スル命令ニ関スル件ニ基ク外国ニ本店ヲ有スル会社ノ本邦内ニ在ル支店、出張所等ノ報告ニ関スル件ヲ次ノ様ニ定メル

昭和二十二年一月二十七日

大蔵大臣

第一條　外国ニ本店ヲ有スル会社ノ本邦（本州、北海道、四国、九州及其ノ附属ヲ謂フ以下同ジ）内ニ在ル支店、出張所其ノ他ノ事業上ノ責任者ハ昭和二十年八月十四日ニ於ケル左ノ事項ヲ大蔵大臣ニ報告シナケレバナラナイ。

但シ昭和二十年八月十四日現在ニヨリ報告スルコトヲ困難トスル場合ニ於テハ報告シ得ル最近ノ時期ニ於ケルモノニ依ルモノトスル。

一、会社ノ資本金額（出資総額、株金総額又ハ出資総額及株金総額ノ合計額ヲ謂フ）並ニ其ノ払込金額

二、株主又ハ出資者ノ氏名、国籍及各株主ノ持株数又ハ出資金額

三、本邦人タル株主又ハ出資者ガ払ヒシンダ株金額又ハ出資額ノ其ノ会社ノ株金額又ハ払込出資額ニ対スル割合

前項ノ報告ハ日本文ヲ以テ五通此レヲ作成シ昭和二十二年二月十日迄ニシナケレバナラナイ。本邦ヲ離レ本邦内ニ国籍ヲ有スル個人又ハ本邦内ニ本店若クハ主タル事務所ヲ有スル法人ヲ謂フ

第二條　前條ノ規定ニ依ル報告ヲ怠リ又ハ虚偽ノ報告ヲシタル者ハ此レヲ三年以下ノ懲役若クハ禁錮又ハ五千円以下ノ罰金ニ處ス

附　則

此ノ省令ハ公布ノ日カラ此レヲ施行スル。

法律第五十四号

昭和二十二年四月十二日

第百五條第九條の規定施行の際現に存する持株会社の整理については命令を以てこれを定める。

参考第九條持株会社とは、株式を所有することにより前項において持株会社とは、株式（社員の持分を含む以下同じ。）を所有することにより他の会社の事業活動を支配することを主たる事業とする会社をいう。

昭和二十二年法律第五十四号（私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律）第百五條に規定する処置に関する政令を次のように公布する。

御名御璽

昭和二十二年十一月八日

内閣総理大臣　片山　哲

政令第二百三十九号

私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令

第一條　この政令において従業員持株会社とは、昭和二十二年法律第五十四号（以下私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律という。）に規定する従業員持株会社、株式、金融業、総資産及び従業員をいう。

第二條　私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條の規定施行の際現に他の会社の株式を所有している会社（金融業を営むものを除く。）で、その会社の同様の規定施行の直前の決算期の貸借対照表における他の会社の株式の価額が総資産の四分の一を超えていたものは、その解散及び清算に関する計画書を作成し、この政令施行の日から三十日以内に、これを公正取引委員会に提出しなければならない。

前項の規定により提出する計画書には、左に掲げる事項を記載しなければならない。

一、計画書を提出する会社の設立の年月日

二、計画書を提出する会社の定款の写及びその変更の内容

第九條の規定施行の日までの間におけるその変更の内容

三、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條の規定施行の日及びこの政令施行の日において、計画書を提出する会社の所有する他の会社の株式について、その株式の発行会社別の株式数及びその各々の日におけるその各々の発行会社の株式総数に対する割合

四、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行の日までの間において取得し、又は処分した他の会社の株式について、取得又は処分の時期別及び株式の発行会社別の株式数

五、第三号に規定する割合が百分の十を超える場合においては、その株式の発行会社の私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條の規定施行の直前における株主総会若しくは社員総会の決議又は総社員の同意に関する議事録の内容

六、計画書を提出する会社及び前号に規定する株式の発行会社の役員で私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條の規定施行前一年内において他の会社の役員又は従業員の地位を兼ねた場合にはその旨

七、計画書を提出する会社及び第五号に規定する株式の発行会社の間における取引関係で、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第九條の規定施行の際現に継続する契約その他事業活動上の主な関係

施行前一年以内に存したものの内容

八、前各号に掲げるもの外、計画書を提出する会社の事業の内容について大要

九、企業再建整備法の規定により整備計画を立案しなければならない会社及びその他の会社で、この政令施行の日から三十日を経過する日までに同法の規定により解散しようとする整備計画の認可の申請をしたものについては、同法の規定により解散しようとする旨

十、前号に規定する場合以外の場合については、解散及び清算の方法

十一、計画書を提出する会社が第一号乃至第八号に掲げる事項に基いて持株会社に該当しない場合には、その旨及びその理由、この場合においてはその所有する株式について、その処分の計画書又はその発行会社の株式の全部若しくは一部を所有することの正当に従い、私的独占禁止法第十條第二項若しくは第三項に規定する要件（公正取引委員会の認可を除く）を備えているために引続きこれを所有する旨の計画書を添付することができるものとする。

第三條　前條第一項の規定により計画書を提出した会社は、公正取引委員会の指示があるまでは、賃貸、消費、清算、事業の内容の変更又はその所有する資産の処分（常務の執行に必要なものを除く）をすることができない。

第四條　この政令は左に掲げる会社については、これを適用しない。

一、特殊会社整理委員会が法令の規定に基いて指定した会社

二、本文三に該当する事業を営む会社で政令第　号第　条第　項第　号に該当する株主の処分及び所有計画書（様式　号）

計画書提出会社に関する事項

(イ)　住所

(ロ)　商号

二、所有株式の処分に関する計画

(イ)　株式発行会社の従業員又はその他の方法により現に株式発行会社の本店、支店、その他の事業所、工場等の所在地と住所を有する者に譲渡しようとする場合は左の事項

(ロ)　株式発行会社の従業員又はその他の方法により現に株式発行会社の本店、支店、その他の事業所、工場等の所在地と住所を有する者に譲渡しようとする場合は左の事項

(ハ)　その他の方法により譲渡しようとする場合は左の事項

三、株式所有の継続

に在住した者について左に掲げる事項
大(1) 氏名
(2) 在任期間
(3) 会社の代表権の有無
(4) (3)の期間内に他の会社の役員又は従業員を兼ねたときは兼ねた期間並びにその会社の名称及び主たる事務所の所在場所
七、計画書提出会社及び五に記載する株式発行会社の他事業活動上の主な関係で法第九条の規定の適用の有無の判定に参考となるもの
八、経営及び資産の状況
(1) 企業再建整備法の規定により整備計画を定めた会社であつて政令第二三九号第二条の規定により解散しようとする旨の決議をしたものについては同法の規定により整備計画が確定した年月日
(2) 前(1)に規定する場合の外の場合であつて清算人の選任の登記をした年月日
(3) 清算人の氏名及び住所
(4) 清算の方法
(5) 清算が三月を超えるときは清算の結了の予定年月日
(6) 前(5)に該当しない場合にはその旨及びその理由

右昭和二十年政令第二三九号の規定により届出します。

年　月　日

住所
代表者氏名　㊞

公正取引委員会　殿

（注意）本書は正副二通提出のこと）

中收管第七號
昭和二十三年一月十七日

朝鮮部会
白石宗城殿

外地所在会社の本邦内戰産管理保管並びに
報告事務に就き

標題に就ては豫て御承知の通り当会に事務委嘱相成りたるに関し大蔵省管理局長より
戰時法人更生事業推進中央会に対する指令文書及び右に対し推進中央会より当会への
再委嘱文書並びに之に対する当会の受諾の旨の文書等左の通り貴送致します
大蔵省指令条項に付ては特に御了承の上夫々関係事務担当者に徹底せしめ処理上遺漏
なき様御指導願ひます

記

一、昭和二十二年十二月二十七日附財管第二四二號
一、昭和二十三年一月七日附更管第一號
一、昭和二十三年一月七日附更管委第二號（一月十日受信）
一、昭和二十三年一月十日附中收管第五號

戰時法人更生事業推進中央協議會
事務局長　田村榮男
（丸ノ内見町一ノ一〇　東海ビル）

蔵管管第二四二號
昭和二十二年十二月二十七日

大蔵省管理局長　印

財団法人更生事業推進中央会
会長　松島鹿夫殿

財団法人更生事業推進中央会に対する委嘱事務について

外口に本店を有する会社の本邦内財産の管理保管及び報告事務の一部を左記により財団法人更生事業推進中央会に委嘱する。

記

一、外口に本店を有する会社の本邦内に在る財産の管理事務

二、外口に本店を有する会社の本邦内に在る財産に関する報告事務

三、外口に本店を有する会社の本邦内に在る帳簿其の他の資料の整理保管事務

四、外口に本店を有する会社の状態に関する調査事務

五、管理事務の実施に当っては別紙「外口に本店を有する会社の本邦内財産の管理等に関する事務取扱要領」によるものとする。但し閉鎖機関に指定されている会社及大蔵大臣の許可を受け事業の再開転換をしている会社に関するものを除く。

外口に本店を有する会社の本邦内財産の管理等に関する事務取扱要領

一、財団法人更生事業推進中央会は海外事業戦後対策中央協議会の機能を活用し、外口に本店を有する会社(以下在外会社と称する)の本邦内財産等の管理事務を取扱うものとする但し在外会社にして閉鎖機関に指定されたもの及び事業の開又は転換につき大蔵大臣の許可を受けたものに関するものを除く

二、右に基き取扱うべき事務は左記に依る

1、財産の維持及び保全

2、財産の状態に関する報告

3、帳簿書類又は資料の整理保存

4、在外会社の状態に関する調査

三、管理の対象となる在外会社は差当り別表に依る。但し変更されることがある。

四、取扱ふべき事務の細目は左記に依る。

1、財産の維持及び保全事務については、その維持保全につき何等かの措置を執る必要を認めたときはその必要とする事由を具し大蔵省に申出でこれが指示を受けるものとする。

2、財産の状態に関する報告事務については三に記載の在外会社の資産負債及び収支の状況を昭和二十一年九月二十三日大蔵省告示第六九二号に基きその所定の様式に依り所定の期日迄に在外会社より報告書を提出せしめる為にその作成其他に関し一切の指導援助を行ふものとする。

3、帳簿書類又は資料の整理保全事務は三に記載の在外会社にしてその整理保存につき困難あるものについては会社側と協議の上これを保存するものとする。

右保存は安全なる一定の場所に責任を以て整理格納するものとする。

格納したる書類については整理表を作成し事務所に備付け置くものとする。

書類の閲覧は監督官庁及び正当なる権利者に限りこれを認めることとし其他必要ある場合に於ては事前に大蔵省の承認を得るものとする。

4、在外会社の状態に関する調査事務は将来実施する在外会社の最終処理に備へ会社の状況を調査するものとする。

(イ)本店、支店等営業所又は事業所其の他之に準ずる場所（預金のみを保管して居る場合）の名称及び所在地

(ロ)代表者又は責任者並に本邦内事務連絡者の住所及び氏名。

(ハ)本邦内財産の状況

(ニ)其他必要とする事項

五、更生事業推進中央会は左の報告書を1、については各翌月十日迄之、については其の都度適宜の書式に依り大蔵省に提出するものとする。

1、各月に於ける隠匿事務処理状況

2、財産の管理等に関し報告するを適当と認めた事項

六、更生事業推進中央会に対し在外会社の本邦内に在る財産の維持保全並びにその財産等に関する報告等の事務遂行の為補助金を交付支出せしめる。

1、中央会は毎月の収支額表を翌月五日迄に当局に五部提出すること。

2、本補助金の支出については必要の都度当局の監査を受けるものとす

代表者氏名

印

35

20

更管第一號
昭和二十三年一月七日

財団
法人更生事業推進中央会会長

大蔵省管理局長 殿

外口に本店を有する会社の本邦内財産の管理保管
及び報告事務の一部委嘱の件

昭和二十三年十二月二十七日附蔵管第二四二号を以て御通達の首題の件に就き
ました。御指示に従ひ打合実施に努めたいと存じます。

追而

外口に本店を有する会社の本邦内財産の管理等に関する事務取扱要領一、の趣旨
に従つて海外事業戦後対策中央協議会に対し別紙写の通り申進めましたから御了
承下さい

更管委第二号
昭和二十三年一月七日

財団
法人更生事業推進中央会会長松島鹿夫

海外事業戦後対策中央協議会
会長 荒川昌二殿

外口に本店を有する会社の本邦内財産の管理保管及び
報告事務の一部委嘱の件

首題の件に関し今般大蔵省管理局長から別紙写の通り事務の委嘱がありましたところ
乃右に添附されました「外口に本店を有する会社の本邦内財産の管理等に関する事務
取扱要領一、」の趣旨に従つてその実施事務の一部を貴会へ再委嘱することゝ致し度い
と思ひます御承引の上本業務実施上御協力を煩わせます様御願ひ申上げます。

中收管第五號
昭和二十三年一月十日

海外事業戰後對策中央協議會
會長 荒川昌二 印

財団法人更生事業推進中央會
會長 松島鹿夫 殿

外口に本店を有する會社の本邦内財産の管理保管及び報告事務の一部委嘱の件

首題に關し一月七日附貴更管第二號御來旨の次第正に拜承御指示に從ひ打合實施に努力致し貴意に副ひ度右御回答申上げます。

昭和廿三年弐月六日

十收管中一八号
昭和二十三年二月二日

朝鮮部會 御中

海外事業戰後對策中央協議會

在外會社の本邦内財産管理並に報告事務に關する當會の貴部會担任者氏名は裏に記載の通知まし大べ事務連絡上貴部會の在京事務担任者及その代理又は補助者氏名は別紙通知相煩度

追而下記ノ通リ日一部ノ者ハ担任者ノ補助者ニ指名相煩度

記

藤本修三
澤田忠

東京都千代田區丸之内一ノ一〇(共濟ビル)
海外事業戰後對策中央協議會
海外事業戰後對策中央協議會之印

中協管第一九　號

昭和二十二年二月二日

通達

海外事業戦後對策中央協議會代表理事　松永東

朝鮮新会社設立の件

関係法人各位

会計事務御渡の件

来る二月六日（金曜日）の理事会は特に午後一時に繰上げ本部内産業経済社に於て開催致しますから、及び報告書関係会計事務に関する法令、及び報告書作成に関し専門家により御説明を受け事務処理及報告書の作成をなさるべく、なお当日は午後一時迄に御来会賜り度、尚御加位者を御同伴下さる様御願申上げます。

昭和二十二年二月二日

通達

海外事業戦後對策中央協議會代表理事　松永東

朝鮮新会社設立の件

関係法人各位

会計事務御渡の件

来る二月六日（金曜日）の理事会は特に午後一時に繰上げ本部内産業経済社に於て開催致しますから、及び報告書関係会計事務に関する法令、及び報告書作成に関し専門家により御説明を受け事務処理及報告書の作成をなさるべく、なお当日は午後一時迄に御来会賜り度、尚御加位者を御同伴下さる様御願申上げます。

海外事業戦後對策中央協議会

外國に本店を有する法人その他の團体の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の所有又は管理する財産の保全について

大蔵省發表（昭和二十三年三月十九日）

今般大藏省においては、外國に本店を有ずる法人その他の團体（閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關を除く、以下在外會社という。）の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の代表者（代表者がないときは、これに代る責任者。以下同じ。）は、左に掲げる場合においては當該金錢又は金錢債權を銀行に預金すると共にその預金につき報告を爲すことに關し次のように定め、大藏省令第三十一號竝びに大藏省告示第九十七號を以て三月十九日の官報で公布することとした。

一、在外會社の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の代表者は左に掲げる場合においては、當該金錢又は金錢債權をその他の預金と區別して直ちに銀行に預金しなければならない。

（一）閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關に對し當該在外會社の有する預貯金の拂戻又は金錢債權につき辨濟を受けた場合。

（二）當該在外會社の金錢債權であつて金融機關經理應急措置法によつて舊勘定に屬する金錢債權の全部又は一部が同法によつて新勘定及び舊勘定の區分の消滅したときに消滅しなくて預金に振替えられ又は拂戻等を受けた場合、但し同法に定める預金等以外の金錢債權についてはその辨濟を

受けた場合。

(三) 當該在外會社の金錢債權であつて會社經理應急措置法によつて舊勘定に屬するものの履行を受けた場合、但し同法に定める預金等以外の金錢債權についてはその辨濟を受けた場合。

(四) 當該在外會社の昭和二十年八月十五日以前の取引から生じた金錢債權であつて前各號に揭げるもの以外のものにつき辨濟を受けた場合。

二、在外會社の本邦內にある支店、出張所その他の事務所の前項の預金の拂戻及び拂出金の使用については、從來は昭和二十年大藏省告示第三百八十五號の規定の範圍內であれば自由に引き出し使用できたのであつたが、今後はその範圍內であつても大藏大臣の許可がなければできないことになつた。右による許可の申請は昭和二十年大藏省令第八十八號第六條の規定によられたい。

三、在外會社の本邦內にある支店、出張所その他の事務所の代表者は第一項の金錢又は金錢債權を銀行に預金したときは、その預金後七日以內に左に揭げる事項を記載した報告書を和文で一通英文で三通作成して大藏大臣に提出しなければならない。

(一) 預金した金額及び種類

(二) 受入年月日及び預入年月日

(三) 預入先銀行名

(四) 第一項各號に揭げる金錢債權の內容

四、本省令の規定に違反した場合は三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處せられるから注意されたい。

大藏省令第三十一號

昭和二十年勅令第五百四十二號ポツダム宣言の受諾に伴い發する命令に關する件に基く外國に本店を有する會社等の本邦にある支店、出張所その他の事務所の所有又は管理する財產の保全に關する件を次のように定める。

昭和二十三年三月十九日

大藏大臣　北村德太郎

第一條　外國に本店を有する法人その他の團体（閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關を除く。以下在外會社という。）の本邦內にある支店、出張所その他の事務所の代表者（代表者がないときはこれに代る責任者。以下同じ。）は左に揭げる場合においては當該金錢又は金錢債權をその他の預金と區別し直ちに銀行に預金しなければならない。

一　閉鎖機關令第一條に規定する閉鎖機關に對し當該在外會社の有する預貯金の拂戻し又は金錢債權につき辨濟を受けた場合

二　當該在外會社の金錢債權であつて金融機關經理應急措置法に基く舊勘定に屬するものの全部又は一部が同法に基く新勘定及び舊勘定の區分の消滅したときに消滅しなかつた場合、但し同法に定める預金等以外の金錢債權についてはその辨濟を受けた場合

三　當該在外會社の金錢債權であつて會社經理應急措置法に基く舊勘定に屬するものにつき辨濟を受けた場合

四　當該在外會社の昭和二十年八月十五日以前の取引により生じた金錢債權であつて前各號に掲げるもの以外のものにつき辨濟を受けた場合

第二條　在外會社の本邦内にある支店、出張所その他の事務所の代表者は前條の規定により預金したときは、その預入後七日以内に左の事項を記載した報告書（日本文一通、英文三通）を作成してこれを大藏大臣に提出しなければならない。

一　預金した金額及び種類

二　受入年月日及び預入年月日

三　預入先銀行名

四　前條各號に掲げる金錢債權の内容

第三條　第一條の規定に違反し、又は前條の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をした者はこれを三年以下の懲役若しくは禁錮又は五千圓以下の罰金に處する。

第四條　本令の適用については本州、北海道、四國、九州及びその附屬島嶼以外の地域はこれを外國とする。

附　則

この省令は公布の日からこれを施行する。

申請樣式

昭和二十三年大藏省令第三十一號に基く封鎖狀態にある預金等の拂戻（包括）許可申請書

預金銀行確認

大藏大臣　殿

昭和　年　月　日

申請者
住所
職業
國籍
會社名又は商號
電話
代表者氏名　㊞

35

標記の件について左記の通り申請致します

一、拂戻金額

二、拂戻豫定時期

三、拂戻金の使途

四、預入先銀行名

五、預金の種類及び通帳番號

六、預金現在高

七、預金となりたる資金等の出所及びその發生事由

八、その他參考となる事項

申請書作成上の注意

（1）本申請は包括申請を認められたから包括申請の場合は表題に包括なる字句を書き入れること。
包括申請の期間は六ヶ月以内とすること。

（2）拂戻金の使途の欄には拂戻金を事務所經費、人件費等に充當する場合は其の項目別、月別に金額を詳細に記入すること。
事業の再開又は轉換について大藏大臣の許可を得ているものがその事業の設備、又は運轉資金等にこれを充當する場合には項目別、月別に概算金額を詳細に記すること。

（3）預金となりたる資金等の出所、及び、その發生事由欄には、預金となつた當初の資金の出所及び、その發生事由を詳細に記すること。

（4）預金の現在高につき預金銀行の確證を受けること。

（5）本申請書は和文で一通英文で三通提出すること。

報告書様式

昭和二十三年大藏省令第三十一號に基く預金等報告書

提出年月日

大藏大臣　殿

報告者
住所
職業
國籍
會社名又は商號
電話
代表者氏名　㊞

預入先銀行名		預入金額	
預金の種類及び番號		預入年月日	
預金となりたる資金等の出所及びその發生事由			
其の他參考となる事項			
備考			

報告書作成上の注意

(1) 預金となりたる資金等の出所及びその發生事由欄には預金となつた當初の資金の出所及びその發生事由を詳細に記入すること。

(2) 預金金額に變動のあつた場合には七日以内に變動報告書を提出すること。その變動報告書は本報告書様式により備考欄に變動事由（許可を得て拂戻した場合は許可年月日及び許可番號）を詳細に記入すること。

(3) 本報告書は和文で一通英文で三通提出すること。

36

大藏省告示第九十七號

昭和二十三年大藏省令第三十一號（外國に本店を有する法人その他の團体の本邦内支店等の所有又は管理する財産の保全に關する件）の規定による預金の支拂を受ける場合については昭和二十年大藏省告示第三百八十五號（外國爲替管理法施行規則又は昭和二十年大藏省令第八十八號の規定による制限並びに報告を免除する告示）はこれを適用しない。

昭和二十三年三月十九日

大藏大臣　北村徳太郎

37

M3-73

昭和23年3月

在外会社の納税に関する大蔵省通牒関連書類

海外事業戦後対策中央協議会

369.37
320.9
Ya91
矢川
山の文庫
91

昭和廿参年参月廿五日 三門 受付 第一号 出納官吏 決裁

社外秘 天龍 海外事業戦後対策中央協議会 代行

海外事業戦後対策中央協議会 第一号

中協管第二四號

昭和二十二年三月十八日

東京都千代田區幸町一ノ一〇（共濟ビル）
海外事業戦後對策中央協議會

朝鮮一部会御中

在外会社の納税に関する大蔵省通牒を
発送しやる件

別紙「外國に本店を有する会社の本邦内支店出張所等の納税について」の識管管を各会社に発送致さるに付ては下記の通り御通知下さい。

記

一、貴部会所属在所不明会社の通牒書未発送に関し其得る限り住所調査の上利用の御便宜御通知被下度

二、右対策中央協議会より直接発送

海外事業戦後對策中央協議會

中部逓業ニ回報

横濱正金銀行原稿用紙

蔵管管第三一四號　　昭和二十三年三月十五日

大蔵省管理局長

殿

外國に本店を有する會社の本邦内支店出張所等の
納税等について

首頭について今般別紙寫の通り主税局長から各財務局長宛通牒したが右通牒の趣旨は左記の通りであるから納税等の場合において十分注意されたい。

右通牒する。

記

一、經常税の納入については昭和二十年大蔵省告示第三百八十五號により昭和二十年大蔵省令第八十八號（以下八十八號省令という）の制限を免除されているから、その納入につき大蔵大臣の許可を要しない。

3)

二、經常稅以外の特別稅の納入については、八十八號省令により大藏大臣の許可を要する。

三、經常稅というのは例へば家屋稅、地租、法人稅、營業稅、都、縣民稅等の如く、會社財產の維持保全上經常的に課せられる稅をいう。

特別稅というのは例へば戰時補償特別稅、非戰災者特別稅、非戰災家屋特別稅等の如く臨時的な特殊性格をもつ稅をいう。

四、租稅を納入する場合において、手持現金、又は預貯金以外の財產を處分して、これを納入することは八十八號省令により大藏大臣の許可を要する。（經常稅の納入の場合であつても許可を要する）

五、右四の財產處分は勿論のことであるが、租稅の滯納により租稅執行官廳が會社財產の强制處分の通告をして來た場合であつても、その處分につき事前に八十八號省令により大藏大臣の許可を要する（租稅の執行官廳は右の許可がなければ財產の强制處分は出來ないことになつている）

六、右による許可申請は別紙主稅局長通牒にある申請樣式によられたい。

申請書樣式

外國に本店を有する會社の本邦內支店等の納稅に關する許可申請書

大藏大臣　殿

昭和　年　月　日

申請者
住所
職業
國籍
會社名又は商號
代表者氏名

標記の件について左記の通り申請致します

一、本店の所在地、商號及び資本金（公稱資本金並びに拂込資本金）

二、申請者の事業種類及び事業概要

三、課税の種類及び課税額、延納又は滞納金額並びに所轄税務署名

四、納税方法

五、其の他参考となるべき事項

注意

一、課税の種類については其の他参考となるべき事項欄に課税の對象例へば戰時補償特別税については坪數、棟數、所在地等を詳細に記載すること。

二、延納を要するもの又は滞納中のものは其の他参考となるべき事項欄にその事由を詳細に記載すること。

三、納税方法欄には手持資金又は財産處分の別を記載すると共に財産處分にありてはその處分すべき財産の種類、數量、及び金額等を詳記すること。

備考

本申請書は和文のもの二通、英文のもの三通を所轄税務署を通じ提出されたい。

寫

藏税第五六〇號　昭和二十三年二月十九日

各財務局長殿

大藏省主税局長 印

會社及び財閥家族に對する租税滞納處分の執行方について

標記の件に關して、種々疑問の點もあつて税務署における國税滞納處分の促進上支障を來たしている向もあるかと思われるから、これが取扱方につき、左記の通り通牒する。

追て同一會社であつて、特別經理會社であると同時に制限會社であり特殊會社であること等もあるからこの點を特に注意するよう御指導相成りたい。

記

一、特別經理會社　　省略

二、指定會社（制限會社）　省略

三、特殊會社　　省略

四、閉鎖機關　　省略

五、在外會社

在外會社（外國に本店があり、日本國内に支店、工場、土地、建物その他の財産がある會社）の本店は連合國に接收されて居り、日本國内に在る財産は連合國の財産として CPC（民間財産管理部）が管理しているから、事實上差押及び公賣はできない。

しかして、右在外會社が稅金を納入するについては CPC の承認を要するから、在外會社で滯納稅金がある場合は、別紙樣式により大藏大臣宛に、昭和二十年大藏省令第八十八號に基く許可申請書を至急會社から出させることが必要である。

外國に本店を有する會社の本邦内支店等の納稅に關する許可申請書

大藏大臣　　殿

昭和　年　月　日

申請者

住所

職業

關係

會社名又は關係

代表者氏名

標記の件について左記の通り申請致します

一、本店の所在地、商號及び資本金（公稱資本金並びに拂込資本金）

二、申請者の事業種類及び事業概要

Application for Permission relating to Taxpaying of Branches or Agencies in Japan whose Head Office is abroad.

....., 1948.

To: Mr.
Minister of Finance.

Applicant:
Address: .....
Business: .....
Nationality: .....
Name of the Company: .....

Name of the Representative: .....

Sir:

We hereby apply for permission relating to the heading matter as follows:

1. Location of Head Office, Name and Capital (Capital authorized and Capital paid-up): .....
2. Kinds of Business of the Applicant and Outline of Business: .....
3. Kinds and Amount of Tax, Amount of Delay or Default and Name of the competent Taxation Office: .....
4. Method of Tax-paying: .....
5. Other referential Particulars: .....

三、課税の種類及び課税額、延納又は滞納金額並びに所轄税務署名

四、納税方法

五、其の他参考となるべき事項

昭和二十三年大蔵省令第三十一号

証券会社等営業許可

大蔵大臣　殿

郵便番号

営業所

商　　号

代表者氏名

電　　話

会社名又は商號

買入先銘柄名称	買入金額	買入年月日	買金の銀行及び手形	買金の銀行及び手形の割引又は預金等の残高	その他参考となる事項	備　　考

Application for Permission to Trans-buying of Securities

To Minister of Finance

Address

Name of Company

Name of Representative

Telephone No.

Name of Agent

We apply for permission mentioned in the following matters as follows:

1. Location of Head Office, Name and Capital (Capital subscribed and paid-up):

2. Other Important Particulars:

3. Kinds and Amount of Tax, Amount of Delay or Default and Name of the competent Taxation Office:

4. Method of Tax-paying:

5. Kinds of Business of the Applicant and Outline of Business:

Name of Company	Capital	Address	Name of Representative

Date

Signature

1. 本店の所在場所、名称及び資本金（払込済）の額並びに売買取引（Cash basis）の別
2. その他参考となる事項
3. 税の種類及び金額並びに納期限又は滞納の場合はその旨及び税務署名
4. 納税の方法
5. 申請者の営業の種類及びその概要

Report on the Bank Deposits & etc. pursuant to the Ordinance No. 31 of the Ministry of Finance, 1948

Submitted at : ..... , 1948.

To : Mr.
Minister of Finance.

Reporter :

Address : .....

Business : .....

Nationality : .....

Name of the Company : .....

Telephone : .....

Name of the Representative : .....

Sir :

We hereby report on the heading matters as follows :

Name of the Bank Deposited.		Amount of Deposits.	
Kinds and Numbers of Deposits.		Date of Deposit.	
Source of the Funds deposited and their Origin.			
Other referential Particulars.			
Remarks.			

委任状

住所
申請者
氏名
電話
会社名又は団体名
代表者氏名

二、特定事業計画
　別紙のとおり

一、特定金額

鑑定の件について左記の事項を御依頼します。

大蔵大臣

昭和　年　月　日

昭和二十三年大蔵省令第　号に基く鉱業法施行規則（包括）許可申請書

に添える預金等の特定（包括）

国土資源省

Name of the Representative :
代表者氏名

Telephone Number :
電話番号

Name of the Consultant :
鑑定士氏名

Address :
住所

Name of the Applicant :
申請者氏名

Purpose :
目的

Amount :
金額

Date of Deposit :
預入年月日

Kinds and Numbers of Deposits
預金の種類及び番号

Source of the Funds deposited
預金した資金の出所

Other matters necessary for reference
参考となるべき事項

Remarks
備考

Application for Permission of Withdrawal (comprehensive) of Blocked Deposits as stipulated in the Ordinance No. 31 of the Ministry of Finance, 1948.

To: Mr. ....., 1948.

Minister of Finance.

Applicant:

Address: .....

Business: .....

Nationality: .....

Name of the Company: .....

Telephone: .....

Name of the Representative: .....

Sir:

We hereby apply for permission relating to the heading matter as follows:

1. Amount of Withdrawal: ¥.....
2. Expected Date of Withdrawal: .....
3. Use of Money withdrawn: .....
4. Name of the Bank deposited: .....
5. Kinds of Deposits and Numbers of Pass Books: .....
6. Present Amount of Deposits: ¥.....
7. Source of the Funds deposited and their Origin: .....
8. Other Matters for Reference: .....

三、払戻金の使途

四、預入先銀行名

五、預金の種類及び通帳番号

六、預金現在高

七、預金となりたる資金等の出所及びその發生事由

八、その他參考となる事項

Application for Permission of Withdrawal (comprehensive) of Blocked Deposits as stipulated in the Ordinance No. 31 of the Ministry of Finance, 1948.

....., 1948.

To: Mr.
Minister of Finance.

Applicant:
Address: .....
Business: .....
Nationality: .....
Name of the Company: .....
Telephone: .....
Name of the Representative: .....

Sir:

We hereby apply for permission relating to the heading matter as follows:

1. Amount of Withdrawal: ¥_____
2. Expected Date of Withdrawal: .....
3. Use of Money withdrawn: .....
4. Name of the Bank deposited: .....
5. Kinds of Deposits and Numbers of Pass Books: .....
6. Present Amount of Deposits: ¥_____
7. Source of the Funds deposited and their Origin: .....
8. Other referential Particulars: .....

三、拂戻金の使途
四、預入先銀行名
五、預金の種類及び通帳番号
六、預金現在高
七、預金となりたる資金等の出所及びその發生事由
八、その他參考となる事項

8. Other referential Particulars :

3. Use of Money withdrawn :

2. Expected Date of Withdrawal :

1. Amount of Withdrawal :

We hereby apply for permission relating to the handling matter as follows :

Sir :

Name of the Representative :

Telephone :

Name of the Company :

Nationality :

Business :

Address :

Telephone :

Name of the Representative :

Date :

Application for Permission relating to Withdrawal (Remittance) of Blocked Deposits in the Clearance No. 3 of the Ministry of Finance, 1948

Ministry of Finance

M3-74

369.37
73Ya.so

山口支

昭和23年4月10日現在

株式会社 社内 法律事務 表

労務管理士
社会保険労務士
行政書士事務所

朝鮮関係會社在内資産負債對表（昭和二十年九月十四日現在）

第一号表

流動資産

現金	自由金	第一封鎖	第二封鎖	受取手形未收金	商品棚卸額	其他	計
791.136 (21)	203.543 (36)	3.913.785 (59)	13.860.215 (07)	1.686.776 (28)	603.216 (29)	15.280.490 (11)	36.338.564 (07)

設備資産

土地	建物	設備機械	備品什器	其他	計
1.872.895 (12)	4.417.621 (37)	2.581.008 (30)	193.043 (38)	8.066.115 (39)	17.091.583 (53)

投資

國債	有價証券	長期貸付	其他	計	總計
48.832	9.645.165 (67)	55.000	1.723.219 (33)	11.472.216 (21)	64.904.374 (00)

港外轉載戰後對策中央協議會

米ケ丘 553.47 73.2.20

第二号表

会社事業設備後期第十次協議会

海外

項目	第一期	第二期	第三期	第四期	計
工期	82ヶ月	68ヶ月	52ヶ月	17ヶ月	219ヶ月
設備費	573億円	5,921,176千円	2,227億円	795,114百万円	1,509,944,655円
人件費	339,078人				
資材費					
計					

項目	第一期	第二期	第三期	第四期	計
土地	倉庫	事務所	工場	計	
26,942坪		357ヶ所	1,865,665㎡	2,128,510㎡	

項目	第一期	第二期	第三期	第四期	計
調査	測量費	設計費	建設費	計	
4,800人	45,238人	34,456人	457,250人	553,194人	

総計
17,696,901人

項目	第一期	第二期	第三期	第四期	計
調査	測量費	設計費	建設費	計	
48,832人	1,824,185円	22,000人	1,252,113人	3,098,330人	

総計
6,447,331人

国立国会図書館蔵書

新合算

流動資産

現金	当座預金	普通預金	定期預金	受取手形	売掛金	棚卸資産	その他	計
779.4[illegible]3	204.117	4[illegible]3.885	19.787.371	1.688.4[illegible]	879.331	23.7[illegible]	5[illegible]3.219	

設備資産

土地	建物	機械装置	備品	その他	計
2.135.386	4.417.621	2.581.008	573.391	9.931.780	19.230.107

投資

国債	有価証券	長期貸付	その他	計
53.632	9.690.373	79.456	2.[illegible]46.9	12.007.952

総計
82.60[illegible].275.85

会社数 903 (91, 111, 1)

資産別 甲 6 (5, 1)　乙 12 (9, 3)　丙 63 (49, 14)　無 122 (28, 94)

We have examined the accounts of the _____ and (subject to the Valuation of Plant, Patents, and Good-will being Correct) We certify that, in our Opinion, the above Balance Sheet correctly sets forth the financial ~~po~~ position of the Company as of December 31, 19....

会社名の諸勘定を調査したが(設備、特許並に暖簾の評価が正当である限り)我々の上記貸借対照表は昭和　年　月　日に於ける上記当社(社)の財産状況を正確に表示するものであることを証明する。

(Place) (Date)
場所　日附

Tokyo ..... 19.....

署名
(Signed) _____

理事會要錄

朝鮮事業者會

M3-76

334.6
369.37
T3.Y2

山文書
2

山口文書
No. 2
334.6
369.37
T31a.2

昭和廿参年壱月弐八日

理事会要録（第23/1號 昭和二十三年一月九日）

海外事業戦後対策中央協議会

東京都千代田区富士見町一ノ一〇
共栄ビル四階 電話九段（四）九二番

当協議会ハ昭和二十年十一月三十日創設以来諸種ノ関係向ヲ取纏ツテ運レ本会ガ海外引揚事業者ノ団体トシテ強固ナル基盤ト実力ヲ有スルコトガ各方面ニモ明確ニ認メラルル事ト相成リ諸方面ニ其ノ成果ヲ挙ゲ得タ部面モ多分ニアルガ尚引続キ未解決ノ向ヲ多量ニ存シテ終戦ガ三年ヲ迎フルコトトナツタ。コノ学識ト経験ノ結合体タル実力ヲ認メラルヽニ至ツタコトハ偏ニ理事並ニ会員諸彦ノ努力ニ依ルコトナガラ相ニ御同慶ノ至リデアル。

共7枚

延ニ昭和二十三年ノ新春ヲ迎ツルニ当リ同支ニヶ年間ニ取扱ツタ主ナル問題ヲ回顧、概括スルコトトスル

一、事務所ノ移転、終戦ノ大手町「正金ビル」ガ昨年九月進駐軍ノ命ニ依リ閉鎖徴用ノ事務所ニ指定サレタ為メ現在ノ千代田区富士見町一ノ一ノ共済ビル四階、便益九段四ノ九ニ暫ニ移転シタ

二、海外資産ノ損失補償問題　ニ関シテハ補償委員会ヲ設ケ臨時研究ヲ重ネ関係当局ト連絡ヲトリ陳情書ヲ関係各当局ニ提出一方英文書ハマ司令部ニ提出シタ一面各政党、海外関係有力者、新聞社方面トモ懇談会ヲ開催シテ之ガ了解ニ努メタ直接効果ハ薄ハレナイニシテモ国際補償ノ如ク打切決定モナキノミナラズ本問題ハ講和会議後ニ譲ルノ決定ヲ見タコトハ実効ヲ認メネバナラヌ　尚本件ハ機ヲ見テ陳情ニ適スル方途ニ返進スルツモリデアル。

三、「海外日本人企業ノ平和的性格ト」ノ編纂　在外日本人企業ガ免角侵略的発展ナリトノ誤見ヲ矯メ現地ノ経済向上ニ寄与シタル実ヲ結論シテ助ケ日本ノ海外企業ハ平和的、友好的ニ進出セルモノナルコトヲ実証スル為メ昭和二十一年四月末之ガ編纂委員ヲ設ケ高宮（東大）川野（東大）山田（商大）三教授主幹ノ下ニ各部会ヨリノ貴重ナル資料ヲ基調トシテ編纂ニ執筆　昨年五月完成　原稿一括外務省、大蔵省ニ提出シタ、何レ印刷ノ上各部会方面其ノ他ニ配布スル手筈デアル。

四、在外財産ノ総額調査　ニ関シテ予テ各部会ヨリ資料ヲ蒐集シテ研究中ノ処庁側ニ「在外財産調査会」ノ発足ヲ見ルニ至リ之ニ本会ヨリ委員並ニ評価員ヲ送リ全面的ニ協力スルコトトシタ。

五、更生事業委員会ノ活躍　海外引揚者ノ更生ヲ計ル一面、日本再建ニ直チニ役立ツ事業ノ審査、指導ヲ目的トシテ日本科学技術聯盟ト共催シテ「産業技術協力会」設立ヲ企画シ、朝野各方面有力者ヨリ発起人、賛成人百数十名ヲ得関係当局ニ建言、之ガ設立計画中ナリシ処経済安定本部ヲ中心トスル各省委員ヨリ成ル更生事業対策協議会ニ於テ閣議決定ニヨル民間団体トシテ新タニ「更生事業推進中央会」設立実成立シソノ趣旨、運営方針等ニ於テ前記「産業技術協力会」趣旨ヲ全面的ニ織込ミ一

層拡張セル団体発足セラレントスルニ及ビ之ニ合流スレニ併シ本会ヨリ〃ノ副会長
理事、評議員ヲ送リ協力スルコトトナッタ。

六、其ノ他事業施設ノ実現　経本、又ハ厚生省関係公共作業施設ノ実行及ビ内地転換事
業ノ為メノ当局及金融機関等ニ対スル斡旋ニヨリ新規事業ノ開始、実業救済ニ役立
チタル面相当数アリ。

七、官庁（主トシテ大蔵省、外務省、厚生省）ヨリノ海外事業関係指令ノ伝達、調査
事項ノ速進等、従来通リ部度数量ニ遂行シテ居リ当局側ニ於テモ本会ノ協力ヲ多ト
シテ居ル次第デアル。

八、協議会事務機構ノ拡張　従来本会ノ事務組織ハ庶務部、調査部、在外資産部、更
生事業部、歩外部ノ五部デアッタ処昨年七月大蔵省管理局ノ事務タリシ「外地ニ本
店ヲ有スル本邦会社ノ国内財産管理事務」ノ委嘱ヲ受クルコトト内定シタルニ付之
ガ準備等ノ為メ新タニ「管理部」ヲ新設、本会理事表部慶之進氏ニ本会ノ常務理事
ニ就任ヲ願ヒ管理部長ヲ管掌願フコトトシ又本業務執行員トシテハ為地域部会代表理

事ノ推薦ニカヽル優秀ナル人材ヲ本会主査ニ採用シテ事務処理ノ準備ニ取リ掛リタ
而シテ右管理事務ハ政府追加予算可決ノ関係上　大蔵省管理局ヨリ十二月廿六日ニ
至リ正式ニ前記財団法人更生事業推進中央会ヲ経由シテ本会ニ下命アリ本業務組織
ヲ軌道ニ乗セル為メ当未ニ却シ迅ツテ管理関係着会社ニ対スル通牒、事業者団体ト
ノ連絡等ノ処理ニ大車輪日迄全員由勤大馬力デ懸注シタ次第デアル、斯クノ如クシテ
本件千係事項ニ就テハ夫々各部会事業者団体宛通達シタル通リニテ今後順次書類印
刷等ノ作成ニ伴ヒ司令部並ニ大蔵当局宛報告事務ヲモー貫シテ取扱フコトトナッタ
目下業務モ漸次期ナル為メ相当連絡上ニモ不便不備ガアルト思ハレルガ折角本委嘱
事務ノ完理ヲ期シ度関係団体ノ御協力ヲ御願ヒスル次第デアル　尚コノ多忙ヲ極メ
タル本事務ニ対スル猛烈ナル援助並管理部長ノ熱意ト処理ニ対スル精力ニハ満腔ノ敬意ヲ表ス
ルト共ニ今後ノ運営ニモ絶大ノ信頼ヲ期スル次第デアル

管理部長――管理部次長――
（殖産常務理事）（松浦信次）

乃本部統轄ノ下ニ併行シテ傘下事業者ヲシテ本会ノ業務遂行ニ遺憾ナキヲ期シテヲル訳デアル。

満洲	千保	高塚岩雄	奥瀬亮平
朝鮮	〃	渡辺豊	
台湾	〃	松浦信次	
北支	〃	村本克二	
南方	〃	村本克二	
南洋群島	〃	小坂清見	
中支	〃	長谷川六三	
蒙疆	〃	小坂清見	
南支	〃	小坂清見	
本部直轄		松浦信次	
所属本庁		松浦信次	

調査事項

一、引揚者等中技術者の活用に付ての調査の件
右ノ件ニ付今般更生事業推進中央会ヨリ本会宛左記ノ通リ調査依頼が有リマシタ故
ヤ御手数調査報告書ニ部本会宛御提出願ヒマス
「今般更生事業中央推進会ニ於テ関係方面ト連絡シ引揚者等中技術者ノ活用ヲナシ得ル事業（例 公共事業資源調査等）ノ推進ヲ図リ以テ現下我国経済ノ再建ニ寄與シタイト考ヘ引揚者、技術者ノ状態ヲ調査致シ度ク在外会社ニシテ旧職員ニ相当数ノ技術者ヲ有スルモノニ付左記内容ニヨリ御調査可能ノ範囲内ニ於テ御回示頂シ度ク御願ヒ申上ゲマス」

種別	技師長級	技師級	技手級	居所地別
鉱				
冶金				
化学				
農林				

農林土木			
土木			
建築			

「註」一、本調査ハ要招用技術者ニ関スルモノデスカラ失業若クハ猪在失業ノ実況ニアルモノノ数ヲ挙ゲテ下サイ

二、招用ニハ仕所ノ関係モアリ、出来得ル限リ都道府県別ニ其数ヲ挙ゲテ頂キ度イ

三、番号種別ニ入ラナイ技術者ガアレバ別ニ掲ゲテ説明ヲツケテ下サイ

四、尚技術師長級ノ方ニ付テハ個々ノ氏名住所ヲモ別ニ記載下サイ

二、特殊会社設立禁止ニ関スル件

大蔵省訓令第二三九條ヲ以テ左ノ通リ訓令シ昭和十二年十月十九日附ヲ以テ当協議会ヨリ各部会宛御通達シタ通リ、特殊会社ヲ設立スルコトニナッタ故尚未ダ設立未済ノ関係会社ニ於テモ之有リ度イ。

特殊会社ノ設立ニ関スル件

一、政府ハ命令ヲ以テ特殊会社ノ設立ニ関シ左ノ事項ヲ定ムルコトヲ得

二、特殊会社ハ其ノ設立ニ際シ発行スル株式及ビ所有ノ社債ノ全部又ハ一部ヲ政府ニ於テ引受ケシムルコトヲ得

三、政府ハ命令ヲ以テ特殊会社ノ設立ニ関シ必要ナル監督ヲ為スコトヲ得

四、政府ハ命令ヲ以テ特殊会社ノ設立ニ関シ必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

五、政府ハ命令ヲ以テ特殊会社ノ設立ニ関シ必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ハ拘留又ハ科料ニ処ス

七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル命令ヲ為スコトヲ得

八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

十九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

二九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

三九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

四九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

五九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

六九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

七九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

八九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

九九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百十九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百二九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百三九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百四九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百五九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百六九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百七九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八十、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八一、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八二、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八三、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八四、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八五、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八六、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八七、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八八、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ業務ニ関シ監督上必要ナル処分ヲ為スコトヲ得

百八九、本法ニ依リ為シタル命令ニ違反シタル者ニ対シ其ノ違反ニ関スル特殊会社ノ

融資申込件数（百万円以上ノモノ二四）　三六件
（以下ノモノ一二）

更生事業計画調査会提出件数

右決定件数（決定件数業種別内訳）

鉱業	二五	〃
工業	二〇	〃
農林水	二一	〃
交通	一〇	〃
営業	五	〃
	一	〃
	三	〃

理事會要録（第23回）

本年度第四回理事会　昭和二十三年一月三十日

出席者　一月

大蔵省管理局管理課　野田事務官臨席

荒川会長　田村専務理事、渡部常務理事

各部会代表理事（又は代理）

渡部（台湾）山口（朝鮮）田村（満洲）

棚山、増田（南方）横井（北支）岡本（戦地）山口（華支）清水（帝都）鋼村（二葉）

白井原務部長　松浦管理部次長　管内調査部長、山田調査副主査、小林調査部係記

以上二十一名

議題

(一)　二月十三日、日比谷公会堂に於て全国引揚者大会開催せらるゝ趣にて其の際又は一ケ月として左記項目を強調せらるる由

イ、在外資産戦失補償問題の満足なる解決

ロ、永帰還者の全面的引揚完了
ハ、引揚者生活権の確立完成
ニ、引揚者生活困窮せる者に対しては自立し得る迄相当公課の減免せよ
ホ、生業資金の貸出限度を増額せよ
ヘ、引揚者更生事業に対する事務の優先取扱ひをせよ
其の他

右に対し本会として第一項の件特に関心を要するが、之に属すべき本会態度を如何に有ふ可きや

(二) 管理事務處理状況経過報告（質疑応答）

諮題(一)に対し田村事務理事より各部会理事の意見を徴した處議処理事、田村（彦）理事、山口理事、笹寺理事、水永理事よりそれ〳〵之に属す可き本会態度に付種々なる意見の開陳ありたるが之等意見を綜合するに大体左記内容に一致して居る。

(1) 補償問題の解決には引揚者個人側と引揚事業者団体とが連携して歩調を合して政府を押して行く可きだと思ふ。然し従来実際問題として引揚者個人側にば運動の実行中心人物が把握し難い感があり、即ち連携相手がないと言ふことになる、併し乍ら補償を受ぬ〳〵と熱望もなりとも関心を失はざる様努めることは結構なり

(2) 補償問題は昭和二十一年七月吉田内閣当時各大臣を歴訪し、又総司令部に対しても夫々陳情して兎に角補償打切りとならず講和会議後に譲るの周議決定を得て居る以来引続き運動の機会を見て今回に至つて居るので今回の引揚者大会の如何なる反響を齎らすかその辺のところを見極めてスローガンが当局其の他に如何事業者団体の立場より動くを時宜に適するものと思ふ、大会の機会に便乗的な態度に出るは小の様な引揚者事情より見て好ましからず

(3) 引揚者団体には本会田村（彦）理事（満洲）山口理事（朝鮮）も関係ある故に二月十三日迄に大会の情報を願ひ一面本会補償委員会も招集して検討したい

(4) 実際問題として当局より補償をやると言ばれても如何なる方法によるか如何なる基準によるかの答申も直ちに困るとなる角度より之が資料に基き科学的に起案することを補償委員会に於て研究することといしたい

荒川 会長

本会が補償問題を最初に取扱つた当時にあつては連合軍の意向は海外で活躍した商社は即ち軍への協力者にして日本の誤つた政策に第一に加担した商社であり、従つてその所有する海外財産も根こそぎより無償没収するとの空気であつた。これが日本政府に反映する処となり補償問題の処理には政府も吾々も非常にデイミツドにならざるを得なかつた。

ずるに今日においては連合国の考え方も変り又吾政府も此の実連合軍に対する可能性相当薬になつて来た様に感ぜられる唯此の問題は我が海外資産は巨大なるものであるため日本の財政緊迫が大きな原因となり、補償問題が起きは延ばせるものは延ばせる丈後廻しの扱ひ事項とし先づ我財政の建直しが先決問題をなる、唯ふに我々敗戦国民の責任は国の内外を問はずある可きで財産の国内に在る商社も国外に在る商社も公平に取扱はる可きであり、国内の物が補償されるならば外国に在るものも同様の扱を受け補償さるべきと思ふ。

扨言すれば民間所有の賠償厳去施設に対する補償が放棄化して（賠償施設等厳去令昭和二十二年十二月二十九日政令第三一八号）従つて国内の補償が行はれるなら国外も同様為さるべく唯本邦財政事情好転の暁にその限度も手段も方法も決められて実現するものと信ずべきである。

要は海外財産のみを切離して補償云々等の如きは無理であり内外平等の取扱を主張することが通り易く考える。

併し乍ら補償問題を吾国から急却さるる様な事は絶対に避けるべきは肝要と思ふ。

議題(三)、の管理事務処理状況並過般報告は渡部管理部長より今日迄に提出された各被指定会社の報告書類を検討した結果に付御見を聴べられた。

イ、報告書類の提出状況

第一回報告分		第二回報告分	
会社名	報告書類（一三三〇年六月末現在）株	会社名	同上（一三三〇年六月末現在）株
大阪商船	一、三〇〇、〇〇〇	大阪商船	一、三〇〇、〇〇〇
日本郵船	一、〇〇〇、〇〇〇	日本郵船	一、〇〇〇、〇〇〇
東京海上	一、〇〇〇、〇〇〇	東京海上	一、〇〇〇、〇〇〇
日本火災	一、〇〇〇、〇〇〇	日本火災	一、〇〇〇、〇〇〇
大正海上	一、〇〇〇、〇〇〇	大正海上	一、〇〇〇、〇〇〇
安田火災	一、〇〇〇、〇〇〇	安田火災	一、〇〇〇、〇〇〇
日産火災	一、〇〇〇、〇〇〇	日産火災	一、〇〇〇、〇〇〇
東京火災	一、〇〇〇、〇〇〇	東京火災	一、〇〇〇、〇〇〇
帝国火災	一、〇〇〇、〇〇〇	帝国火災	一、〇〇〇、〇〇〇
興亜火災	一、〇〇〇、〇〇〇	興亜火災	一、〇〇〇、〇〇〇
共栄火災	一、〇〇〇、〇〇〇	共栄火災	一、〇〇〇、〇〇〇
計	一〇、三〇〇、〇〇〇	計	一〇、三〇〇、〇〇〇

ロ、提出報告書の中で同会部導次と相違する点相当あり、その原因とも見らるる、語

(1) 該当商社において経理事務に堪能な事務家に欠く事
(2) 該当商社の経理帖簿整理不完全なるものあり
(3) 報告書式が各社の帖簿様式と異る為め
(4) 本支店相互間の経理処理の連絡が悪いため

八、右様の経理組織の常識徹底と、この報告書類の査閲上の知識を一層向上して迅速良好を期するため近々経理事務専門家を聘して具体的説明を聴く会合をしたいと思ふ、これには、官庁側、協議会側、事業有用体側の夫々事務担当者に参集を願ふつもりである

二、報告書中ボツ〳〵、財産を処分して商社の維持費に充当してゐる向を散見するが之は総べて許可事項であり Balance sheet 面の記載方法も一定すべきに付特に敏速適切なる財産処分を欲する商社に対しては其の申出に依る本会より当局へ申請して能ふ限り積極的な処分許可を取得する様取計ひたい

ホ、報告書提出を拒む向に対しては已むを得ず大蔵当局に届け出で司令部迄も通告さるることになつて居る、此の点数的な商社も注意を要すべきである

ヘ、関係法令解釈のプリントが完成したるに付送令内容は大体了承の事と思はるるが事務担当者に対し一応その解説をしたいと思ふ

○私的独占の禁止及公正取引の確保に関する政令第三九号の解釈に付て

昨年十一月八日発令された政令第三三九号第一条第一項第五号の規定中「第十条の規定による調査に関する事務」とあつたのを大蔵省管理局小野事務官に対して質疑したところ

(答) 第二条記載の他の会社の株式の取得が総資産の四分の一を超えてゐたものは云々とは他の会社の株式の取得が所有する会社の総資産の四分ノ一を超えると解すべきであり、次に記載すべき株式は両局長官の許可を得た店舗にあつては昭和二十一年大蔵省告示第六九三号報告書非転換会社にあつては会社経理応急措置法第十条第一項の規定による報告書(帖簿価額)を指すのであるが、其の時機に付ては目下当局において審議中の題である

因に本政令第二三九号取扱細目に付ては現在管理局は公正取引委員会等と審議中につき其の決定の上改めて通達するとのこと故、其の上にて詳細を御報告することにする

○賠償施設の撤去令に付き

民間新庁の内地施設の撤去に関し、昨年十二月二十九日政令第三一八号を以て賠償充当設備等撤去令が公布せられた条文中最も重視すべきものは左記第拾條と思惟せらる

第拾條全文

「第六條第一項の規定に依る収用の処分により生じた損失の処理に関しては適合

関と一本国と一関に千和線約が編成された後に於て返還でこれを定める」

第六條「指定設備等は主務大臣が適当なくこれを収用しようとするのときには別に政令が定めるところにより、当該指定設備等の所有者又は占有者に対し收用令書を交付しなければならない」

了

海外事業戦後対策中央協議会規約

第一條　本会は海外事業戦後対策中央協議会と称する。

第二條　本会は外国に本店を有する商社（以下在外商社という）の接收せられたる在外財産に就ての善後措置及びそれら商社の本邦内に在る支店、出張所等（以下在内支店等という）の保有する財産の管理及び保全に関する事務を協同して処理することを目的とする。

第三條　本会は前項の目的を達成する為左の業務を行う。

(イ)　在外財産の補償要請に関する事項

(ロ)　在外商社の状態の調査及び其の本邦内に有する資産の調査

(ハ)　在外商社の在内支店等の昭和二十年大蔵省令第八十八號に基く財産管理保全事務及び昭和二十一年大蔵省告示第六百九十二號による決算報告書の調製並に提出に関する事務の指導並に代行に関する事項

(ニ)　在外商社の本邦内に在る帳簿其他の資料の整理保管事務の代行に関する事項

(ホ)　其他前各號に関連する事項

第四條　本会は本部を東京都千代田区富士見町一丁目十番地に置き、従員会の決議によって各地に支部を置く。

第五條　本会は在内支店等の代表者又は責任者を以て組織する。

第六條　前條の代表者又は責任者は総て本会に加入することができる。

第七條　本会の会員は本会の事業に協力する義務を負う。

第八條　本会の経費は会員其他の寄附金及び第二條に掲ぐる目的達成の爲に交付された政府の補助金によって支弁する。

第九條　本会は本会の目的達成に協力する団体に対し其の事務費を補助することができる。

第十條　本会に役員として会長一名及び理事若干名を置く。

第十一條　会長は理事の合議により之を委嘱する。会長は会員外の者たるを妨げない。

第十二條　会長の任期は三年とする。

本会設立当初の理事には本会の設立発起人であった者が之に当る。

理事を補充又は増員する場合は会長が会員中より之を指名する。必要ある場合には会員外の者に委嘱することを妨げない。

理事の任期は四年とする。

第十三條　会長は会の事務を統轄し会を代表する。会長事故ある時は会長の指名する理事が会長の職務を代行する。

第十四條　理事は会長を補佐し会の事務を執行する。

第十五條　会長及び理事は役員会を組織し会の運営に関し重要事項を決議する。

第十六條　本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日迄とする。　会長の指名する理事一名は本会の経理を監査する。

第十七條　会長は毎会計年度に於ける経理状況を監督官廳に報告し其の承認を受けるものとする。

第十八條　本会は左の場合に監督官廳の承認を受けて解散する。

一、本会の目的たる事業の終了したるとき、

二、役員会が解散を決議したとき、

海外事業戦後対策中央協議會規約

第一條　本會は海外事業戦後対策中央協議會と称する。

第二條　本會は外國に本店を有する商社（以下在外商社という）の接收せられたる在外財産に就ての善後措置及びそれら商社の本邦内に在る支店、出張所等（以下在内支店等という）の保有する財産の管理に関連する事務を協同して処理することを目的とする。

第三條　本會は前項の目的を達成する爲左の業務を行う。

(イ)　在外財産の補償要請に関する事項、

(ロ)　在外商社にして本邦内に資産を有するものの調査、

(ハ)　在外商社の在内支店等の昭和二十年大蔵省令第八十八号に基く財産管理事務及び昭和二十一年大蔵省告示第六百九十二号による決算報告書調製並に提出に関する事務の指導並に代行に関する事項、

(ニ)　其他前各号に関連する事項

第四條　本會は事務所を東京都千代田区富士見町一丁目十番地に置く。

第五條　本會は在内支店等の代表者又は責任者を以て組織する。

第六條　前條に掲ぐる者は会の承諾を得て誰れでも会に加入することができる。

第七條　本会の会員は本会の事業に協力する義務を負う。

第八條　本会の経費は政府の補助金及び会員その他の寄附金により支弁する。但し政府の補助金に充てはその[redacted]に従って之を使用する。

第九條　本会は本会の目的達成に協力する団体に対し助成金を支給することができる。

第十條　本会に役員として会長一名及び理事若干名を置く。

第十一條　会長は理事の合議により之を委嘱する。会長は会員外の者たるを妨げない。

第十二條　本会設立当初の理事には本会の設立発企人であった者が之に当る。

理事を補充又は増員する場合は会長が会員中より之を指名する。必要ある場合には会員外の者に委嘱することを妨げない。

理事の任期は四年とする。

第十三條　会長は会の事務を統轄し会を代表する。会長事故ある時は会長の指名する理事が会長の職務を代行する。

第十四條　理事は会長を補佐し会の事務を執行する。

第十五條　会長及び理事は役員会を組織し会の運営に関し重要事項を決議する。

第十六條　本会の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日迄とする。会長の指名する理事一名は本会の経理を監査する。

第十七條　本会は左の理由により解散する。

一、本会の目的たる事業の終了したるとき、

二、役員会が解散を決議したとき、

海外事業戦後対策中央協議会を設立する爲発起人に於て本規約を作製し発起人一同左記に記名捺印する。

昭和　年　月　日

第一條　本組合は在外商社戰後処理組合と称する。

第二條　本組合は外國に本店を有する商社（以下單に在外商社といふ）の本邦内に在る支店、出張所、事務所等（以下單に在内支店等といふ）の代表者又は責任者の、昭和二十年大藏省令第八十八号に基く財産管理義務及び昭和二十一年大藏省告示第六百九十二号による決算報告書提出義務を、忠実に履行する爲これらに関する事務を協同して処理することを目的とする。

第三條　本組合は前項の目的を達成する爲左の事業を行ふ

(イ)　在外商社にして本邦内に資産を有するもの、調査

(ロ)　在外商社の在内支店等の財産管理に関する事務の指導及び代行

(ハ)　在外商社の在内支店等の決算報告書調製に関する事務の指導及び代行

(ニ)　其他前各号に関連する事業

第四條　本組合は事務所を東京都千代田区富士見町一丁目十番地に置く。

第五條　本組合は在内支店等の代表者又は責任者を以て組織する。

第六條　前條に掲くる資格を有する者は組合の承諾を得て脱退することができる。

第七條　本組合の組合員は本組合の事業に協力する義務を負ふ。

（以下、組合員の負担金について定めた条項）

府の補助金に就ては其の條件に從つて之を使用する。

第九條　本組合は本組合の目的達成に協力する団体に対し助成金を支給することができる。

第十條　本組合に役員として組合長一名及び理事若干名を置く

第十一條　組合長は理事の合議により之を委嘱する。組合長は組合員外の者たるを妨げない。

組合長の任期は三年とする。

第十二條　本組合設立当初の理事には本組合の設立発企人であった者が之に当る。

理事を補充又は増員する場合は組合長が組合員中より之を指名する。必要ある場合には組合員外の者に委嘱することを妨げない。

理事の任期は四年とする。

第十三條　組合長は組合の事務を統轄し組合を代表する。組合長事故ある時は組合長の指名する理事が組合長の職務を代行する。

第十四條　理事は組合長を補佐し組合の事務を執行する。

第十五條　組合長又は理事は役員会を組織し組合の運営に関し重要事項を決議する。

第十六條　本組合の会計年度は毎年四月一日から翌年三月三十一日迄とする。組合長の指名する理事一名は本組合の経理を監査する。

第十七條　本組合は左の理由により解散する

一、本組合の目的たる事業の終了したるとき

二、役員会が解散を決議したとき

在外商社戦後処理組合員を設立する為発企人一同左に記名捺印する。

昭和　年　月　日

理事會要錄（第29編・昭和二十三年二月二十日）

海外事業振興対策中央協議会

東京都千代田区富士見町一ノ一〇
（共済ビル）　電話九段(33)四〇九二番

本年度第七回理事会

二月一九日

出席者

荒川会長、田村専務理事、渡部常務理事
各部会代表理事（又は代理）
渡部（台湾）　山口（朝鮮）　田村芳（満洲）
佐藤（南洋群島）　鹿山（北支）　阿瀬見（南方）
塚寺（歴草）　伊藤（樺太）　江守
松原管理部次長、山田調査部主査

議題

(一)　二月十三日　日比谷公会堂に於て開催せられたる全國引揚者大会に関する件

本大会就中そのスローガン(イ)「在外資産損失補償問題の満足なる解決」に対して協議会の処すべき態度如何?、に就ては既報昭和二十三年一月三十日発行理事会要録第2/2号に概要掲載し置いた通り第四回理事会席上、各部会代表理事より種々の意見が提喝、交換された結果、当協議会としては一応本大会終了後に於ける反響を見ると言ふ

ことに帰結してゐたが、大会当日　田村幸理事副より人に派してその横断を制禁せしめられた。

左記に大会状況を大略報告する

大会参加人員約三千名、司会者に参議院議員秋山長造氏推挙大会終了後参加人員の約半数はデモ行進を開始す　労働運動者登壇の激励演説は心良しとせず退げらるゝ当日スローガンは

イ、戦争犠牲員組を公平化すべし

ロ　海外残留同胞の引揚を直ちに完了せよ

ハ、遺家族、留守家族引揚患者の生活保証を徹底せよ

ニ、生活保護法を改正し其の運用を民主化せよ

ホ、更生資金を積極的に放出せよ

ヘ　生活扶助組合を即時制定せよ

ト　企業解放を合理化せよ

チ　失業対策、極産施設の設置を積極化せよ

リ　会を同胞を緊急に解決せよ

ヌ　戦争犠牲者対策審議機関を設置せよ

ル　民主平和文化国家を急速に完成せよ

と内容に多少の変更を見られた。

大会動前は本大会の決議案を持つて各大臣及衆参両院議長を往訪、スローガンにて決議案を突きつけたが、生憎今次政変の為め総理大臣は不在であり　各省大臣も大部分秘書官に面接大会趣旨はよく解つたが本件は次期内閣に引つぐことゝするとの事であり、衆参両院議長も政変に依る不在のため取次き係員に大会趣旨、決議、横断等を伝へ兎に角尽かさせることゝした由であるが概略以上の如き状況にて遺憾だがら今回は所期の成果は挙げ得られず　大会としては的外れに終つた形とつただ横断に見受けられる。いづれにしても当投議会として・は大会終了後に於ける全般反響を見ると言ふことに変りはない。

(二)

管理事務履理状況

昭和二十三年一月三十日発行理事会要録第23/2号掲載以後昭和二十三年二月二十日迄に於ける管理事務報告書類の提出状況は次表の通りである。

第一号表　会社

	提出すべき数	提出すべき者の数
一月二〇日迄大蔵省へ提出済の分	一一二	一一
朝鮮	八八	八二
台湾	三二	三二
南洋	九一	九一

第二号表　会社

	提出すべき数	提出すべき者の数
一月二〇日迄大蔵省へ提出済の分	二〇	一九
朝鮮	一一八	六四
台湾	二六	一九
南洋	四八	一八

機関	三四大	二九五（八五三ル）	五三七	二七八（五一八ル）
札幌局	一二三	一〇一	一五五	八五
仙台〃	三五	二五	八一	二八
東京〃	一	一	一二	八
名古屋〃	五	五	一〇	七
大阪〃	一三	一三	九	一九
広島〃	一一	一一	四五	九
高松〃	二	三	一八	二
門司〃	七			
鉄道総局				
其の他				
合計				

尚報告書（特別指定分）提出は二月二十日（金曜日）夕刻迄に提出されたものを以て一応火切とされ、未提出会社分に対してはリストを作成、当局に報告、来週辺り更に等の会社は司令部へ呼び出され取調べを受けるものと見做される。

報告事項

一、更生事業推進中央会事業斡旋実績

二月十六日現在

業種	二十二年分	二十三年分	計
鉱業・工業等	二一件 九三	五件 一〇〇	二六件 一九三
農林水産業	二七〃	一七〃	四四
交通業	二〃	三〃	五
商業	二〃	四〃	六
雑業	一四〃	一〃	一五〃
信業権取得	五〃	三〃	八〃
企業相談	一〃	一〃	二〃
資材斡旋	〃	〃	〃
其の他	五〃	〃	五〃
計	一六一件	一三二件	二九三件

相談斡旋受付内容

書類提出件数　四七件

融資申込件数　四四件

対策協議会提出件数　三三件

取下げ　二件

決定　二一件

申込件数中百万円以上　三一件

〃　以下　一三件

23/4
二付、各通ズ

理事會要錄（第　　回）

昭和廿參年五月廿日

海外事業戰後對策中央協議會

東京都千代田区霞ヶ関一ノ一〇
共濟ビル四階（電、九段四〇九二番）

ドレーパー米陸軍次官の声明に續いてストライク調査団の報告に伴ひ米国対日援助計画の具体化となり対日管理政策上著しき緩和を見られ日本産業の復興、経済力集中排除計画の部分的放棄等多方面特に国際面の展開を齎らす海外旅行制限緩和、経済力集中排除計画の部分的放棄等多方面特に国際面の展開を齎らす招来した。当協議会に於ても之等対日情勢の変化に順応して会の動きに一面の明朗化を齎らすと共に之等情勢に対処する態勢を整える必要も考えられ本十三回理事会を開催する次第である。

一、本年度第十三回理事会（四月八日）

出席者

荒川会長、田村專務理事　瀧部常務理事
各部代表理事（又ハ代理）
瀧部（台湾）　白石、山口（朝鮮）　水永（樺太）
杉田（南方）　窪寺（煙草）　岡本（繊維）　清水（帝銀）　田村彦（満洲）　江守、佐藤（南群）
喜田調査部長　松浦管理部次長　山田調査部主査　計十七名

議題
（一）海外事業推進に関する特別委員会設置の件
（二）國際情勢の変化に伴ひ本会組織変更の要否に関する件

(一) 吾國海外事業の技術協力に就て

本問題に関し従来外務当局と田村・渡部両理事と非公式の懇談をした処、大体意見の同一なるものを得た。即ち戦前の如き移民と云ふ形でなく、寧ろ邦人が優秀な技術を以て事業を経営した如く今後は技術進出により現地は勿論国際的にも寄與しやうと云ふので、それには嘗て経験した地区より始め戦禍により荒廃した事業を再起せしめる。南米方面も従来相当邦人の技術協力を多とせられて居ったのだが、矢張り極東方面の近い処より順次始めるがよろしからう。従来施設等のない処へ出掛けるより、嘗て邦人経営の優良なりし地区を選ぶべきと思はれる。技術協力の問題は最早抽象的議論の時ではなく具体的に乗出す実施運動の時期に至って居るので当役議会関係事業者中にも既に一部的には相手国民間側と夫々話を進めて居り先ず民間側の地固めをし始めて居る。然乍ら民間側のみの提携では政治的問題や、相手国の気運等を察知するのに困難でもあり、今後民間提携と併行して外務当局に実務情報等を聞合せ、相手国の政治的意図などを忌憚なく伝へて貰ふことが肝要と思ふ。当局もそれを望んで居り民間進出を誤らしめざる様切望して居られる。

(二) 国際情勢の変化に伴ひ本会組織変更の要否

當役議会も戦後対策処理の仕事を担当して来たが従来荒川会長も度々言はる、如く、情勢の変化と共に本会の動向を海外発展の面に転換すべきであり今ドレーパー次官の声明を契機として当にその時期が到来したと見てよからう。只表面的にその運動開始する時期であるか、また如何なる方法でそれをやるかといふ点は議論の余地と情勢の見通しにかゝることである。がしかし既に渡部理事の日台貿易の連繋斡旋や岩田理事の南方事業の推進等具体的に考慮せられて居り、白石理事の関係で、海南島へ技術者は既に出発して居り、尚、生糸関係はフランスへ、棉花関係は訪印使節の結果中であり夫々具体化が進行して居る次第である。但何れも司令部の指示によるものではあるが、地区的、業態的部分に具体的実行運動の時期に成って居るのである。従って本会としても従来更生事業委員会の組織はあるがあれは国内的事業の更生の面に重点を置かれた古いものであるので、今回の情勢に対しては新しくメンバーを以て特別委員会の如きものを設置してこれに常務理事を置き海外進出面に専門的に活動出来る機能を持たせたいと云ふのが大方の意見となった。従て会則等にも変更をして会員拡張等も考えられる次第である。域はそれが為には部会が各々利害得失を別にする事業団体に分れて夫々意見を述べる物から一歩進んで協議会一本建として外部に対し会理事が一致全力を傾注出来得る組織としては如何との意見もある。然乍ら目下の処以上の組織等の準備の必要はあるが、差当り従来の儘にて海外進出の問題も現状の理事会組織で問題の受入態勢として置き不充分となった場合専門委員会なり、海外進出準備の常務理事制を直ちに設けることとすることとした。

渡部常務理事談

先般秩父日活副社長と本会の今後の在り方に就き話合ったが先づこの会の使命を分類して、重要順に列挙すると

第一、在外財産損失補償問題を実際的に忠実に動かして行くこと

第二、海外進出対策の樹立実行

第三、國内財産の管理保全の事務

といふ順序であるべきだ、この大きな目標を立てゝ活動して行くべきと思ふ。幸資金的にも今後多少の積金等にて補強策を講じ得ると思はれるので、先づ第一の問題を in time に

昭和廿三年五月廿日

海外事業戦後対策中央協議会

東京都千代田区富士見町一ノ一。
共済ビル四階（電、九段四〇九二番）

第十四回理事会（八回、一回五）

出席者

荒川会長、田村専務理事、渡部常務理事

谷部代表理事

渡部（台湾）白石、山口（朝鮮）水永、伊藤（樺太）田村彦（満洲）江守、佐藤（南洋）

鷲宮谷・滝山（北支）寺（煙草）白坂（鉄雄）井村（南方）清水（帰還）

荘田調査部長、松浦管理部次長、奥瀬調査部主査　計十九名

議題

○在外財産損失補償問題

前回理事会に於て本会這般の諸問題中何んとしても最初からの重要問題なる「在外財産損失の補償」の件はすべての内外情勢の変化に対処して本問題解決の受入態勢を確立し置く必要あり、本日より随時再検討を加え、資料其他案件の面に遺憾なきことゝした。即ち先づ基本的に此問題を集合して諸事項を摘出し之を個々に敷衍して総論的基礎を固めることとし、渡部常務理事より綜合的諸案を取纏めたる私案の発表あり各項目に付夫々解説を加え各理事に意見を徴じた

再び実際運動に表はしたい。その方法：特別等は議論の余地あるとしても本問題は国際法理ヤイタリヤ事例等の研究も必要だし、旦如何なる方法により補償するかの資料と具体的実施の意見を確立して政府の諮問にも答申出来るやうにし、また政府に建言する公正なる資料に基く具体案を提起する位にしたい。補償は国内の問題なも財政と睨み合はせ政府に指示する位の編成ある準備をしたいと思ふ。

次二の海外進出の問題も決してうとんずべきではないが第一目標のある程度の結末がつくといふことが必要であり、それにより進出の面も自然展開出来得る基礎ともなるのではないか。次三、管理事務は全く附帯的の事務で会本来の仕事ではないが、発表の会の信用と機能とを政府に認められ協力を委嘱されたものである以上、ここ暫は完全に成し遂げて御仰天地に恥ぢざる結末を付けて置きたい。

渡部理事の提案に対し次回理事会には補償問題の再研討をすることゝし、各理事に於て夫々基礎条件等を持ち寄ることゝし散会した。

以上

渡部理事私案

在外資産補償要請対策要綱私案

現在の国情下に於ては在外資産補償問題の解決を今日に求むることは殆んど不可能のこと、云ふべく、徒つて現在積極的なる運動に出ることは無意味或は却つて不利なりと思考するも、之が何分の決定を見る時機に至へて今日より諸般の対策を講し置きその要諦に遺憾なき様期すべきことが必要ならずやと思ふ。

就ては左記に例示する如き諸点に就て各位と充分の吸収を遂げ度いと希ふ。

記

一、補償要請対策に関し、必要なる限度に於て国内賠償財産提供者、引揚者団体代表者等と連絡、提携するを可とせずや。

二、在外事業財産の評価額を決定すること、

三、運動の方法及び時期

四、常に国家の財政及び予算の内容に就ても注意、検討しおくを必要とせずや。

五、補償の方法に就き種々なる観点から具体的な検討を遂げおき、一定の主張を確立しおくを可とせずや。

六、補償問題を主管審議する政府の外郭団体設置に就ての提言

七、諸般の活動に要する資金

右私案に対し各理事より全面的に資成意見の開陳あり、今後各項目に付順次具体的研究方針を定めて進行することとなつた。各理事中主なる意見左の通り

イ、窪寺理事、渡部理事の案は誠に時宜を得たものであり、我々が思つて居たことを纏められ感謝に堪え如。本問題も断く具体化の時期と思はるゝが実行方法に付専任の理事を定めて推進して行くやうにしては如何

ロ、白根理事、第二の在外財産評価の問題に就ては当局は既に調査済の数字に就て再検討をして居るらしい。我々としても積極的にこの点を研究して一応の決定額を確立して置かねばならぬ。

ハ、渡部理事、評価問題は実際困難な仕事であるが現状では外部より資料を採り上げるより方法がなかろう。併し本会としては現存数字の何割見当かの数字により理論を立てる方法はあると思ふ。

ニ、白根、窪寺両理事、賠償問題に関しての事だが国内賠償も大分緩和されて除外される向があるので、在外財産に就ても或一部を賠償から免除され、賠償物件の範囲外に置くといふやうな主張があつてほしい。それにより邦人の外地進出が出来る。従つて当会に於ても之に関する何等かの意志表示をして貰ひたい。

ホ、鷲宮各理事　補償問題を取扱ふに就て考慮すべき点として私の考へて居ることは

第一、海外財産の数字の確認

第二、補償を受くべき根底となる国際法規の研究を不断に進めて置くこと

第三、補償を受くべき国家財源の研究並にこの財源の求め方の研究

第四、以上三点の上に運動方法を考へる、即ち政府、在外財産調査会、引揚者団体との交渉を進め尚在外財産に就ては補償問題の外に一つ二つ重要な問題が派生して来て居るから補償と言ふ消極面だけでなく、現在活動の止つて居る我々の残して来た在外

事業をどうするか、如何にして之を再び敢動するやうにして行くかといふ事に就ても本会は充分の見識を有つやうにしたい。従て渡部理事の案も「補償要綱等対策」としたら如何。

補償問題の実行方法として給償問題や海外進出の問題と併行して夫々専任の理事を迎えて仕事の推進を計りたいとの意見に対し窪寺、田村（彦）山口理事より補償問題に就ては渡部理事に専任を願えれば此上ないこと、思ふ旨意見出で各理事よりもそうお願したいとの帰結を得た。

尚補償問題中在外財産評価と賠償緩和の問題に就ては既に度々講演も願ったが此際その現状に就き一度専門家の意見を聴取してから本会態勢を整えること、したいとの意見に一致し、先づ賠償問題は賠償課次長島津久大氏に来会を願ひ本会としての希望等を具体的に述べて夫々の納得の行く様な話を聞いたらよろしからうと会長の意見あり近く会長より都合問合せることゝなった。

在外財産の件は山口理事の意見として大蔵省有候事務官にお話を願えれば幸甚だが計数的のことは極秘事項だからその点可然お願することゝしたいとの意見である。

以上の如くして先づ専門家に最近の現状を聴取して然る後本会の対策研究に入ることに一同意見の一致を見た。

報告事項

一、更生事業推進中央会取扱特別融資並に一般融資実績

昨年十二月引揚者に対する特別融資方法が正式に決定し、廿二年度、才四四半期に一億円の資金枠を以てその第一回が実施されることになった。併し方針、機構等の確立に手間取った為め一月中旬発表を行ひ、二月十日府県受付締切、二月廿日地方協議会に提出、二月末日迄に審査決定の予定なりし処、一般に周知不充分なりしと、府県地方協議会の審査に時日を要したため、二月十九日東京地方の決定で断く全部の終了を見るに至った。

昭和廿二年度才四四半期特別融資対策協議会決定数。

事業地区別分類

		金額
札幌	一八件	九、五六〇千円
仙台	一八〃	八、三七五〃
東京	五九〃	二二、六〇〇〃
名古屋	四二〃	二一、三三二〃
大阪	六七〃	二五、三八〇〃
広島	七二〃	二〇、〇〇〇〃
高松	二一〃	一一、四二五〃
福岡	七〇〃	三五、六四三〃
合計	三六七〃	一五四、三一五千円

業種別分類

採鉱、土石採取業	三件	一、五〇〇千円
金属、機器具工業	四八〃	二二、四四〇〃
窯業	四〇〃	一五、八二五〃
化学工業	三八〃	一六、六六〇〃
繊維工業	二五〃	一〇、五五〇〃
製材、木製品工業	六三〃	二五、三五七〃
食料品	三〇〃	一三、四六〇〃
電気、瓦斯業	四〃	一、六〇〇〃
土、建業	一九〃	六、九七〇〃
ソノ他工業	四一〃	一六、七八〇〃
農林業	一七〃	六、九九〇〃
水産業	二六〃	一一、二一三〃
畜産業	八〃	二、八二〇〃
運、輸業	五〃	二、一五〇〃
合計	三六七〃	一五四、三一五〃

次に融資は飽く迄も復興金融金庫の責任で決定されるもので復金は融資依頼状の付いた申請書に対し、協議会の意見を充分考慮の上で、金融機関としての独自の専門的見地より事業内容を精査した上で、実際の融資の可否を決定することゝなる。尚金額に付ては協議会の査定額を更に減縮することもあり又逆に之を増額して決める場合もある。

同廿二年度普通融資処理件数

鑛業	一三件
工業	二四五〃
農林水産業	七〇〃
交通	一一〃
商業	七〃
其の他	三七〃
合計	三九三〃

今後に於ける特別融資実施要領

引揚者の再起更生のため廿三年末一四半期に於ても続いて復金による引揚者特別融資を実施する。今後は特に手続の迅速と審査の適確とを期することゝする。

一、特別融資の取扱を受けるものは全て地方協議会の融資依頼状を要することゝし、復金店舗の直接扱は行はない。

一、地方協議会は五月末日迄に審査決定の上、融資依頼状を発行することゝし、其結果を六月十日迄に中央協議会に報告する。

一、融資金額については、復金店舗の査定もあるので地方協議会では割当られた融資目標額の一割増の限度迄融資依頼状を発行し得る。

一、既に特別融資を受けた事業に対しては重ねて特別融資は行はない。従つて貸増の必要を生

じた場合には一般融資として取扱ふ。

一、事業の内容許可認可等の関係で地方限りで決定し得ず中央協議会に移送されたもので、中央に於て審査の上適当と決定した場合に直に地方協議会に返戻し、その地方の割当額内に於て融資取計状を発給せしめる。

理事會要錄（第23/7回）

昭和二三、五、一〇

海外事業戰後對策中央協議會

東京都千代田区富士見町一ノ一〇
共済ビル四階（電九段四〇九二番）

昭和廿三年六月廿五日
昭和廿参年六月廿五日

本年度第十七回理事会

出席者

賀屋興宣次長　島津久大氏
芦川会長、田村専務理事、渡部常務理事、
名部代表理事（又八代理）
渡部（台湾）、山口、白石（朝鮮）、伊藤（樺太）、田村孝（満洲）、窪寺（煙草）
岡本（繊維）、江守、佐藤（南群）、井村（南方）、亀山（北支）
管田調査部長　松浦管理部次長　白井庶務部長　奥瀬調査部主査　高塚管理部主査
以上十九名

○管理事務関係

渡部常務理事

最近新勘定に入れられる予金を使ふ時には許可を要することとなつたが、詳しく言ふと

(1) 閉鎖機関となつた方のよりの預金の拂戻

(2) 第二封鎖の中第一封鎖に編入された部分

(ハ) 昭和二十年八月十五日以前の債権の回収分に付すべて許可を要する。

その場合半年分を一括して許可を受けるのであるが、G.H.Qの方で、管理費としては月五百円でよいと言つて来た。之では困るので大蔵省の担当官と私とG.H.Qへ行き此の問題に就き交渉したが、大体次のやうな事を主張した。

本社及び支店の代表者は二つの責任を有してゐる、即ち

一、清算の完了するまでの商法上の責任

二、日々の管理事務に対する責任

三、以上の二の責任を確認する必要がある。次に之と会社の資産状態より考へると

一、金のない会社は責任者は清算の済むまで自己の責任に於て会社を維持してゆかねばならぬ。

二、預貯金だけ有する会社は、少くとも之が無くなるまで責任を取らねばならぬから最低一人の人件費を保障せねばならぬ

三、有価財産と預金を有する会社では少くとも最低の人件費と管理費を必要とする。

四、有価財産のみを有する会社は、会社維持上之を当会の管理にゆねるか、或は之を処分するかこつの方法がある。

以上の如くであるから維持費として最低限度一ヶ月一〇〇、〇〇〇円、人件費は二九二〇円ベースで算定するとして之を各社に分けてリストを作成しのである

而して管理会社資産総計六億三四万円であるが、預貯金を見ると

第一封鎖、自由預金 二〇、〇〇〇、〇〇四円

第二封鎖 一三、〇〇〇、〇〇〇 内三割使へるとして四、〇〇〇、〇〇四円

なり 従つて之は、六一、〇〇〇、〇〇四円にすぎない。

故に有資産会社三五〇社が一ヶ月五、〇〇〇円使ふとして一ヶ年に二一、〇〇〇、〇〇四円となり三ケ年までこれを食ひつぶす事になる。又一社当り資産総計五〇万とゝふのが非常に多い。

残る問題は有体資産である

以上のやうな次第でG.H.Qの方に一ヶ月当り最低一人の人件費を要求した、之は司令部の方も了解して呉れた。

会社からの之に就いて追々相談に来ると思ふが、何分の決定あるまで待つやうに伝へて貰ひたい

管理事に関して最近報告や調査をされるのを迷げてゐると思はれる会社もあるので之には、警察力により責任を追及するつもりである。

先日理事会に於て賠償問題に就き賠償庁次長島久大氏に御講演を御依頼する事になつたので以下御講演の概要及之に関する質疑応答を紹介する。

賠償の現状

賠償庁次長 島 津 久 大 氏

最近賠償問題に関しては著しい動きは見られないのであるが、兎に角私の主管しては居る限り大体をお話する

国内賠償の事は必然的に在外資産にも関連して来るのでこの二つの問題を採り上げたい、大体五国賠償問題はその始から見て最近に至るまで非常な変遷が見られたのでこれを顧みて見たい。

最初に対日賠償問題はポツタム宣言により骨子が決められ、対日政策——極東委員会——により多少具体的になり次で昭和二十年末ボーレー案が出された、その考へ方は前大戦後の戦勝国で予期の如く賠償がドイツから取れず、むしろドイツに金を注ぎ込んで産業を再建させ再起させる結果となつた、この経験に鑑み日本に対しては、こんなことのないやうに、日本の国内か

ら余剰の施設を持つて行く事を主とする。之は一回で事が済みはつきりとし永続きせず、日本にとつても負擔が一時にすみむしろ軽くなる——以上が原則とされた、その場合の余剰施設とは軍需生産施設で、之を戰勝国に分配するのである。

之が基礎となつて一九四六年夏極東委員会に於て賠償中間報告が作られた、併かしこの時には在外資産の面は何ら決定されなかつた、といふのは、ソ連が満洲から施設を戰利品として徴収しその他努力されたらしいが、結論を得られず、一九四七年四月「マ」ちなみに賠償として取り立てることが指令され、昨年の秋から実行に移されてゐる、つまり賠償の実施は既に始つてゐるのである。之は飽まで前渡しであると米国でも言つてゐる。従つて之に対し日本政府に於ても、之を暫定的なものとし最終的賠償義務の決定とは為し得ず、撤去に関する法令も出てゐるが、條件付のもので、正式化してゐない、

此の時に補償問題が必然的に派生して来るのである。民間工場を前渡しする為撤去する、之は民間側にとつて権利の喪失となり、之には日本政府が民間から收用し之を米国に渡す、その時は非常に少と結論された、といふのは、日本を自立させる必要があり、之には工業を振興させなければならぬからである。

当然補償問題が出てくるのである、係かし賠償の全文が決せぬ以上補償も決定出来ぬ、従つて補償問題の解決は講和会議まで延期する——以上の事が実施の法令に記つてある。

又一方賠償全般の動きが大分変つて来た、昨年の始めストライク調査団が来朝賠償問題を色々研究した、之までポーレー案に従つて来たが、此の研究の結果日本から賠償として取立てる余地は非常に少と結論された、といふのは、日本を自立させるならぬからである。

之で賠償は少しく緩和された事となるが、賠償全体としては一向不安定でこれでは米国としても困る、昨年秋頃から賠償問題が非常に困難な問題で、之が為昨年の夏海外調査団が来く一年半位かゝるといふのであつた、其の結論が最近発表されたストライク勧告である、其の考へてゐる所は日本で有効に使へる産業施設を撤去することは日本の生産力を低下させることになる、之が為日本の再建に数ケ年多く日時を要すればなれば世界的に見て無駄であるといふのである。

本案によると対象となる工場は陸海軍工廠、民間兵器、航空機工場のみとし一般民需工場からは撤去しない、但し若干の日本に余剰となる、造船、軽金属、人造ゴム工場の一部を撤去するといふのである、撤去価格を極東委員会の基準とする一以上の考へ方が大体の米国の意向である、之はドレパー次官の帰国後の声明によつてもうなづかれる、但し之を極東委員会の決定となるまでには尚相当の日時を要する、米国首脳部の農は決まつているらしいが、急速に政策を変更するのは困難であると思はれる、唯早く賠償を決定しないと、対日援助も出来ないので或はその決定の時期が早まるかも知れぬ、

尚重要関係九〇工場中一七工場が現在撤去されつゝある、

次に在外資産の問題であるが、今の処何とも見当がつかぬ、之が帰趨に関してはイタリー講和条約が一応手掛となると思はれる、

財産を大きく取り上げれば在外資産に対しては緩和され、又之と正反対になる場合も考へられる。或はソ連の例の如くその国の日本資産はその国のものになり相に思はれる。

補償に関しては、イタリーの場合はイタリー政府が補償することになつてゐるので、日本も之と同様になると思ふ。今までに実際的に補償は実行不可能と決定されさうな事もあつたが、之は臨時賠償政策の問題で相当緩和されれば補償もあり得ると思ふ。

何れにせよ、今のところ賠償が決定しない以上補償問題に触れる事は回避して居る形で在外資産問題も論ぜられ如く触れて居らない。

（文責在記者）

（渡辺（理事）　質疑応答）

賠償庁の仕事としては国外資産の干渉についても主管せられ居るや

（答）賠償関係庁でも国外資産は扱つてゐないので目下の処では当庁でも之には全然手をつけてゐない。

（堅寺　理事）

講和、賠償も今のところはつきりしてゐないが、国内資産の賠償も相当緩和されさうである。在外資産の内には純粋に民需に役立つものが相当あると思はれるが、之等が賠償物件の範囲から除外される事が出来ないものだろうか、例へば紡績、煙草の如く直接軍に関係なかつたものは賠償は緩和されたい、之は向ふの好意でなく、日本を自立させてやるのに必要と認めたからで、在外資産の問題を一緒に採り上げるのは何うかと思ふ。イタリーの場合は一応参考となるが、日本の如く敵国視されてゐないので、イタリーの如くうまくゆかぬと思ふ。

賠償の対象となつた国内資産の内でも動いてゐるものは、のがれるのであるが、外地にあるものはそうはゆかぬ

（渡辺（理事）

（答）撤去中のものは政府のものか、

（答）政府の所有工場である

（堅寺（理事）

撤去花設の金額は先に決めて実施するのか、それとも後で計算するのか

（答）金額は後の計算となつてゐる、本年の八月頃一応今まで撤去した資産につき計算する今は機械台数で行つてゐる、全体の金額を算定してゐるに過ぎない、

（渡辺（理事）

生産賠償に就いてはどうか

（答）之は問題となつてゐない、賠償原理として形式的に決まつてゐるが、向題とならぬ、以前には製品賠償がよいと言はれた時もあるが、

（荒川会長

製品賠償をやると、第一次大戦後のドイツの如く再興する、と言ふのは之は敗戦国に於ては政府対民間との債権債務となり、政府が製品を賠償として取られるのであつて、原料及び要物資輸入に於ける政府の対外的債務者は尨大なものとなり最後には絶対に支拂へぬ事となり、勝国にとつては不利となる。

半面日本経済にとつては利点となり再建される時期がむしろ早くなる。

…多額の問題は非常に難しい、相手国の色合が非常に違ふ、日本人が行けば動くものがあり、又中国人が動かしてゐるものもある、之を日本人が行って動かすと、仕事を取り上げる事になる、之には米国の後押が必要となる

（石井（菊次郎）君）

日本人が行かねば動かぬものも向ふへ行ってゐるか

（答）日本人でなければ動かせぬ様な相当大きなものも行ってゐる、賠償問題はあまり早く決められると、賠償は厳しくなる恐れがあり、長引けばやはり不安定で困るので此の点仲々難しい

（宮澤（胤勇）君）

在本投資の内には原料と使はれて了ひ、そのまゝになってゐるものもあると思ふ

（答）台湾では米国から二三の産業に対し技術者を入れてゐる、鉱工業の大きな所は国営になってゐる、従って台湾人は日本人が去るのを待ってゐる

（岩澤（忠恭）君）

日本の在外資産に関連する内地と場は賠償の対象になってゐるか

（答）米国では早い方がよいと思ってゐるが、他の国との関係で後れてゐる

（田村（謹治）君）

対象にはなってゐないが、その活動は制限されてゐる

賠償物資はどの辺迄の決定は何時になるか

（答）在外資産関係については各国は之を分捕品として取り徳になり、我々としては取られ損となる恐れが多分にあると思はれるので、之に関する何らかの結論が纏めればよいのであるが、一向纏まらない、之では非常に困る

（答）この傾向は確にある、しかし何らかの形で結論はつけられると思ふ、今すぐこの問題に対して動けと言はれても困る、機構上では大蔵省、外務省でやってゐるが、今その余裕がない

荒川会長

安本あたりで在外資産関係をやるとよいと思ふ、今は細かいことをやってゐるだけである、米国が日本の自立を考へてゐる以上、之を国内に限ったものか、或は外地へ出て中国と長期しての自立かと言ふ面が起きて来る、日本人の経済といふ言はゞ漠然としたものが、世界の中にあるのだから、世界経済の一環として自立する意味で、労力、技術の輸出も当然考へられる、之を安本あたりで主張して貰ひたい

田村（謹治）君

そのやうな事を研究する組織を作るやうにしていただきたい

（答）今そのやうな過程になってゐない

荒川会長

貿易も追々盛んになって来たがいゝ之は物の動であって、人の面に於ても日本人が外地に行って大いに働けば、向ふの人も喜ぶと思ふ

宮澤（胤勇）君

日本の人口状態では自力では之を養ってゆけない植民其の他の問題を政府の方で真剣に考へ

て貰ひたい、

（答）南方方面では対日感情がよい、但し日本人として来て呉れては困る、固着を向ふのものになって来てくれと言ってゐる。

荒川、一

そこまで徹底してゆかねばならぬと思ふ、シャムあたりでも非常によいと思ふ

但し、日本人がそこまでにして行くかどうかが問題である

以上

昭和廿六、二、五日

理事會要錄（第23号昭和二三、五、一五）

海外事業戰後對策中央協議會

東京都千代田区富士見町一ノ一〇
共済ビル四階（電九段四〇九二番）

一、昭和二十三年五月十二日厚生事業振興中央委員会の管理委員会を当会で開催しのので、以下同委員会の経過を紹介する

管理委員會議事錄（昭和二三、五、一七）

於　海外事業戰後対策中央協議会々議室

参集者

大蔵省側

前野管理課長（当日差支出来欠席）

小野事務官

野田事務官

厚生事業推進中央会側

横積管理委員会委員長（推進中央会副会長）

浜田推進中央会副会長

木田管理委員会委員

山中推進中央会事務局長

海外事業戰後対策中央協議会側

田村專務理事（管理委員会委員）

渡部常務理事（管理部長）

松浦管理部次長

議事

田村專務　本日、大蔵省前野課長ハ差支（アリ残念ヂラ出ラレナカツタガ、小野、野田両事務官ガ管理関係担当官トシテ御出席下サツタ。先ヅ渡部管理部長ヨリ、外地会社ノ国内財産ノ管理現況ニ付キ之迄ノ主要ナ御話願ヒ度イ。

○渡部管理部長説明

管理事務ノ結ニ入ル前ニ一般的ナコトヲ先ヅ御話シ度イ。

大レハ事業者団体ガ決算報告書ヲ良メテ居ルコトガC.P.C.ニ判リ先日長沼局長、前野課長市川事務官達ガ懇商サレ、官ナノ仕事ラ民間団体ニ一任セルコトニ就キ説明ラレタ由デアリ其ノ際大蔵省側ヨリ事情ヲ説明シタ結果、C.P.C.トシテハ一応諒解シタ模様デアルガ、私ノ気持トシテハ大蔵省側ハ其ノ際余リ積極的ニ説明シナカツタ気ガスル、敢テ我々ノヤツテ居ル事ヲ宣傳スル必要ハナイガ、質内セラレギリC.P.C.ニ認識サシテ貰ヒ度イ、何ヒ局長ニモオ会シデ希望トシテ述ベテ来タノデアル。

ソレデ実際ニハ我々ノ仕事ヲ通メテ行クコトハムツカシイガ、然シ今色ツタ事情モアリ、形式的ニハ大蔵省直接ノ仕事トセネバナラヌ故大蔵省トシテ分室ヲ設置スルコトトナリ、当場諒会ニ、大蔵省管理局管理課分室トノ看板ヲ掲ゲ事務官ガ常駐スルコトトナツタ。

要スルニ我々ハ大蔵省カラ命令ヲ受ケテ各事業者団体ヘ乗出ヒヨトスツタコトハ一度モナイ。

又此ノ場カハ政府ガ責任逃レデヤツテ居ルノデハナイ。各事業者団体ガ政府ニ代ツテヤツテ居ルノデハナイ。

ノコトヲ住分デヤツテ居ルノデアツテ、各事業者団体ガ政府ニ代ツテヤツテ居ルノデハナイ。

事ニ報告書提出ノ徹底完全ヲ期スル為ニ業者側ノ取次ヲ行ツテオルニ過キス、何等営メラルベキモノデナイ。此ノ点ヲモツトハツキリ説明シテヨク認識シテ貰フコトガ必要デアラウト思フ。

小野事務官　御話ハ良ク判ツタガ此ノ問題ハ提出スル書類ノ期限カラ問題ガ起ツテ居ル。即チ
或ル会社ガ報告ガ遅延シタ理由トシテ其ノ提出経路
協議会ニ出シテ居ルト言ヒ、大蔵省ハ直接受領ツテ
C二廻カレタ故説明シタノデアルガ、C.P.C.トシテ
ニ感謝スル、但シ事業着団体ニハ第三国人ガ入ツテ
レバ政治的ニ考慮セネバナラヌコトモアルノデコ
切関係ナイコトハ強調シタガ他ノ事ハ聞カレタ限度デ答ヘル程度ニシテ置イタ。
今後適当ノ時機ガ来タラ正式ニ説明シタイト思ツテ居ル。ソレハドウユフ時期カトユフト例
ヘバ各会社ニヨリ経費支出額ガマダ決ツテアリ又融ニ資金ガ無クオツテ居ル所モアル。之
ヲツキツメテ行ケバ最後ハ管理経費ニ予算ラトル段階ニナルノデハナイカ。コンナ時期ニ達
シタラ正式ニ説明シ度イト思ツテ居ル。今事ヲ荒立テルトカエツテ頭ヲ混乱サセ、疑惑ヲ生
ジサセルコトニナルノデハナイカ、断ラ思ツテ居ル。
積委員長　今正式ニ説明シテ何カ特ニ障害ガ起ルカ。今カラ説明シテ置カナイトカエツテ後
日向題ガ起ルノデハナイカ。
小野事務官　一應ハヨク説明シテ来タ心算デアル。
渡部管理部長、私ハ積委員長ト同意見デアルガ、コノ向題ハコノ程度ニシテ、次ニ報告事務
ニ就テ御話スル。
(3)　大蔵省告示第九二号報告実績ニ就テ。
報告実績ハ次ノ通リデアル。

号別	会社数	提出済会社	提出率	未提出
第一号表会社	三五〇社	三五〇社	一〇〇%	〇社
第二号表会社	四四九〃	四二〇〃	九四〃	二九社
第三号表会社	三九〃	三五〃	九〇〃	四社
計	八三八社	八〇五社	九六%	三三社

未提出会社ニ就テハ極力今日迄ニ督促シテ居ルガ、始メカラ住所不明デアツタリ、調査
中行方不明ニナツタリ却々キセツチシ難イ。ソレデ警察カラ用ヒテ迄モヤロウトノ大蔵
省ノ御意見モアルガ、何レニセヨコノ上ハ官ノ力ニ頼ラナクテハナラヌカモ知レヌト
思ツテ居ル。
小野事務官　一寸此所デ御礼申上ゲ度イ。大蔵省トシテヤツテ居タ時ハ、後カラ〳〵ト向題
ガ起リ、調査ハ困難デアツタガ今回ハ本協議会ノ御尽力ニヨリ非常ニ成績上リ、又本協議会
ニ管理課分室ヲ置イテ頂キ有難ク結ビレルコトニナツタ。大変有難イト思ツテ居ル。
渡部管理部長　ソレデコレカラハ勿論未提出会社ヲ調ベテ行クガ、之ト併行的ニ前回ハ切迫シ
テ書類ヲ配布シ不味カツタガ今度ハウント早目ニ予配シ、モット成績ヲ上ゲヨウト今カラ準
備シテ居ル。
(2)　財産情況ニ就テ
(秘)　次ニ調査済ノ五社ハドレ位財産ヲ持ツテ居ルカ。次ノ通リデアル。

国債有価証券　二一五百万円

小野寺商店

ヨスルニ当会社ハ今後ハ小野寺商店ノ営業ヲ継承シ小野寺商店ノ債務ヲ弁済スル義務ヲ負担スルモノデアル。

(3) 又ニ管理会社数ニ就テ。

第一号表会社ハ第二号表会社ニ対シ今後ハ小野寺商店ノ債務ヲ弁済スル義務ヲ負担スルモノデアル。

木田「…ニューヨーク…」

大田「…ニューヨーク…」

木田「…ニューヨーク…」

大田「…ニューヨーク…」

木田「…ニューヨーク…」

大田「…ニューヨーク…」

計二金ヲ持ツテ居ル所ト月一万円、二万円ト伏ヒ、少イ所ハ千円モ伏ツテ居ナイト云フ情況デアリ、現在ニ於テハ之デ大体C.P.C.ノ方ハ通ツテ居ル。

田村委員、実際問題トシテハ旧勘定ノナイ所ハ困ルト云フ訳デアル。

小野事務官、何レニスルモ三十一号ニ基ク申請書ニ依テハ一括シテ書類ヲ作リC.P.C.（交渉シタイト思ツテ居ル。

以上

理事會要錄（第23号 昭和二三、五、一七）

昭和廿參年六月十五日

海外事業戰後對策中央協議會

東京都千代田区富士見町一ノ一〇
共済ビル四階（電話九段四、〇九二番）

第十八回理事會（五、十三）

出席者

田村專務理事　渡部常務理事
各部代表理事（又ハ代理）
渡部（台湾）　山口（朝鮮）　水永、伊藤（樺太）　田村彦（満洲）　岩田（南才）
空寺（煙草）　清水（帝報）　梅村（三菱鉱）
松浦管理部次長、白井庶務部長、実態調査部主査

以上十三名

本理事会に於ては、在外資産補償問題、海外事業進出問題を綜合的な観点より取り上げた、補償問題に関しては、要綱（第六号に紹介した渡部理事案に基き各理事より種々意見の開陳があつた。

(一) 補償並に海外進出対策に関して他団体との提携に就いて

山口理事より補償要請対策の実行方法の一つとして、他の関係団体との提携の要が力説され特に引揚者団体との連繋が大いに必要であるとの意見が述べられた。

右は東生事業推進中央会副会長穂積眞六郎氏が全国引揚者団体の委員長になられて居るので、今后当会との連絡も円滑に行くと思はれる。

次に岩田理事より左の如き発言があつた

補償要請と同時に海外進出向題も考へてゆかねばならぬ。最近海外移住組合（会長松岡駒吉）あたりで頻にG.H.Q外務省方面へ働きかけて居り、此関係団体の動きも漸く活潑になつて来た。当会も安閑として居れぬ状況である。此の場合一つ向題が起つて来る。それは補償向題や海外進出向題といふやうな重大な政治的向題を提げてG.H.Q政府に当るには現状の如く各団体ばらばらで運動して居つたのでは、どうしても線が細くなる。之では効果は挙らないのであつて、此の際各種関係団体を統合して、力強い一本のものとして活動して行きたい。之に就いての名案が欲しい。前途の海外移住組合等は此の方面の先駆者であり、有力団体であるが、このやうな団体の代表者と懇談して見るのも一つの方法であると思ふ。唯此の際当会は同種団体の中にあつて、そのイニシアテイブを取つてゆくのが緊要と思ふ、それぞれないと、他団体のなるに止まるのか、その肚をはつきりきめておくことが緊要と思ふ、それぞれないと、他団体の代表者と会つても、何もならぬと思ふ。

(二)

右意見に対して、当会としては関係団体と調査の上時期を見てその代表者の参集を求める事とし、それまでこちらの肚をはつきり極めることへ、とそれまでこちらの肚をはつきり極めることへ、岩田理事に依頼したが、同理事は当会の此の向題に対する方針が確立してなる→上速やかに関係団体との意向で、之は一応荒川会長に計つての上決定すら事となつた。

(三)

愛部理事の補償要請対策運動に就いて資金調達に関する件

補償要請対策運動に就いて資金調達に関する件は、之が具体的調達方法に就て田村（考）理事より資向された。

渡部理事は次の如く提案した

之は前々から私の考へでもあるが、各部会の経費の内から一定金額宛を出し合つて之を補償金策運動資金として積立て、おいて、今後本運動の一環として考へられる面、例へば学者に補償向題に関する論文の執筆の依頼、関係官庁との折衝、懇談等に有効に使つてゆきないと思ふ、之も補償対策も歌道に乗りある程度に達すれば、関係会社の中には資金を提供して呉れる向きもあり得ると思ふので、それまでの繋ぎとして、各部会に御協力をお願ひする次第である。

この資金は協賛金で別途積立てる方法としたいが、

右提案に対し各理事とも異議なくそうとなれば早く実現にかゝることとなつた。

(三)

補償向題に関する一般調研究の連絡依頼

(イ)・補償向題の根本観念を確立する為め当会として

レー考察を加へ一文を起草した、之には表ろべき講和条約の条文中にもイタリーの場合のごとく、個人財産にして賠償に充当されたものは、それに対し政府が補償するとの条項を明記して貰ひたいと国際筋よから結論を求めてあるので。近々プリント完成の予定之を当局へも提出するつもりである

(ロ)

在外会社関係であるが、実例を引くと満洲国法人と言つても当の満洲国が連合国で承認されてゐない以上、満洲国所在の法人は其の存在の基礎がない訳で、同様の事が事本に北朝鮮の場合にも考へられ、此の向題に就いては一応其の現地法を研究して置く必要があると思はれる。又在外会社の内地支店は現地に於ける如く完全接収の形にはなつてゐないが、

内地財産は連合国の財産となって居り、米国が管理に当ってゐる、後って再開しても完全な日本法人として登記出来ないのが現状となってゐる。

南鮮の場合に於ては総督府令第三十三号により日本会社は総べて廃止されたが、朝鮮人はこの法令が内地支店にも及ぶものと解して居たが、そうではないと言明した従って在南鮮会社の内地支店は解放方を要請して可然と思ふ、他の地区も同様の事が考へられると思ふ。

(VII) 第二封鎖予金の拂戻しに関する件

三菱銀行岡村氏より左の如き説明があった

個人の第二封鎖予金は大体その三割が新勘定に繰入られる、尚第二封鎖でも連合国人名儀のものは全部拂戻しをしなければならぬ事になってゐる、此の場合一口に連合国人名儀と言っても、朝鮮人は日本人と同様だろうと思ふが、名前だけでは見分けがつかず、都合のよい事丈けを申し出る危険もあるので、その判別が厄介であるし又、此の拂戻の為所要資金を留保しておく必要があるのでこれは仲々困難な問題となってゐる

昭和廿参年六月廿五日

理事會要錄（第23/10號 昭和二三・五・二〇）

海外事業戰後対策中央協議会

東京都千代田區富士見町一ノ一〇
共濟ビル四階
（電話九段四〇九二番）

第十九回理事會（五・二〇）

出席者

田村專務理事　渡部常務理事

各部代表理事（又は代理）

渡部（台湾）　山口（朝鮮）　田村（彦）（満洲）
井村（南方）　滝山（北支）　岡本（繊維）

菅田調査部長　松浦管理部次長　白井庶務部長
高塚管理部主査　奥瀬調査部主査

以上十五名

一層深く検討を加へるに先立ち、速記録を以て本日の会議に入る。

実現的運動の現状並に之が促進を図る為の一面の見方として参考になるかと思ひ茲に掲載する。

外財産補償問題に関する質疑応答の紹介あり、新聞記者方面の一面の見方として参考になるかと思ひ茲に掲載する。

参考

在外資産補償に関しての新聞記事

昭和二十三年三月十四日　毎日新聞経済欄掲載

講和会議と在外資産

（問）対日講和会議後の在外資産はどうなるか。

（答）在外資産はどうなるかは講和条約によって一応の希望を述べることは出来ても、最終的には講和会議の決定に待たねばならぬ。

（問）引揚者に対する補償はどうなるか。

（答）この点については政府が現在の我国の財政力では相当の補償をすることは困難とせざるを得ない。従って引揚者の方に対しては講和会議後の我国の財政力の許す限り出来るだけの補償をすることになるであろう。

（問）在外資産補償問題は連合国側に在りますが、我国は一体どの程度まで在外資産が返還されるのか。

（答）この点については連合国側の出方一つにかかっているので、我国としては全然見当がつかない。

（問）在外資産補償問題は連合国側の出方一つにかかっているとのことであるが、我国としては連合国側に対しどの程度まで補償を要求する権利があるか。

（答）この点については連合国側の出方一つにかかっているとのことであるが、我国としては連合国側に対しどの程度まで補償を要求する権利があるか

軍需補償を打切ったりした場合と同様のことが豫想されます。（横当・奥村補足）
続いて渡部理事案につき同理事より逐條的説明を加えられ各理事より種々意見の開陳があった
から以下其の要旨を摘録する。

渡部常務理事

(一) 補償要請対策に関して他團体との提携に就いて
之を挙げた理由は本問題の遂行には事業関係團体のみで運動しても結局は微力なので同様の境遇にある引揚者團体或は国内賠償施設被害者等とも緊密に提携連絡として行くべきが肝要と思ふ。前者に就いては既に非公式乍ら其の代表者とその趣旨の諒解を交へてあるが、後者に就いては未だ其の範囲が最後的決定を見ていないので連絡の方法もないが其の最終決定を見た場合には之等会社に呼びかけて吾々の歩調を一に致すよう適當の方法を講ずる積りである。

(二) 在外事業財産の評價額の決定
本会としての評價額を押へる方法としても次回理事会に各部会が地区別に在外財産（法人個人）集計額を持ち寄り検討する事にしたい。
而して其の数字は各部会が自ら調査検討したものを用意するように望む。
尚江守理事よりの営業権、漁業権というような無形資産は在外財産の中に見てよいかとの質問であるが、之に対しては最近之等は一應計算から除外されたようであるが兎に角各部会で
は之を含むものと然らざるものと二通りの数字を出す事にして頂きたい。

(三) 運動の方法及時期
現在の所大体次のような方法が考へられる。

(1) 補償要請の根本的理念を確立する意味で補償問題を法理的学問的に明確化しておく必要がある。之には其の道の権威者に論文の執筆を依頼するのが最も適切であらう。その人選に就いては各理事で考慮をお願いする次第であるが台湾部会では東大の横田教授（国際法）高垣教授等に委嘱しては如何と考えて居る。
又必要の際には之等の学者を當会の顧問に招聘するのもよいと思ふ。

(2) 以上のようにして基本理念が確立したら之を基とし議会、政府筋にも働きかけたい。勿論現在に於ては月並的な陳情等は避くべきであるが、吾々が補償問題に関して絶えず喰い下つている事を関係各方面に忘れしめないように努力する事が肝要と思ふ。それには差当り官辺の個人的友人関係を辿って折にふれて機に臨み話題の内に喰い入ってゆくようにするのも一方法であると思ふ。此の場合考へておくべきことは政府の補償問題を主管審議する機関の所在をはっきり握んでおくことである。之が為関係官廳の内部機構をよく調査しておきたい。

（山口理事発言「大蔵省に渉外局債調査会というものがあり、之に学者も関係しているらしいから連絡を取って見よう」）

議会方面に連繋をつけるについては直接的には穂積氏、荒川氏、藤井氏等にも御協力をお願いしたり或は各部会関係の有力者に御願いしたいと思う。そして以上具体的のことは更めて御協議致したい。

(3) 次に新聞、雑誌等言論界にも連絡をとるのも是非必要で、それには政治経済記者方面に

南洋群島部会名称及住所変更報告

旧名称及住所　南洋群島関係会社連絡協議会
東京都千代田区内幸町二ノ一（東拓ビル二階）

新名称及住所　南洋群島事業者会
東京都中央区日本橋殿町二ノ二（巴ビル三階）
鹿子島町(66)の三五番

（以下次回理事会要録）

さらの問題が重点となるので今後逐次前進して行きたいと思う。

安々支給する者の立場となって技術的に万全の被救護者たるべく努力すべきと思う。

唯当って外務大臣が行った法外賠償に就いての議会での答弁の要点は社にとってまちまちであったりする例があるのでこれを統一されたい。

(4) 当所一次世界大戦後の対独賠償及び今次の伊太利賠償、協約賠償等は、今後の賠償すべてこれを参考とせられている点から、場合により連合国側にも其の個人の在外資産を没収する者の止むなきに至ることを予想しておくべき必要があるに過ぎない。

外資産は其の国に於て賠償すべきか、或は連合国に於て賠償すべきかは、これを争せられないが、連合国に於て賠償するとしても、これを統一する為には、各々の賠償を内外に反映させたいとも思う。

(5) 賠償問題に対する方法を講ずるが必要なるやにも思うが、賠償請求権を推進するに当って連合国の時期が到来した時には我々のみでなく全海外事業者の立場を考慮して、政府が政治的に参加するに至ることも考えられる。

(四) 賠償問題の研究

此の点は、所は日頃より政府の態度を研究しておいて、賠償実行の際、政府に協力するに吝かでない。

(五) 賠償問題の研究

此の点は、所から、賠償国態度を表明する位の確実な見通しを以て政府に協力するに吝かでない。

之には我々として方法等に就いての研究から検討すべき幾多の問題がある。例へば、

(1) (2) 在外資産算定の基準。

賠償支払額幾何迄限度とすべきや。

(3) 賠償支払するにしても其の負担額特別税等の考慮。

既に前例ある戦時補償特別税等の考慮。

理事會要錄（第123号 二三、七、一）

海外事業戰後対策中央協議會
東京都千代田区富士見町二ノ一〇
（共済ビル）
電話九段（33）四〇九二番

第二十五回理事會（七、一）木

出席者

荒川會長 田村專務理事 渡部常務理事
各部代表理事（又は代理）
渡部（台湾）白石 山口（朝鮮）田村（満洲）伊藤（樺太）
鷲宮（支）滝山（北支）窪寺（中支）山崎（南支）早川（南群）
菅田調査部長 松浦管理部次長 奥瀬調査部主査

以上一五名

補償問題（続き）

本理事会に於ては補償要綱の具体的運動方法の内諾司令部政府に対する陳情或ひは懇言等の効果的実行方法及之が準備策が主題として、各理事より種々意見の開陳があった。以下その概要を概記する。

(一) 総司令部に対する陳情方法

渡部常務理事

連合国側の個人的見解としては在外財産の喪失補償は肯定してゐるとも反聞したが我々としては心強き限りであるが何時は国家が補償すべきことを。　溝和的で決定さ北てゐる前例のあることであるから連合国の方へも吾々の期待を何らかの方法で伝へおくことが有益ならずやと思ふが奈何。

就に総司令部関係には昭和廿年七月、賠償要綱の陳情を為し我々の意を伝へたのであるが、再度前を見て我々の主張を述べ期待を抱み取って貰ひたいと思ってゐる。その前に外務当局とも協議しておくことは無論必要な事と思ふ。

鷲宮谷理事

其の陳情の方法であるが前回の内容では今日に於ては何か物足らぬやうに思ふ海外事業者も皆落ち付く所へ落ついて居る現在その内容に、積極的、具体的な要素を加味する方がより効果的ではないかと思ふ、例へば

「我々海外事業者で日本の自立に重献し、例連合国の意に充分沿ひ得る事業例へば観光事業、電気事業等を興し大いに働きたいと思ってゐるがその資金の調達に苦慮してゐる。就いては在外財産に対する賠償金が得られたならばこを全部各自に分配せず、その一部を纏めてこの事業資金に充当したい。場合によっては資金面、資材面の援助をお願ひする」と云ふやうな積極的な面を取り入れるのである。連合国への当りも柔しと思くはないと思ふ。

渡部常務理事

私の考へでは連合国に対しては唯終戦の詳和条約で必ず現金を以たる如きその依つて来りし理論的な所以を前提として賠償を要望して居るとの事で良いのではないか、我々は賠償を要望して居るとの事を強調して置けば足り政治的な意味迄含ます必要はないと思ふ。勿論対国内、政府関係ではもっと積極的な面を加味するのも大いに結構で必要とも思ふ。

(二) 在外財産喪失補償の一般的主張方法に就いて

各理事より左の如き意見が陳べられた

イ、窪寺理事　補償的に主体対象の一部を賠償充当範囲から除外して貰ふや

う主張し、之が不可ならば更めてその補償を要請するとしては如何

ロ、鷲宮谷理事　右の主張と損失補償要請とを並行させる。即ち或る地区は前者を主張し、荷卅の如き地区は後者の方法を取るべきか。

ハ、田村(恵)理事　鷲寺理事の案を全然逆に考へる、即ち、在外財産はすべて賠償に充当される事を前提し、其の損失補償を要請し之が容れられなければ一部の賠償免除を主張すべきではないか。

ニ、渡部常務理事　ドーレー・バ氏声明書にも在外財産は総て賠償に充当すると言明されてゐる、又実際問題としても日本人の海外に残して来た財産はすべて接収されその国力のに成つて了つてゐる、実例を引くと台湾に於ては財産はすべて中国側の手に帰し大部分は民間に於分し重要な産業施設等の中には米国の資本や技術によつて動かされて居るものとある位で今更その一部の返還を要求する事も出来ないと思ふ。国内賠償に於ては其の充当予定施設物件と雖も未だ日本人自体が管理しそれるものであるから其の除外を要求する余地もあらうが在外財産になると既に我々の手から離れたものであるから今更ら我々の思ふやうにはゆかぬと思ふ。

(三)　補償要請限度及国内賠償と在外財産損失補償との関連

渡部常務理事

補償要請限度をどの程度に決めておくかと云ふ前提として先つ在外財産の総額がどの位あるかと云ふことに就き前回理事会で話合ひ正確な結論を得られなかつたがこの点については必ずしも吾々が為に蓄しむ必要はないと思ふ、と云ふのは他方で専門的に計算してゐる在外財産調査会の数字が表裏となり何分のことが講和条約で決定されるであらう、理論的にはかく評価された損失補償と云ふことになるが元よりその額そのものを要請する訳には行かず吾々としては一応概算の額を基準にして考へるべきでなからうか、若し賠償充当額と補償要請額とは明かに区分して考へねばならぬと思ふ。

白石理事

国内賠償充当施設等の評価はすべて時価によるらしい之が為国内在外財産評価の基準になると思ふ。

田村(恵)理事

前回我々で纏めて見た在外財産の集計額は余りに過大であると思ふが……

渡部常務理事

時価によれば恐らく相当大なものであらう、併しその数字が如何に過大であらうとも先方が両所有者からすれば現実にそれ丈け失つたのであるから損失補償と云

へばその全額を主張し得るものであるが、併しそれは理論で現実にはその何分の一かを主張し得るかと云ふことが問題であるからその実を研究し吾々の主張に或る一線を設けたいと思ふのである。

笹岡　補償の如くその請求権は一応否認しないが、全部を就金として相殺しその一部分のみに就き控除を認められると云ふことになりはせぬか、その一部と云ふ点に就て政府の一応一存で決められないように対処する意味で或る一定の主張限界迄申合せおきたいと思ふのである。

荒川会長

最近総司令部の引揚者、海外事業者に対する考へ方が非常に好転して来たとか聞いてゐる、即ち従来海外引揚者、事業者を特別扱ひにするのは公平でないとして来たが彼等を優遇しなければ公平でないといふ非常に理解ある考へ方になって来たらしい。然って在外財産補償要請の問題に連繋させて公平論の立場から対策を進めてゆくのも有効な一方法でないかと思ふ、卑近な例であるが、国内の或る一本の煙突が賠償に充当され、その補償として一万円支給されたとする、一方又此と比較して在外財産としての一本の煙突に対する補償としては前述の総司令部の見解に則ると同種類のものでも少くとも国内補償、補償金以上一〇万円又は其以上と主張出来ると思ふ、又国内賠償充当物件が施設と在外財産とを評価の面から比較しても前者は現物があり、その類も比較的少額に止るので其の評価も容易であるが後者は評価の対象たる現物がすでになく唯推定一方で評価するより外はなくしかもその数字も前者のそれよりも遥かに危大となるので政府としても在外財産の補償は財政面から実行不可能であると断定して了ふ傾向がなりとは云へない。次に国内賠償の場合、賠償充当施設として種々の施設物件が撤去せられて行く事は我々の眼前に展開されている事であり当面としても身近に感ぜられその補償の要も動機されると思ふ。従ってその補償を申込程度に納まし後事処理とするには政給力は余りにも貧困であり又輿論も許さぬ所であらうが一方在外財産の場合と成ると連合国側でさへまだ其の処理が明確にされない位であるからましと政府当局としてはその補償の要も一向迫力を感ぜず実施するとしても国内補償を一段落させてから考へて見やうといふ程度に軽視し勝ちになると思ふ、そこで我々としては賠償補償は国内賠償、在外財産を問はず同時に実施して貰ひたいと主張すべきである。

在外財産補償は恐らく国内補償より後回しにされると思ふが、海外引揚者事業者を優遇する意味から是非とも少くとも国内補償と同時にやって貰ひたいのである。

兎に角此の問題は政府の肚如何に繋る事で我々としては、補償問題に対す方針を一日も早く確立する事を当局に要望する次第である

○報告事項

一、南米部門を独立部会として設置方依頼ありたる件

従来南米部門は本会の「呼寄移民」部門等部会」に包含して処理し来れる処今般南米移住組合理事長渥美育郎氏より南米部会を独立して本会内に設置され度き旨申入れあり尚兼ねて「移民部会」を設けられることを考慮願度しとの非公式の依頼ありたるを以て事会則変更等にも関係ある故早速理事会に提案したる、南米方面事業関係は従来本会の他部会と異り在外財産も競売代金を中央銀行に預託され居り、現地に残留したる邦人は引続き生業に就くことが出来中南米は何れも宣戦布告はしたが交戦地域ではなく財産の接収処理面にも近来地区とは著しく違って居る、加之最近アルゼンチンは凍結令解除とかの噂も伝えられ、パナマは日本人入国許可するなどの巷説も耳に触れる部面が甚しく異ると思ふし一面事の外地財産喪失補償問題の如きに関する最近のドレパー報告や、ストライク調査の意見による邦人の海外発展、移民問題等に重点が置かれる地区である、従って本会の仕事の内終戦処理、補償問題に亜ぐ海外進出の問題とは密接なる関係を有する次第なるに付全海外事業者を一団としての強力面から見て之を独立部会とすることに対しては各理事共異存はなかつた、然し南米関係の協会や、組合は未だ一団となれる事業体を有せず個々にコラテン、アメリカ地区別の協会が別個に夫々存在して居り夫々国々により特徴ある活動をして来て居る訳で之を統制した団体とすることが一方の統制整備の問題であり且資金面に於ては本会は終戦後寄附金、会費等記念たる民間認意団体として育って来たのに反し先方は従来外務省補助金等による重要な外郭団体であつたので之の資金面も終戦後は整備を要する事情なる由であるので之等の態制が整つてから本会の独立部会としても遅くはなく、「移民部会」の件は本会としては未だそれ迄手を拡げるには他に重要事項が山積して居る状況であるので当面南米部会を独立することには異存がないが先方としても団体統制並に資金関係等を整備してから更めて連絡致したいと云はれて目下の処本件は一応従来通りの形にて進行することにした。

理事会要錄（第23号 二三、七、一〇）

海外事業戰後対策中央協議會

東京都千代田区富士見町一ノ一〇
（大井二九）電話局(33)四〇九二番

第二次回理事会（七、八日木）

出席者

田村專務理事、渡部常務理事
各部代表理事（又は代理）
渡部（台湾）白石山口（朝鮮）田村彦（満洲）鷲宮谷、庵山（北支）
窪寺（蒙疆）岡本（繊維）岩田、井村（南方）江守、佐藤（南群）
野村（南支）
菅田調査部長、松浦管理部次長　與濃調査部主査

以上一七名

特別問題（続き）

(二) 国民・各階級との関係

田村農務課長

先に特別委員会の決議をもって、前次総会に特別問題が国際上の影響に関する論文の報告を求めることになったが、その後、日米両会長の努力によって、日米両国民間の経済関係を調整するための具体的方策について、研究を進めてきた。その結果、大体の目標が定まったので、本日の総会に提出することになった。

安部農務課長

原田委員は、米穀の輸出等の問題に関して、当然考慮すべきであるとの意見を述べられたが、私は、原則として、米穀の輸出は、国内需給の関係に立脚して考慮すべきものと信ずる。ただ、私は、輸出入調和の点に関しては、国際的立場からの考慮も必要であると思うが、これは、米穀以外の問題についても同様であって、米穀だけを特別に取り扱うことは、適当でないと思う。

**先日時事調査課副課長の内海氏と田村農務課長とに関係した各々の意見を述べられたが、氏は、輸出入調整について、各々異なった意見を述べられたが、氏は、輸出入調整については、各々異なった意見を述べられたが、氏は、輸出入調整については、各々異なった意見を述べられたが、氏は、輸出入調整については

[illegible]

[illegible]

[illegible]

は内閣制度創設以来今日に至るまで、一貫して踏襲されて来たのであるし、また、国務大臣と云つても左右大臣を始め各大臣を分担せねばならず、国務大臣として国政処理の重責は仲々容易ならぬ現状である

以上

理事會要錄（第二十三、七、一五）

海外事業戰後對策中央協議會

東京都千代田區丸ノ内一ノ一〇（丸善ビル）

電話九段（33）四一九二番

第二十七回理事會（七、一五）

出席者

筑川會長、田村專務理事、渡部常務理事、
渡部（台湾）白石、山口（朝鮮）、水永、伊藤（樺太）国村（満洲）滝山（華北）
白根、岡本（蘭領）、森寺（煙草）、野村（華南）、井村、阿満見（南洋）江守、
伍堂（南洋）
宮田調査部長、松浦管理部次長、興亜調査一部主査

二十名

管理事務関係

近日新たに実現せらるべき外地に本店を有する商社に対する新調査に対しては大蔵省令の公布は七月二十日頃となる模様に付、當會から其の準備に便宜なる様調査事項の大綱を文書を以て七月十日當該會社に通知しておいた。

尚七月十四日大蔵省管理局管理課の市川事務官を煩はし在外會社関係者打合會を開催し、今次調査事項中其の他
体たる再興物會、非再開會社関係の當會の事務担当者が参集し、

開とせられる諸点に付当局の意向を質し、次々検討を加へ、本調査に臨む準備を整へたものである。

本理事会に於て渡部理事より今次調査に於ける提出報告書の内容（要旨第2項参照）に付詳細なる解説があり、ついで各理事より次々意見が述べられた。

以下其の大概を摘録する。

渡部常務理事

今次調査は在外各社の資産状態を一九四五年八月十五日現在で調査の上当該会社の外、内地間の貸借関係を明確にするのが其の目的であるが、我々としては先づ司令部が何故更めてかゝる精密な調査を実施するのか、その意図する所を承知しておきたいのである。此の点に付き大蔵省当局の意向を打診した所当局としてはSCAPでは在外会社の八月十五日現在の資産状態を当初から当然調査しておくべかりしものであつたのを機と失して偶々今日に及んだものに過ぎぬと別段特別の意図あつてのことではないとして居るが　之は現在の所謂和の見透しも困難であるから、それまでに在外会社の内地財産等に対し何分の整理しておかうと云ふ意図でもあつて来の資料として今回の調査が実施される事になつたのではないかと憶測もされるものであり、然らば我々の希望の一つである内地財産の解放の実現可能性も一段と濃くなるかでは無いかと想像も出来るのである。従つて我々としても本調査に対しては、出来る限りの協力を致し当局の要求を完成したい

以下本調査に関する経理報告書の内容を検討うしかきたい

(A)、外地に本店を有する会社の内地、支店、出張所等の昭和二十年八月十五日現在の貸借対照表を提出するのであるが、内地支店の場合は帳簿が在る以上指定日の残高が判る訳で之により決算をする事は可能であると思ふ。当局よりもその意向で内地支店の場合は指定日現在を厳守すべき旨指令があつたので、内地支店甲類告知紙には昭和二十年八月十五日現在を日附を印刷し不動のものにしてある。併し一般に法人の決算期は三月末、五月末、或ひは九月末日等になつて居り、中途の八月十五日現在で決算を組み直す事は、極めて困難の向は指定日に近い例な会社では相当厄介になると思はれるのでかゝる作成困難へば九月末日現在が決算が出来る場合、八月十五日現在のものとして提出するより他なかる見られなければそれを以て八月十五日現在のものとして提出するより他なかるへく、若しその間に明かに重大な異動ある場合は適当に調整して指定の日附にして提出して貰へばよいと思ふ。尚資産は之が例へ本店勘定のものであらうとも一切の内地にある資産を表示するのである。

(イ)　之は内地支店が外地に於て負ふた未払債の担保に提供した内地資産の明細を表示するのであるが外地に於て生じた負債をはその意味が多少明確を欠く点があり得るが結局契約地によつて内外の区分すること、ならう。

(ロ)、(ハ)　内地支店の内国、外国負債の表示即ち内地支店が内、外地で何の位負債を負ふて居るかを示すのである。此の場合内国負債、外国負債の区別の規準が問題

代の便宜に従って定着する事に決って居る。尚公認外事用紙は希望に応じ採用するが、従来の儘にて差支ない。

正式に肩書として公告されるを同時に当会から用紙御請書、発行部数書を会社宛に差出すなり、又は支店へ出張の節持参するなりして貰いたい。尚公認外事用紙は希望に応じ採用するが、従来の儘にて差支ない。

貴を有する会社に対しては有償とし、維持貴なき会社に対しては無償で報ぜん。

山口理事

今回の調査の結果、在外会社にとっては将来有利になると思はれるが、本店等の資産対照表、提出方を義務付けられても其の資料は殆べど持ち帰られてゐないと思ふ。朝鮮関係では特に北鮮所在会社は資料等はすべて没収されてゐる状態である。こんやう事は司令部、政府当局は承知の上の事であらうか。

渡部常務理事

司令部から政府に本調査の内示があつた時、当局は資料が不備であるから到底実行出来ぬと一応断つたさうであるが司令部ではメモ程度の資料からでも之を参考にとし調査し呉れも角出来得る限りのことをやつて見よとの重ての指令故今回の指令公布となつた訳りものである。

笹寺理事

今回の調査の調査範囲如何

渡部常務理事

外国に本店を有する商社、主たる事務所を有する団体等總てに亘り単に、これ迄定期報告を提出してゐたものだけと云ふことはない。従つて判明せねもの、みにても本社と認ゑる在外会社の外地資産が負債より多ければその内地財産の解放される可能性が強くなると思ふ。

山口理事

そのやうに考へてよいと思ふ。此度今次調査に対して業者は真剣に考へる必要がある。従つて外地負債、内地負債及び本支店間の貸借関係表示には、充分考慮を拂つて整理さるべきであらう。

荒川會長

今度の調査はどうもC、P、C独自の考へに基くものではないやうに思はれる。米国政府、極東委員会あたりの空気が諒和までに片付けるものは早く片付けてもらいたいと云ふ方向に動き、在外会社の内地財産の整理といふ意図のもとにC、P、Cを通じ本調査が実施されるのではあるまいかとも想像せられぬことともない。

笹寺理事

結局在外会社の内地財産は賠償から除外される事になると考へてよいと思ふ。

報告事項

一、朝鮮最近の状況に就いて。

白石理事より新鮮其の後の状況に付き左の如き話があつた、

一週間程前北鮮元山から最後の公式の引揚があつた、此が引揚者の中には七才位の孤児も混つて居り、これで在朝鮮日本人は殆ど全部引揚を完了した、此の人達から最近の朝鮮の状況を聞いた、北鮮の方が南鮮より治安状態が良好らしい、汽車等も運転されて居り、母子列車等というのも出来て居る由である、物価の面では、日本より少し安いやうだ、給料は労働者は平均月一五〇〇円位技術者は三、〇〇〇円見当、日本人は相当優遇され約二倍の六、〇〇〇円程度であつたそうである、国営事業に従事して居る労働者には一日白米六合、其の家族は配給上等四クラスになつてゐて、一日雑穀混合で約二合程度加給されて居るらしい、通貨は従前通り朝鮮銀行券と云はれて居るが、之は戦後新たに印刷されたものである、

はにせ札が多くて困つた事にあつたそうである、

闇も相当行はれてゐるらしく闇退治の方法として商相場が上つたら主として官吏に米配給券を交付し、公定で米が買へるやうし、その**横流**しを放任しておくとすると自然闇価も下る事になる、こんな事も行はれてゐるらしい、北鮮には機械化部隊を有すね正規軍が三、四〇万居り時々示威運動をやるらしい、

尚引揚げて来た人達は、内地の事情は全然知らないやうであつた、終戦直后は引揚の際にも何万持ち帰れず、名簿も、義足の中も随分ひどい目にあつたらしい、引揚の際にも何万持ち帰れず、名簿も、義足の中

二、南方連絡會の設立

ドレーパー並にストライク調査團等の報告の結果として刑人の海外逃出問題に鑑み面を展開するに伴ひ内南洋、外南洋も一團体として七月十五日「南方連絡会」の結成を見方に至り之に参加する会員は大体南方特殊の共通事情下にある関係者で本会の南方部会と南洋群島会のメンバーが中心となり左記の如き事項達成を目的とす旨である、

會規約第二條

「本會ハ會員相互間ノ連絡親睦ヲ計ルト共ニ終戦ニ依リ生ジタル新事態ニ対処シ左ノ事項ヲ達成スルコトヲ以テ目的トス

一、會員相互間ノ連繫ヲ密ニスルト共ニ関係官庁並ニ関係團体トノ連絡ヲ緊密ニスルコト、

二、會員共通ノ問題ニ付連絡協力シ適切ナル措置ヲ講スルコト

三、ポツダム宣言及連合軍司令部指令ヲ検討シ其ノ趣旨ノ徹底ニ協力スルコト

四、必要ノ場合ニ於ケル建議請願

事務所は差當り　中央区江戸橋所二ノ二帰子協會内南方**懇談**協會内に置き會長は酒匂秀一氏、副会長は岩田喜雄氏就任されてゐる從て同会の構成より見ても本会とは密接な関係があり南方部門の特殊問題の研究連絡上には強力体と得た次第である、

丸

三、横浜正金銀行第二封鎖予金振戻に関する件

前回理事会で繊維部会白根理事より正金銀行第二封鎖の振戻に関し同行に照会した所次の様な回答に接した、即ち

同行が閉鎖機関たること、は関係なく、内地銀行と同様金融機関最後処理法に基く債務の整理未済の為（大口取引の整理未済）、第二封鎖予金切捨等も決定し得ぬ現状なるため未だに振戻の運びに至らぬものにて目下極力整理促進中である。

と云う事である。

以上

理事會要錄（第23/15号、二三・八・二〇）

第三十一回理事會（八・二三）

出席者

大蔵省管理局管理課　市川事務官　野田事務官

前在華紡理事長　堤　孝氏

荒川会長　田村専務理事　渡部常務理事

各部代表理事（又は代理）

渡部（台湾）白石・山口（朝鮮）田村（彦）（満洲）伊藤（祥太）鷲宮谷・滝山（華北）寝寺（経草）白根・岡本（繊維）

井村・阿瀬見（南方）江守・佐藤・早川（南群）

松浦管理部次長　高塚・村本・小坂・渡辺管理部主査

菅田調査部長　奥瀬調査部主査

以上二十七名

海外事業戰後対策中央協議會
東京都千代田区富士見町一ノ一〇
（共済ビル）電話九段（33）四〇九二番

管理事務關係

六九二号及び六五号報告書提出状況に就き管理部各地区担当者より委く詳細な報告があつたが報告提出実績を要約すると大様左の通りである。

六九二号關係

地区	第一号表会社		其他	
	提出すべき会社数	提出済数	提出すべき会社数	提出済数
台湾	三六	三六	二二	二二
朝鮮	九四	八八	一五	九
樺太	一九	一九	一	一
滿洲	一一三	一一八	九	八
華北	二八	二八	一七	一三
中支第一(煙草)	一一	一一	六	六
中支第二(繊維)	二五	二五	四	三
華南	二	二	三	三
南方	六	六	一七	一七
南群	一八	一七	九	八
其他	一	〇	一	一
合計	三六三	三五〇(九六%)	九二	七四

六五号關係

地区	総数	提出済数
台湾	七八	三七
朝鮮	二三九	五七
樺太	三四	一二
滿洲	三三四	一三一
華北	九〇	四一
中支第一(煙草)	三四	一八
中支第二(繊維)	六六	一七
華南	一三	七
南方	一九	一一
南群	四三	二四
其他	八	一
合計	九五八	三五六(三七%)

次に市川事務官より六九二号に関して中立國法人たる在外会社の取扱及び六五号に関連して在外会社の内地財産の帰趨につき左の如き説明があつた。

一、中立國法人たる在外会社の取扱に付て

最近中立國側より中立國法人の一部が日本の在外会社と同一に取扱われている事に対しC.P.C.に抗議が来ているので総司令部当局でも之が取扱いに付ては考慮していたのが戰後外國法人についてはそのまゝC.P.C.に移譲されたので一般在外会社と一緒に管理されているのである。

近く告示の「外國に本店を有する商社」と云う章句の内「外國」の定義が次のように改正される予定である。即ち日本が明治廿七年以後占領又は支配していた地区、例えば朝鮮・台湾・滿洲等とする。従つて中立國に在りし商社はこの告示に該当しない事になる。大蔵省としては中立國法人でも日本人が半ば以上出資していた会社又は

支配権を握っていた商社については一般在外会社として取扱いたい。

二、在外会社の内地財産の帰趨に付て

近頃業者がC.P.C.に出向いた折、内地財産に付ても C.P.C.に此の件に付き質した処要領を得なかったが最近国務省から高官が来朝し相当長期間在外会社関係を調査して帰国した事実もあり、ワシントンでも何等かの結論が得られたのではないかと考える事も可能であり、近き将来内地財産に関する重要な指令が来る事は推測出来ると思われる。

内地財産の帰趨に関しては、その最終処理は講和迄望めないとしても今迄の管理方式では徒らに繁雑でロスが多いから中間的処理が行われるのでないかと臆測している。中間処理とは種々の財産を管理し易い形にする、例えば全部銀行預金とか有価証券の形にしえを凍結の上C.P.C.の管理下に置く、工場等は会社に或る価格で売却の上その金を管理する。以上の形が想定される。従って非敵産会社等余り財産を有しない商社にとっては必ずしも有利ではない面も起って来ると思う。此処で我々の希望としてかゝる事が実行せられるとすれば金も凍結せられず之をそのまゝ事業資金として利用し得るようにしたいのである。

以上 考へられる事は、 全然見込のない事ではないが、C.P.C.の高官も在外会社の問題は政治的な面が強く仲々簡単にはゆかぬと云って居るが、何れにせよ我々の利益になるよう処置して呉れる事と思う。現在実施中の六五号調査も此の問題に重大な関連を有する事と思料されるのである。

続いて渡部常務理事より六五号調査に関する関西地方出張の報告があった。

八月一日、大蔵省由島瀬戸口両事務官と同行大阪に赴いた。出発前大阪繊維部会と説明会開催の万端を打合せてあったので三日より直ちに取る事が出来た。関西の会社側も非常に熱心で我々としてもやり甲斐があった訳である。当地に於て出た質問も大体予定していたものが多かったが主なるものを拾ってみると左の通りである。

一、本調査を実施せし意図

えについては中島事務官より説明があった。

二、従来内地に支店が無く終戦後事務処理上連絡所を急設した会社も提出の義務ありや。

之に対して本調査は内外地の貸借関係を調査するのが主眼であるので責任者代表者の居る限り外地会社は総て調査の対象となる、と答えておいた。

三、参考資料として接収書類以外なく 之には財産価格はすべて儲備券又は評価額で表示してあるので此の場合の処置如何。

此の場合は一応接収書類に基いて調書を作成しその旨註を加えておいて貰う。此の分の処置は当方で一括し一定の換算率で整理すると回答して置いた。

四、補償問題に付てその見透し及当会の動きも質問して来た。関西の業者は在外財産の補償は殆んどあきらめて居る口吻であったので私は再認識して貰うよう力説しておいた。

報告事項

一、引揚同胞対策審議会設置に関する件

去る五月二十五六日の議会に於て参衆両院は政府当局に対し引揚者対策の積極化善処方を要望する決議を行った。其の後政府はその具体化を鋭意検討し八月三日附で法律第二百二十二号を以て「引揚同胞対策審議会設置法」を公布した。此の大要は左の通りである。

審議事項として左の五項目を挙げている。

一、引揚促進に関する事項

二、遺家族、留守家族の援護に関する事項

三、帰還者の更生対策としての就労、就業及企業等に関する事項

四、帰還者の在外財産に関する事項

五、前号以外の帰還同胞に関する事項

本審議会は総理庁内に設けられ総理大臣の管理に属する。

会長厚生大臣、委員一五名(内八名各省次官引揚援護庁長官、七名民間委員―引揚者団体関係及学識経験者より)事務組織として事務長一人(厚生省一級事務官より)其他職員若干名を置く。

と成っている。既に委員の顔ぶれも決定しあるもの、如く近く発足の予定。

当会としては本会審議事項第四項の「帰還者の在外財産に関する事項」に関心を有する訳で、本審議会の動向には深甚の注意を払ってゆかねばならぬ。

二、事業者団体法に関する件

七月廿九日附で法律第百九十一号を以て事業者団体法が公布即日施行された。

本法は独占禁止法の補足令として公布せられたもので当会及部会とは直接関連性が無きものと見られるので第三条に規定せられてある届出の義務の有無に拘わらず公正取引委員会に問合せた処又は第二條に示されている如く営利を目的とすると否とに関せず事業者団体は総て届出の義務が有ると云う事であった。届出は八月廿七日迄に所定の書式を以て「事業者団体現存届出書」を同団体会規の定款及役員理事の名簿を添え各正副二通公正取引委員会に提出する。尚其の後内容に変更が見られた場合その日より三十日以内に「変更届」を提出しなければならぬ。(七月三十日附官報公正取引委員会規則第二号)。

以上

理事會要錄附錄

◉最近の上海事情

前在華紡理事　堤　孝　氏　談話

私は七月廿一日米船ウイルソン号にて上海発廿四日帰国した。まる五年目に故国に帰った訳であるが、内地の事情は想像していたより遙かに良好であると感ぜられたのである。先ず在華紡績の接収状況に就きお話したい。

一九四五年八月一五日終戦となりポツダム宣言により在華紡の工場等は総て中国側に引渡す事に成った。九月一五日から接収が開始され、二週間程で完了した。当時中国側の意向として現物を押えるに主眼を置き、帳簿上に関しては等閑視したのである。接収に当った中国側の人々も機械等には充分の智識を有せず、我々で作成した調書をそのまゝ公文書としたようである。従って先方としてはその内容を調べる事が出来ず公式の受取も得られなかった状態であった。我々としては接収物件は他日賠償決定に際しその内容も再検討されると思料し詳細なる調査を行ったのである。工場が接収されたので使用していた職工はすべて解雇し三ヵ月分の給料を退職手当として支給したが彼等は之に満足せずこの上に解散手当を要求して来た。接収も済んで居り支給すべき金もなかったのでこれを拒否した処、幹部を監禁脅迫する事が出来た。

工場接収により失業者を多数排出する事になり又工場を再開する為には当初総て帰国する迄の間失業者に手当を支給し此の問題を漸く解決する事が出来た。

考え出し、一部の操業を開始する事になった。十一月頃宋子文氏より堀内公使に此の話があり技術者の多数の残留を要望して来た。我々としては当初総て帰国する迄であったが堀内氏も残留すると云われ又之が中国側の為にも優秀なものであるが、中国側だけではこれを一〇〇%動かせ得ない状態で之をフルに使えるよう指導するのは業者としての良心でもあり更に之等機械を動かす事により部品等の需要が起り之が日華貿易の端緒を開く事になると考えられ、断然残留の決心をしたのである。

初め二五〇名予定したが色々事情があり結局一〇〇名程止ったのである。此の人々は在華紡を中心に、綿布の

染色工場、麻工場、鉄工場の人を一丸としたものであつた。

昭和二一年一月一五日を以て中國側で「中國紡織建設公司」という団体が組織され、工場は総て此の団体に引渡され、國営会社として運営されて行く事になつた。組織は一番上に「董事会」があり最高審議機関の機能を有ち、委員は官民半々で構成されている。その下に総経理(我國の総支配人格)が居り之には中國銀行の要人が就任した。此の外に一年後「統制会と云う機関が設置せられ「花紗布管理委員会」が組織せられたが、之は國民党の喰物の感があり余り評判がよくない。

次に上海の金融・為替事情につきお話する。最近新道せられた所によると米弗千三百万元になつたらしい。私か上海にいた二週間程前は七五〇万元であつた。如何にも急激な膨り方である。此のように元が暴落するのは結局内戦が根本になつている。戦費の膨脹による法幣の濫発及米価の暴騰、法幣の信用下落、従つて流通範囲の急激なる縮少、法幣は上海へ〳〵と流れ込みあの上海の大インフレを招来しているのである。之に対し政府は現送を一億元に制限したが軍人が紙幣を運ぶのであるから手が付けられない。彼等は法幣で信用ある米弗を買うのである。従つて米弗は暴騰をつゞけ六月一日九七・八万元であつたが同月末にはその五倍、七月廿一日には七五〇ー八〇万元、年内には二千万元になるだろうと云われている。金と米弗との関係は始め一対六〇程度であつたが逐次金の方が歩が悪くなり七月廿一日には一対五〇になつた。之は何故かと云うと金は持運びに不便でありその上純分が十四金位にごまかされ信用が置けなくなつたからである。最近持運びに便なるよう小指位の金塊が出来て居つた。

米弗に対しては中國側では頗る厳重に取締つて居りその当局の目をくぐつて盛んに米弗が売買されている。之等秘密市場(五〇〇弗単位の取引から小口に至る迄)もあり当局の取引によりその利鞘を取るのである。米弗が相当上海に流入しているかというとそうでもないが面白い事に米弗小切手が相当数流通している。之等小切手は日附も相当前の名義人もはつきりしない頗る怪しいものであるが、之を利用しての取引の利鞘を取るだけならば一向差支えない訳である。

貿易関係を見ると輸出入はリンクされている。輸入物資は総て消費物資、輸出されるものは皆原料である。

のである。

最近の上海物価は、卵一個五万元、バナナ一房五万元、砂糖一封度七〇万元、電車賃七ー一〇万元等々でインフレがえまで激しくなると商人も最早之を歓迎しなくなる。と云うのは商品を売つても再び同一商品を仕入れるときになると前の何倍も騰つて居り利益はすべて仕入に食われる結果となり、売る事は極力回避され商品は困積されて了うのである。百貨店大商店は日曜日には総て閉店して居る状態である。困積に対しては政府は厳重に取締つて居りその摘発につとめて居る。

配給関係は少しも統制がとれていない。米國援蒋米等も配給の中途で横流しされ末端迄行き渡らない状態である。

賃金は物価にスライドして決められている。基準賃金に政府より半月〳〵に発表される物価指数を乗じて算定されている。基準賃金は官吏・民間により差違があり、又百元以下はそのまゝであるが之以上は或る程度割引される。我々の給料も之によつて決められていた。

戦後労働者の力は非常に強くなり事業者は圧迫されている。小工業は勃興したものゝ之等はあのインフレ下では決して楽ではなく閉鎖することも職工側の圧迫により出来ず手持材料を喰いつぶしつゝ細々操業している程に過ぎない。本当の意味の生産は決して興つていない。

電力等の産業統制は全く行われて居らず、すべて放任されている。従つて電力は徒らに娯楽方面に廻り産業はその恩恵に浴していない。

軍人の跋扈が目立つようになつた。交通機関は一切無賃乗車、映画館等も彼等に占領される事も屢々あるようだ。警察官もやゝ之に近い。従つて上海の治安は頗る不良で徒らに良民が苦しむばかりである。外國商人も居たゝまれずサスーンの如きも日本へ店を移したいと云つている。

以上が上海の近状であるが、結局内戦の終熄がすべてを解決すると思う。此の内戦が一向治まらないのは、私は次のような原因に基くのではないかと思う。即ち戦後我國ではパージが行われ古い世代は一応身を引いた

が、中國ではそれがなく、抗日戰開始より今日まで實に十年であるがその時の幹部は依然として其の位置を維らず當時新中國建設に最も努力した青年層は今日では四十才台に成つているが、上が動かないので指導者のポストが得られず、彼等の主張も通せない訳である。內戰と云うも結局は政黨の爭いなので連立政府も樹立出來るのであるが、そうなると今の幹部は自分のポジションが失われるので中共との妥協を承知せずマーシャル元帥の勸告も一向きゝ入れなかつたのである。又一方共產黨にしても毛沢東等の幹部と中堅青年層とは乖離して居り、國共の中堅層は互に妥協を望んでいるが双方の幹部が事をかまえているというのが內戰の眞相らしい。從つて餘る激烈しない戰鬪がいつまでも續けられているのである。一度パージを行つて政府內に清新の氣を吹き込めば何とか此の內戰も解決されるのではないかと考えられる。

今日の狀態では中國に企業も決して勃興せず資本もどし〳〵海外に逃避して了う。結局收拾のつかない狀態になることは必至である。內戰の解決こそ當面の急務とされている。

朝鮮事業者會

理事會要錄（第23/16号二三、九、一七）

海外事業戰後對策中央協議會

東京都千代田区富士見町一ノ一〇（共濟ビル）
電話 九段（33）四〇九二番

第三十六回理事會（九、一七日）

出席者

大藏省管理局、前野管理課長、市川事務官、小野事務官、
荒川会長、田村專務理事、渡部常務理事
各部代表理事（又は代理）
渡部（台湾）、山口（朝鮮）、水永（樺太）、田村（彦）（滿洲）、鷲宮、谷、滝山（華北）、
窪寺（樺南）、野村（華南）、井村、阿瀬見（南方）、江守、佐藤（南群）、
曾田調査部長、松浦管理部次長、奥瀬調査部主査 ヶ

以下十九名

在外会社內地支店整理即ち國內財產の中間處理の問題に就ては前号要錄に紹介して置いたが最近に至り總司令部當局より方針を更ゞ確定せんとするもの、如く、その實施も近き將來にありと推測されるので、我々としては海外財產と同樣內地財產の歸趨には重大なる関心を有する次第であるが、幸本理事会に於て大藏省管理課長の御臨席をいただき、同問題に関する今日迄の至過及今後予想さられる所を詳細傾聽する事を得たので大樣を左に記して參考に供する事とする。

前野管理課長談（文責在記者）

一、在外本店商社の在内財産整理問題の現在の進展状況

在外会社内の店舗、財産を中心的に整理するとなれば何と言つても公式には何ら虚飾が無いが、実際に於ては各社の幹部が個々に又は集団的に本国当局と結託して巧妙に財産を隠匿したり、或は不当に安く売却したりして、その整理を困難ならしめる事は公然の秘密である。

従つて在外会社の財産整理に当つては、その会社の幹部の人物、性格、経歴等を充分に調査研究して、その会社の財産整理に最も適当な人物を選ぶ事が肝要である。

財産整理人の選定が決まれば、その人物を中心として、整理の方法等を協議決定するのであるが、この場合、整理人は出来得る限り、その会社の株主総会を開催して、その株主総会の決議によつて整理人を選任する様にするのが最も適当な方法である。

整理人が選任されれば、その整理人は、その会社の財産目録を作成し、貸借対照表を作成して、その会社の財産状態を明確にすると共に、その会社の営業を継続するか、或は解散するかを決定しなければならない。

営業を継続するか、或は解散するかを決定するには、その会社の営業状態、財産状態、その会社の将来の見込等を充分に調査研究して決定しなければならない。

営業を継続する場合には、その会社の営業を継続するに必要な資金を調達しなければならないが、この資金の調達は、その会社の株主総会の決議によつて、増資をするか、或は社債を発行するか、又は銀行から借入れるかの何れかの方法によつて調達

特別法を公布するか、或ひは閉鎖後閣令を適用して在外会社内地支店を閉鎖機関に指定するか何れかを採るべきであるが実際問題としては前者を採るとすれば総司令部としてはESSを立場から在外会社のみを特別法で律する事は認め難いと考へられ、後者の場合はCPC当局を好んで居らず、且つ手続其他が煩雑と成り勝ちで、その上閉鎖機関整理委員会の人手の問題とあり整理完了までには相当時日を要すると思はれ、同法で処理する事は避けたいと思ひ、結局なるべく不要になつたから閉鎖するとゝか様な整理が望まれる訳で、之には嘗つてナショナル・シテー銀行の東京支店が閉鎖された時如何なる措置がとられたかとゝふやうな実例をと研究し、特別法令を出さぬ場合法制上どの程度の整理が出来るか、又新法令を出すと出さずと何れが好ましいか研究を重ねをいと思ふ。

三、整理の内容

内地支店の整理とゝつても現状では出来るのは有体財産の現金化及債権債務の全部又は一部の決済を済まし、残金を保留しておくとゝふ程度と思ふ。債務の弁済においては、手持現金で全部迄済出来ぬ場合、有体財産売却代金を一部の迄済に充当し適当に按分して支払ひ、未払債務を残しておく、従つて八十八号と此の限度で解除する事になる。但し連合国側の意向として、ドイツ系在日本商社の場合と全様、内地財産と賠償の一部と見られた場合、債権、債務の決済と或ひは内願となるかとと考へられる。

整理後の残余財産の処置は現在では、そのまゝ保留して置くとゝふ事だけでそれ以上の事は決つてゐない。とゝかくは賠償範囲も確定せず内外地勘定を区別する方針と伴つて居ない。さもないと八十八号は解除されても自由になつたが更めて商法との適用を受ける事と予想せられ、講和條約締結まで現状維持は不可能のことゝならう。

（質疑応答）

渡部常務

現在、在外会社内地支店の財産を制限してゐる八十八号を解除して其の上商法上の事は一切無視して整理出来るやうな措置を講じていただきたい。さもないと八十八号は解除されても自由になつたが更めて商法との適用を受けることゝなれば内地支店のみで財産を処分する事は不可能のことゝならう。

鷲宮谷理事

結局、内地財産と整理とゝかまは、有体財産を処分し流動資産に替へる訳であるが、今日の如きインフレ下では現金の値打は下落する一方でむしろ有体財産を保有してゐる方が心配はあるまい。

次に整理後の残金を寝かしておかず之をプールして海外事業者の更生資金として運用しこそだいと思ふがが如何

前野課長

現金を有つてゐると不利になるとゝかの事は当然考へられる。併し今の状態でおくと有体財産等と海外勘定の整理の際接収される事と予想されるのでその所有権を速かに日本側に移しておきたいのである。且つ現状では管理と手数がかゝるので一切を現金化して管理しやすい状態

におくのが、今度の整理の眼目の一つでもある。

残金を運用する事は将来、その金を賠償の一部とされた場合動かしておけば日本全済に迄け込む誤で返すとなれば血を出さねばならぬ。それよりむしろそのまゝ保留しておいた方が安全である。

市川事務官

且つ現金で持つて居れば、将来通貨改革が実施され、通用価値が切り下げられた場合でも返す段になつてもその切り下げられた金を返せばよいが、之を動かして居ると切り下げ以前の価額の金を出さねばならぬのでかへつて不利となると思ふ。残金は会社名義で特別勘定が設けられ、一種の封鎖預金とならう。

荒川会長

残金利用の一方法としてこれをプールして指定信託予金とする。これは会社とは切り離し海外事業者の事業資金として利用する。その方法は信託会社、銀行はその使途を限定した範囲の予金の限度内で貸出を行ふ。つまり、この予金を担保として貸付が行はれるので、可成り有利に便べると思ふ。

窪寺理事

役職員の退職金の問題であるが、会社の内規で外地に勤務してゐる者でと支払は内地で行ふ事に成つて居る場合如何。

前野課長

、閉鎖機関でもこのやうな内規があれば、支払を許可してゐるので、在外会社内地支店の場合でもこれに準ずる事は出来ると思ふ。

理事會要錄（第三三・一一・二五）事業委員會

第四二回理事会（二三、一二、四）

出席者

荒川会長　田村事務理事　渡部常務理事

森部代理理事（又は代理）

表部（台湾）白石、山口（朝鮮）水永（樺太）田村（満）（満州）記録竜山（華北）千場（徳基）岡本（蒙疆）

江中（南洋）阿部見（南方）野村（満州）

松浦管理部次長、白井庶務部長、奥瀬調査部主査

以上十七名

○在外会社内地財産中間処理問題

内地財産調査計画

在外会社内地財産の中間処理問題は久しく停頓状態を続けたのであるが、最近に至り、大蔵当局としては、前々より、在外会社内地財産に対しあらゆる角度から調査を実施しC・P・Cへの建言の材料更には中間処理実施の際其の基本となるべき参考資料の整備に当る方針であったが、今般其の調査計画の大綱案が出来た

のごとき態さに基き統計調査を用いるがその調査項目の大体は左のごとき詳細多岐に亘るものらしい。

在外会社の本邦内財産に関する調査計画

第一　基本調査統計

一　昭和二十年八月十五日現在（昭和二十三年大蔵省令第六号に基く報告書に記載してある時期）における本邦内財産の地域別、会社別、項目別集計表

二　事業の再開又は転換会社については、その再開又は転換した時期現在における地域別、会社別、項目別集計表

三　昭和二十三年六月三十日現在における本邦内財産の地域別、会社別、項目別集計表

四　昭和二十三年六月三十日現在における本邦内財産に関する財産目録合帳

(一)　事業の再開又は転換会社については会社別

(二)　事業の再開又は転換をしていない会社については資産十萬圓以上のものについては会社別、資産十萬圓未満のものについては地域別

第二　細目調査統計

一　昭和二十三年六月三十日現在における会社別の現地ある資産一覧表右資産の現況につぎの諸項目が内容を記載すること

二　昭和二十三年六月三十日現在に於ける会社別の本邦を履行地とする債権一覧表

右債権一覧表に基き取立可能のもの又は取立困難なものにも分ち更に貸付、担当権の有無あるものゝ有無を調査し取立困難なものについてはその理由を記載すること

三　昭和二十三年六月三十日現在に於ける会社別の本邦を履行地とする債務一覧表

右の債務で本邦以外に於ける出張所等の自己の営業又は事業の為のもの又は本店の為のものに区分調査し、貸越、必当権等の設定あるものについてはその旨を記載すること

四　昭和二十三年六月三十日現在に於ける会社別銀行別有価証券一覧表

五　昭和二十三年六月三十日現在に於ける会社別不動産一覧表

六　現地調査表により買上予定のもの及び地当権等の設定あるものはこれを記載すること

昭和二十三年六月三十日現在に於ける朝鮮関係積金一覧表

本調査に関する参考事項

(一)　右に掲げられた項目以外尚調査を要すると思はれる点（業務参考意見）

今迄六ヶ月も以上の半期々々内地財産の状態を調査して来たが、その果

之は自社一社のみについては資金面其他に於て事務上可成りの余裕があるので、之を他社と協同せば、事業としては分業と人的にも如何の同形にあるので、之を他社と合同して一会社を起し事業用地を売買するもの一社あり。

(一) 他社と合同して一会社を起し事業用地を売買するもの一社あり。

之は自社一社のみについては資金面其他に於て事務上可成りの余裕があるので、之を他社と協同せば、事業としては分業と人的にも如何の同形にあるので、之を他社と合同して一会社を起し事業用地を売買するもの一社あり。

三、

次に事業地処分会社よりの希望意見を大綱当局に提出したが、今回満洲関係会社の本

分の纏まったのでこれを左に紹介すると。

(一) 他社と合同して一会社を起し事業用地を売買するもの一社あり。

之は自社一社のみについては資金面其他に於て事務上可成りの余裕があるので、之を他社と協同せば、事業としては分業と人的にも如何の同形にあるので、之を他社と合同して一会社を起し事業用地を売買するもの一社あり。

三、

次に事業地処分会社よりの希望意見を大綱当局に提出したが、今回満洲関係会社の本

分の纏まったのでこれを左に紹介すると。

(一) 本調査に於ては野里関係は省くとして、傍例によって表示されるが、財産の建つ場合、財産目録の作成すべき事である。

(二) 本調査に於ては野里関係は省くとして、傍例によって表示されるが、財産の建つ場合、財産目録の作成すべき事である。

(三) 外有財産中必ずしも重要なるものの一分を調査

(三) 外有財産中必ずしも重要なるものの一分を調査

(四) 処置に関しては内地会社株式と外地会社株式を分類するも

(四) 処置に関しては内地会社株式と外地会社株式を分類するも

(五) 本店勤務の事務なる調査の信ぴょう性の検

(五) 本店勤務の事務なる調査の信ぴょう性の検

2、本調査に於ける城は、白巻、樺太、関東、満洲、中国、(華北、華中、華南)南洋(仏印、南洋)の六地区とする

2、本調査に於ける城は、白巻、樺太、関東、満洲、中国、(華北、華中、華南)南洋(仏印、南洋)の六地区とする

3、現地ある財産及取立不可能又は困難なる債権を株に調査の対象とするも此の種の調査は特殊の調査を要し、之も亦一般に調査しているが、後者の如き

3、現地ある財産及取立不可能又は困難なる債権を株に調査の対象とするも此の種の調査は特殊の調査を要し、之も亦一般に調査しているが、後者の如き

成り立つと確信している。

(三) 内地支店を解散して、その予金を社員に分配したいと希望するもの数社あり

(二) 所有債权を確保して貰いたいと希望するもの数社あり

之等会社は終戦以前債权債務の整理を行はず、今日に至りたるか、中間処理に当つて債权中時効にかゝる取立不可能に陥っているものがある。之等を活かす法的根拠を與へられたいと希望している。

(四) 右二会社に整理により生じたる旧会社の余剰資金を投入したら、一社有は既に右二会社的なものを作り、事業を続しおるか、今回の整理により浮び上りたる余剰金と右会社に投入れ、事業の強化を計りたしと云う意見である。

(五) 内地支店所有の少額予金は、之を結集して大会社を設立するやう考慮されたい。

右は現在当局の考へている所より一歩前進しておるか、内地支店としても少額予金では何も出来ぬ、さればとて、之を棚上げされても迷惑である。そこで国家的見地から之等少額予金を集結して、之を以て国家有用の大会社を作り、投資者には投供せし予金に相当する株券を交付することとせば、予金者有者も又国家としても共に利益であるとの意見である。但し設立せんとする会社の事業は確実なるものを條件とする。

○補償問題（續き）

今田、補償問題に対し比較的穏当な見解を有すると思はれる吉田内閣が生れた。前吉田内閣の折、我々は補償要請の陳情を為したが、再び本運動を為さゞれば時期が到来した。併しながら現在の所政府当局も、公務員法改正、追加予算等々緊急を要する問題が山積しているので、今直ちに、政府に働き掛けることは、実効が挙らないと思はれる。尚此時期を見て運動を積極にしたい。尚又経団連辺りは例の企業資産再評価問題を採り上げ、活発に動いているので本問題に関する我々の立場も一応明かにしておくべきであると思ふ。更に極東国際軍事裁判も愈々終末に近付き、米国の対日政策の積極化も予想せられ、其の裏付けとして、トレーバー陸軍次官の明年度対日援助資金削減の声明も発表せられたので、本理事会に於て今後の補償要請運動の推進方法が採り上げられた。

渡部常務理事

我々は今迄講和を待つ状態で待機の姿勢をとって来たが、米国の対日政策として一九五一年までに講和を棚上げし、其の間既成事実の推進に乗り出す方向に変って来た。さすれば我々として、飽く迄講和があったと云う前提の下に、動いてゆく必要があると思ふ。補償問題は、横田敬義も言はれていたが、國内問題として解決すべきものとすれ

○都会生活者移動

商業興信所より事務所を左記へ移転しましたから、御通知申上ます。

旧住所　東京都中央区日本橋数寄屋町三ノ一（電）銀座（56）〇四五三番

新住所　東京都芝区南佐久間町二ノ五（電）芝（64）〇六七一番

○会社所移動

ば、その時の政府の性格如何に依る問題となる。

吉田書簡

國内問題としての講和条約実施に当っての政府の性格は、即ち政府と日本の経済界との関係である。

旧日本の経済界は、財閥を中心として、その資本の集中度が極めて高く、旧勢力を以て組織する事を特色とした。そこは言はないが、我々と全然その点に於て異なる大きな点である。重点がそこに置かれるならば、政府としても相当重点的に取扱ふ事が出来るから、その点は非常に容易になるであらう。

次に、独占的産業の解体を要求する事。

我部政男書簡

此の問題は、事実上、講和問題と関連して、又は講和問題に関連して、全体的には考へられるべきものであるが、一応別個に考へる事に成つてゐるやうだ。

此の点に関しては、吾々は

會長渡部慶之進

管理事務分掌一覽　昭、二、四、十

海外事業懇談會中央幹事會

部課	地區	擔當理事	擔當職員
總務部	臺灣	會長 會長代任 江守善六	松浦信次
第一部	朝鮮	副會長 岩田喜雄	渡辺豐
第二部	滿洲	副會長 田村彦熊	高塚岩雄
第三部	南方、樺太	副會長 岩田村峰男	菅田元朗
第四部	南洋群島	副會長 岩田喜雄	松浦信次
第五部			

第六部	南支	岩田公六郎
第七部	北、中支	奥瀬亮平

庶務部	經理庶務	部長 白井俊夫
	經理嘱託	永山新平
	庶務用度	永田鉦六郎
	庶務タイプ	西原行子
調査部	一般調査	部長 曾根元輔
		奥瀬亮平

海外事業処理恊議會（仮称）會則修正案　昭和二年

第一章　總則

第一條　本會は海外事業処理恊議會（仮称）（　　）と称す

第二條　本會は在外事業並に財産の凍結、海外と本邦との經濟関係遮断在外會社の内地事務所の閉鎖並に業務停止等の當面せる各種事態に対処將来外國に於る事業への參加等左に掲ぐる事項を遂成することを以て目的とす

一、関係者相互間の斡旋恊力を図り在外財産の全面的調査研究を行ひ以て公正なる立場に於て、事業又は財産等に対する適正なる措置を講ずること

二、在外財産損失の補償要請に関する事項

三、関係者と官憲との連絡を緊密にし、今后に於ける事業又は財産の評価又は引揚第の場合官憲に対し積極的なる恊力及適切なる建言をなすこと

四、政府の在外財産の調査実施に対しては側面的に援力を与えることを期すること

五、海外事業経営者の平和的海外進出に関する事項

六、海外経済関係の調査並に対外取引の斡旋に関する事項

七、前項に関し関係官庁に対し積極的なる援力及び適切なる建言を為すこと

八、其他関係者共通の問題に付き斡旋援力し適切なる措置を講ずること

指定会社一覧表

海外事業戦後対策中央協議会

渡部慶之進

369.87
73Ka
文77枚
山口文書
115

M3-78

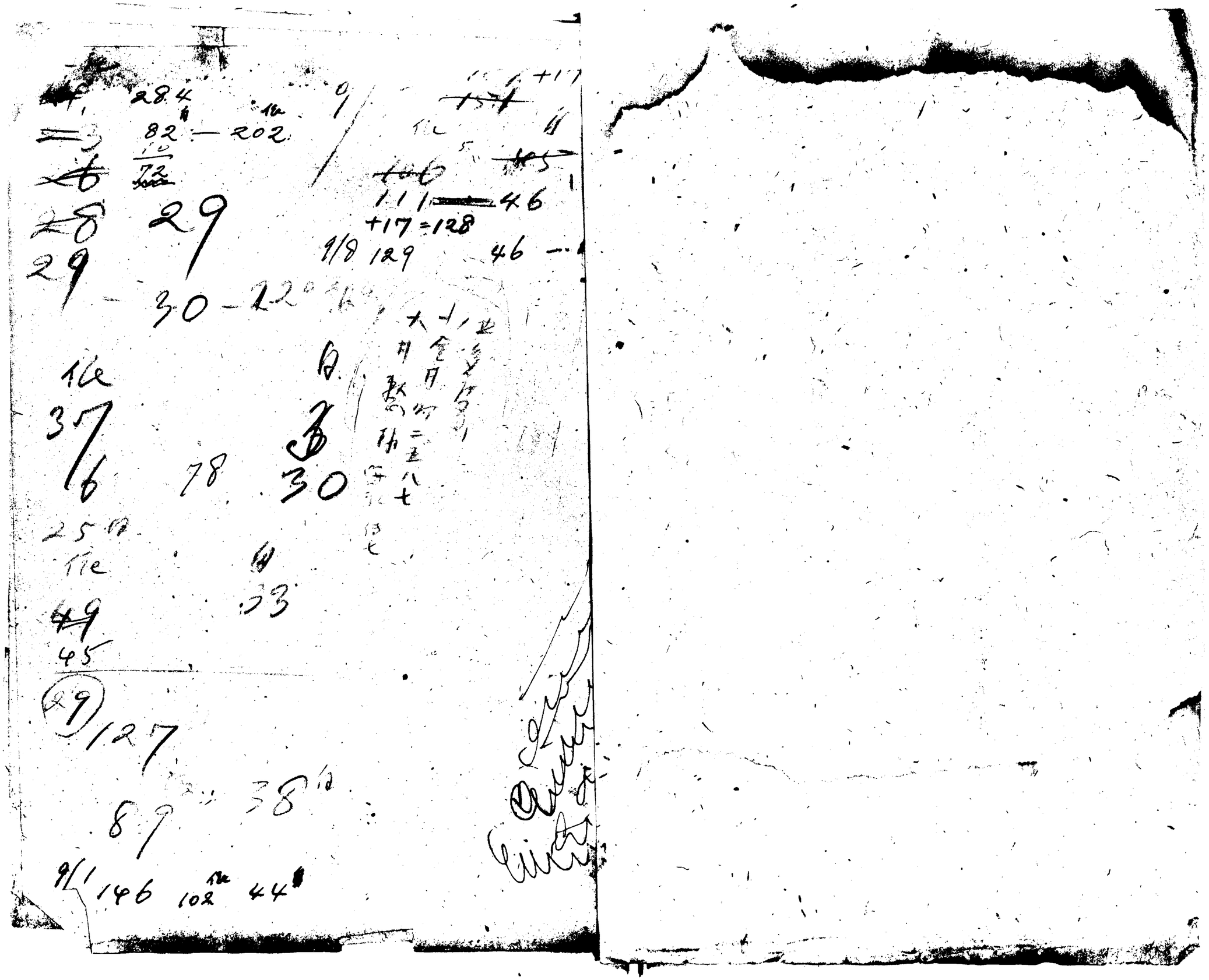

三 法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、その資本金額若しくは出資金額又は寄附財産の金額並びにその代表者又は管理人の氏名及び住所

四 業務の種類

2 前項の届書には、左に掲げる書類を添附しなければならない。

一 法人又は法人でない社団若しくは財団であるときは、定款又は寄附行為

二 主要な株主又は出資者の氏名若しくは名称及びその者の有する株式の数又はその者のした出資の金額を記載した書面、代表者又は管理人の履歴書及び直前の事業年度の貸借対照表及び損益計算

(9) 第十五条 特殊製品販売人の氏名

(10) 第十六条 許可の条件

(11) 第十四条 営業所

如ノ条項ニ告示スベキ事項ハ

一 社外会社ナル旨 (第三条)

二 社外会社ノ本邦内ニ於ケル主タル店舗 (第十三条)

三 社ノ事業ノ全部又ハ一部ハ其ノ事業ノ譲渡 コレモ知レテイル

四 特殊製品販売人ノ氏名又ハ名称及住所 コレモ知レテイル

朝日精金属株式会社　東京都中央区日本橋室町三丁目八番地
　飲料缶製造
○本社工場　東京都港区大和田町八二

十林鉱業株式会社　大阪市北区堂島浜通二丁目六番地
　商業
○出張所　兵庫県武庫郡良元村鹿塩字大原二三

大東鉱業株式会社　東京都中央区京橋二丁目二番地
　鉱山業
○本店　東京都中央区日本橋室町三丁目一番地
○本社の称　附帯事務

大日土曹株式会社　大阪市福島区対比叡町一二番地
　木炭活性
○本店　大阪市住吉区帝塚山西五丁目三九
　硫安肥料製造販売並ニ硫酸製造ノ工業組合員ノ事務　仲仕業　附帯事務

株式会社　十五銀行　津市大門町一〇六八番地
　本店
○出張所　三重県一志郡久居町新町

朝鮮郵船株式会社　東京都中央区日本橋室町四丁目五番地　近二ビル
　海運業　附帯事務
○本店　仁川府入口一三

朝鮮油槽船株式会社　東京都中央区日本橋茅場町一丁目一番地
　石油運送　附帯事務
○本店　下関市岬ノ町

日室鉱業開発株式会社　東京都千代田区内幸町二丁目三番地
　鉱業
○本店　東京都日里区上目里五丁目二五五九
　石炭亜炭銅鉛鉱鉄鉱及ビ金属鉱業　鉱区ノ売買　附帯事務

◎第四条　許可事務以外ノ業務ノ禁止

一　再興会社ノミヲ存続ス

二　債権者ノ為メ清算ノ結了ニ至ルマデハ

三　再興ノ準備中ノモノハ勿論（営業ヲ開始スルニ至ルマデハ

四　営業ヲ終了シタルモノト雖モ）

◎第五条　新旧財産ノ引継義務

一　財産目録ノ作成

二　但シ書ニハ左ノ事項ヲ記載スルコト

◎第六条　社債権ノ消滅及ビ時効ニ関スル特則

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第二十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第三十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第四十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第五十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第六十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第七十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第八十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第九十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百二十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百三十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十一条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十二条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十三条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十四条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十五条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十六条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十七条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十八条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百四十九条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ及ボサス

◎第百五十条

一　社債ノ償還ニ関スル期限ノ利益ハ再興会社ニ対シテハ之ヲ主張スルコトヲ得ス

二　前項ノ規定ハ再興会社ノ為メニスル担保ノ存続ニ影響ヲ

朝日醤油株式会社　東京都千代田区紺屋町三八番地日新産業株式会社内
醤油製造販売
一九万五千円
仁川対

朝日醸造株式会社　東京都千代田区紺屋町三八番地日新産業株式会社内
酒類製造販売
一〇〇万円
仁川対

綾羽織布有限会社　芦屋市川西町五五番地　福永善太郎方
織物製造染色販売　附帯事業
五〇万円
芦山対九一町二六

安農化学工業株式会社　東京都中央区日本橋西河岸二一〇番地丸見屋方
酒石ノ製造及酒石酸ノ採取　果実酒（アドウ酒及蓋酒（カラシオール）ノ製造並販売
酒類製造ニ伴ヒ副産物ノ精製加工並ニ販売　前項ノ業務ニ附帯スル一切ノ事業
一八万円
高槻出張所　兵庫県西宮市高畑町七七四

第四十七条　在の協会においては特殊製図人を五万円以下の過料に処する

一　第十四条第一項、第三項、第五項若しくは第七項又は第三十五条第一項の規定に違反して登記を怠つたとき

二　第十五条の規定に違反して催告をせず若しくは除斥をなる旨の記載をせず又は知れたる債権者を除斥したとき

三　第十八条第一項及び第二十条の規定（第二十条第二項において準用する場合を含む）に違反して公告をせず又は虚偽の公告をしたとき

四　第十八条第一項及び第二十条の規定（第二十条第二項において準用する場合を含む）に違反して書類を備え置かず又は書類の閲覧を拒んだとき

五　第二十七条の規定に違反して決定製図理事の実行状況及びまた製図を完了しその旨の登記をしない事項についての製図見込を記載しない書類を提出しなかつたとき

六　第二十三条第三項の規定に違反して重要書類を引き渡さなかつたとき

石川県曲輪業務組合　金沢市十間町八番地中島徳右衛門

一〇〇万円

金九拾五円金拾壱銭三厘

合名会社宇野商店　滋賀県神崎郡連郷村村上日吉三四〇番地

一〇万円

出張所　東京都千代田区丸の内二丁目一番地

エタニットパイプ販売、上水道用並びに工事請負　錦ノ内硬　鉛和吸収　製鉛

一五万円

東亜鉱業株式会社　東京都中央区銀座四丁目三五番地王子ビル

石炭採掘及販売

一二〇万円

成出吉州郡吉州町

エタニットパイプ転輸販売株式会社　埼玉県北足立郡飯能町矢颪五八三番地松浦孝治方

一五万円

資本金中邑永寿町二ノ七六

工事請負並に其他一切

59

第四十六条　法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人
その他の従業者が　その法人又は人の業務又は財産に関して
第四十三条又は第四十四条の違反行為をしたときは　行為者を
罰する外　その法人又は人に対し　各本条の罰金刑を
科する

株式会社　大橋農協　犬垣市船町字錦堂内北出熊太郎方
北出熊吉
大垣市船町二丁目一三
不動産登記ノ印鑑ノ届出ノ為メ
株券ノ紛失ニ付キ公示催告ノ申立ヲナス
三七年四月一〇日（一七年五月一〇日）
金北並小郎祖里毛暗吋一〇五

十野田機帆船株式会社　東京都中央区銀座西三丁目一番地十野田セメント製造株式会社
海運業ノ為汽船運航業
信託代理業　セメント販売業
一九万円
東成郡古市町一二

株式会社鐘渕高級綿花店　大阪市東区北浜三丁目二五番地鐘渕高子株式会社内
伸張、漂白、染色、整理加工品、工業用、綿織物、綿製品ノ卸売
一九万円
東成郡中正平町一丁目三二

鐘淵西野重工業株式会社　大阪市都島区友渕町一三三番地鐘渕紡績株式会社内
高圧配管ノ製作並ニ売買並ニ造船ノ為メノ鋲打鋲ノ製造
鋲打機械・銅鉄各種鋲打機械　船舶ノ船内機関
鉄材加工品　鋳鉄鋳鋼鍛造　機械工具類　其ノ他各種機械　附帯スル業
一三〇万円
海州郡尾崎町四五七

第四十四条　第二条の規定による指定があつたことを知りながら第五条第一項の規定に違反して報告をせず　若しくは虚偽の報告をし　又は特殊整理人の要求にかかる営業を引き渡さなかつた者は二年以下の懲役又は十万円以下の罰金に処する

第四十五条　前三条の罪を犯した者には情状に因り懲役及び罰金を併科することができる。

鋳洲新聞社移転届　大阪市東区本町三丁目二五番地鋳洲商事株式会社代表取締役社長ノミレン外二名

一九年四月

当会社事務所左記場所へ移転致候間此段御届申上候也

記

大阪市東区本町三丁目二五番地

鋳洲商事株式会社

同代表取締役社長　ノミレン

同　常務取締役　ヒロ

同　取締役　ヤマ

同　取締役　ヒロ

同　取締役　ヤマ

同　取締役　ヒロ

同　取締役　ヤマ

同　

四条二十一条第一項の規定に準じて決定すべき事項の変更
する申請書を提出せず又はその申請書に虚偽の
記載をしたとき
五　第四十条第一項の規定に準じて報告をせず虚偽の
報告をし検査を拒み妨げ又は忌避したとき
第四十三条　花井会社の債権者又は債務者その他関係人が
第四十一条第一項の規定に準じて報告をせず虚偽の
報告をし検査を拒み妨げ又は忌避したときは
三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する

鏡洲鉄鋼所　大阪市都島区淀川一三三番地鏡洲係債務弁済会社
現物係創作布の中間部重要作業機械
ロール一基　家具・住居用品・洗面類・諸子類
少量物　少量物　家具・住居用品・洗面類・諸子類
約二百　重量約二百　金額約二百　金額約二百
一九百円　中国百六円　通二千円　一三百

嘉納醸造　移動会社　兵庫県武庫郡住吉村字新兵衛嘉納合名会社
清酒醸造
三三万円
仁川村移動
高城

移動会社　漢城鋳工所　大阪市北区堂島浜通り二十目八番地　東洋貨物移動会社
鋳鉄鋳物　鉄帯・連結　鋳山久土木株式会社
鉄材鉄骨　鉄骨鋳造　造船造機部分品・製作及加工並鋳工事
四万円（元津店）
高城

臧重鉄道移動会社　長岡市坂の上町北斜印刷移動会社
鋳造品運搬業並ニ附帯スル業
八七〇万円
高城中区黄金町

第四章 罰則

第二十二条 左の場合においては、特殊整理人を三年以下の懲役又は二十万円以下の罰金に処する。

一 第七条の規定に違反して弁済その他債務を消滅する行為をしたとき

二 法定整理計画書の記載事項に違反して整理を実行したとき

三 第十六条第一項の規定に違反して財産目録及び貸借対照表を提出せず、若しくは整理計画書の謄本の申請を怠り又はこれらの書類に虚偽の記載をしたとき。

木村製菓工業株式会社 東京都板橋区板橋町一丁目三五〇三番地 鳥田善吉

芸栄産業株式会社 大阪市西区北堀江御池通四丁目一六番地
黒鉛ノ採掘並販売 右ニ附随スル一切ノ事業並投資
八万円
取出職事平成二八
大阪市西区北堀江御池通四丁目一六番地

協和興産株式会社 下関市勝山五秋根町二〇九番地ノ林 守方
製薬、畜産、山林経営
一八万円
全払 全州 対豊南町八三番地

匿名組合芸和機業工場 大阪市南区心斎橋筋一丁目一二八番地大丸ビル 江島機業株式会社
織布及人造糸織布製造
四〇万円（注商）
多賀村永野浦区道ノ本町五八八

報告徴収及び立入検査書　第十条

主務大臣は特殊整理事務及び整理財産に関し必要があると認めるときは特殊整理人、在外会社の債権者又は債務者その他関係人から報告をとり又は当該職員をして特殊整理事務所に立ち入り事務の状況帳簿書類その他必要な物件を検査させることができる

2 前項の規定により当該職員が立入検査をする場合にはその身分を示す証票を携帯し請求によりこれを呈示しなければならない

金井鉱業株式会社　東京都港区芝田村町五丁目三番地富士倉庫株式会社内
後宮吉男　　同都港区芝三田豊岡町五八

群山紙器株式会社　愛媛県宇摩郡三島町六五五番地大王製紙株式会社内

群山紙工場株式会社　愛媛県宇摩郡三島町六五五番地大王製紙株式会社内

群山製紙株式会社　愛媛県宇摩郡三島町六五五番地大王製紙株式会社

主務大臣、主務官庁、第二条第一項、第九条、第十一条第一項、第十八条第二項、第十九条、第二十一条第一項、第三十四条第一項及び第四十一条の規定における主務大臣は

大蔵大臣並びに在外会社の業務に関する行政の所管大臣としその他の規定における主務大臣は

又は第三条第一項、第七条第三号、第十六条第一項、第二十一条第一項、第二十七条又は第二十九条の規定における主務官庁とする

大蔵大臣並びに在外会社の業務に関する行政の所管大臣の定める命令とする

第五条第一項の規定における主務官庁は大蔵省令とする

第四十条

恵山鉱業株式会社　大阪市東区安土町二丁目三〇番地　吉本彦造

株式会社宮城大洋商会　京都市中京区三条通河原町東入中島町七丁目

[illegible]

内外商品の売買及仲立並に代理業、当会社自設商品の製造販売

一八万円

主務官庁　大蔵省

資本金額　五〇〇万円

宮城化学工業株式会社　尼崎市神崎三六五番地関西ペイント株式会社内

[illegible]

電気係数　電気抵抗に依る鉱山用共振式探査機の製造販売

三〇〇万円

主務官庁　逓信省

資本金額　三〇〇万円

宮城電気株式会社　東京都中央区京橋三丁目一番地ヌ一相互館

電気係数　電気抵抗に依る鉱業用自動車に依る運搬及ケーブルの製造

三三八〇万円

主務官庁　逓信省

中区南大門通二丁目五

天野信州　水野善川銀次

又は全一順位の債権に関し他の踏会により順位の定めが
あるものについては当該債権の順位による

3 前二項の規定により全一順位において弁済しなければ
ならない債権はその債権額の割合に応じて
弁済する

4 第一項の規定による順位に従い相殺をする場合
には第八条の規定（相殺に関する部分に限る）
は適用しない

京仁商船株式会社　大阪市北区宇曽見町一番地　大阪ビル　大阪商船株式会社
水島建設所　　岡山県倉敷市阿知二丁目一番地

月星ゴム工業株式会社　久留米市白山町百番地　日華ゴム工業株式会社
合成ゴム製品製造業、附帯する一切の業務
トスル（全北光民人ナルヲ
二五万円
大阪府錦町二丁目

元山北港株式会社　東京都千代田区丸の内二丁目二番地丸ビル　船舶運送業
港湾ノ築造及修築
三五〇万円（一五〇万円）
高知県　元山村

豊亜化学工業株式会社　神戸市生田区東町一二三番地　日華油脂株式会社
フルフロール、倫太の製造並ニ之ニ附帯スル一切ノ
二〇〇万円
中通商町通二丁目一二五

お弥勒四理の結了　報告書提出　第三十二条

特殊技能人の責任解除

特殊整理人は特殊整理の事務が結了したときは遅滞なく整理完結報告書を作り、これを主務大臣に提出してその義務を免れる。

2　前項の規定により主務大臣の承認があったときは特殊整理人又は特殊整理人であった者は特殊整理に関しては責任を解除されたものとみなす。但し悪意の者に対する場合があったときはこの限りでない。

黄海自動車工業㈱　福井県大野町西三番地　自動車修理　自動車部品ノ製造

六万円

海州府北工平町

黄海食品加工有限会社　福井県大野町西三番地　魚粉ノ加工　大豆ノ搾油

二〇万円

海州府鷹石町

江華窯業株式会社　東京都千代田区紺屋町三八番地日新毫書館

耐火煉瓦　粘土焼成

一、九九万五千円

仁川府

光州窯業株式会社　岸和田市南町一二〇番地

正井長吉

稀土類酸化物（ペルツノ製造ノ加工ヲ含ム）

二〇〇万円

光州府元川町二〇〇

王子大阪府堺市大字

岸和田市南町一二〇

第三十三条

特殊取扱理人が結了したときは、特殊取扱理人は、前条第一項の業務があつた後、直ちに、その店舗の所在地においては三週間内に、従たる店舗の所在地においては二週間内に、特殊取扱結了の登記をしなければならない。

2 前項の規定による登記を申請するには申請書に前条第一項の規定による業務を終了したことを証する書面を添付しなければならない。

国立法人交通厚生会　東京都世田谷区一丁目一八〇番地
田中保太郎

[illegible] 東京都世田谷区世田谷一丁目一八〇番地
[illegible]

東京都港区芝公園四丁目一番一号
大木物産株式会社　大阪市西区江戸堀北通五丁目一二番地
大木物産株式会社

一九番目
[illegible] 東京都中央区日本橋一丁目九一
[illegible]

光陽鉱山株式会社　東京都中央区日本橋室町一丁目一八番地
金、銀、銅石ノ採掘加工販売

三〇〇万円
[illegible]

和坂被服工場　大阪市東区安土町四丁目五番地
[illegible]

残余財産の処理

第三十一条

特殊取引事業者は法定取引事業を行つた後において なお残余財産があるときは その残余財産の処理については 主務大臣の指示

十 移漁業の商号 移転会社 高岡市中川原二九番地
漁業 油肥 水産物の製造販売 水産物並に漁業用品の販売 不動産の所有 船舶の運送業 財産目録 四八頁 成立 清算人 宝町六 ○

再生工業株式会社 東京都千代田区神保町三丁目八番地 加賀田組内
原革ノ再生加工製造並販売
一〇〇万円
永堂清造 芝山町二二三 ○

株式会社沢山兄弟商会 本店 西宮市神楽町五二
仲積義男
海産物運送業 物品販売業 仲立業 代理業 倉庫業 一般ニ属スル附帯営業
一〇〇万円
芝山町 大字小川三千四九番地
五六年七月 五日 五、六、六、門司、佐賀、長崎

三和鉱業株式会社 東京都港区芝新橋二丁目二番地三鉱鉱
鉱物及鉱業製品の加工並に売買
五〇九万八千円
東京財務局長仕町四七ノ三

指定日以後の権利義務の承継　第三十条

許可業務につき指定日以後の原因に基いて生じた
権利義務は　新会社が承継する

2　許可業務につき指定日前の原因に基いて生じた債務を
新会社において特殊製理人は
当該債務の額に相当する製理財産に属する
資産を新会社に譲渡しなければならない

3　前二項の規定による承継及び譲渡並びに書の定めるところによる

三陽商業株式会社　東京都港区芝新橋四丁目三番地　日電興業株式会社内
委理委員会設置及び代表者選定登記
四年五月五日
高裁中述六年五月一日十九番代
三陽鉄道株式会社　東京都港区芝新橋四丁目三番地　日電興業株式会社内
取締役会設置及び代表者選定登記
千百五日
高裁中述六年五月一日十九番代
運送業三和機械工業　大阪市南区心斎橋筋一丁目一八番地　大丸ビル　江南株式
個人個別登記
五年五月（江南）
岩山野登四郎
陽鉱商株式会社　一の関市新山一三番地
似島吉治　一関市新山一三

賃貸借契約　第三十九条

在外会社の本邦内にある店舗を営業者とする賃貸借（許可業務に関するものを除く）で期限の定めがあるものについても特殊整理人は民法第六百十七条（借賃減法（大正十年法律第五十号）施行の地区にある建物については同法第三条第一項）の規定により解約の申入をなすことができる　但し損害賠償の請求を妨げない

昭和ガソリンビール株式会社　東京都中央区京橋二丁目四番地　大日本麦酒株式会社内
麦酒其他飲料、食品販売並ニ包装容器ノ製造販売
資本金壱千万円
（）
東京都

昭和工業株式会社　大阪市東区北久太郎町四丁目五番地仕入長堀橋筋二丁目
毛織物染色加工
三〇万円
（）
東京都　永全ビル三三四

昭和酒類株式会社　東京都千代田区神田紺屋町三八番地日新産業株式会社内
酒類製造販売
一五〇万円
（）
鳥山利

山農産物株式会社　東京都千代田区丸の内二丁目二番地丸ビル
有価証券ノ売買並ニ其ノ他
七〇万円
（）
東京

17

公告の方法　第三十九条

特殊製理人がこの政令の規定に基いてなす公告は主務省令の定めるところにより官報又は時事に関する事項を掲載する日刊新聞紙で本邦内で発行するものに掲げてしなければならない

東京都中央区日本橋通三丁目一番地日之出屋書籍株式会社内
大澤章

東京都杉並区久我山三丁目一八四

親和銀行株式会社　西宮市孝登町二一番地松井宇治郎方
代表取締役
専務中迫長治郎

親和土地建物株式会社　兵庫県武庫郡鳴尾村樋尾五六七番地松井宇治郎方
代表取締役
専務中迫長治郎

松川屋書物株式会社　名古屋市中村区松入町一丁目六番地中善商店内
商品、物品販売業、金上物品ノ仲立業、代理業、問屋業、財産ニ関スル相談ニ応ズル業務
一〇万円
仁川財吉　西ノ町八八

大蔵省令第八十八号の特例に関する省令第八十八号

整理財産については大蔵省令第八十八号第二条第二号の規定は適用しない

成鏡鉄鋼株式会社　東京都千代田区丸の内二丁目二番地丸ビル
田中鉄工株式会社　香川県大磯町二五五九
金属硫化物生産株式会社　同上
雪晴日
鳥羽工業株式会社　同上

西鶴中央鉄道株式会社　東京都千代田区丸の内二丁目二番地仲一号銀行集会所

西鶴電器共販株式会社　東京都中央区銀座西六丁目五番地松下電器産業株式会社

清津海陸作業株式会社　和歌山県那賀郡池田村中二八六八番地岩田　通ノ
能久或船業　海陸荷役運送(運送取扱業)　船舶売買代理業　一般労働者派遣事業
西方用
清津金町

法人税法第二十七条の適用関係　オ三十七条

法人税法（昭和二十二年法律第百十七号）及び地方税法（昭和二十二年法律第二十八号）の適用については、在外会社は指定日において解散した日のとみなす。但し許可業務を営む在外会社については、新会社に対して出資又は譲渡の目的たる財産を給付する日において解散したものとみなす

清津港運倉庫株式会社　兵庫県武庫郡本山村中野六六番地
営業照應
鰯油精製業
一五〇万円
清津府住吉町二二

清津辻本有限会社　大阪市西区江戸堀通一丁目三五番地
倉庫業、私津海陸各種荷物ノ運送業並ニ附帯スル業務
一〇万円
清津府海坂町二〇

新一信機株式会社　大阪市東区心斎橋筋一丁目一八番地大丸ビル
信機物販売（標為ノ）
五〇万円
羅津道北栄芭梅山里四二十四六

川内電鋼運輸株式会社　東京都中央区銀座三丁目一番地通第合銀ビル
一般貨物運送業
二〇万円
鰯首府川内里

第三章　雑則

（登録税の課税除外）

第三十六条　この政令の規定に基き登記に関する規則は法務省令で定める

２　第六条第三項又は第四項、第十四条第一項、第三項、第五項、第七項並びに第三十三条第一項の規定に基いてなす登記については登録税は課さない

（全文改正昭二六政三三一・一部改正昭二六政三三五・昭二七政三一・昭二七政三一五・昭二七政三一六・昭二七政三一七・昭二七政三一八・昭二七政三一九・昭二七政三二〇・昭二七政三二一・昭二七政三二二・昭二七政三二三・昭二七政三二四・昭二七政三二五・昭二七政三二六・昭二七政三二七・昭二七政三二八・昭二七政三二九・昭二七政三三〇・昭二七政三三一・昭二七政三三二・昭二七政三三三・昭二七政三三四・昭二七政三三五・昭二七政三三六・昭二七政三三七・昭二七政三三八・昭二七政三三九・昭二七政三四〇・昭二七政三四一・昭二七政三四二・昭二七政三四三・昭二七政三四四・昭二七政三四五・昭二七政三四六・昭二七政三四七・昭二七政三四八・昭二七政三四九・昭二七政三五〇・昭二七政三五一・昭二七政三五二・昭二七政三五三・昭二七政三五四・昭二七政三五五・昭二七政三五六・昭二七政三五七・昭二七政三五八・昭二七政三五九・昭二七政三六〇・昭二七政三六一・昭二七政三六二・昭二七政三六三・昭二七政三六四・昭二七政三六五・昭二七政三六六・昭二七政三六七・昭二七政三六八・昭二七政三六九・昭二七政三七〇・昭二七政三七一・昭二七政三七二・昭二七政三七三・昭二七政三七四・昭二七政三七五・昭二七政三七六・昭二七政三七七・昭二七政三七八・昭二七政三七九・昭二七政三八〇・昭二七政三八一・昭二七政三八二・昭二七政三八三・昭二七政三八四・昭二七政三八五・昭二七政三八六・昭二七政三八七・昭二七政三八八・昭二七政三八九・昭二七政三九〇・昭二七政三九一・昭二七政三九二・昭二七政三九三・昭二七政三九四・昭二七政三九五・昭二七政三九六・昭二七政三九七・昭二七政三九八・昭二七政三九九・昭二七政四〇〇・昭二七政四〇一・昭二七政四〇二・昭二七政四〇三・昭二七政四〇四・昭二七政四〇五・昭二七政四〇六・昭二七政四〇七・昭二七政四〇八・昭二七政四〇九・昭二七政四一〇・昭二七政四一一・昭二七政四一二・昭二七政四一三・昭二七政四一四・昭二七政四一五・昭二七政四一六・昭二七政四一七・昭二七政四一八・昭二七政四一九・昭二七政四二〇・昭二七政四二一・昭二七政四二二・昭二七政四二三・昭二七政四二四・昭二七政四二五・昭二七政四二六・昭二七政四二七・昭二七政四二八・昭二七政四二九・昭二七政四三〇・昭二七政四三一・昭二七政四三二・昭二七政四三三・昭二七政四三四・昭二七政四三五・昭二七政四三六・昭二七政四三七・昭二七政四三八・昭二七政四三九・昭二七政四四〇・昭二七政四四一・昭二七政四四二・昭二七政四四三・昭二七政四四四・昭二七政四四五・昭二七政四四六・昭二七政四四七・昭二七政四四八・昭二七政四四九・昭二七政四五〇・昭二七政四五一・昭二七政四五二・昭二七政四五三・昭二七政四五四・昭二七政四五五・昭二七政四五六・昭二七政四五七・昭二七政四五八・昭二七政四五九・昭二七政四六〇・昭二七政四六一・昭二七政四六二・昭二七政四六三・昭二七政四六四・昭二七政四六五・昭二七政四六六・昭二七政四六七・昭二七政四六八・昭二七政四六九・昭二七政四七〇・昭二七政四七一・昭二七政四七二・昭二七政四七三・昭二七政四七四・昭二七政四七五・昭二七政四七六・昭二七政四七七・昭二七政四七八・昭二七政四七九・昭二七政四八〇・昭二七政四八一・昭二七政四八二・昭二七政四八三・昭二七政四八四・昭二七政四八五・昭二七政四八六・昭二七政四八七・昭二七政四八八・昭二七政四八九・昭二七政四九〇・昭二七政四九一・昭二七政四九二・昭二七政四九三・昭二七政四九四・昭二七政四九五・昭二七政四九六・昭二七政四九七・昭二七政四九八・昭二七政四九九・昭二七政五〇〇・昭二七政五〇一・昭二七政五〇二・昭二七政五〇三・昭二七政五〇四・昭二七政五〇五・昭二七政五〇六・昭二七政五〇七・昭二七政五〇八・昭二七政五〇九・昭二七政五一〇・昭二七政五一一・昭二七政五一二・昭二七政五一三・昭二七政五一四・昭二七政五一五・昭二七政五一六・昭二七政五一七・昭二七政五一八・昭二七政五一九・昭二七政五二〇・昭二七政五二一・昭二七政五二二・昭二七政五二三・昭二七政五二四・昭二七政五二五・昭二七政五二六・昭二七政五二七・昭二七政五二八・昭二七政五二九・昭二七政五三〇・昭二七政五三一・昭二七政五三二・昭二七政五三三・昭二七政五三四・昭二七政五三五・昭二七政五三六・昭二七政五三七・昭二七政五三八・昭二七政五三九・昭二七政五四〇・昭二七政五四一・昭二七政五四二・昭二七政五四三・昭二七政五四四・昭二七政五四五・昭二七政五四六・昭二七政五四七・昭二七政五四八・昭二七政五四九・昭二七政五五〇・昭二七政五五一・昭二七政五五二・昭二七政五五三・昭二七政五五四・昭二七政五五五・昭二七政五五六・昭二七政五五七・昭二七政五五八・昭二七政五五九・昭二七政五六〇・昭二七政五六一・昭二七政五六二・昭二七政五六三・昭二七政五六四・昭二七政五六五・昭二七政五六六・昭二七政五六七・昭二七政五六八・昭二七政五六九・昭二七政五七〇・昭二七政五七一・昭二七政五七二・昭二七政五七三・昭二七政五七四・昭二七政五七五・昭二七政五七六・昭二七政五七七・昭二七政五七八・昭二七政五七九・昭二七政五八〇・昭二七政五八一・昭二七政五八二・昭二七政五八三・昭二七政五八四・昭二七政五八五・昭二七政五八六・昭二七政五八七・昭二七政五八八・昭二七政五八九・昭二七政五九〇・昭二七政五九一・昭二七政五九二・昭二七政五九三・昭二七政五九四・昭二七政五九五・昭二七政五九六・昭二七政五九七・昭二七政五九八・昭二七政五九九・昭二七政六〇〇・昭二七政六〇一・昭二七政六〇二・昭二七政六〇三・昭二七政六〇四・昭二七政六〇五・昭二七政六〇六・昭二七政六〇七・昭二七政六〇八・昭二七政六〇九・昭二七政六一〇・昭二七政六一一・昭二七政六一二・昭二七政六一三・昭二七政六一四・昭二七政六一五・昭二七政六一六・昭二七政六一七・昭二七政六一八・昭二七政六一九・昭二七政六二〇・昭二七政六二一・昭二七政六二二・昭二七政六二三・昭二七政六二四・昭二七政六二五・昭二七政六二六・昭二七政六二七・昭二七政六二八・昭二七政六二九・昭二七政六三〇・昭二七政六三一・昭二七政六三二・昭二七政六三三・昭二七政六三四・昭二七政六三五・昭二七政六三六・昭二七政六三七・昭二七政六三八・昭二七政六三九・昭二七政六四〇・昭二七政六四一・昭二七政六四二・昭二七政六四三・昭二七政六四四・昭二七政六四五・昭二七政六四六・昭二七政六四七・昭二七政六四八・昭二七政六四九・昭二七政六五〇・昭二七政六五一・昭二七政六五二・昭二七政六五三・昭二七政六五四・昭二七政六五五・昭二七政六五六・昭二七政六五七・昭二七政六五八・昭二七政六五九・昭二七政六六〇・昭二七政六六一・昭二七政六六二・昭二七政六六三・昭二七政六六四・昭二七政六六五・昭二七政六六六・昭二七政六六七・昭二七政六六八・昭二七政六六九・昭二七政六七〇・昭二七政六七一・昭二七政六七二・昭二七政六七三・昭二七政六七四・昭二七政六七五・昭二七政六七六・昭二七政六七七・昭二七政六七八・昭二七政六七九・昭二七政六八〇・昭二七政六八一・昭二七政六八二・昭二七政六八三・昭二七政六八四・昭二七政六八五・昭二七政六八六・昭二七政六八七・昭二七政六八八・昭二七政六八九・昭二七政六九〇・昭二七政六九一・昭二七政六九二・昭二七政六九三・昭二七政六九四・昭二七政六九五・昭二七政六九六・昭二七政六九七・昭二七政六九八・昭二七政六九九・昭二七政七〇〇・昭二七政七〇一・昭二七政七〇二・昭二七政七〇三・昭二七政七〇四・昭二七政七〇五・昭二七政七〇六・昭二七政七〇七・昭二七政七〇八・昭二七政七〇九・昭二七政七一〇・昭二七政七一一・昭二七政七一二・昭二七政七一三・昭二七政七一四・昭二七政七一五・昭二七政七一六・昭二七政七一七・昭二七政七一八・昭二七政七一九・昭二七政七二〇・昭二七政七二一・昭二七政七二二・昭二七政七二三・昭二七政七二四・昭二七政七二五・昭二七政七二六・昭二七政七二七・昭二七政七二八・昭二七政七二九・昭二七政七三〇・昭二七政七三一・昭二七政七三二・昭二七政七三三・昭二七政七三四・昭二七政七三五・昭二七政七三六・昭二七政七三七・昭二七政七三八・昭二七政七三九・昭二七政七四〇・昭二七政七四一・昭二七政七四二・昭二七政七四三・昭二七政七四四・昭二七政七四五・昭二七政七四六・昭二七政七四七・昭二七政七四八・昭二七政七四九・昭二七政七五〇・昭二七政七五一・昭二七政七五二・昭二七政七五三・昭二七政七五四・昭二七政七五五・昭二七政七五六・昭二七政七五七・昭二七政七五八・昭二七政七五九・昭二七政七六〇・昭二七政七六一・昭二七政七六二・昭二七政七六三・昭二七政七六四・昭二七政七六五・昭二七政七六六・昭二七政七六七・昭二七政七六八・昭二七政七六九・昭二七政七七〇・昭二七政七七一・昭二七政七七二・昭二七政七七三・昭二七政七七四・昭二七政七七五・昭二七政七七六・昭二七政七七七・昭二七政七七八・昭二七政七七九・昭二七政七八〇・昭二七政七八一・昭二七政七八二・昭二七政七八三・昭二七政七八四・昭二七政七八五・昭二七政七八六・昭二七政七八七・昭二七政七八八・昭二七政七八九・昭二七政七九〇・昭二七政七九一・昭二七政七九二・昭二七政七九三・昭二七政七九四・昭二七政七九五・昭二七政七九六・昭二七政七九七・昭二七政七九八・昭二七政七九九・昭二七政八〇〇・昭二七政八〇一・昭二七政八〇二・昭二七政八〇三・昭二七政八〇四・昭二七政八〇五・昭二七政八〇六・昭二七政八〇七・昭二七政八〇八・昭二七政八〇九・昭二七政八一〇・昭二七政八一一・昭二七政八一二・昭二七政八一三・昭二七政八一四・昭二七政八一五・昭二七政八一六・昭二七政八一七・昭二七政八一八・昭二七政八一九・昭二七政八二〇・昭二七政八二一・昭二七政八二二・昭二七政八二三・昭二七政八二四・昭二七政八二五・昭二七政八二六・昭二七政八二七・昭二七政八二八・昭二七政八二九・昭二七政八三〇・昭二七政八三一・昭二七政八三二・昭二七政八三三・昭二七政八三四・昭二七政八三五・昭二七政八三六・昭二七政八三七・昭二七政八三八・昭二七政八三九・昭二七政八四〇・昭二七政八四一・昭二七政八四二・昭二七政八四三・昭二七政八四四・昭二七政八四五・昭二七政八四六・昭二七政八四七・昭二七政八四八・昭二七政八四九・昭二七政八五〇・昭二七政八五一・昭二七政八五二・昭二七政八五三・昭二七政八五四・昭二七政八五五・昭二七政八五六・昭二七政八五七・昭二七政八五八・昭二七政八五九・昭二七政八六〇・昭二七政八六一・昭二七政八六二・昭二七政八六三・昭二七政八六四・昭二七政八六五・昭二七政八六六・昭二七政八六七・昭二七政八六八・昭二七政八六九・昭二七政八七〇・昭二七政八七一・昭二七政八七二・昭二七政八七三・昭二七政八七四・昭二七政八七五・昭二七政八七六・昭二七政八七七・昭二七政八七八・昭二七政八七九・昭二七政八八〇・昭二七政八八一・昭二七政八八二・昭二七政八八三・昭二七政八八四・昭二七政八八五・昭二七政八八六・昭二七政八八七・昭二七政八八八・昭二七政八八九・昭二七政八九〇・昭二七政八九一・昭二七政八九二・昭二七政八九三・昭二七政八九四・昭二七政八九五・昭二七政八九六・昭二七政八九七・昭二七政八九八・昭二七政八九九・昭二七政九〇〇・昭二七政九〇一・昭二七政九〇二・昭二七政九〇三・昭二七政九〇四・昭二七政九〇五・昭二七政九〇六・昭二七政九〇七・昭二七政九〇八・昭二七政九〇九・昭二七政九一〇・昭二七政九一一・昭二七政九一二・昭二七政九一三・昭二七政九一四・昭二七政九一五・昭二七政九一六・昭二七政九一七・昭二七政九一八・昭二七政九一九・昭二七政九二〇・昭二七政九二一・昭二七政九二二・昭二七政九二三・昭二七政九二四・昭二七政九二五・昭二七政九二六・昭二七政九二七・昭二七政九二八・昭二七政九二九・昭二七政九三〇・昭二七政九三一・昭二七政九三二・昭二七政九三三・昭二七政九三四・昭二七政九三五・昭二七政九三六・昭二七政九三七・昭二七政九三八・昭二七政九三九・昭二七政九四〇・昭二七政九四一・昭二七政九四二・昭二七政九四三・昭二七政九四四・昭二七政九四五・昭二七政九四六・昭二七政九四七・昭二七政九四八・昭二七政九四九・昭二七政九五〇・昭二七政九五一・昭二七政九五二・昭二七政九五三・昭二七政九五四・昭二七政九五五・昭二七政九五六・昭二七政九五七・昭二七政九五八・昭二七政九五九・昭二七政九六〇・昭二七政九六一・昭二七政九六二・昭二七政九六三・昭二七政九六四・昭二七政九六五・昭二七政九六六・昭二七政九六七・昭二七政九六八・昭二七政九六九・昭二七政九七〇・昭二七政九七一・昭二七政九七二・昭二七政九七三・昭二七政九七四・昭二七政九七五・昭二七政九七六・昭二七政九七七・昭二七政九七八・昭二七政九七九・昭二七政九八〇・昭二七政九八一・昭二七政九八二・昭二七政九八三・昭二七政九八四・昭二七政九八五・昭二七政九八六・昭二七政九八七・昭二七政九八八・昭二七政九八九・昭二七政九九〇・昭二七政九九一・昭二七政九九二・昭二七政九九三・昭二七政九九四・昭二七政九九五・昭二七政九九六・昭二七政九九七・昭二七政九九八・昭二七政九九九・昭二七政一〇〇〇・昭二七政一〇〇一・昭二七政一〇〇二・昭二七政一〇〇三・昭二七政一〇〇四・昭二七政一〇〇五・昭二七政一〇〇六・昭二七政一〇〇七・昭二七政一〇〇八・昭二七政一〇〇九・昭二七政一〇一〇・昭二七政一〇一一・昭二七政一〇一二・昭二七政一〇一三・昭二七政一〇一四・昭二七政一〇一五・昭二七政一〇一六・昭二七政一〇一七・昭二七政一〇一八・昭二七政一〇一九・昭二七政一〇二〇・昭二七政一〇二一・昭二七政一〇二二・昭二七政一〇二三・昭二七政一〇二四・昭二七政一〇二五・昭二七政一〇二六・昭二七政一〇二七・昭二七政一〇二八・昭二七政一〇二九・昭二七政一〇三〇・昭二七政一〇三一・昭二七政一〇三二・昭二七政一〇三三・昭二七政一〇三四・昭二七政一〇三五・昭二七政一〇三六・昭二七政一〇三七・昭二七政一〇三八・昭二七政一〇三九・昭二七政一〇四〇・昭二七政一〇四一・昭二七政一〇四二・昭二七政一〇四三・昭二七政一〇四四・昭二七政一〇四五・昭二七政一〇四六・昭二七政一〇四七・昭二七政一〇四八・昭二七政一〇四九・昭二七政一〇五〇・昭二七政一〇五一・昭二七政一〇五二・昭二七政一〇五三・昭二七政一〇五四・昭二七政一〇五五・昭二七政一〇五六・昭二七政一〇五七・昭二七政一〇五八・昭二七政一〇五九・昭二七政一〇六〇・昭二七政一〇六一・昭二七政一〇六二・昭二七政一〇六三・昭二七政一〇六四・昭二七政一〇六五・昭二七政一〇六六・昭二七政一〇六七・昭二七政一〇六八・昭二七政一〇六九・昭二七政一〇七〇・昭二七政一〇七一・昭二七政一〇七二・昭二七政一〇七三・昭二七政一〇七四・昭二七政一〇七五・昭二七政一〇七六・昭二七政一〇七七・昭二七政一〇七八・昭二七政一〇七九・昭二七政一〇八〇・昭二七政一〇八一・昭二七政一〇八二・昭二七政一〇八三・昭二七政一〇八四・昭二七政一〇八五・昭二七政一〇八六・昭二七政一〇八七・昭二七政一〇八八・昭二七政一〇八九・昭二七政一〇九〇・昭二七政一〇九一・昭二七政一〇九二・昭二七政一〇九三・昭二七政一〇九四・昭二七政一〇九五・昭二七政一〇九六・昭二七政一〇九七・昭二七政一〇九八・昭二七政一〇九九・昭二七政一一〇〇・昭二七政一一〇一・昭二七政一一〇二・昭二七政一一〇三・昭二七政一一〇四・昭二七政一一〇五・昭二七政一一〇六・昭二七政一一〇七・昭二七政一一〇八・昭二七政一一〇九・昭二七政一一一〇・昭二七政一一一一・昭二七政一一一二・昭二七政一一一三・昭二七政一一一四・昭二七政一一一五・昭二七政一一一六・昭二七政一一一七・昭二七政一一一八・昭二七政一一一九・昭二七政一一二〇・昭二七政一一二一・昭二七政一一二二・昭二七政一一二三・昭二七政一一二四・昭二七政一一二五・昭二七政一一二六・昭二七政一一二七・昭二七政一一二八・昭二七政一一二九・昭二七政一一三〇・昭二七政一一三一・昭二七政一一三二・昭二七政一一三三・昭二七政一一三四・昭二七政一一三五・昭二七政一一三六・昭二七政一一三七・昭二七政一一三八・昭二七政一一三九・昭二七政一一四〇・昭二七政一一四一・昭二七政一一四二・昭二七政一一四三・昭二七政一一四四・昭二七政一一四五・昭二七政一一四六・昭二七政一一四七・昭二七政一一四八・昭二七政一一四九・昭二七政一一五〇・昭二七政一一五一・昭二七政一一五二・昭二七政一一五三・昭二七政一一五四・昭二七政一一五五・昭二七政一一五六・昭二七政一一五七・昭二七政一一五八・昭二七政一一五九・昭二七政一一六〇・昭二七政一一六一・昭二七政一一六二・昭二七政一一六三・昭二七政一一六四・昭二七政一一六五・昭二七政一一六六・昭二七政一一六七・昭二七政一一六八・昭二七政一一六九・昭二七政一一七〇・昭二七政一一七一・昭二七政一一七二・昭二七政一一七三・昭二七政一一七四・昭二七政一一七五・昭二七政一一七六・昭二七政一一七七・昭二七政一一七八・昭二七政一一七九・昭二七政一一八〇・昭二七政一一八一・昭二七政一一八二・昭二七政一一八三・昭二七政一一八四・昭二七政一一八五・昭二七政一一八六・昭二七政一一八七・昭二七政一一八八・昭二七政一一八九・昭二七政一一九〇・昭二七政一一九一・昭二七政一一九二・昭二七政一一九三・昭二七政一一九四・昭二七政一一九五・昭二七政一一九六・昭二七政一一九七・昭二七政一一九八・昭二七政一一九九・昭二七政一二〇〇・昭二七政一二〇一・昭二七政一二〇二・昭二七政一二〇三・昭二七政一二〇四・昭二七政一二〇五・昭二七政一二〇六・昭二七政一二〇七・昭二七政一二〇八・昭二七政一二〇九・昭二七政一二一〇・昭二七政一二一一・昭二七政一二一二・昭二七政一二一三・昭二七政一二一四・昭二七政一二一五・昭二七政一二一六・昭二七政一二一七・昭二七政一二一八・昭二七政一二一九・昭二七政一二二〇・昭二七政一二二一・昭二七政一二二二・昭二七政一二二三・昭二七政一二二四・昭二七政一二二五・昭二七政一二二六・昭二七政一二二七・昭二七政一二二八・昭二七政一二二九・昭二七政一二三〇・昭二七政一二三一・昭二七政一二三二・昭二七政一二三三・昭二七政一二三四・昭二七政一二三五・昭二七政一二三六・昭二七政一二三七・昭二七政一二三八・昭二七政一二三九・昭二七政一二四〇・昭二七政一二四一・昭二七政一二四二・昭二七政一二四三・昭二七政一二四四・昭二七政一二四五・昭二七政一二四六・昭二七政一二四七・昭二七政一二四八・昭二七政一二四九・昭二七政一二五〇・昭二七政一二五一・昭二七政一二五二・昭二七政一二五三・昭二七政一二五四・昭二七政一二五五・昭二七政一二五六・昭二七政一二五七・昭二七政一二五八・昭二七政一二五九・昭二七政一二六〇・昭二七政一二六一・昭二七政一二六二・昭二七政一二六三・昭二七政一二六四・昭二七政一二六五・昭二七政一二六六・昭二七政一二六七・昭二七政一二六八・昭二七政一二六九・昭二七政一二七〇・昭二七政一二七一・昭二七政一二七二・昭二七政一二七三・昭二七政一二七四・昭二七政一二七五・昭二七政一二七六・昭二七政一二七七・昭二七政一二七八・昭二七政一二七九・昭二七政一二八〇・昭二七政一二八一・昭二七政一二八二・昭二七政一二八三・昭二七政一二八四・昭二七政一二八五・昭二七政一二八六・昭二七政一二八七・昭二七政一二八八・昭二七政一二八九・昭二七政一二九〇・昭二七政一二九一・昭二七政一二九二・昭二七政一二九三・昭二七政一二九四・昭二七政一二九五・昭二七政一二九六・昭二七政一二九七・昭二七政一二九八・昭二七政一二九九・昭二七政一三〇〇・昭二七政一三〇一・昭二七政一三〇二・昭二七政一三〇三・昭二七政一三〇四・昭二七政一三〇五・昭二七政一三〇六・昭二七政一三〇七・昭二七政一三〇八・昭二七政一三〇九・昭二七政一三一〇・昭二七政一三一一・昭二七政一三一二・昭二七政一三一三・昭二七政一三一四・昭二七政一三一五・昭二七政一三一六・昭二七政一三一七・昭二七政一三一八・昭二七政一三一九・昭二七政一三二〇・昭二七政一三二一・昭二七政一三二二・昭二七政一三二三・昭二七政一三二四・昭二七政一三二五・昭二七政一三二六・昭二七政一三二七・昭二七政一三二八・昭二七政一三二九・昭二七政一三三〇・昭二七政一三三一・昭二七政一三三二・昭二七政一三三三・昭二七政一三三四・昭二七政一三三五・昭二七政一三三六・昭二七政一三三七・昭二七政一三三八・昭二七政一三三九・昭二七政一三四〇・昭二七政一三四一・昭二七政一三四二・昭二七政一三四三・昭二七政一三四四・昭二七政一三四五・昭二七政一三四六・昭二七政一三四七・昭二七政一三四八・昭二七政一三四九・昭二七政一三五〇・昭二七政一三五一・昭二七政一三五二・昭二七政一三五三・昭二七政一三五四・昭二七政一三五五・昭二七政一三五六・昭二七政一三五七・昭二七政一三五八・昭二七政一三五九・昭二七政一三六〇・昭二七政一三六一・昭二七政一三六二・昭二七政一三六三・昭二七政一三六四・昭二七政一三六五・昭二七政一三六六・昭二七政一三六七・昭二七政一三六八・昭二七政一三六九・昭二七政一三七〇・昭二七政一三七一・昭二七政一三七二・昭二七政一三七三・昭二七政一三七四・昭二七政一三七五・昭二七政一三七六・昭二七政一三七七・昭二七政一三七八・昭二七政一三七九・昭二七政一三八〇・昭二七政一三八一・昭二七政一三八二・昭二七政一三八三・昭二七政一三八四・昭二七政一三八五・昭二七政一三八六・昭二七政一三八七・昭二七政一三八八・昭二七政一三八九・昭二七政一三九〇・昭二七政一三九一・昭二七政一三九二・昭二七政一三九三・昭二七政一三九四・昭二七政一三九五・昭二七政一三九六・昭二七政一三九七・昭二七政一三九八・昭二七政一三九九・昭二七政一四〇〇・昭二七政一四〇一・昭二七政一四〇二・昭二七政一四〇三・昭二七政一四〇四・昭二七政一四〇五・昭二七政一四〇六・昭二七政一四〇七・昭二七政一四〇八・昭二七政一四〇九・昭二七政一四一〇・昭二七政一四一一・昭二七政一四一二・昭二七政一四一三・昭二七政一四一四・昭二七政一四一五・昭二七政一四一六・昭二七政一四一七・昭二七政一四一八・昭二七政一四一九・昭二七政一四二〇・昭二七政一四二一・昭二七政一四二二・昭二七政一四二三・昭二七政一四二四・昭二七政一四二五・昭二七政一四二六・昭二七政一四二七・昭二七政一四二八・昭二七政一四二九・昭二七政一四三〇・昭二七政一四三一・昭二七政一四三二・昭二七政一四三三・昭二七政一四三四・昭二七政一四三五・昭二七政一四三六・昭二七政一四三七・昭二七政一四三八・昭二七政一四三九・昭二七政一四四〇・昭二七政一四四一・昭二七政一四四二・昭二七政一四四三・昭二七政一四四四・昭二七政一四四五・昭二七政一四四六・昭二七政一四四七・昭二七政一四四八・昭二七政一四四九・昭二七政一四五〇・昭二七政一四五一・昭二七政一四五二・昭二七政一四五三・昭二七政一四五四・昭二七政一四五五・昭二七政一四五六・昭二七政一四五七・昭二七政一四五八・昭二七政一四五九・昭二七政一四六〇・昭二七政一四六一・昭二七政一四六二・昭二七政一四六三・昭二七政一四六四・昭二七政一四六五・昭二七政一四六六・昭二七政一四六七・昭二七政一四六八・昭二七政一四六九・昭二七政一四七〇・昭二七政一四七一・昭二七政一四七二・昭二七政一四七三・昭二七政一四七四・昭二七政一四七五・昭二七政一四七六・昭二七政一四七七・昭二七政一四七八・昭二七政一四七九・昭二七政一四八〇・昭二七政一四八一・昭二七政一四八二・昭二七政一四八三・昭二七政一四八四・昭二七政一四八五・昭二七政一四八六・昭二七政一四八七・昭二七政一四八八・昭二七政一四八九・昭二七政一四九〇・昭二七政一四九一・昭二七政一四九二・昭二七政一四九三・昭二七政一四九四・昭二七政一四九五・昭二七政一四九六・昭二七政一四九七・昭二七政一四九八・昭二七政一四九九・昭二七政一五〇〇・昭二七政一五〇一・昭二七政一五〇二・昭二七政一五〇三・昭二七政一五〇四・昭二七政一五〇五・昭二七政一五〇六・昭二七政一五〇七・昭二七政一五〇八・昭二七政一五〇九・昭二七政一五一〇・昭二七政一五一一・昭二七政一五一二・昭二七政一五一三・昭二七政一五一四・昭二七政一五一五・昭二七政一五一六・昭二七政一五一七・昭二七政一五一八・昭二七政一五一九・昭二七政一五二〇・昭二七政一五二一・昭二七政一五二二・昭二七政一五二三・昭二七政一五二四・昭二七政一五二五・昭二七政一五二六・昭二七政一五二七・昭二七政一五二八・昭二七政一五二九・昭二七政一五三〇・昭二七政一五三一・昭二七政一五三二・昭二七政一五三三・昭二七政一五三四・昭二七政一五三五・昭二七政一五三六・昭二七政一五三七・昭二七政一五三八・昭二七政一五三九・昭二七政一五四〇・昭二七政一五四一・昭二七政一五四二・昭二七政一五四三・昭二七政一五四四・昭二七政一五四五・昭二七政一五四六・昭二七政一五四七・昭二七政一五四八・昭二七政一五四九・昭二七政一五五〇・昭二七政一五五一・昭二七政一五五二・昭二七政一五五三・昭二七政一五五四・昭二七政一五五五・昭二七政一五五六・昭二七政一五五七・昭二七政一五五八・昭二七政一五五九・昭二七政一五六〇・昭二七政一五六一・昭二七政一五六二・昭二七政一五六三・昭二七政一五六四・昭二七政一五六五・昭二七政一五六六・昭二七政一五六七・昭二七政一五六八・昭二七政一五六九・昭二七政一五七〇・昭二七政一五七一・昭二七政一五七二・昭二七政一五七三・昭二七政一五七四・昭二七政一五七五・昭二七政一五七六・昭二七政一五七七・昭二七政一五七八・昭二七政一五七九・昭二七政一五八〇・昭二七政一五八一・昭二七政一五八二・昭二七政一五八三・昭二七政一五八四・昭二七政一五八五・昭二七政一五八六・昭二七政一五八七・昭二七政一五八八・昭二七政一五八九・昭二七政一五九〇・昭二七政一五九一・昭二七政一五九二・昭二七政一五九三・昭二七政一五九四・昭二七政一五九五・昭二七政一五九六・昭二七政一五九七・昭二七政一五九八・昭二七政一五九九・昭二七政一六〇〇・昭二七政一六〇一・昭二七政一六〇二・昭二七政一六〇三・昭二七政一六〇四・昭二七政一六〇五・昭二七政一六〇六・昭二七政一六〇七・昭二七政一六〇八・昭二七政一六〇九・昭二七政一六一〇・昭二七政一六一一・昭二七政一六一二・昭二七政一六一三・昭二七政一六一四・昭二七政一六一五・昭二七政一六一六・昭二七政一六一七・昭二七政一六一八・昭二七政一六一九・昭二七政一六二〇・昭二七政一六二一・昭二七政一六二二・昭二七政一六二三・昭二七政一六二四・昭二七政一六二五・昭二七政一六二六・昭二七政一六二七・昭二七政一六二八・昭二七政一六二九・昭二七政一六三〇・昭二七政一六三一・昭二七政一六三二・昭二七政一六三三・昭二七政一六三四・昭二七政一六三五・昭二七政一六三六・昭二七政一六三七・昭二七政一六三八・昭二七政一六三九・昭二七政一六四〇・昭二七政一六四一・昭二七政一六四二・昭二七政一六四三・昭二七政一六四四・昭二七政一六四五・昭二七政一六四六・昭二七政一六四七・昭二七政一六四八・昭二七政一六四九・昭二七政一六五〇・昭二七政一六五一・昭二七政一六五二・昭二七政一六五三・昭二七政一六五四・昭二七政一六五五・昭二七政一六五六・昭二七政一六五七・昭二七政一六五八・昭二七政一六五九・昭二七政一六六〇・昭二七政一六六一・昭二七政一六六二・昭二七政一六六三・昭二七政一六六四・昭二七政一六六五・昭二七政一六六六・昭二七政一六六七・昭二七政一六六八・昭二七政一六六九・昭二七政一六七〇・昭二七政一六七一・昭二七政一六七二・昭二七政一六七三・昭二七政一六七四・昭二七政一六七五・昭二七政一六七六・昭二七政一六七七・昭二七政一六七八・昭二七政一六七九・昭二七政一六八〇・昭二七政一六八一・昭二七政一六八二・昭二七政一六八三・昭二七政一六八四・昭二七政一六八五・昭二七政一六八六・昭二七政一六八七・昭二七政一六八八・昭二七政一六八九・昭二七政一六九〇・昭二七政一六九一・昭二七政一六九二・昭二七政一六九三・昭二七政一六九四・昭二七政一六九五・昭二七政一六九六・昭二七政一六九七・昭二七政一六九八・昭二七政一六九九・昭二七政一七〇〇・昭二七政一七〇一・昭二七政一七〇二・昭二七政一七〇三・昭二七政一七〇四・昭二七政一七〇五・昭二七政一七〇六・昭二七政一七〇七・昭二七政一七〇八・昭二七政一七〇九・昭二七政一七一〇・昭二七政一七一一・昭二七政一七一二・昭二七政一七一三・昭二七政一七一四・昭二七政一七一五・昭二七政一七一六・昭二七政一七一七・昭二七政一七一八・昭二七政一七一九・昭二七政一七二〇・昭二七政一七二一・昭二七政一七二二・昭二七政一七二三・昭二七政一七二四・昭二七政一七二五・昭二七政一七二六・昭二七政一七二七・昭二七政一七二八・昭二七政一七二九・昭二七政一七三〇・昭二七政一七三一・昭二七政一七三二・昭二七政一七三三・昭二七政一七三四・昭二七政一七三五・昭二七政一七三六・昭二七政一七三七・昭二七政一七三八・昭二七政一七三九・昭二七政一七四〇・昭二七政一七四一・昭二七政一七四二・昭二七政一七四三・昭二七政一七四四・昭二七政一七四五・昭二七政一七四六・昭二七政一七四七・昭二七政一七四八・昭二七政一七四九・昭二七政一七五〇・昭二七政一七五一・昭二七政一七五二・昭二七政一七五三・昭二七政一七五四・昭二七政一七五五・昭二七政一七五六・昭二七政一七五七・昭二七政一七五八・昭二七政一七五九・昭二七政一七六〇・昭二七政一七六一・昭二七政一七六二・昭二七政一七六三・昭二七政一七六四・昭二七政一七六五・昭二七政一七六六・昭二七政一七六七・昭二七政一七六八・昭二七政一七六九・昭二七政一七七〇・昭二七政一七七一・昭二七政一七七二・昭二七政一七七三・昭二七政一七七四・昭二七政一七七五・昭二七政一七七六・昭二七政一七七七・昭二七政一七七八・昭二七政一七七九・昭二七政一七八〇・昭二七政一七八一・昭二七政一七八二・昭二七政一七八三・昭二七政一七八四・昭二七政一七八五・昭二七政一七八六・昭二七政一七八七・昭二七政一七八八・昭二七政一七八九・昭二七政一七九〇・昭二七政一七九一・昭二七政一七九二・昭二七政一七九三・昭二七政一七九四・昭二七政一七九五・昭二七政一七九六・昭二七政一七九七・昭二七政一七九八・昭二七政一七九九・昭二七政一八〇〇・昭二七政一八〇一・昭二七政一八〇二・昭二七政一八〇三・昭二七政一八〇四・昭二七政一八〇五・昭二七政一八〇六・昭二七政一八〇七・昭二七政一八〇八・昭二七政一八〇九・昭二七政一八一〇・昭二七政一八一一・昭二七政一八一二・昭二七政一八一三・昭二七政一八一四・昭二七政一八一五・昭二七政一八一六・昭二七政一八一七・昭二七政一八一八・昭二七政一八一九・昭二七政一八二〇・昭二七政一八二一・昭二七政一八二二・昭二七政一八二三・昭二七政一八二四・昭二七政一八二五・昭二七政一八二六・昭二七政一八二七・昭二七政一八二八・昭二七政一八二九・昭二七政一八三〇・昭二七政一八三一・昭二七政一八三二・昭二七政一八三三・昭二七政一八三四・昭二七政一八三五・昭二七政一八三六・昭二七政一八三七・昭二七政一八三八・昭二七政一八三九・昭二七政一八四〇・昭二七政一八四一・昭二七政一八四二・昭二七政一八四三・昭二七政一八四四・昭二七政一八四五・昭二七政一八四六・昭二七政一八四七・昭二七政一八四八・昭二七政一八四九・昭二七政一八五〇・昭二七政一八五一・昭二七政一八五二・昭二七政一八五三・昭二七政一八五四・昭二七政一八五五・昭二七政一八五六・昭二七政一八五七・昭二七政一八五八・昭二七政一八五九・昭二七政一八六〇・昭二七政一八六一・昭二七政一八六二・昭二七政一八六三・昭二七政一八六四・昭二七政一八六五・昭二七政一八六六・昭二七政一八六七・昭二七政一八六八・昭二七政一八六九・昭二七政一八七〇・昭二七政一八七一・昭二七政一八七二・昭二七政一八七三・昭二七政一八七四・昭二七政一八七五・昭二七政一八七六・昭二七政一八七七・昭二七政一八七八・昭二七政一八七九・昭二七政一八八〇・昭二七政一八八一・昭二七政一八八二・昭二七政一八八三・昭二七政一八八四・昭二七政一八八五・昭二七政一八八六・昭二七政一八八七・昭二七政一八八八・昭二七政一八八九・昭二七政一八九〇・昭二七政一八九一・昭二七政一八九二・昭二七政一八九三・昭二七政一八九四・昭二七政一八九五・昭二七政一八九六・昭二七政一八九七・昭二七政一八九八・昭二七政一八九九・昭二七政一九〇〇・昭二七政一九〇一・昭二七政一九〇二・昭二七政一九〇三・昭二七政一九〇四・昭二七政一九〇五・昭二七政一九〇六・昭二七政一九〇七・昭二七政一九〇八・昭二七政一九〇九・昭二七政一九一〇・昭二七政一九一一・昭二七政一九一二・昭二七政一九一三・昭二七政一九一四・昭二七政一九一五・昭二七政一九一六・昭二七政一九一七・昭二七政一九一八・昭二七政一九一九・昭二七政一九二〇・昭二七政一九二一・昭二七政一九二二・昭二七政一九二三・昭二七政一九二四・昭二七政一九二五・昭二

登記の義務　第三十五条

主務大臣は第三十三条第一項の規定による登記があった後十年間重要書類を保存しなければならない

大蔵省銀行局理財会社　大阪市東区安土町四丁目五番地　四村駒七

大蔵省銀行局理財会社　千葉県縣山町那東金町北千谷南新田

土地家屋経営　有価証券ノ所有

一〇〇万円

大蔵省銀行局理財会社　千葉県縣山町那東金町北千谷南新田

土地家屋ノ経営及有価証券ノ所有並金銭貸付事業

一〇〇万円

大蔵省銀行局理財会社　十名乃至二十名

大蔵省銀行局理財会社　千葉県縣山町那東金町北千谷南新田

土地家屋ノ経営及有価証券ノ所有並金銭貸付事業

一〇〇万円

大蔵省銀行局理財会社　十名乃至二十名

大蔵省銀行局理財会社　東京都目黒区平町八一番地

貸金業同ノ営業

一〇〇万円

多数社中迄百名乃至二百名

3 特殊取引後の結了の登記をしたときは、登記官吏は、第十四条第一項、第三項、第五項及び第七項の規定による登記を職権で抹消しなければならない。

4 特殊取引後人は第一項の規定による登記をしたときは、遅滞なく、本邦内にある帳簿並びに営業若しくは事業又は特殊取引に関する重要書類（以下「重要書類」という。）を主務大臣に引渡さなければならない。

（特殊取引後人）

第十一条 ナフタリン錠を

一九百五十円

昭和六年四月三日

大阪市南区順慶町通二丁目五番地稲垣足袋株式会社

大阪市北大平化学書所

大陸重工業株式会社 萩市上呑三区四班大木徳一方（主業一巨）

軍需品製作、船舶用器具部品製造、修理、発動機及部品製作並修理、航空機機体及部品製作並修理、船舶艤装、各種鋳造品

一三〇円

登山印

大和織工所 大阪市東区安土町四丁目五番地四村勘ビル

債権ノ弁
第三十八条
在外会社ノ為替財産ニ属スル負債ニ対スル
債権ノ弁済ノ順位ハ左ノ順位トスル
一 第七条第二号又ハ第三号ニ掲ケル債務ニ対スル債権
二 留置権、先取特権、質権又ハ抵当権ニ因リテ担保
サレル債権（但シ担保ノ目的タル資産ノ価額ヲ
限度トスル）又ハ相殺ヲモッテ対抗スルコトノデキル
債権（但シソノ対抗スルコトガデキル価額ヲ
限度トスル）
三 ソノ他ノ債権

高瀬合名会社　芦屋市川西町五番地福永善右衛門
福永文平　芦屋市川西町五番地
職業紹介ノ為ノ広告ノ掲載、雑誌ノ発行
電話芦屋
東京、名古屋、神戸、西宮、芦屋、宝塚、尼崎、甲陽

株式会社高橋商事　芦屋市川西町五番地高橋永善右衛門
（出張所　名古屋、神戸、西宮、芦屋、宝塚、尼崎、甲陽
一三〇番
全国農水産物販売
電話芦屋一三九一

株式会社高橋商事　大阪市東区道修町四丁目
森川秀雄　大阪市東区道修町五十番地
特約店指定ノ人造繊維ノ染色加工並販売
大〇番
電話中之島一一五五

勝利合化高福商店　芦屋市川西町五番地高橋永善右衛門
硫化染料卸販売並ニ附帯工業
三〇番
中之島一一三五

新会社の設立

第三十条

発起人は、定款について、その作成後、会社の成立に至るまでに、その引受けに係る設立時発行株式の全部について、その出資の履行をしなければならない。

2 発起人は、前項の出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を有する者に対し、設立時発行株式の割当てに関する事項を通知しなければならない。

3 発起人は、第一項の出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を有する者に対し、前項の規定による通知をすることにより、当該出資の履行をすることにより設立時発行株式の株主となる権利を有する者に対し

株主総会の決議を特例
決定事項について
又は株主総会若しくは社員総会の決議を経る
ことを要しない
決定事項の定は在外会社の株主、社員
又は債権者並びに新会社の発起人、株式引受人
及び株主の全員のために
効力を有する
その全員に対して

物資配給の統制

特殊物資管理人は法定管理計画書に定める資産に
ついては物資配給の統制に関する法令の規定
又は処分を禁止若しくは制限する旨の定款の定
若しくは契約の条項にかかわらず処分することが
できる

2 前項の物資については資産の処分の相手方の行為に
ついても法定管理計画書に定める事項については
物資の配給の統制に関する法令の規定は
適用しない

（昭二十三条追加）

中部電気鉄道株式会社 東京都中央区銀座西六丁目五番地 昭和二十五年四月一日本店移転

朝鮮窒素株式会社 東京都千代田区一番町五番地 昭和二十五年四月一日本店移転

存続株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目一番地 昭和二十五年四月一日本店移転

富山鉄道株式会社 富山市丸の内一丁目七番地

新会社 新設 昭和二十五年四月一日 大阪市都島区友渕町一丁目三番地 鉄道株式会社

新設 昭和二十五年四月一日 大阪市都島区友渕町一丁目三番地 鉄道株式会社

一九六月

東海中正商工株式会社

新設 昭和二十五年四月一日 大阪市都島区友渕町一丁目三番地 鉄道株式会社

一八六月

東邦中正商工株式会社

特殊数理の定義

特殊数理人は数理計画の
主務省令の定めるところにより 決定数理計画の
実施状況及び数理を完了しない事項
について数理見込を記載した書類を主務
大臣に提出しなければならない

第二十七条

朝鮮雲母同業販売株式会社 株洛市海山町六十番地高田アルミニューム製作所内
雲母板其の他絶縁用雲母製品の販売 電話高田アルミニューム製作所内
三〇〇番(二三五番)
仲田英吉 ㊞

株式会社朝鮮衛生実験所 神戸市長田区二番町二十目一番地
薬品製造販売

新雄化工業株式会社 大阪市東区道修町二十目一番地藤沢薬品工業株式会社
薬品製造販売
代表
平田 稔 ㊞
Kuto-cho

訴訟行為の特例 第二十六条

決定執行等については民事訴訟法第四百二十四条の規定は適用しない

朝鮮鴨緑江水力発電株式会社 東京都港区芝琴平町三番地 古賀徳之助

大阪市東区北浜三丁目五番地 大建産業株式会社

代表者 代表取締役 [illegible]

一〇〇〇万円 申込証拠金 一〇〇〇万円

東京都中央区銀座西三丁目一番地 東京都港区芝琴平町三番地 古賀徳之助

代表者 代表取締役 木村小左衛門

一〇〇〇万円 申込証拠金 一〇〇〇万円

東京都港区芝琴平町三番地 古賀徳之助

代表者 代表取締役 木村小左衛門

一〇〇〇万円 申込証拠金 一〇〇〇万円

朝鮮機械製作株式会社 大阪市東区北浜三丁目五番地 大建産業株式会社内

代表者 代表取締役 [illegible]

一〇〇〇万円

東京都港区芝琴平町三番地 古賀徳之助

代表者 代表取締役 木村小左衛門

一〇〇〇万円 申込証拠金 一〇〇〇万円

朝鮮硝子株式会社 名古屋市瑞穂区堀内通二丁目一番地の一 硝子株式会社内

発起人 愛知県知多郡旭村大字大草字大瀬

財務内容 [illegible]

一〇〇〇万円（二五〇万円）

又は在外会社の役員又は従業員と新会社の役員又は従業員とを兼ねる協会社においては、会社の調査保有制限等に関する政令十一条又び十七条の三において準用する第十二条の規定は適用しない

証券海陸運送株式会社　東京都中央区銀座西八丁目五番地　倉庫業

証券加工株式会社　大阪市東淀川区佃町一丁目三

証券保管振替機構　東京都中央区日本橋兜町七番一号　有価証券の保管及び振替

証券金融株式会社　東京都千代田区一番町一五　有価証券の貸借

証券業協会　東京都中央区日本橋兜町一番地　証券業者の組織する社団法人

証券投資信託委託会社　東京都千代田区一番町一五　投資信託委託業

証券投資信託受託会社　東京都千代田区一番町一五　投資信託受託業

証券投資法人　東京都千代田区一番町一五　投資法人

証券投資法人資産運用会社　東京都千代田区一番町一五　投資法人資産運用業

証券代行株式会社　東京都中央区日本橋兜町七番一号　証券代行業

証券取引所　東京都中央区日本橋兜町二番一号　有価証券の売買

証券取引所ビル株式会社　東京都中央区日本橋兜町二番一号　証券取引所ビルの賃貸

証券保管振替機構　東京都中央区日本橋兜町七番一号　有価証券の保管及び振替

証券保管振替機構加入者　大阪市東淀川区佃町一丁目三番五〇号

証券保管振替機構加入者　東京都中央区日本橋兜町七番一号　有価証券の保管及び振替

特殊整理の実行

特殊整理人（は第十九条の規定（前条第二項において準用する場合を含む）により認可を受けたときは決定整理計画書に従い遅滞なく整理を行はなければならない

株式会社 転輪機械製作所 東京都中央区日本橋通一丁目六 横山工業株式会社
東京都千代田区九段北一丁目八 加賀荘内
横山機械工業株式会社 東京都千代田区九段北一丁目八 加賀荘内
村上隆生
中巡査叫叫二
八〇〇〇円

転輪教学図書株式会社 東京都千代田区神田錦町一丁目 法律書院内
十字社印刷図書部製作所
三〇〇円

株式会社 下関市今浦町二九
徳田隆一
一〇万円

株式会社 大阪市北区天満西寺町二丁目一
竹内宣吉
銅板彫刻 版面又は型枠
三〇〇円

株式会社 豊中市大字寺内一〇九三
銅板彫刻 版面又は型枠
三〇〇円

決定（第二項、第四項及び第五項を除く。）の変更

第二十一条

已むを得ない事由により決定管理計画書に定める事項を変更する必要を生じたときは、特殊管理人は、主務省令の定めるところにより遅滞なく決定管理対象書類を変更し、主務大臣の認可を申請しなければならない。但し、主務省令で定める場合は、この限りでない。

２　第十八条第二項の規定は前項の場合に準用する。

会社　社長　社印

会社　社長　社印

会社　社長　社印

会社　社長　社印

会社　社長　社印

決定若しくは処分（以下「決定等」という。）の公示による認可があつたときは、特殊整理人は前条の規定による認可を受けた遅滞なくその旨を公告し、且つ、認可を受けた整理計画書（以下「整理計画書」という。）を各店舗に備え置き、利害関係人の閲覧に供しなければならない。

朝鮮鉄金属株式会社　東京都港区芝桜田町一ノ三
取締役会長　尾崎一彦

新京商株式会社　福井県大野町亀山寺田金司方
取締役社長　自動車部品（運搬具）各種　油圧三〇四
一〇〇〇万円

満洲天安野天安色素合資会社　東京都中央区日本橋町五八
代表社員

新京毛織株式会社　東京都中央区本橋町五八四　明礼ビル
六〇〇万円

満洲安藤鉄鋼所　安東

朝鮮光学工業株式会社　大阪市阿倍野区阪南町東一丁目六吉四繁治方
光学精工全般並修理　レンズ　時計精子製造
十八万円

満洲第一中正薬草所　一〇六

3 前条第二項の規定により利害関係人から異議を申し出た場合においては 主務大臣は その申出を参酌して前二項の認可をするものとする

東京鋼鉄工業株式会社 東京都中央区兜町二十番地 明治四十四年十月二十日登記 鋼材の引抜加工再生鉄鋼製造販売

整理計画の認可

第十九条

主務大臣は第十六条の規定による申請があつた場合には当該整理計画書が適正でその実行に支障がなく且つ公益に反しないことを審査し前条第二項の期間経過後これを認可する

2 主務大臣は必要があると認めるときは当該整理計画書に定める事項を変更し又はこれに定めのない事項を追加して認可することができる

社経第二〇〇号
昭和二十二年一月二十八日

東京都千代田区神保町三十一日
株式会社 東京堂
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇一号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム製造
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇二号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム工業
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇三号
昭和二十二年一月二十八日

東京都千代田区神保町三十一日
株式会社 東京堂
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇四号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム製造
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇五号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム工業
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇六号
昭和二十二年一月二十八日

東京都千代田区神保町三十一日
株式会社 東京堂
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇七号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム製造
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇八号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム工業
代表者 取締役 ○○○○

社経第二〇九号
昭和二十二年一月二十八日

東京都千代田区神保町三十一日
株式会社 東京堂
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一〇号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム製造
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一一号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム工業
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一二号
昭和二十二年一月二十八日

東京都千代田区神保町三十一日
株式会社 東京堂
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一三号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム製造
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一四号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム工業
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一五号
昭和二十二年一月二十八日

東京都千代田区神保町三十一日
株式会社 東京堂
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一六号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム製造
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一七号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム工業
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一八号
昭和二十二年一月二十八日

東京都千代田区神保町三十一日
株式会社 東京堂
代表者 取締役 ○○○○

社経第二一九号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム製造
代表者 取締役 ○○○○

社経第二二〇号
昭和二十二年一月二十八日

東京都港区芝田村町三十一日
株式会社 東京ゴム工業
代表者 取締役 ○○○○

又は税関係人は整理計画書に定める事項並びに
財産目録及び貸借対照表に記載された事項に
ついて異議があれば、同項の規定による公告の日から
三十日内に事由を具して主務大臣にその旨を
申出ることができる

財団法人 [illegible] 公示 [illegible] 第十六条の規定による認可を申請
特殊清理人は第十六条の規定による認可を申請
これときは遅滞なくその旨を公告し且つ整理計画書
の写並に全條に規定する財産目録及び
貸借対照表を各店舗に備え置き利害関係人の
閲覧に供しなければならない

新鮮重工業株式会社　伊丹市衛願塚四五八
開業　治　伊丹市少輪塚四五八
鉱物各種販売及修理　流機械銃各種
一五〇〇万円
営業計画書並ニ収支予算書ニ九

新鮮海運株式会社　岡山市南二七七　西条金蔵方
海航船舶、客ヲ経営
二〇万円（一八万円）

小島商船株式会社　福山市吉野町
工作機械修理業　資本金二百万円　昭和二十年永吉町二丁目
新鮮昭和鉱業株式会社　東京都文京区本郷元町二丁目三七

新鮮食糧営団　東京都深川区住吉町一丁目二八
服飾　駒形　東京都新宿区西落合一丁目三三

之ヲ管理計画書ニハ新会社ノ事業及ビ資金ノ計画
其ノ他主務省令ヲ以テ定ムル事項ヲ記載シタル書類ヲ
添附シナケレバナラナイ

✓ 新任交船舶株式会社 東京都中央区本町二丁目六番地 新化学工業株式会社
代表取締役 矢部忠治

✓ 新任交製鋼株式会社 大阪市東区安土町四丁目五番地 新秋島金属工業株式会社
取締役 鋼品部長 飯尾鋼品部機械器具課長

✓ 新任交鉄鋼株式会社 東京都千代田区丸の内二丁目六番地
前田馬城太

製造事業、附帯事業
資本金 弐億五千万円
本店 東京都中央区日本橋江戸橋横山工業株式会社内

✓ 新任交精機工業株式会社 東京都千代田区神田小川町二丁目一番地
取締役 一柳治機 転任届出

前条に規定する整理計画書には、主務省令の定めるところにより、左に掲げる事項に関して定をしなければならない。

一　営業の処分の方法、相手方の氏名又は名称、処分価額及び処分の予定時期

二　債権者の氏名又は名称、債権額、担保の有無並びに弁済、相殺その他の方法により債務を免かれる額

三　前二号に掲げるもののほか、主務省令で定める事項

特殊取引勘定の整理

特殊整理人は就職の日から九十日内に指定日における整理財産に関する財産目録及び貸借対照表並に指定日前三月間における損益計算書を主務大臣に提出するとともに整理財産に関し主務大臣の調査を申請

整理計画書を作成し

しなければならない

前項に規定する財産目録及び貸借対照表の様式は主務省令で定める

（条文枝番号略）

✓ 就職人 名古屋市中区栄町五ノ九

石炭ノ販売及ビ石油ノ製造販売

九〇〇〇万円

敵性置換ノ為メ

✓ 就職人 東京都中野区鷺ノ宮四丁目四四六

倉富明五郎

石炭ノ販売及ビ石油ノ製造販売

九〇〇〇万円

敵性置換ノ為メ

✓ 就職人 東京都千代田区有楽町一丁目一三番地神鋼倉庫内

市川善次郎

東京都世田谷区玉川奥沢二丁目一九一

✓ 就職人 東京都中野区鷺ノ宮四丁目四四六

倉富明五郎

東京都中野区鷺ノ宮四丁目四四六

石炭ノ販売及ビ石油ノ製造販売

九〇〇〇万円

敵性置換ノ為メ

✓ 就職水産興業株式会社 東京都北川区大井南浜町大字鮫洲字大森一九五番地

水産物ノ販売

一〇〇〇万円

✓ 就職水産興業株式会社 東京都北川区大井南浜町大字鮫洲字大森一九五番地

下関市竹崎町四丁目一九番地

下関市南部町二番地

近藤止三

漁業並ニ水産物ノ販売

一〇〇〇万円

✓ 就職水産興業株式会社 東京都北川区大井南浜町大字鮫洲字大森一九五番地

下関市竹崎町四丁目一九番地

下関市南部町二番地

近藤止三

漁業並ニ水産物ノ販売

一〇〇〇万円

✓ 就職水産化工株式会社 東京都北川区大井南浜町一八台五

昭和石油精製会社内

岩永勇人

三　資産の全部若しくは一部を出資若しくは譲渡すべき会社をあらたに設立する場合又は資産の全部若しくは一部を譲渡を受ける場合又は資産の全部若しくは一部を譲渡を受けるため資事を譲渡する場合には設立すべき会社又は資本を増加する会社（以下「新会社」という。）の商号、目的、資本金額及びその発起人の氏名又は名称並びに株式の募出、割当その他一切に関する事項

登録免許税　福岡県若松市大字修多羅五七五
河村雅亮

石油の需給調整　石炭・需給の円滑化等に関する臨時措置法（昭和三十年法律第一七八号）

登録石油販売株式会社　福岡県若松市大字修多羅五七五
駒牧守能

石油業法（昭和二十二年法律第一八〇号）

登録石油販売株式会社　東京都千代田区丸の内三丁目一八　岸本ビル
東京都世田谷区一丁目一〇二
岸本房吉

石油の需給調整

大二一七日
西大門区蓑町通一七八　三記岸本房吉
登録セメント株式会社　宇部市大字小串一九七七　宇部興産株式会社内

2 前項の公告には債权者が期間内に申出をしないときは
特殊物権から除斥される旨を附記しなければならない

3 特殊物権人は知れている債权者には各別にその債权の
申出を催告しなければならない

4 知れている債权者は特殊物権から除斥することができない

五、株式会社大阪商業銀行
六、株式会社大阪貯蓄銀行
七、株式会社大阪野村銀行
八、株式会社住友銀行
九、株式会社三和銀行
十、株式会社第一銀行
十一、株式会社第百銀行
十二、株式会社第四銀行
十三、株式会社第六銀行
十四、株式会社第五銀行
十五、株式会社第三銀行
十六、株式会社第二銀行
十七、株式会社第一銀行

（）

五、株式会社大阪商業銀行
六、株式会社大阪貯蓄銀行
七、株式会社大阪野村銀行
八、株式会社住友銀行
九、株式会社三和銀行
十、株式会社第一銀行
十一、株式会社第百銀行
十二、株式会社第四銀行
十三、株式会社第六銀行
十四、株式会社第五銀行
十五、株式会社第三銀行
十六、株式会社第二銀行
十七、株式会社第一銀行

（）

五、株式会社大阪商業銀行
六、株式会社大阪貯蓄銀行
七、株式会社大阪野村銀行
八、株式会社住友銀行
九、株式会社三和銀行
十、株式会社第一銀行
十一、株式会社第百銀行
十二、株式会社第四銀行
十三、株式会社第六銀行
十四、株式会社第五銀行
十五、株式会社第三銀行
十六、株式会社第二銀行
十七、株式会社第一銀行

（）

債権者に対し債権

特殊管理人はその就職の日から一月内にすくなくとも
二回の公告をもつて管理財産に属する債務の債権者に
対し一定の期間内にその債権を申し出るように催告しなければ
ならない
但しその期間は一月を下ることができない

東京都大和紡績株式会社大阪市東区高麗橋三東稲ビル

東京都武田薬品工業株式会社大阪市東区道修町二十日二七武田薬品工業株式会社
医薬品ノ製造販売
二〇〇万円
手数料

東京都田辺製薬株式会社大阪市東区道修町三十日二一株式会社田辺五兵衛商店内
医薬品ノ製造並ニ販売
二〇〇万円
手数料金ゲ三十日一七五

東京都埼玉農事株式会社東京都中央区日本橋室町三丁目弐番地三文銀物資部農業課
硫酸二コチン、製造並ニ販売並ニ付帯事務
二〇万円
手数料

21

特殊登記義務者は、第一項、第二項、第五項、又は第七項の規定による登記をしたときは、二週間内にその旨を主務大臣に届け出なければならない。

8 前項の登記の申請書には、登記事項の変更を証する書面を添附しなければならない。

新潟ダンシン工業株式会社　東京都千代田区神田神保町三丁目八番地
ダンシン剤製造販売
二〇万円
永井清吉　宝山町二三二

新潟東亜交通機材株式会社　平塚市東海岸一九七八
鉄道用ポイント、クロッシング各種、自動機、信号機、標識、鉄道用機械器具一式の製造販売
資本金一千万円（九〇万円）
仁川寿吉　石ノ町一八

新潟東海電極株式会社　東京都中央区湊町三丁目七番地
カーボン黒鉛電極其他炭素製品の製造販売
資本金一千万円（三五〇万円）
平南雄南海社大鉄町二一〇

新潟特殊化学株式会社　東京都麻布区飯倉片町二丁目四番地
"潮流化合物"製造　関西工場
一〇〇万円（二五万円）
平原計松　松浜町七八

44

5 特殊清理人は 在外会社の本邦内における主たる店舗以外の
店舗（支配人又は従たる事務所の登記のあるものに限る。以下
「従たる店舗」という。）の所在地において 執務の日から三週間内に
第一項に掲げる事項を登記しなければならない

6 前項の登記を申請する場合には 主たる店舗の所在地に
おいてなした登記を抹消する旨及び第五項の登記事項について
変更のあつたときは 主たる店舗の所在地においては 二週間内
従たる店舗の所在地においては 三週間内に変更の登記を
しなければならない

7 特殊清理人は 第一項、第三項及び第五項の登記事項について

（）

新特殊清算会社 大阪市都島区友渕町一三 鐘淵紡績株式会社
名程金参万弐拾弐円也 化学工業製品ノ製造販売並ニ
四五〇万円

 東洋紡績株式会社 東京都渋谷区代々木大山町一〇三一 古賀徹之助方
新特殊清算会社ニ対スル五条ノ権利ニ基ク義務及連帯
金四一七三万円
中途英全ケ一ケ月一八〇ノ

 東洋製鉄株式会社 東京都渋谷区代々木大山町一〇三一 古賀徹之助
古賀徹之助 東京都渋谷区代々木大山町一〇三一
電気製鉄及製鋼 鉱山ノ経営
三〇〇万円
中途英全ケ一ケ月一八〇ノ二

3 才一項の登記をする場合において 各項に規定する主たる店舗の
所在地に当該在外会社の支店又は従たる事務所の登記が
ないときは あらたに支店を設けた場合において登記する事項
と同一の事項をも登記しなければならない

4 前項の登記を申請する場合には 本店又は主たる事務所の
存在を証明することのできる書面及び定款又は定款の内容を
識別することのできる書面を添付しなければならない

✓ 野村昌秀 東京都港区赤坂溜池三〇 昭和電工株式会社内

鈴木鉱工業株式会社 東京都千代田区丸の内三ノ二番地仲三ノ六館
鉱業権譲渡並仮登記抹消申請書
七〇万円(四二万円)
仁川村杉岐町二

鈴木農化学株式会社 東京都中央区日本橋通一丁目九 白木屋ビル
田渕忠雄 東京都中央区日本橋通一丁目九白木屋ビル四階化学株式会社内
肥料及飼料工業品並薬品工業他一般化学工業ノ経営並ニ前記各工業ノ為ノ
各号ノ目的ノ関連スル事業ノ経営並ニ前記各工業ノ為ノ各種ノ製品ノ売買並ニ輸移出入業
五〇〇万円(四〇〇万円)
高松許

鈴木農業株式会社 東京都中央区京橋三丁目一〇 恵和会館関東電化株式会社内
農業用薬剤ノ製造並ニ売買 附帯事業
一〇〇万円
高橋

登記　第十四条

特殊整理人は　主たる店舗の所在地において　就職の日から
二週間内に左に掲げる事項を登記しなければならない

一　在外会社たる旨

二　在外会社の本邦内における主な店舗

三　許可業務があるときは　その許可業務

四　特殊整理人の氏名又は住所

2　前項の登記の申請書には　在外会社の指定文は
許可書等があることを証する書面を添付し　特殊整理人の
選任を証する書面を添付しなければならない

（又は許可書等がないことを証するときはその旨を記載すること）

於麹町区平河町二丁目十九番地
大日本麦酒株式会社
東京都中央区銀座七丁目一番地
大日本麦酒株式会社
東京都中央区日本橋本石町三丁目四番地
大日本麦酒株式会社
東京都千代田区神保町三丁目八番地
山縣社会事業研究所
東京都千代田区神保町三丁目四番地
山縣社会事業研究所
東京都千代田区神保町三丁目四番地
山縣社会事業研究所
東京都千代田区神保町三丁目四

第十三条　店舗

特殊指理人は就職の日から　遅滞なく
在外会社（法人以外の団体を除く）の
本邦内における主たる店舗を定めなければならない
本邦内に在外会社の支店又は従たる事務所がある場合には
その支店又は従たる事務所のうちから主たる店舗を
定めなければならない

朝鮮藤伏事品工業の株式会社大阪市東区道修町二十目一
電話本局八〇〇番
藤伏事品工業株式会社
代表取締役　藤伏勘三郎
電話本局八〇〇番

朝鮮物産株式会社大阪市北区堂島町一丁目
代表取締役　安原繁武　那奥峰町積屋吾四
電話西一八〇番

朝鮮刷子工業株式会社大阪市東区江戸堀北通五丁目一二大東屋書籍株式会社内
電話本局一九〇番

朝鮮編織株式会社　東京都中央区日本橋江戸橋二丁目六郎昌製糸株式会社
階上向並に内電向メリヤス製品製造販売
電話本局　水橋町四ノ一

16

特殊整理人の職務

第十二条

特殊整理人の職務は左の通りとする

一 現務の結了

二 債権の取立及び債務の弁済

三 残余財産の処理

四 許可業務の執行

2 特殊整理人は前項の職務を行うについて一切の裁判上又は裁判外の行為を為す権限を有する

朝鮮紡織株式会社 東京都千代田区一番町一五 日本化薬ビル内
津島廣吉

朝鮮紡織株式会社 東京都文京区本石川音羽町三丁目一九
東京都南多摩郡町田本町田字雲田一二番
公

朝鮮紡織株式会社 東京都千代田区一番町一五 日本化薬ビル内
津島廣吉

朝鮮紡織株式会社 大阪府南河内郡藤井寺町大字岡六五二 石原修方
藤井寺駅

株式会社 朝鮮ホンプの製作所 東京都千代田区丸の内二丁目二丸ビル 株式会社 日島製作所内
名古屋市 一〇〇番
新潟県 浦町三三九

第一条　自己要約、双方代理
何人ト雖モ同一ノ法律行為ニ付キ其相手方ノ代理人トナリ
又ハ当事者双方ノ代理人トナルコトヲ得ス但債務ノ
履行ニ付テハ此限ニ在ラス

朝鮮松下電器株式会社　東京都中央区銀座西六丁目五番地松下電器産業株式会社
朝鮮京城府鐘路区堅志洞一三番地　大阪市都島区友渕町一丁目一番地
右代表者代表取締役　[illegible]
右代理人　東京都千代田区丸の内二丁目二番地
菊地庫子
昭和三〇年　月　日
朝鮮民主主義人民共和国平壌市

15

特例有限会社の代表取締役

在外会社の本邦内における会社の代表　並びに整理財産及び
その他の規定により渡された資産の管理及び処分の権限は
特別清算人に準用する

又特別清算人が登録免許税を受けてなす行為については
民法（明治二十九年法律八九号）第五十四条の規定は適用しない

特例有限会社　大阪市南区心斎橋筋一丁目二八大丸ビル　江島孫太郎
メリヤス製造加工販売
一〇〇万円（江商）
平成弐年度一八九

特例有限会社　大阪市北区中之島四丁目一番一号　鈴木書林有限会社内
紙ヶ谷寿花　大阪市西成区天下茶屋三丁目四九

特例有限会社　群馬県多野郡神泉村二八三　江島南方
油脂並水産大豆精製販売
二〇〇万円
江島孫太郎

特例有限会社　大阪市北区堂島浜一丁目二番二号　堂島ビル五〇四号室
八神由香
印刷業
二〇〇万円

14

特殊整理人　第十条

1 特殊整理は、特殊整理人が行う

2 特殊整理人は　在外会社の　本邦内における　代表者
代表者がないとき　又は　代表者以外の者のうちから主務大臣が選任する
不適当であるときは　代表者以外の者のうちから主務大臣が法令若しくは主務大臣の処分
3 主務大臣は　特殊整理人が　法令に違反した　公益を害する行為をしたとき　又は
特殊整理人を不適当と認めたときは　これを解任することが出来る

4 主務大臣は前二項の規定により特殊整理人を選任し
又は解任したときは　その旨を公告する

5 特殊整理人の報酬は主務大臣が定める

在外財産整理研鑽書類株式会社　東京都港区高浪町六

在外財産整理研究機構株式会社　東京都港区高浪町六

在外財産整理研究機構株式会社　東京都中央区銀座四丁目三番地
通称　本店　在外財産ビル
二〇〇〇年四月一日
東京都港区一丁目一九

在外財産化工株式会社　大阪市東区平野町一丁目二一
合成樹脂の研究製造　化工設備　木材の蒸煮乾燥　油脂　樹脂　医薬品　工業薬品　又書籍　資料の製造販売　附帯事業
一九五九年四月
資本金　千九百万円

13

特注整理（第九条第一項に規定する整理（以下「特殊整理」という。）は主務大臣の監督のもとに整理財産につき行う

✓ 解散株式取引所 大阪株式取引所 大阪市東区北浜五丁目二十番地 昭和十四年三月三十一日 東亜取引所重要物産株式会社

✓ 解散株式取引所 大阪株式取引所 大阪市東区北浜五丁目二十番地 昭和十四年三月三十一日 東亜取引所重要物産株式会社

✓ 解散 株式会社 東京都新宿区下落合二丁目七三五 長年一万

✓ 解散レーヨン株式会社 東京都中央区日本橋堀留町二丁目一 東洋レーヨン株式会社

志田重蔵 神奈川県中郡大磯町大字大磯一七一三

人絹スフ及之等の糸条製品並其の副産物及原料の製造販売 一、〇〇〇、〇〇〇円

人絹スフ及之等の糸条製品並其の副産物及原料の製造販売 一、〇〇〇、〇〇〇円

解散 株式会社 東京都新宿区下落合二丁目七三五 長年一万

志田重蔵 神奈川県中郡大磯町大字大磯一七一三

坂根三 神奈川県足柄下郡宮城野村字茶屋一三〇

七五万円

資本金 水素

黒鉛 坩堝製造

解散 株式会社 大阪市東区北浜五丁目二十番地 昭和十四年三月三十一日 東亜取引所重要物産株式会社

相殺、強制執行の禁止　第八条

整理財産に属する債務の債権者は
協議、債権につき相殺をなし
又は整理財産に属する資産に対し強制執行　仮差押
又は仮処分をすることができない

辻酒造株式会社　京都市伏見区石加納町一一一四番地　酒類醸造販売及仕入業　山本住右衛門
一九、三千円
（）
倉敷合名会社　岡山市平町二千百九八　三六万円
（）
株式会社辻本商店　大阪市西区江戸堀南通一丁目三五
合名会社　新洋海運　倉庫水上運送業
一〇〇万円
高砂紡績株式会社　名古屋市中村区船入町一丁目元　中巻商店
（）
高亜化学工業株式会社　名古屋市中村区船入町一丁目元　中巻商店
化学工業製品、石油、植物油脂及其副産物ノ販売並加工　販売業
合上紡績ノ仲立業　財産事務　合上ニ同ジ
三六万円
仁川紡織株式会社　京都市伏見区石加納町一一一四番地　紡績業
（）
高亜産業株式会社　鳥取県東伯郡倉吉町八　運輸倉庫業
繊維、原料、蘭及其ノ他ノ雑貨ノ販売並ニ其ノ荷役ノ請負　販売業
其他農産物ノ売買ノ斡旋及ニ其ノ荷役ノ請負　倉庫業
一〇〇万円（三五万円）
高砂紡績株式会社　京都市伏見区石加納町一一一四番地　紡績業
（）

11 債務消滅行為の特定上 才七条

特殊整理人は 整理財産に属する債務については
才十九条の規定による整理計画書の認可があった後でなければ
弁済その他の債務を消滅する行為をすることができない
但し左に掲げる債務及び主務大臣の許可を受けた債務については この限りでない

一 特殊整理に要する費用にかかる債務
二 許可業務について生じた債務
三 国又は都道府県その他公共団体の公租公課その他
主務省令で定めるこれに準ずる債務

東亜税服株式会社 大阪市東区心斎橋一丁目二八大丸ビル 江南被服株式会社内
一九五五年七月(江高)
手織毛織工場十里七台三

東亜室蘭株式会社 北海道北見西遠軽町北大通三丁目 松本高吉
同社名 財産目録ノ船舶ノ項ニ
三〇〇万円
鉄筋鉄骨亜鉛葺二階建

東宇部窯業株式会社 愛媛県西宇和郡川之石町二番耕地九
宇部宮沿部兵衛 窯業 耐火煉瓦 衛生陶器 瓦 煉瓦 石炭 油脂製造 油脂着色 粗製
一〇〇万円
出資者ノ変動ニ付定款第五条ニ掲ケタル事項ニ変更ヲ生ジタルトキハ
一週間内ニ登記ヲ為スヲ要ス

東邦鉱業株式会社 長野縣諏訪郡富川村富川鉱業所内
十四年四月一日
鉱物試掘 採掘精錬 加工並ニ売買 鉱業ニ関スル事業ノ経営
七〇〇万円
新株申込 第一回ニ付キ一株ニ付金二十円ヲ一九五

担保権の消滅又は財団からの分離

第三百九十八条　抵当権の登記がされた不動産に所有権、地上権又は賃借権を有する第三者は、自己を抵当権者とする。担保権は指定日において消滅する。

2　前項の場合において、担保権の登記の抹消は、登記権者だけで申請することができる。

3　抵当財産に所有する資産が工場財団又は鉱業財団に属する場合は当該資産は指定日において当該財団から除かれる。

4　前項の場合における工場財団又は鉱業財団の財団目録の記載の変更の登記の申請書には、抵当権者の同意を証する書面を添付しなければならない。

5　第三百九十八条ノ二第一項の申請書には抵当権者の同意又はこれに代るべき裁判の謄本を添付することを要しない。

東邦鉱業株式会社　神戸市生田区海岸通五番地
金銀並他一般鉱業ノ経営及之ニ附帯スル一切ノ事業
製錬加工販売及之ニ附帯スル一切ノ事業
七五〇万円（五二五万円）
本社ヲ神戸市生田区海岸通五

東邦被服株式会社　大阪市南区心斎橋筋一丁目一二八　大丸ビル
被服類製造加工
五〇万円（江商）
本社ヲ大阪市東区高麗橋三丁目一九七

東棉織維工業株式会社　大阪市東区高麗橋三丁目一　東洋棉花株式会社
並ニ同敬次　大阪市東区高麗橋三丁目一番地
紡織業
六〇〇万円
中江ノ項ニ二十日ヲ
東洋硫酸株式会社　大阪市南区心斎橋筋一丁目一二八　大丸ビル
硫酸鉄鉱　金物器物製造
三五万円（江商）
本社ヲ溢仙町三二八

2 前項に規定する資産を所持する者は
同項に規定する資産の引渡をするまで
その資産を善良な管理者の注意をもつて保存しなければ
ならない

東和織物株式会社 大阪市南区心斎橋筋一丁目二八 大丸ビル
織物製造販売
八戸両(江南)
金北大行社 新発田一二三五

東和被服工業株式会社 東京都中央区日本橋江戸橋二丁目六番地 東和ビル
被服類製造加工
本社工場(江南) 二三戸同
大行社八雲町二
事務所敷地共七筆七六三

豊西織維工業株式会社 愛知県碧海郡刈谷町大字刈谷字岡留池一
靴下製造加工 附帯業務
二〇〇戸同(一五〇戸同)
大印社 堅町云六

北国産業株式会社 高知市金高町一丁目五一〇五 ㈱大阪本社同所二ノ六三
永岡 恵 戸畑市金原町一丁目五一〇五 ㈱ 仝上
経編ト製造販売
一九五八年四月
資本金二ノ一 工友 福岡県戸畑市金高町一五一〇五

57

指定日において
在外会社の本邦内にある店舗以外の場所で
管理財産に属する資産（帳簿又は重要書に関する書類
又は在外会社の管理若しくは保管に属する資産
を所持する者は
その旨を才十条に規定する特殊管理人（に報告し
特殊管理人の要求があるときは
他の法令又は契約にかかわらず
その資産を遅滞なく特殊管理人（に引き渡さなければならない
但し担保権に変更を及ぼす協会 その他主務省令で
定める協会においては この限りでない

中川鉄雄 東京都千代田区丸の内三丁目一二、三菱三ヒ銀
中川太郎 東京都千代田区丸の内三丁目一二、三菱三ヒ銀
鉱山の採掘加工協会
二〇〇万円
事物討究委員一五名

合資会社中島商店 下関市長府松小田二一〇
福商運ノ売買及委託売買
八戸円
事務所

合資会社中島麦粉部 下関市長府松小田二一〇
製粉又ハ澱粉売買 委託販売 附帯事業
八戸円
事務所

南鮮合同電気株式会社 千葉県鴨山武郎東金町北千谷南新田
電燈電力ノ供給及其発電ニヨル諸設備ノ設置
鴨山ニ於ケル発電所ヨリ供給区域ニ至ル一切ノ送電線
鴨山ニ於ケル発電所ヨリ供給区域ニ至ル一切
三〇〇万円（二八、三四万一五百円
事物討究委員五名 鴨山大郎 大田 大字 鴨山木治

許可を受けた以外の
社外会社は 第二条の規定による指定のあった日（以下「指定日」という）
以後は 本邦内において その業務を行うことができない
但し 指定日において現に
輸出入等に関する金融取引の取締に関する件（昭和
二十年大蔵省令第八八号）第二条 第二項の規定に基き
大蔵大臣の許可を受けている範囲内において行う業務
（以下「許可業務」という）については この限りでない

南鮮水産工業株式会社 大阪市都島区友渕町一丁三番地 漁獲物
水産生物を原料とする製品及びこれに準ずるもの加工並に販売業
これに附帯する一切の業務 昭和二十一年一月一九日
登山村 富氏町一〇九

南鮮電器芝浜株式会社 東京都中央区銀座西二丁目五番地 松下電器産業株式会

南出株業株式会社 大阪市東区高麗橋三丁目一番地 株券
書松久吉郎 西宮市高木字中の坪四六四

西日本汽船株式会社 下関市竹崎町二〇。
立石信吉 下関市大字関後地村一九五九

四 金融機関に対する預金その他の債権については その債権の生じた営業所、金融機関の営業所の所在による

五 前号以外の債権については その債務者の所在による

第十項の規定の適用については 第四項の規定の適用については その他本邦外会社の本邦内にある店舗と本店、主たる営業所その他の本邦外にある店舗との間の相互の勘定における債権債務は資産及び負債に含まれないものとする

川海土化建物株式会社 吹田市浜之堂六〇九 石鷲 純方
石鎚並ニ之ニ附属物
一〇〇万円
自大正二年一月一三日 大阪府下西区江之島第三町一五
電燈事務株式会社 東京都港芝三田四国町二番電気株式会社内
川硬質事務株式会社 金沢市長町河岸五二
石炭売捌 金沢市元水町三番丁二八
硬高子株式会社 金沢市元水町三番町二八

3 前項第一号又は第三号の規定の適用について在の各号に掲げる
資産が本邦内にあるかどうかは当該各号の定めるところによる
一 動産若しくは不動産又はこれらの上に存する権利については その
動産若しくは不動産の所在による
二 鉱業権 砂鉱権又はこれらに関する権利については鉱区の
所在による
三 特許権 実用新案権 意匠権 若しくは
これらに関する権利 特許若しくは意匠 若しくは
意匠の登録を受ける権利 商標権又は 商標の登録を受ける
権利については本邦内にあるものとする

日 鮮硫曹の移転 神戸市生田区西町
〃 万俵壱花 神戸市兵庫区山田町
伝票焼失ニ付届出
三〇〇万円
日 龍吟社 東京都新宿区富久町
日本石油 東京都千代田区一番町一五 日本化薬ビル
岩谷二郎 東京都千代田区一番町一五 日本化薬ビル 石井特許事務所内
日本精工移転 東京都千代田区丸の内
大久保起文 東京都杉並区荻窪三丁目九五
耐火煉瓦 耐火材料の製造加工販売
大二工場
長岩川サハニ

第二項の規定の適用については、外国会社の本邦内にある
店舗と本店　主たる事務所、その他本邦外にある店舗
との間の相互の勘定における債権は
資産及び負債に含まれないものとする

日本土建興業株式会社　神戸市灘区下河原通一丁目三
（本店　東京都港区芝浦一丁目一番一号）
一三〇万円　昭和四十年十一月一日設立
土木建築請負業

日本農産化工株式会社　鎌倉市台一四〇七　大河内元治方
三四〇万円　昭和四十年十一月一日設立
醤油及び食酢の製造業

迫間興業株式会社　東京都港区芝浦一丁目一番一七
一〇〇万円　昭和四十年十一月一日設立
毛皮の卸売業

萩市協同組合　萩市大字椿東外向三五二
出資一口の金額　五万円
出資一口以上
組合員の加入脱退　自由
役員の定数　理事三人以上五人以内
監事一人以上二人以内
役員の任期　理事二年
監事二年
組合員の議決権及び選挙権　各一個
組合員の地区　萩市
組合の事業　一　組合員のために行う共同販売
二　組合員のために行う共同購買
三　組合員のために行う共同利用施設の設置
四　組合員のために行う金融
五　組合員のために行う技術の改良、向上又は普及
六　組合員のために行う経営の改善又は合理化のための指導
七　組合員のために行う福利厚生に関する施設
八　前各号の事業に附帯する事業
公告の方法　萩市において発行する萩新聞に掲載する方法
組合の存続期間　定めない
事務所の所在場所　萩市大字椿東外向三五二

定　第三条

この政令において　本邦　とは　本州、北海道、四国、九州　及び
主務省令で定めるその附属島しょをいう
2　この政令において　政令理財産　とは在外会社の資産　及び負債で
あつて左に掲げるものをいう
一　本邦内にある営業
二　在外会社の本邦内にある社員（支店、従たる事務所、出張所、
工場及び事業物をいう第四号において同じ）の事業又は財産について
生じた負債　その在外会社の履行地が本邦内にあるもの
三　前号に掲げるもの以外　その本邦内にある資産について
担保権が設定されている負債　但し当該担保権の
目的となる資産をもつて弁済を受けることができる金額を
限度とする

半島製紙株式会社　愛媛県宇摩郡三島町六五五大字製紙株式会社内

山田孝左衛門　山口県下関市大字山田重政方

半島農業土木株式会社　東京都港区芝山口町一〇〇六

山田孝左衛門　中連絡川下一一
九〇〇内

株式会社平戸商店　下関市長府十一番地

電気事業及び瓦斯事業並びに右に附帯する事業　清治方

株式会社平戸商店　下関市長府十一番地

電気事業及び瓦斯事業並びに右に附帯する事業　清治方

平和重工業株式会社　東京都中央区日本橋通三丁目五

内藤英雄　東京都中央区西八丁堀一丁目六光号移転会社内

在外会社 第二条

この政令において在外会社とは

本邦外に本店　又は主たる事務所を有する法人

その他の団体（団体及個人を除く）で

（昭和二十二年政令七四号）第一条

に規定する閉鎖機関を除く）で

連合国最高司令官の要求に基き

本邦内にある財産を整理するものをいう

2　前項の指定は告示で行う

福岡高裁解散命令　福岡地裁管財人

福岡高裁解散命令　福岡地裁管財人　大阪府泉北郡高石町羽衣九四七

福岡地裁　大阪府泉北郡高石町羽衣九四七

令和二年（モ）第一五号　土工具、建築材料、石油類、活版

四〇万円

東京都港区赤坂一丁目

令和二年（モ）第一五号　福岡県糟屋郡宇美町二丁目五〇番地　福岡屋登移動会社

足袋、地下足袋、靴下、被服などミシン縫い加工

一五万円（売却予定価格）

令和二年一〇月一七日

福岡高裁解散命令　大阪府泉北郡高石町羽衣九四七

福岡地裁　大阪府泉北郡高石町羽衣九四七

令和二年（モ）第一五号　土工具、建築材料、石油類、活版

四〇万円

東京都港区赤坂一丁目

令和二年（モ）第一五号　福岡県糟屋郡宇美町二丁目五〇番地　福岡屋登移動会社

足袋、地下足袋、靴下、被服などミシン縫い加工

一五万円（売却予定価格）

令和二年一〇月一七日

鉱山鉱業権譲渡　大阪市西区江戸堀上通二丁目五七

一三五の一筆、家屋の建築基礎の売買代金債権

三二六万円（一二六万円）

五〇〇万円

鉱山番号九一四一三一　譲渡人　大阪市西区江戸堀上通二丁目五七

富士ビル内ニッケル株式会社　代表者　中村半平

土地建物の所有権移転、抵当権設定及び賃借権設定の仮登記

四〇万円（四〇万円）

手形割引　社会者　岩田義秀

目的 第一条

在外会社の本邦内にある財産は、連合国最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する

日本国民は、日本国内に本店を有する会社の本邦内にある財産は、連合国最高司令官の要求に基き、この政令の定めるところにより整理する

移動会社 平安自動車商会 東京都中央区京橋三丁目二番地

移動年月日 昭和二十一年八月

平安海上

○

平安鉄道 移動会社 東京都港区代々木山谷一〇三一 古谷織之助

移動年月日 昭和二十一年八月

手数料申込書金弐千円也

豊島製粉株式会社 鹿児島県姶良郡隼人町四四一

✓ 兒玉勝夫 鹿児島県姶良郡隼人町見次四四一

表紙題名 製造高 報告数 会社

二〇〇円

報告年月日 二六年八月

会資会社豊島商会 大阪市都島区友渕町一三 錦渕紡績株式会社

本社ノ製造始期

一九五五年四月

○

平安江戸印刷所 神田一二三

北青鉄山株式会社　東京都中央区京橋三丁目二番地ビル

北辰合同木材株式会社　東京都世田谷区松原町三丁目八四一
電話(四二)〇一五〇番
(代表)
滅北清津新浦項間七八

北辰製紙化学工業株式会社　東京都中央区銀座四丁目三　王子ビル
人絹パルプ及洋紙製造販売
資本金(一〇〇〇万円)
(二〇〇万円)
滅出吉州郡吉州邑

北辰電器製造株式会社　東京都中央区銀座西六丁目五　松下電器産業株式会社

株式会社 芦屋市川西町五五 福永善右衛門 方

九州工業株式会社 芦屋市川西町五五 福永善右衛門 方

高橋中正 左京区田中下柳町五ノ五二

一九市内

株式会社 東京都中央区室町一丁目二 日本タイプセンター

株式会社 大阪市東区安土町二丁目三〇 大日本統制株式会社 旧

二硫化炭素ノ製造販売並ニ附帯事業

二〇市内（写済）

清伸

北鮮硫炭株式会社 大阪市東区安土町二丁目三〇 大日本統制株式会社 旧

二硫化炭素ノ製造販売並ニ附帯事業

二〇市内

株式会社 東京都中央区室町一丁目二 日本タイプセンター

一九市内

高橋中正 左京区田中下柳町五ノ五二

九州工業株式会社 芦屋市川西町五五 福永善右衛門 方

古〇市内

芦山封筒株式会社 一二三

三井油脂化学工業株式会社　東京都港区芝新橋二丁目二
平山季明　　東京都港区麻布屋尻町一
油脂製造、販売、石鹸、グリセリン及合成
二〇〇〇万円
資本

三菱マグネシウム工業株式会社　東京都中央区銀座西六丁目六明治屋ビル
一、金属マグネシウム及同合金ノ製錬
二、前号ノ製品ノ加工及販売
三菱化成工業株式会社ノ株式ノ取得及所有
二〇〇万円
資本

ミツワ化学工業株式会社　東京都中央区日本橋両国二〇丸見屋方
酒石酸石灰及酒石酸ノ製造並販売　酒石酸ノ加工及前項ノ副産物ノ加工
一〇〇万円
資本

代表者　長谷川外八一
大阪工場

代表者　三中井　京都市中京区西の京大炊御門町八丁目三　中江勝治郎方
所有者　三中井文三　滋賀郡神崎郡南五個荘村大字川並

√宮本高麗株式会社　兵庫縣武庫郡本山村中野六六
宮本組　　各庫物副庫郡本山村中野六六　宮本高麗株式会社
専務取締役
三〇万円
清神郡住吉町三二

株式会社睦組紡社　京都市左京区岡崎最勝寺前町一六
也陽産業　スフ人絹綿紡毛宮久洋服ノ製作販売並ニ之等ニ関スル代理業
代表者
五〇万円
主取締役　中込重太郎　二十日八ノ一　又ハ　光州神崎町九九

自治被服工業株式会社　東京都千代田区一番町一五　日本化学ビル
専務取締役　武部保雄　外五名
一〇万円
岩山村松和西

永昌鞄株式会社　下関市長府松小田二一〇
資本金五〇万円（三三五五年四月）
主取締役　岩川町二一

合資会社森農協　福島市仲栄町三丁目九

株式会社森農協　広島縣佐伯郡五日市町大字五日市二六七二
一般農業土地の賣治者代理業
四十万円
全出済額　二八二

八木窯業有限会社　大阪市東区南久太郎町三丁目一〇　八木得弐会社由

仙台鉱業株式会社　東京都千代田区丸の内三丁目六
山崎登志雄　東京都世田谷区鶴巻町一丁目二八番二
農業区主化、鉱物、鉱産並に石炭
一五〇〇万円
代表取締役　山崎登

金千代会社 株券喪失届出人 [illegible] 外一名
兒玉郡大
[illegible]
十九年五月
平福郵便局

萬海運輸株式会社
兒玉郡大
当社ノ株券 山井子某ノ紛失ニ係ル 左記ノ通リ無効ノ
一〇〇株
手数重太門 四千円 七六ノ二

商業会社
兒玉郡大
会社商号ノ変更、通運会社第一号株券ノ紛失ニ付
左記ノ通リ公告ス 因テ之ガ会社ニ対シ権利ヲ有スル者ハ
一八日内
手数重太門 四千円 七六ノ一 又ハ 平福郵便局

商業株式株券会社
兒玉郡大
会社商号ノ変更、通運会社第一号株券ノ紛失ニ付
左記ノ通リ公告ス 因テ之ガ会社ニ対シ権利ヲ有スル者ハ
四九日内
[illegible]

今回獲得しました資金は岡山縣外六縣で弐百四十五万円でありますがこれを四ケ月ソコ〳〵で解決し得た事は寧ろ奇蹟と言つても敢て過言でなく其陰には血の滲むような苦心の存在する事を御諒承願ひたいのであります　自分達の事を兹で申上げて甚だ恐縮でありますが吾々本部員を始め各縣支部長諸君も此為には滅私努力家族を顧る暇さへなく一路目的達成に専念せられ中には親の重病にも不拘其看護すら出来ず帰還以来家族は親族に預け放しと言ふような涙ぐましい物語のある代りに亦一部には當初協力を約し乍ら前途に見切をつけ脱退された役員もあるのであります　若様に於かせられても最近益々深刻化する世相に抗し迫り来る生活苦と戦ひ中には慨に疲労の極に達せられる方もあるやでは無いかと憂慮さえ致しますので吾々も一意専心一日も早く目的の達成に邁進したいと考へてゐます　然し乍ら第一の難関は突破しましたものゝ操業開始に至る迄にはまだ〳〵幾多の障害を突破せねばならぬものと想像されます　従て此際一層堅き団結と之等の障碍を克服する無限の努力を要求されるのであります　各位に於かせられても現地の苦難を新に想起しアノ時のアノ熱意をアノ努力を折角基礎づけられつゝある本事業の上に反映せしめ目的達成に一段の御協力と御声援をお願してやまないのであります

幸にして本事業も最近生産品の公定価格の大巾値上げに恵まれ前途益々有望視せらるゝに至り各地共引揚者間に斯種事業の計画が傳へられてゐます　然し乍ら本事業は諸種の関係上同一個所に於ては大規模企業が成立たない條件下にありますので本会といたしましても救済の強化には更に別途の方法を早急に実施せねばならぬ実情に迫られてゐるのでありますが、此点に就きましては計画の樹立と共に更に改めて各位に報告する事といたします

甚だ簡単ではありますが会社創立に先だち御挨拶申します。

終り

秋田県勤労福利会社　岡山市中之町四五、秋田物産勤労会社内

立石産業勤労会社　下関市丸山町一九五九　立石作士七

五

五

五

昭和廿二年五月十五日

殿

日本復興産業株式會社
創立委員長　兵頭鉄蔵

永らくお待たせいたしました　吾々引揚者の生活は依然として暗たんたるものがあります
新憲法の發布に伴ひ民主内閣の成立、物價引下運動、インフレ抑止政策などで幾分でも好轉するのではないがと期待されるのでありますが　所詮自力更生以外には何物もないのであります
偖て昨年末計画の吾々の企業も帰還のおくれた爲に想はぬ悪條件下に晒され難航を続けましたが各縣支部長の限りなき熱意と各位の御協力並に元朝鮮総督府高官各位の御援助によりまして辛じて之を克服し最近会社創立の段階にまで漕ぎつけました事は洵慶に堪へないのであります
鉾り永引きました爲に一部では危惧の念を抱かれた方もあつたように伺ひますが現在の情勢下に於ては資金の獲得は難事中の難事で相當信用の基礎を有つてゐられる在來の人々ですら同じような状態に置かれてゐるのに引揚同胞の中でも殊に吾々北鮮組は文字通り裸一貫無一物の上に今日では一般世間の見方も段々冷却してきてゐますので個人の資金調達は勿論絶対不可能に近く團体と雖も常の手段では恐らく獲得出來ないのが実情であります　何故ならば全國五百万に余る引揚者に対し僅か十億圓ソコ〳〵の資金で救済しようとする政府の方針に既に大きな無理があるので是が獲得には皆様の御想像以上の困難を伴つたのであります　從て現在でも當初の計画に基く二〇縣の中此難關を突破し得ず放棄した縣もあり亦此苦難と現に戦いつゝある縣

十五日
劇山建設協力会北　東京都千代田区丸の内二ノ八仲一二号鉱六号同和鉱業内
池田佐忠　山口縣大津郡菱海村大字河原一〇七三

大原病害防除会北　出雲市今市町一三二〇
中村兵次　東京都杉並区阿佐谷三ノ四五六馬場虎次行方

芸河漁業協同組合北　東京都台東区御苑町一二四旧東京稲荷町一二四
下田實　東京都台東区御苑町一二四旧水内

昭和木材株式会社　東京都千代田区丸の内三ノ四二号南外屋事務所内
飯田三樹　東京都世田谷区若林町六二四

74

二號

1	遊仙鉱業	31	高見酒造
2	宇野商店	32	多獅島鉄道
3	兵頭鉱業	33	田中貢商店
4	鐘渕朝鮮販売	34	仁川産業
5	エタニットパイプ	35	朝鮮海陸運輸
6	朝日醤油	36	朝鮮アルミ
7	朝日醸造	37	朝鮮雲母開発
8	鐘渕京城販売	38	朝鮮衛生実験所
9	鐘渕朝鮮衣料	39	朝日製紙
10	鐘渕朝鮮商事	40	朝鮮朝日紙業
11	仝 (代鐘紡)	41	朝鮮小野田
12	鐘渕朝鮮水産	42	朝鮮鴨緑江水力
13	鐘渕西鮮重工業	43	朝鮮窒工業
14	鐘渕朝鮮造船	44	朝鮮加工織布
15	嘉納醸造	45	朝鮮火薬製造
16	咸南鉄道	46	朝鮮教学図書
17	元山北港	47	朝鮮漁業
18	小杉湊業商事	48	朝鮮栗本鉄工
19	光徳鉱山	49	朝鮮毛織
20	江華窯業	50	朝鮮鋼管販売
21	興亜産業	51	朝鮮鉱業振興
22	昌和工業	52	朝鮮勝天堂
23	城山農業	53	朝鮮三立製菓
24	親和鉱業	54	朝鮮人造石油
25	川内里鉄道	55	朝鮮住友軽金属
26	ソウルゴム	56	朝鮮ゴム工業
27	大陸重工業	57	朝鮮住友製鋼
28	第一被服工業	58	朝鮮製塩工業
29	大興鮮蒙交易	59	朝鮮福助足袋
30	大陸ゴム	60	朝鮮光学工業

陳情書 成業社 同私傭金拾
庄司時好 宮城縣名西郡岩沼町字町一〇八

藤本定海上保険株式会社 山口縣美禰郡秋吉村五〇四八 藤本定之
仝上

陳情書 事務員 宇都宮市伏見丘 柳山 新
仝上

陳情書 給料 同私傭金拾
名古屋市三蔵町上迫花八三五
白石義雄

75

41 朝鮮興業	〃	91 中島勢納部	
62 朝鮮再生工業	〃	92 朝鮮水産	
63 朝鮮刷子	〃	93 迫間興業	
64 朝鮮[illegible]工業		94 平戸商店	
65 朝鮮精機工業		95 富士ビルデング	
66 朝鮮製紙		96 平安自動車	
67 朝鮮製油		97 北鮮製紙化学	
68 朝鮮電気鉱金		98 北陽林業	
69 朝鮮雑貨黒鉛		99 日海土地	
70 朝鮮商事		100 日硬商事	
71 朝鮮製鋼所		101 日電興業	
72 朝鮮石炭配給		102 日本鉱産	
73 朝鮮繊維再生		103 日本海木材	
74 朝鮮大同工業		104 日本土建	
75 朝鮮武田薬品		105 馬山皮革	
76 朝鮮タンニン工業		106 藤羅少	
77 朝鮮曹達		107 森谷農場	
78 朝鮮ビタミン肝油		108 森永朝鮮販売	
79 朝鮮食鉱肉発		109 森農場	
80 朝鮮硫酸		110 利原鉄山	
81 朝鮮油脂		111 第一化学興業所	
82 朝鮮理研航空機		112 協和興産	
83 朝鮮林業開発		113 協助朝鮮販売	
84 朝鮮塩業		114 昭和酒類	
85 辻酒造		115	
86 辻本商店		116	
87 東亜化学工業		117	
88 東亜蚕糸		118	
89 東亜窯業		119	
90 中島商店		120	

嘉納無盡株式會社 手形部 昭和二二、三、末 各支店

山高商事株式会社 大阪市北区北浜一丁目三

秋田水産工業株式会社

朝鮮報知 手形部 代田区丸内二ノ八仲十二号館 心号同社

岩井友五郎 手形部 移並藤雄 二ノ一駐鉄鳥慶印方

96

61 朝鮮興業		91 中島夢商事	
62 朝鮮再生工業		92 朝鮮水産	
63 朝鮮刷子		93 迫商興業	
64 朝鮮印刷工業		94 平戸商店	
65 朝鮮精機工業		95 富士ビルデング	
66 朝鮮製紙		96 平安自動車	
67 朝鮮製油		97 北鮮製紙化学	
68 朝鮮電気興業		98 北陽林業	
69 朝鮮雑貨貿易		99 日海土地	
70 朝鮮商事		100 日頭商事	
71 朝鮮製鋼所		101 日電興業	
72 朝鮮石炭配給		102 日本鉱産	
73 朝鮮統制再生		103 日本海木材	
74 朝鮮大陸工業		104 日本土建	
75 朝鮮武田薬品		105 馬山皮革	
76 朝鮮タンニン工業		106 藤羅少	
77 朝鮮農業		107 森谷農場	
78 朝鮮ビタミン肝油		108 森永朝鮮販売	
79 朝鮮炭鉱開発		109 森農場	
80 朝鮮琺瑯		110 利原鉄山	
81 朝鮮油脂		111 第一化学興業所	
82 朝鮮理研航空機		112 協和興産	
83 朝鮮林業開発		113 福助朝鮮販売	
84 朝鮮煉炭		114 昭和酒類	
85 辻酒造		115	
86 辻本商店		116	
87 東亜化学工業		117	
88 東亜蚕糸		118	
89 東亜窯業		119	
90 中島商店		120	

77

二頁

1 遊仙鉱業		31 高見酒造	
2 宇野商店		32 多獅島鉄道	
3 英通鉱業		33 田中貢商行	
4 鐘淵朝鮮販売		34 仁川産業	
5 エターニットパイプ		35 朝鮮海陸運輸	
6 朝日醤油		36 朝鮮石ルミ	
7 朝日醸造		37 朝鮮雲母興発	
8 鐘淵京城販売		38 朝鮮衛生実験所	
9 鐘淵朝鮮衣料		39 朝日紙業	
10 鐘淵朝鮮商事		40 朝鮮朝日紙業	
11 公 (代鐘紡)		41 朝鮮小野田	
12 鐘淵朝鮮水産		42 朝鮮鴨緑江水力	
13 鐘淵西鮮重工業		43 朝鮮重工業	
14 鐘淵朝鮮造船		44 朝鮮加工織布	
15 帝鉤醸造		45 朝鮮火薬製造	
16 咸南鉄道		46 朝鮮教学図書	
17 元山北港		47 朝鮮漁業	
18 小杉湊業商事		48 朝鮮東本鉄工	
19 光徳鉱山		49 朝鮮毛織	
20 江華炭業		50 朝鮮鋼管販売	
21 興東産業		51 朝鮮鉱業振興	
22 昌和工業		52 朝鮮参天堂	
23 城山製業		53 朝鮮三立製薬	
24 親和鉱業		54 朝鮮人造石油	
25 川内里鉄道		55 朝鮮住友軽金属	
26 ソウルゴム		56 朝鮮ゴム工業	
27 大陸重工業		57 朝鮮住友製鋼	
28 第一機販工業		58 朝鮮製鉄工業	
29 大興鮮業交易		59 朝鮮福助足袋	
30 大理ゴム		60 朝鮮光学工業	

M3-80

引揚者の概況 ほか

海外事業

戦後対米中央協議会

369.37
Tsa177
35.26p
某ノ3校
山二文号
117

朝鮮部令

引揚者ノ概況別紙要

(イ) 引揚者ノ業態ハ戦災当時ノ状況ヲ資料ガナイカラ判然明ラカニナイガ昭和十七年ノ統計ニヨレバ

農業 六、一〇二戸
水産業 二、〇三七戸
工業 三、六八八戸
鉱業 六、八五四戸
商業 二八、二五七戸
交通業 一二、一三二戸
自由業 七四、九七三戸
其他ノ有業者 八、二四七戸
無職 八、一七三戸
合計 一七九、三五三戸

(ロ) テアルカラ引揚者ハ大体一八万戸八〇万人ト推算サレテオル

(ロ) 引揚状況

A 米軍占領地区デアル南鮮居住者五十余万人ハ早晩急帰還ヲ命セラレ帰還輸送モ計画的ニ行ハレ治安モ亦比較的ニ維持サレテ居タカラ無難ニ引揚ケルコトガ出来タ

持チ帰ヘリ得ル現金又財産ハ制限サレタノデアル

財産ノ大部分ハ遺留シテ北鮮居住者約三十万人ハ原則B ソ連占領地区デアル北鮮居住者約三十万人ハ原則トシテ帰還ヲ禁ゼラレ加之多クハ居宅ヲ追ハレテ所定ノ場所ニ収容サレ厳重ニ拘禁サレ時ニ或ハ掠奪ニ會ヒ不安極マリナク甚ダ闇物価ハ急騰シテ生活ノ苦難甚シク相互扶助ニヨツテ辛シテ生命ヲ保持シタトイフ状況デ遂ニ座シテ死ヲ待ツヨリハ寧ロ一ノ僥倖ニ賭ケテ脱出ヲ図ツテ断ク引揚ケルコトニ決シタ

2

人々テアル　其ノ悲境ナル有様ハ実ニ言語ニ絶シ
海外引揚者中他ニ比類ノ見ナイテアラウ
此等ノ人々ノ援護ト脱出ニ要シタ費用ハ一億円ニ
達スルト云ハレル　義侠的ナ援護者ノ帰還後ノ
生活苦ニ耐ヘ切レナイ　ノ融通シタ金ノ督促迫ル
漸ク急ト ナッテ 折角此ノ世ノ地獄トモ云フヘキ地ニ
咲イタ美シイ人情ノ花モ今ヤ法的手段ニヨッテ
解決シヤウトスル冷厳ナル事実ニ化サウトシテサル
玉民道義維持ノ点カラ観テモ大キナ問題テアル
主権ノ喪失ニヨッテ被ル玉民ノ苦難ノトンナモノデヤッタ
カハ実際ニ体験シタ者テナケレハ知ルコトノ出来ナイテ
アラウカ筆舌ノ尽シ得ル処テハナイ　速救サレル玉民ノ
引揚ハ政府ノ責任テハアルマイカ　速ヤカニ
政府ニ於テ適切ナル対策ノ講セラレンコトヲ希フニ
止マナイ

(ハ) 引揚者帰還後ノ状況

従来ノ職業或ハ勤務関係ニ基ヅキテ定レタル一部ノ人ヲ除イテ大多数ハ一応ノ親族友人重知已ノ地縁ナキ者ヲ辿リテ居住ヲ想像サレル朝鮮居住者ノ原籍地別ノ統計ニヨレバ大半ハ九州中国地方デアリ近畿、西日地方之ニ次ギ東北地方ニ至ルニ従ヒ稀薄トナッテヰルカラ概ネ北ノ濃度ト心ヲ敬在シタモノト観測サレル

(ニ) 引揚者ノ援護更生業務整理事務所

A 朝鮮関係残務整理事務ニ付テハ主トシテ官庁一般民間人ノ連絡斡旋ニ当ル

B 朝鮮引揚同胞世話会

東京本部ノ外名古屋、大阪、下関、福岡、熊本

松山、仙台ノ各地ニ相談所ヲ設ケ近隣地方ノ
引揚者ノ更生、援護、生業ノ指導等ヲ行ヒ
営ラレル

C 朝鮮事業者会
引揚法人ノ連絡機関ヲ各法人社員ノ援護外
法人ノ残務整理ノ指導等事業再開転換ノ斡
旋、金融機関トノ連絡等ニ当ル

(ナ)
引揚者ノ就業ノ状況
A 引揚者ノ職業ヲ通ジ青壮年層ノ人々ハ就職ハ
比較的容易ニアルガコレトテモ転入関係、
住宅関係、食糧事情等ノ制約サレテ多クハ安ン
トハ別ニ収入ノ状態ニ在ラテ甚ノ為メ余分ノ失費ヲ要シ
生活苦ノ環境ヲ脱シ得ラレナイ実情ニ在ル

B 税ニ四十歳ヲ超エタ人々ハ事務的ニモ技術的ニモ

多年ノ経験ヲ積ンダ優秀者デアルガ各職場
ノ職員組合[redacted]ノ反対ニ遭ヒ就職ノ恵マ
レナイデ有為ノ人々ガマーケット商人露天商人等ノ
転向シテアル状況デアル

二、引揚者ノ事業的転向ニ於ケル
(イ)農業部門
約六千戸三万人ガ引揚ヲ居ル
帰還後ハ農地制度ニ則リ自己所有地デナケレバ
自ラ耕スコトガ困難デアルカラ一般[redacted]農ノ如キハ至難ノ
状況デアル
帰還農民ノ中ニハ未墾地ヤ干拓地ノ開拓ニ従事シ多年
苦労ヲ重ネ漸ク経験ヲ積ンデ来タ人達ガ多数ニ居ル
此等ノ人々ニ未墾地或ハ干拓地ヲ賦与シタナラバ多年ノ
経験ヲ基ヲ立派ニ成功[redacted]ルデアラウ

(ロ)水産部門

約三千戸一戸人ヲ引揚ケテ居ル

沿岸漁業ノ外沖合漁業ノ経験者達ガ特ニ
鰯中肴網漁業機船底曳網漁業ニ従事シテ
居リ者ガ多数デル

下関ノ中心トシ其ノ他各地ニ於テ会社ヲ組織シ或ハ
個人事業トシテ事業ヲ開始スルモノ頗ル多数デル

特ニ対華貿易ヲ目指シ水産加工業ヲ計画シテ
居ル者モアル

各地ニ於テ製塩事業ヲ開始シタル者モ多数アル成績ハ
良好ノ模様デル

(八) 鑛業部門

約七千戸二万四千人が引揚テ居ル

朝鮮ニハ金銀銅鉛亜鉛タングステン等各種ノ鉱物ノ産出ヲ見ル所謂有望ナル鉱物ノ賦存地帯テアル

(二) 工業部門

約三万三千戸十万人が引揚ケテ居ル

朝鮮ニ於ケル工業ノ発展ハ最近ノコトテアルカラ技術者ノ除イテハ所謂熟練工ニハ乏シイカ全産業勃興ノ時ニ当リ多イカラ現下思想的ニ穏健ナル青年達ガ

[illegible]

居ル生産部門ニ関係スルコトガ出来レバ意外ノ効果ヲ
収メルコトガ出来ルカモ知レナイ

工業部門ノ中デモ電気事業ニ次イデ水量ガ多イ
巨大ナル発電工事ニ従事シテ居ル人々ノ多数ガ
一ツノ特異ノ存在デアルトモイフベキデアラウ

(ト) 商業部門

約二万八千戸十四万人ガ引揚テ居ル

(チ) 交通部門

約一万二千戸五万四千人ガ引揚テ居ル

(リ) 公務自由業部門

約七万五千戸三十万人ガ引揚テ居ル

(ヌ) 其ノ他有業者

約八千戸三万三千人ガ引揚テ居ル

10

(ロ) 無職者
約八千戸三戸人が引揚ケ居ル
三、計画実現上困難ナル点又之ガ解決ノ為ニ採ルベキ方法
(イ) 住宅ノ実例ニ鑑ミ之ヲ取扱フコトハ出来ナイカラ二三ノ例ヲ挙ゲレバ
(イ) 厚生省新設ノ共同作業場施設ニシテモ中央ニ於テハ引揚者ニ対スル優先的ニ考慮セラルル意図アルニモ不拘地方ニ於テハ計画ノ時機ガ遅レタ為メニアブレルカ既存ノ国鉄ヤ他ノ勢力ノ割肘ニヨリテ不成ニナッタモノモアル
中央ニ於テ引揚者ノ為ニ地元ニ徹底シテ居ラナイ
(ロ) 資金融通法ノ許可ノ件ヲ後援会ノ記録ガ
会記ノ事情ニ依リ之ヲ欠キ又ハ不備ナルモノアリ
私設ニ於ケル事業ニ対シテハ地方ニヨリ地元委員会ノ
其ノ外ニ於テモ事業ノ
ソノ外ニ於テ地方的ノ事情ヤ夫々ノ見解ニアルガラウガ

迅速ニ処理シテ折角設エラフシツケル再建ノ意味ヲ
シテ性切セレメナイヤウニ面意シテ貰イ
(ハ) 木工製材ノ共同作業場設置ノ許可ヲ得タノ外種ノ
統制ニ阻マレテ作業開始スルコトガ出来ナイ(ノ)カアル
(ニ) アラユル業種ヲ通ジ統制ノ枠ヲハメテ新設(拡張)ヲ禁止シ既存
製作業者ヲ中心トシテ再編成ヲ行ヒ其ノ外ノ者ハ再建ヲ望リ引揚事業者ヲ考慮スレバ再編成ガ
望マレイ
(ホ) 生産資金ノ貸付ニ対シ封鎖ヲ解除スルカ
今ノ封鎖ヲ継続スルニシテモ封鎖ノ額ヲ
強化スル様ナ高率ナ手数料ヲ取ラナイ様ニ
トノ交換ガ行ハレテイル(ノ)ニ対シ封鎖ヲ強化スル
而ニ於テハインフレ助長ノ原因トナラナイ様ニ
又ノ封鎖利子ノ扱ヒ等ニ徹底セシメタイ

10

(ヘ) 事業の計画実現上最困難な点は何ところも資金ノ
調達ですん、事業計画者は計画ノ実現ヲ阻止されハ
全部機関かんトカフケレドモ 金融機関ノ立場ヲ見レハ
計画者ハ勿論カ●利明セス 担保もない何等ノ
財産も持ヤ会セナイトヨウナ全部工ノ主要条件ニ欠ケ居ルカラ
後暫金融全部ノ立場ヲ明ラカニスルコト、
ヨウナラバ如何セバヨロシイカ

A 計画者ハ職見平脈ヲ信用スル事
事業ヲ成功セシムル為ニ必要ナル人物ナルヤ
B 現在ノ財的信用ヲ有スル者ナルヤ
ヲ調査シ且ツ後ノ如ク程度トヲ決定
等ヲ為シ居ルヤ

(ト) 新事業ノ実施ノ際ノ相互ノ関係
新事業ト既会ノ之等ノ利害ノ権衡ヲ持ツ為リ 新聞関係

(4) 委員ノ報酬ハ会ノ権限ニ属スル事ノ様ニ思ハレルガ如何ナル意味カ

A 事業ノ経営ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルコト

B 海外出張ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルコト

C 重要ナル人事ハ会ノ権限ニ属スルコト

D 報酬ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属シナイコト

(5) 委員ノ報酬ハ会ノ権限ニ属スルヤ

A 事業ノ経営ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

B 海外出張ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

C 重要ナル人事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

D 報酬ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属シナイヤ

(6) 委員ノ報酬ハ会ノ権限ニ属スルヤ

A 事業ノ経営ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

B 海外出張ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

C 重要ナル人事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

D 報酬ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属シナイヤ

(7) 委員ノ報酬ハ会ノ権限ニ属スルヤ

A 事業ノ経営ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

B 海外出張ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

C 重要ナル人事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

D 報酬ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属シナイヤ

(8) 委員ノ報酬ハ会ノ権限ニ属スルヤ

A 事業ノ経営ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

B 海外出張ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

C 重要ナル人事ハ会ノ権限ニ属スルヤ

D 報酬ニ関スル事ハ会ノ権限ニ属シナイヤ